

国立研究開発法人
新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）
委託調査

委託先：PT SBCS Indonesia

インドネシアにおける国際実証等の実施 に係る税務・輸出入・恩典等調査

2025年2月25日



PT SBCS INDONESIA

This report is mainly for the purpose of providing information and is not meant for solicitation or recommendation is use. The information within the report is judged based on the credibility of the company but the accuracy and the perfection of the information above is not guaranteed. Opinions and predictions written in the report are based on the writer's analysis at the point of reporting and is subjected to changes without notification. Scope of data and figure extraction may be random. Also, information that may contradict the above may have been sent out in the future. This report does not contain advice pertaining to any investment purpose. Should the content of this report be utilized for investment purpose, its is advised to carry out based on one's own judgment. The company shall not be responsible for any loss as a result of utilizing this report. This report is strictly for the use of the customers of the company who has directly received the above.

目次

1. 基礎情報	2
2. エネルギー業界の動向	32
3. 会社法・外国投資法関連情報	91
4. 輸出入関連情報	114
5. 進出にあたっての恩典関連情報	174
6. 税務関連情報	198
7. ビザ関連情報	211

1.基礎情報

■ インドネシアの基礎情報

項目	概要
国名	インドネシア共和国
面積	約192万km ²
人口	279.8百万人（2024年） 世界4位
GDP	2024年の名目GDP 22,139.0兆ルピア（約1.35兆米ドル*） 2024年の1人当たりGDP 4,960.3米ドル
首都	ジャカルタ
言語	インドネシア語
宗教	イスラム教（87.02%）、プロテスタント（7.43%）、カトリック（3.06%）、ヒンドゥー教（1.69%）、仏教（0.73%）、儒教（0.03%）、その他（0.04%）
民族	ジャワ（40.22%）、スンダ（15.50%）、バタック（3.58%）、スラウェシ（3.22%）、マドゥーラ（3.03%）、その他（34.45%）
政体	大統領制、共和制
議会	2024年10月より任期5年： ● 国会（DPR）：580名 ● 地方代表議会（DPD）：152名 ● 憲法の改正、大統領・副大統領の任期中の解任等を決定できる国民協議会（MPR）：732名（国会議員及び地方代表議員で構成）
税制	法人税：22%、個人所得税：累進式（最大35%）、付加価値税：11%（2025年2月1日より奢侈税の課税品目に対する付加価値税は実質的に12%に引上げ）

*) 2024年12月31日の為替レート（1ルピア=0.0000616585）でSBCS-が計算

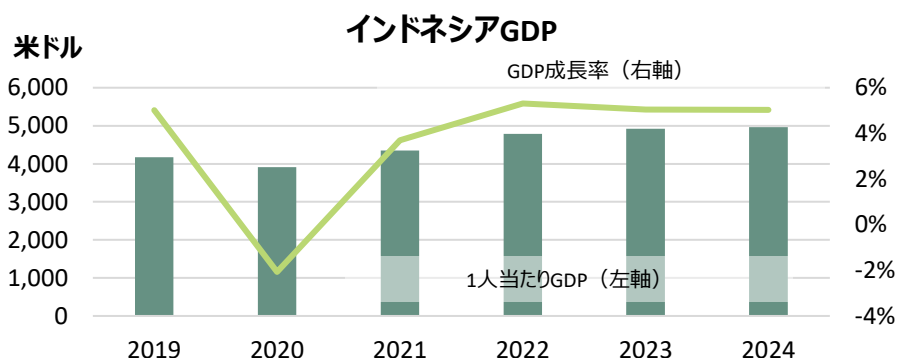
出所：世界銀行、労働省、宗教省、BPS

インドネシア経済は、堅調な国内消費を背景に安定した成長を継続

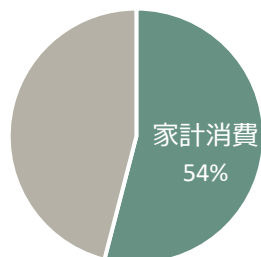
- インドネシアのGDPは、ASEANのGDPの約4割を占め、堅調な家計消費の伸びを背景に、毎年5%前後の成長を継続

インドネシアGDP概況

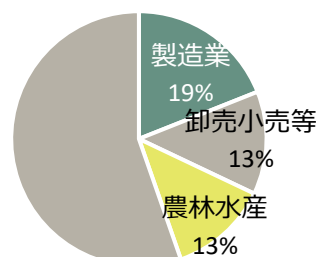
- GDPは安定的に5%前後の成長。ASEANのGDPの約4割を占める
- 5割強を占める家計消費（2024年4.9%成長）が成長ドライバー
産業別では製造業が19%を占め最大であるものの、総GDPへの寄与率は微減傾向



支出別GDP

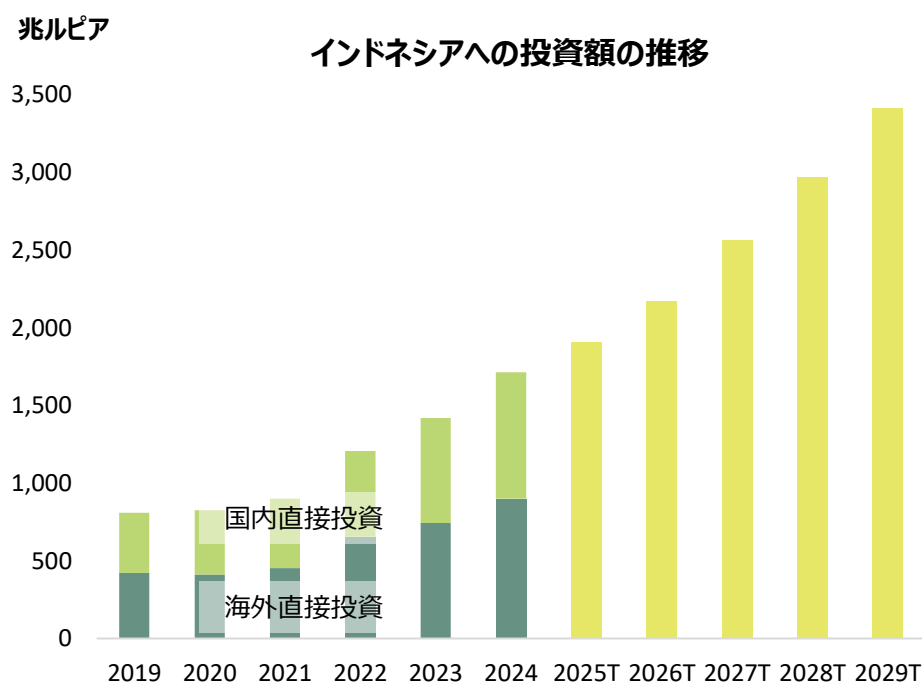


産業別GDP



インドネシア直接投資の状況

- 国内・海外直接投資額は堅調な成長を継続
 - FDIの産業部門別では2024年も卑金属部門が最大
 - FDIの国別ではシンガポール、香港、中国が上位



*) 2025年－2029年目標は内訳公表無し

出所：Jetro、BPS、BKPM

最大の輸出相手国は中国 日本は4位

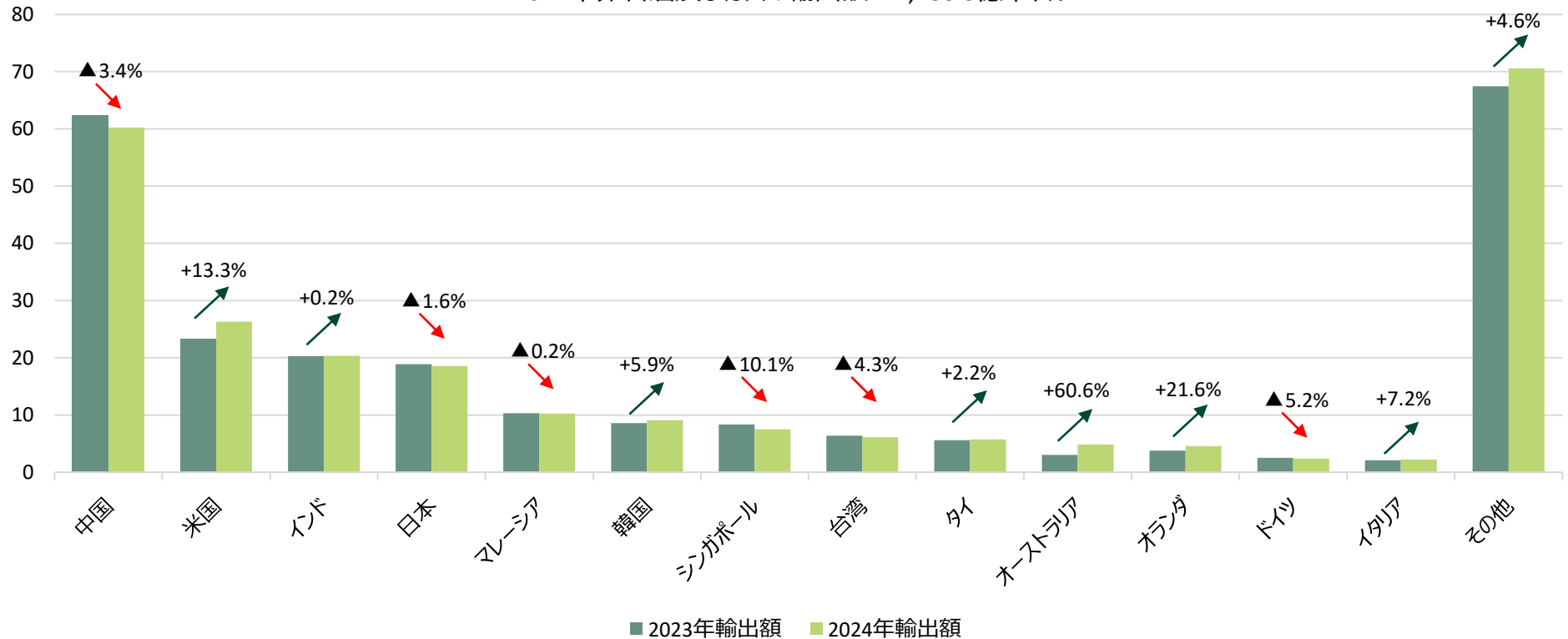
- インドネシアからの輸出は、中国・インドへの鉄鋼、ASEAN域内への車両の輸出が目立つほかは、大宗が資源類
- 2022年から2023年にかけてコモディティ価格低迷を主因にインドネシアの輸出額は減少していたが、2024年にかけては電子機器や貴金属・貴石の輸出額増加が輸出額全体を押し上げ

インドネシアからの輸出（非石油及びガスのみ）

十億米ドル

2023年非石油及びガスの輸出額：2,428.5億米ドル

2024年非石油及びガスの輸出額：2,488.3億米ドル



備考：インドネシア政府は輸出額と輸入額を非石油及びガスのセクターと石油及びガスのセクターに分類

石油及びガスのセクターとは、石油とガスのセクターのみを指す

非石油及びガスのセクターとは、農業や小売、鉱業など石油とガス以外のセクターを指す

出所：BPS

■ 輸入も中国が最大 日本は2位

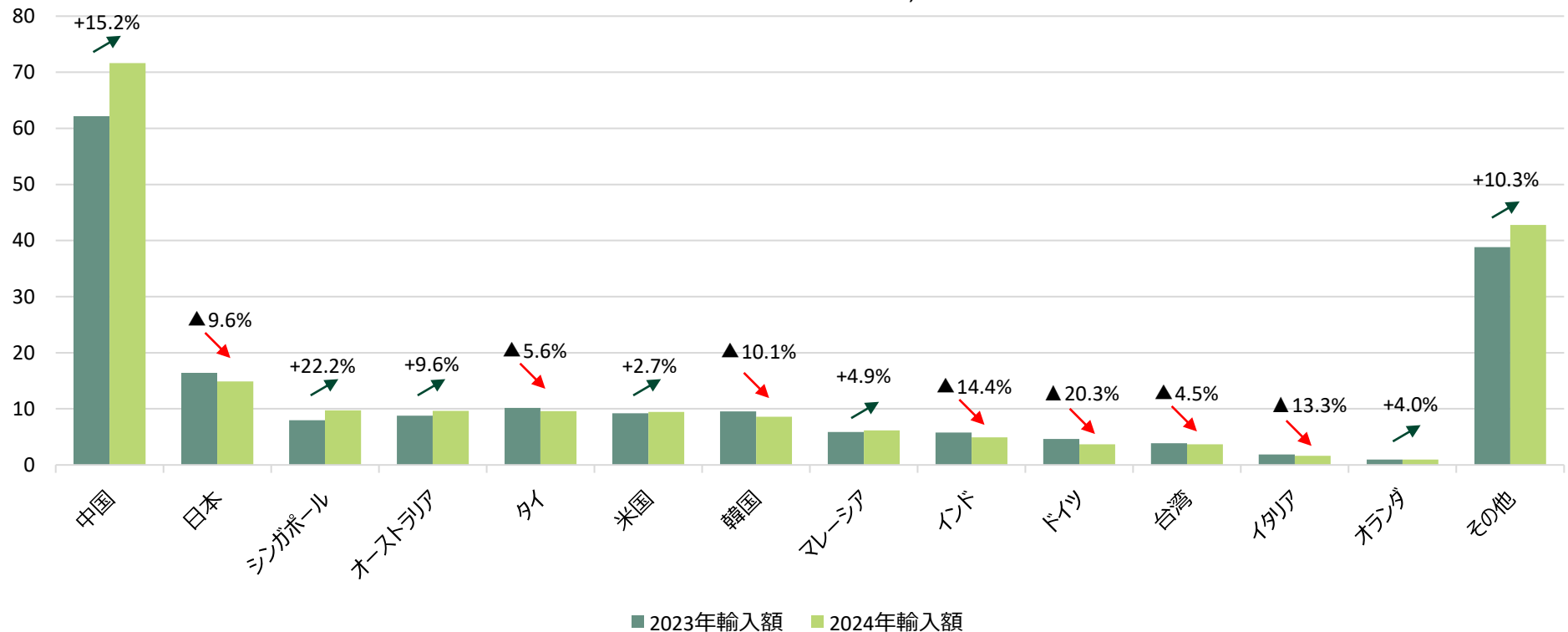
- 輸入については、工業生産用の資本財や電気機器のほか、資源類（鉱物性燃料）も相応に存在
- 2023年から2024年にかけての輸入額増加の主因としては、中国からの原子炉・ボイラーと電気機器の輸入額が前年比上昇したことが挙げられる

■ インドネシアへの輸入（非石油及びガスのみ）

十億米ドル

2023年非石油及びガスの輸入額：1,860.6億米ドル

2024年非石油及びガスの輸入額：1,973.8億米ドル



備考：インドネシア政府は輸出額と輸入額を非石油及びガスのセクターと石油及びガスのセクターに分類

石油及びガスのセクターとは、石油とガスのセクターのみを指す

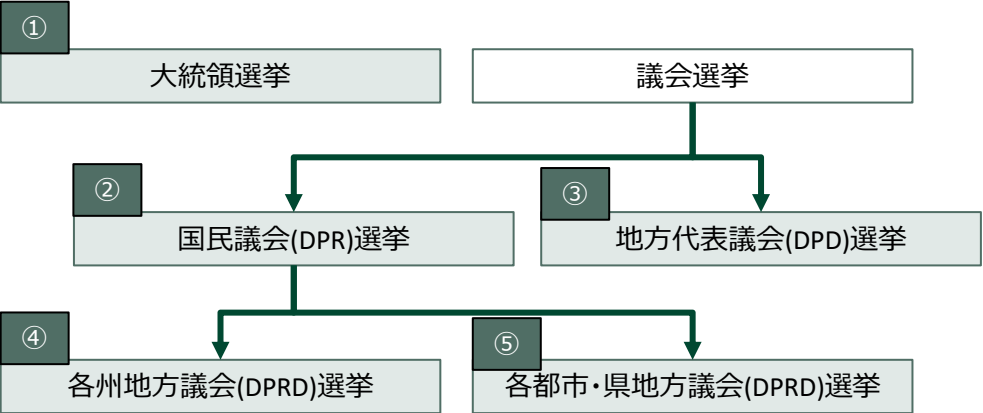
非石油及びガスのセクターとは、農業や小売、鉱業など石油とガス以外のセクターを指す

出所：BPS

2024年2月にインドネシア総選挙が実施された

- 2024年2月14日、新たな正副大統領、国民議会、地方代表議会、各州・都市・県地方議会の議員を選ぶ総選挙の投票が行われた

2024年総選挙の概要



立法機関	機能	2024年 議席数
国民議会(DPR)	立法・予算審議・大統領の行政監視等	580
地方代表議会(DPD)	国民議会への助言、地方自治体に関する法案を国民議会に提出し審議に参加等	152
各州地方議会(DPRD Provinsi)	州レベルの条例・予算審議・行政監視等	2,372
各都市・県地方議会(DPRD Kota)	都市・県レベルの条例・予算審議・行政監視等	17,510

2024年総選挙のスケジュール

日付	イベント
2月14日	総選挙投票日 (国民議会<DPR>、地方代表議会<DPD>、地方議会<DPRD Provinsi、DPRD Kota>)
3月20日	開票・集計期間
6月26日	大統領選挙の決選投票日* (初回投票で当選者が決まらない場合)
10月1日	国民議会(DPR)、地方代表議会(DPD)の新議員就任式**
10月20日	新正副大統領就任式

* 2024年2月14日の投票で大統領が決まらない場合、決選投票が行われる
** 地方議会 (DPRD Provinsi, DPRD Kota) の新議員就任式の日程は、地域によって異なる

総選挙の結果、プラボウォ氏が新大統領に

- インドネシア総選挙委員会は2024年3月20日にプラボウォ氏が58.59%の得票率を確保し、新大統領に選出されたことを発表した。一方、国民議会選挙では、プラボウォ氏を支持する政党の議席数は過半数に満たない結果となった
- その後、2024年10月21日の閣僚任命時点では、全ての国政政党がプラボウォ新大統領の支持を表明

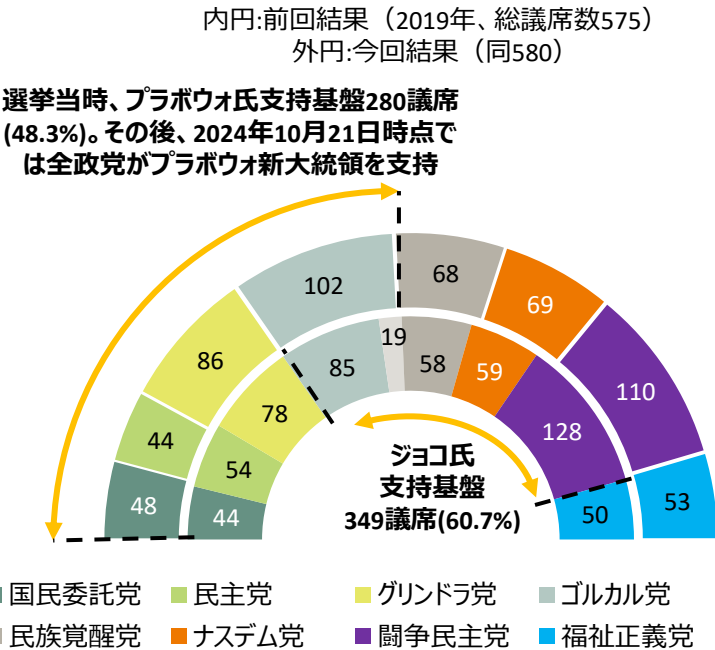
大統領選挙結果

- プラボウォ氏が50%超の票を獲得。過半の州で得票率20%以上という条件も満たし、決選投票が行われることなく新大統領に当選
- 2023年末まで世論調査での支持率がプラボウォ氏と拮抗していたガンジャル氏は、ジョコ政権に対し縁故批判を行ったこと、プラボウォ氏との違いを打ち出せなかったこと等により得票率を落としたと報じられた

大統領候補者	投票率
プラボウォ・スビアント	58.59%
アニス・バスウェダン	24.95%
ガンジャル・プラノウォ	16.46%

国民議会(DPR)選挙結果

- 選挙当時、ガンジャル氏を支持する政党である闘争民主党（PDI-P）が110議席と前回選挙から引続き最大政党となった。プラボウォ氏支持の政党は計280議席に止まった
- ただし、その後2024年10月21日時点では、全政党がプラボウォ新大統領支持を発表



前政権の政策を基本としているものの、一部で政策変更も

- プラボウォ大統領は脱炭素化への取組や高付加価値産業の育成等、ジョコ前大統領の政策を踏襲することを基本としているが、川下産業の育成に関しては対象を農水産業にも拡大させることを掲げており、保護主義的な側面が強まる可能性がある
- 社会関連については、最低賃金の計算方法見直しや国民の雇用安定化に向けたアウトソーシングへの規制導入等、労働分野に関して前政権からの政策変更を掲げており、人材マネジメントの観点でビジネス環境に影響を及ぼす可能性も

プラボウォ大統領の経済関連政策

テーマ	政策・目標
経済	GDP成長率目標：+8.0%
財務	経済活動の活性化による税収増
エネルギー トランジション	- ネットゼロエミッション実現の加速化 - エネルギーミックスにおける再生可能エネルギー比率引上げ（具体的な数値目標なし）
高付加価値産業 育成	- 天然資源関連の川下産業育成を継続し、農作物や水産物等にも対象を拡大 - 製造業における国産化率の引上げ
インフラ開発	経済成長促進へのインフラ開発（詳細未発表）
ヌサンタラ開発	ヌサンタラ開発を継続
防潮堤建設	ジャワ島に巨大防潮堤を建設

プラボウォ大統領の社会関連政策

テーマ	政策・目標
労働	1,900万人の雇用機会を創出し、失業率を引下げ - 最低賃金の計算方法の見直し - アウトソーシングの利用を制限
社会福祉	- 貧困率*目標：2029年に6%以下 2025年に貧困層向けに300万軒の住宅を提供
ヘルスケア	- 学校向け昼食の無償提供や妊婦向け栄養補助食品の提供により、発育障害率**を引下げ - 健康診断の無償提供 - サービス品質の高い病院を建設 - 国家医療保険及び社会保険のサービスを改善
教育	- 人間開発指数目標***：80点以上 - 教員給料を州レベルの最低賃金に合わせて引上げ

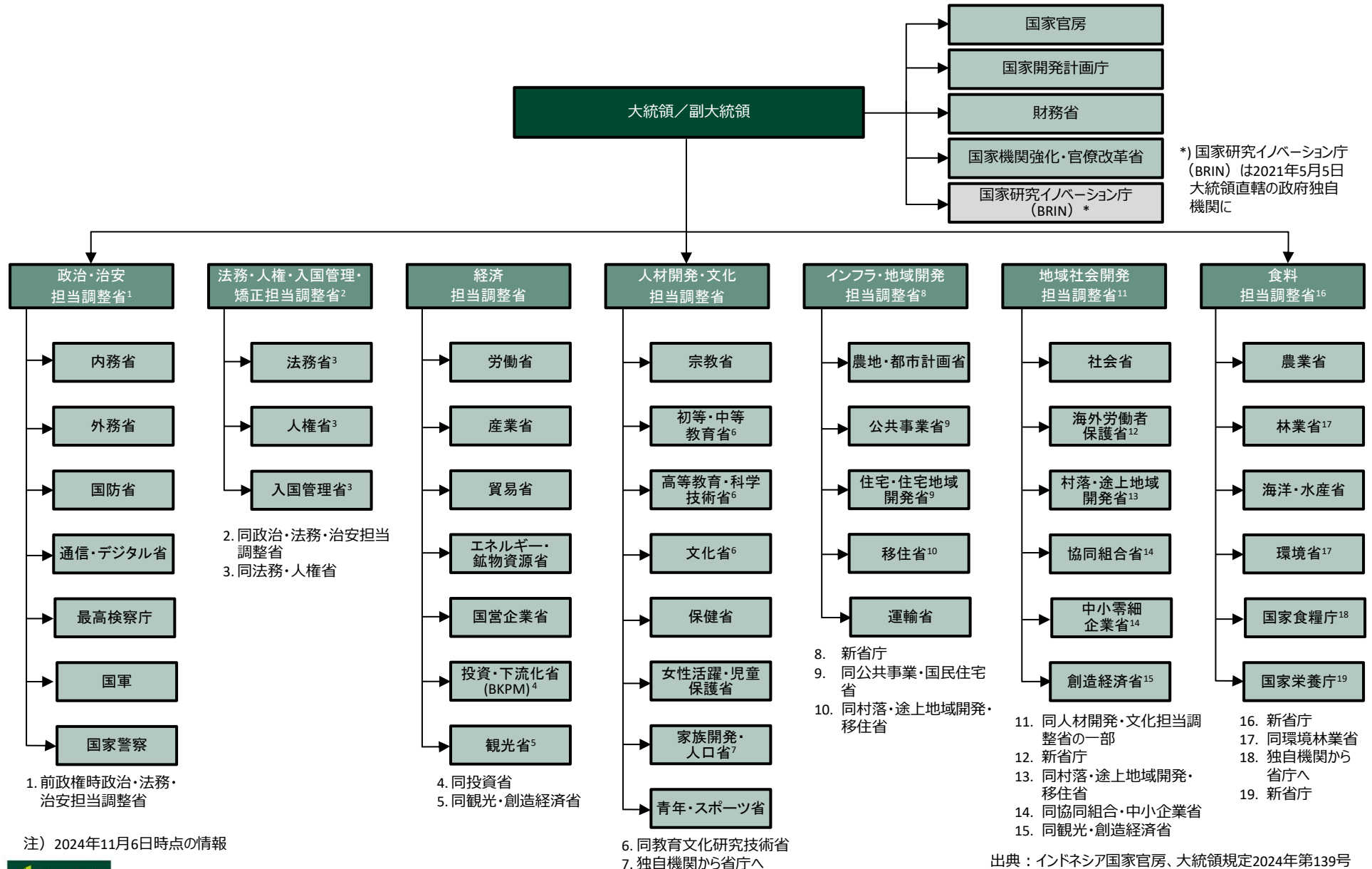
*) 消費支出が最小限の食料品とその他必需品を得るのに必要な金額以下の人口割合。2024年3月時点で月間消費支出582,932ルピア以下の人口割合と定義される

**) 日常的に栄養を取らず慢性的な栄養不足に陥り、年齢相応の身長まで成長しない子どもの割合

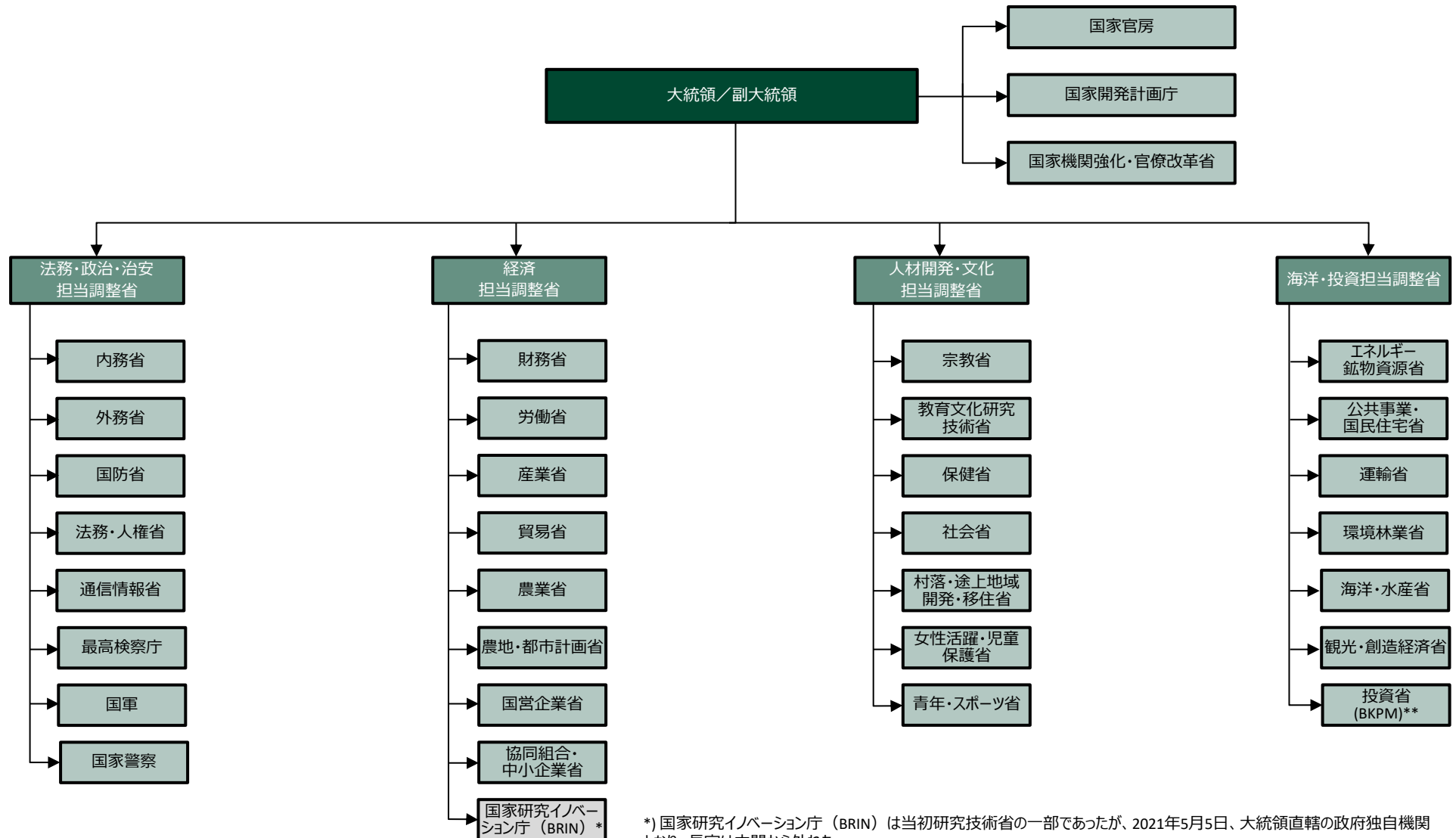
***) 国連開発計画による、健康長寿、知識へのアクセス、人間らしい生活水準という、人間開発の3つの基礎次元における長期的な前進を評価する総合指数

出典：インドネシア総選挙委員会

インドネシア共和国の政府組織図（プラボウォ政権／現政権）



(参考) インドネシア共和国の政府組織図 (ジョコ・ウィドド第2次政権／前政権)



*) 国家研究イノベーション庁 (BRIN) は当初研究技術省の一部であったが、2021年5月5日、大統領直轄の政府独自機関となり、長官は内閣から外れた

**) 当初大統領直轄の政府独自機関であったが、2021年4月28日、投資省 (BKPM) になり、大臣が内閣に

2024年10月21日任命：閣僚名簿（1）

- 大臣数は第2次ジョコ政権発足時の34名から48名へ大幅増。主要な経済関連大臣を中心に12名が前政権から留任
- 財政・経済運営の継続性を印象付けるも、内閣の肥大化に伴う政策調整の難航、実業家登用による利益相反の可能性に関する指摘も存在

写真	プロフィール
	大統領 President of Indonesia 名前：Prabowo Subianto（新任） 生年月日：1951年10月17日生まれ、73歳 出身：ジャカルタ特別州 所属政党：グリンドラ党 経歴等：グリンドラ党党首（2024年11月4日時点）、元国防相（2019-24年）、元陸軍戦略予備軍司令官
	副大統領 Vice President of Indonesia 名前：Gibran Rakabuming Raka（新任） 生年月日：1987年10月1日生まれ、37歳 出身：中部ジャワ州ソロ市 所属政党：－ 経歴等：中部ジャワ州ソロ市長（2021-24年）、Markobar（F&B事業）等のオーナー
	調整相（政治・治安） Coordinating Minister for Political and Security Affairs 名前：Budi Gunawan（新任） 生年月日：1959年12月11日生まれ、64歳 出身：中部ジャワ州ソロ市 所属政党：－ 経歴等：国家情報庁長官（2016-24年）、警察大將（2016年－現在）
	調整相（法務・人権・入国管理・矯正） Coordinating Minister for Legal, Human Rights, Immigration, and Penitentiary Affairs 名前：Yusril Ihza Mahendra（新任） 生年月日：1956年2月5日生まれ、69歳 出身：バンカブリトゥン州 所属政党：月星党 経歴等：月星党党首（1998-2005年、2015-24年）、家官房長官（2004-07年）

写真	プロフィール
	調整相（経済） Coordinating Minister for Economic Affairs 名前：Airlangga Hartanto（留任） 生年月日：1962年10月1日生まれ、62歳 出身：東ジャワ州スラバヤ市 所属政党：ゴルカル党 経歴等：ゴルカル党党首（2017-24年）、調整相（2019年－現在）、産業相（2016-19年）
	調整相（人材開発・文化） Coordinating Minister for Human Development and Culture 名前：Praktino（新任） 生年月日：1962年2月13日生まれ、63歳 出身：東ジャワ州ボジョネゴロ県 所属政党：－ 経歴等：国家官房長官（2014-24年）、ガジャマダ大学学長（2012-14年）
	調整相（インフラ・地域開発） Coordinating Minister for Infrastructure and Regional Development 名前：Agus Harimurti Yudhoyono（新任） 生年月日：1978年8月10日生まれ、46歳 出身：西ジャワ州バンドン市 所属政党：民主党 経歴等：民主党党首（2020年－現在）、土地空間計画相（2024年）、国家土地管理庁長官（2024年）
	調整相（地域社会開発） Coordinating Minister for People's Empowerment 名前：Abdul Muhaimin Iskandar（新任） 生年月日：1966年9月24日生まれ、58歳 出身：東ジャワ州ジョンバン県 所属政党：民族覚醒党 経歴等：国会（DPR）副議長（2019-24年）、民族覚醒党党首（2005年－現在）

注）2025年2月19日時点の情報

出典：インドネシア国家官房、各種公開資料

PT SBSC INDONESIA 12

2024年10月21日任命：閣僚名簿（2）

写真	プロフィール
	調整相（食料） Coordinating Minister for Food Affairs 名前：Zulkifli Hasan（新任） 生年月日：1962年5月17日生まれ、62歳 出身：ランバン州 所属政党：国民委託党 経歴等：国民委託党党首（2015年－現在）、商業相（2022-24年）、国会（DPR）副議長（2019-22年）
	国家官房長官 State Secretary Minister 名前：Prasetyo Hadi（新任） 生年月日：1979年10月28日生まれ、48歳 出身：東ジャワ州ンガウィ県 所属政党：グリンドラ党 経歴等：グリンドラ党執行部、国会（DPR）議員（2020-24年）
	内相 Internal Affairs Minister 名前：Muhammad Tito Karnavian（新任） 生年月日：1964年10月26日生まれ、60歳 出身：南スマトラ州パレンバン市 所属政党：－ 経歴等：内相（2019－現在）、警察長官（2016-19年）
	外相 Foreign Affairs Minister 名前：Sugiono（新任） 生年月日：1979年2月11日生まれ、46歳 出身：アチ州 所属政党：グリンドラ党 経歴等：グリンドラ党副代表、国会（DPR）議員（2019-24年）

写真	プロフィール
	国防相 Defense Minister 名前：Sjafrie Sjamsoeddin（新任） 生年月日：1952年10月30日生まれ、72歳 出身：南スラウェシ州マカッサル市 所属政党：－ 経歴等：国防副大臣（2010-14年）、退役軍人（陸軍中佐）
	宗教相 Religious Affairs Minister 名前：Nasaruddin Umar（新任） 生年月日：1959年6月23日生まれ、65歳 出身：南スラウェシ州ボネ県 所属政党：－ 経歴等：インドネシア最大モスクの指導者（2016－現在）
	法相 Law Minister 名前：Supratman Andi Agtas（新任） 生年月日：1969年9月28日生まれ、55歳 出身：南スラウェシ州ソッペン県 所属政党：グリンドラ党 経歴等：法務・人権相（2024年）、国会（DPR）議員（2014-24年）
	人権相 Human Rights Minister 名前：Natalius Pigai（新任） 生年月日：1975年12月25日生まれ、48歳 出身：中部バブア州パニアイ県 所属政党：－ 経歴等：国家人権委員会元委員

2024年10月21日任命：閣僚名簿（3）

写真	プロフィール
	入国管理・矯正相 Immigration and Penitentiary Affairs Minister 名前：Agus Andrianto（新任） 生年月日：1967年2月16日生まれ、58歳 出身：中部ジャワ州ブロア県 所属政党：－ 経歴等：国家警察副長官(2023-24年)
	財務相 Finance Minister 名前：Sri Mulyani Indrawati（留任） 生年月日：1962年8月26日生まれ、62歳 出身：ランブン州バンダールランブン市 所属政党：－ 経歴等：財務相(2016－現在)、世界銀行最高執行責任者・専務理事(2010-16年)
	初等・中等教育相 Primary and Secondary Education Minister 名前：Abdul Mu'ti（新任） 生年月日：1968年9月2日生まれ、56歳 出身：中部ジャワ州クドゥス県 所属政党：－ 経歴等：イムハマディヤ（イスラム社会団体）幹事長
	高等教育・科学・技術相 Higher Education, Science, and Technology Minister 名前：Brian Yulianto （新任、2025年2月19日の内閣改造にて任命*） 生年月日：1975年7月27日生まれ、49歳 出身：ジャカルタ特別州 所属政党：－ 経歴等：学者

写真	プロフィール
	文化相 Culture Minister 名前：Fadli Zon（新任） 生年月日：1971年6月1日生まれ、53歳 出身：ジャカルタ首都特別州 所属政党：グリンドラ党 経歴等：グリンドラ党副代表、国会(DPR)副議長(2014-19年)
	保健相 Health Minister 名前：Budi Gunadi Sadikin（留任） 生年月日：1964年5月6日生まれ、60歳 出身：西ジャワ州バンドン市 所属政党：国民委託党 経歴等：保険相(2020年－現在)、国営企業副大臣(2019-20年)
	社会相 Social Affairs Minister 名前：Saifullah Yusuf（新任） 生年月日：1964年8月28日生まれ、60歳 出身：東ジャワ州パスルアン県 所属政党：－ 経歴等：ナフダトゥール・ウラム（イスラム社会団体）幹部(2022年－現在)
	労相 Manpower Minister 名前：Yassierli（新任） 生年月日：1976年4月22日生まれ、48歳 出身：西スマトラ州パダン市 所属政党：－ 経歴等：学者

*）2025年2月19日、プラボウォ大統領は内閣改造を行い、高等教育・科学・技術相であるSatryo Soemantri Brodjonegoro氏から、Brian Yulianto氏へ交代となった

2024年10月21日任命：閣僚名簿（4）

写真	プロフィール
	海外労働者保護相（同庁長官） Migrant Workers Protection Minister 名前：Abdul Kadir Karding（新任） 生年月日：1973年3月25日生まれ、51歳 出身：中部スラウェシ州ドンガラ県 所属政党：民族覚醒党 経歴等：国会（DPR）議員（2009-24年）
	産業相 Industry Minister 名前：Agus Gumiwang Kartasasmita（留任） 生年月日：1969年1月3日生まれ、56歳 出身：ジャカルタ首都特別州 所属政党：ゴルカル党 経歴等：ゴルカル党顧問委員長、産業相（2019－現在）、社会福祉相（2018-2019年）
	貿易相 Trade Minister 名前：Budi Santoso（新任） 生年月日：1968年2月9日生まれ、57歳 出身：中部ジャワ州スコバルジョ県 所属政党：－ 経歴等：前貿易省事務次官
	エネルギー・鉱物資源相 Energy and Mineral Resources Minister 名前：Bahlil Lahadalia（留任） 生年月日：1976年8月7日生まれ、48歳 出身：西バプア州ファクファク県 所属政党：ゴルカル党 経歴等：投資相 / BKPM長官（2019-24年）、エネルギー・鉱物資源相（2024年－現在）、ゴルカル党党首

写真	プロフィール
	公共事業相 Public Works Minister 名前：Dody Hanggodo（新任） 生年月日：未公開 出身：東ジャワ州スラバヤ市 所属政党：民主党 経歴等：実業家（パーム油事業）
	住宅・住宅地域開発相 Housing and Settlement Minister 名前：Maruarar Sirait（新任） 生年月日：1969年12月23日生まれ、54歳 出身：北スマトラ州メタン市 所属政党：グリンドラ党 経歴等：実業家、国会（DPR）議員（2004-09年）
	村落・途上地域開発相 Villages and Underdeveloped Regions Development Minister 名前：Yandri Susanto（新任） 生年月日：1974年11月7日生まれ、49歳 出身：ブンクル州南ブンクル県 所属政党：国民委託党 経歴等：国民委託党副代表、国会（DPR）議員（2012-24年）
	移住相 Transmigration Minister 名前：M. Iftitah Sulaiman（新任） 生年月日：1977年3月10日生まれ、47歳 出身：バンテン州バンデゲラン県 所属政党：民主党 経歴等：退役軍人（陸軍の中佐）

2024年10月21日任命：閣僚名簿（5）

写真	プロフィール
	運輸相 Transportation Minister 名前：Dudy Pruwagandhi（新任） 生年月日：1970年9月23日生まれ、70歳 出身：北スラウェシ州マナド市 所属政党：－ 経歴等：国営電力会社PLN監査役（2020-24年）
	通信・デジタル相 Communication and Digital Affairs Minister 名前：Meutya Viada Hafid（新任） 生年月日：1978年5月3日生まれ、46歳 出身：西ジャワ州バンドン市 所属政党：ゴルカル党 経歴等：国会（DPR）議員（2009-24年）、MetroTVの記者（2001-08年）
	農相 Agriculture Minister 名前：Andi Amran Sulaiman（留任） 生年月日：1968年4月27日生まれ、56歳 出身：南スラウェシ州ボネ県 所属政党：－ 経歴等：農相（2014-19年、2023年－現在）
	林業相 Forestry Minister 名前：Raja Juli Antoni（新任） 生年月日：1977年7月13日生まれ、47歳 出身：リアウ州プカンバル市 所属政党：連帯党 経歴等：土地空間計画副大臣（2022-24年）、連帯党幹部

写真	プロフィール
	海洋・水産相 Maritime Affairs and Fisheries Minister 名前：Sakti Wahyu Trenggono（留任） 生年月日：1962年11月3日生まれ、62歳 出身：中部ジャワ州スマラン市 所属政党：－ 経歴等：海洋・水産相（2020－現在）、国防副大臣（2019-20年）
	農地・都市計画相 Agrarian Affairs and Spatial Planning Minister 名前：Nusron Wahid（新任） 生年月日：1973年10月12日生まれ、51歳 出身：中部ジャワ州グドウス県 所属政党：ゴルカル党 経歴等：国会（DPR）議員（2004-15年、2019-24年）、海外労働者保護庁長官（2014-19年）
	国家開発企画相（同庁長官） National Development Planning Minister 名前：Rachmat Pambudy（新任） 生年月日：1959年12月23日生まれ、65歳 出身：ジョグジャカルタ州 所属政党：グリンドラ党 経歴等：学者
	国家機関強化・官僚改革相 State Apparatus Empowerment and Bureaucratic Reform Minister 名前：Rini Widyantini（新任） 生年月日：1965年5月29日生まれ、59歳 出身：西ジャワ州バンドン市 所属政党：－ 経歴等：前国家機関強化・官僚改革省事務次官（2022-24年）

2024年10月21日任命：閣僚名簿（6）

写真	プロフィール
	国営企業相 SOE Minister 名前：Erick Thohir（留任） 生年月日：1970年5月30日生まれ、54歳 出身：ジャカルタ首都特別州 所属政党：－ 経歴等：国営企業相（2019－現在）、メディア事業を手掛けるマハカグループの創業者
	家族開発・人口相（同庁長官） National Population and Family Planning Minister 名前：Wihaji（新任） 生年月日：1976年8月22日生まれ、48歳 出身：中部ジャワ州スラゲン県 所属政党：ゴルカル党 経歴等：中部ジャワ州バタン市長（2017-22年）
	環境相（環境管理庁長官） Environment Minister 名前：Hanif Faisol Nurofiq（新任） 生年月日：1971年3月21日生まれ、53歳 出身：東ジャワ州ボジョネゴロ県 所属政党：－ 経歴等：環境林業省森林計画環境管理局（2023-24年）
	投資・下流化相（投資調整庁長官） Investment and Downstreaming Minister 名前：Rosan Perkasa Roeslani（留任） 生年月日：1968年12月31日生まれ、55歳 出身：ジャカルタ首都特別州 所属政党：－ 経歴等：投資相（2024年）、国営企業副大臣（2023年）、在米国のインドネシア大使（2021-23年）

写真	プロフィール
	協同組合相 Cooperatives Minister 名前：Budi Arie Setiadi（新任） 生年月日：1969年4月20日生まれ、55歳 出身：ジャカルタ首都特別州 所属政党：－ 経歴等：通信・情報相（2023-24年）、村落・後進地域開発・移住副大臣（2019-23年）
	中小零細企業相 MSME Minister 名前：Maman Abdurrahman（新任） 生年月日：1980年9月10日生まれ、44歳 出身：西カリマンタン州ボンティアナック市 所属政党：ゴルカル党 経歴等：国会（DPR）議員（2018-24年）
	観光相 Tourism Minister 名前：Widiyanti Putri Wardhana（新任） 生年月日：1970年12月8日生まれ、53歳 出身：シンガポール生まれ 所属政党：－ 経歴等：Teladan Prima Agro（パーム油や再エネ事業）取締役（2012-21年）、同社監視役（2021-24年）
	創造経済相（同庁長官） Creative Economy Minister 名前：Teuku Riefky Harsya（新任） 生年月日：1972年6月28日生まれ、52歳 出身：ジャカルタ首都特別州 所属政党：民主党 経歴等：民主党幹部、国会（DPR）議員（2005-24年）

2024年10月21日任命：閣僚名簿（7）

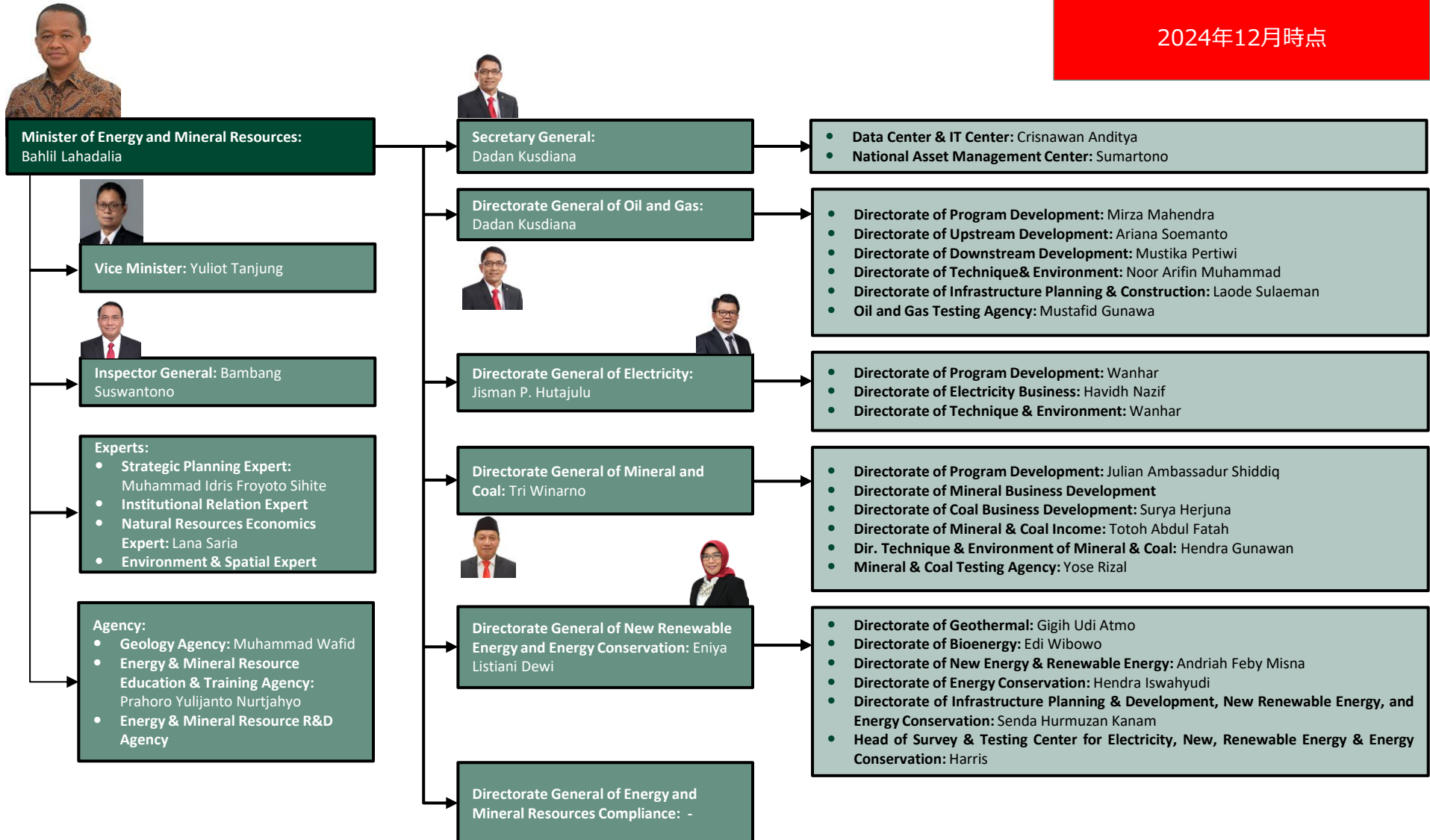
写真	プロフィール
	女性活躍・児童保護相 Women Empowerment and Child Protection Minister 名前：Arifatul Choiri Fauzi（新任） 生年月日：1969年7月28日生まれ、55歳 出身：東ジャワ州マドゥーラ島バンカン県 所属政党：－ 経歴等：ナフタドゥール・ウラマ（イスラム社会団体）
	青年・スポーツ相 Youth and Sports Minister 名前：Ario Bimo Nandito Ariotedjo（留任） 生年月日：1990年9月25日生まれ、34歳 出身：ジャカルタ首都特別州 所属政党：ゴルカル党 経歴等：Grupara Ventures（インベストメント・マネジメント）等のオーナー
	検事総長 Attorney General 名前：Sanitiar Burhanuddin（留任） 生年月日：1954年7月17日生まれ、70歳 出身：西ジャワ州チレボン市 所属政党：－ 経歴等：検事総長（2019－現在）
	国家情報庁長官 Head of State Intelligence Agency 名前：Muhammad Herindra（新任） 生年月日：1964年11月30日生まれ、59歳 出身：中部ジャワ州マグラム市 所属政党：－ 経歴等：国防副大臣（2020-24年）、国軍国防治安省監察総監（2018-20年）

写真	プロフィール
	大統領府長官 Chief of Presidential Staff 名前：AM Putranto（新任） 生年月日：1964年2月26日生まれ、60歳 出身：東ジャワ州ジェンベル市 所属政党：－ 経歴等：前国防相特別補佐
	大統領府広報室長 Chief of Presidential Communication Office 名前：Hasan Nasbi（新任） 生年月日：1979年10月11日生まれ、45歳 出身：西スマトラ州プキティンギ市 所属政党：－ 経歴等：調査機関Cyrus Networkの創業者、記者（2005-06年）
	国家経済諮問委員長 Head of National Economic Council 名前：Luhut Pandjaitan（新任） 生年月日：1947年9月28日生まれ、77歳 出身：北スマトラ州トバサモシル県 所属政党：ゴルカル党 経歴等：海事・投資担当調整相（2016-24年）、政治・法務・治安担当調整相（2015-16年）
	国家警察長官 Chief of Indonesian National Police 名前：Listyo Sigit Prabowo（留任） 生年月日：1969年5月5日生まれ、55歳 出身：マルク州アンボン市 所属政党：－ 経歴等：国家警察長官（2021年－現在）、国家警察犯罪捜査部長（2019-21年）

官庁長官・大臣級の役職

エネルギー・鉱物資源省の組織図

2024年12月時点

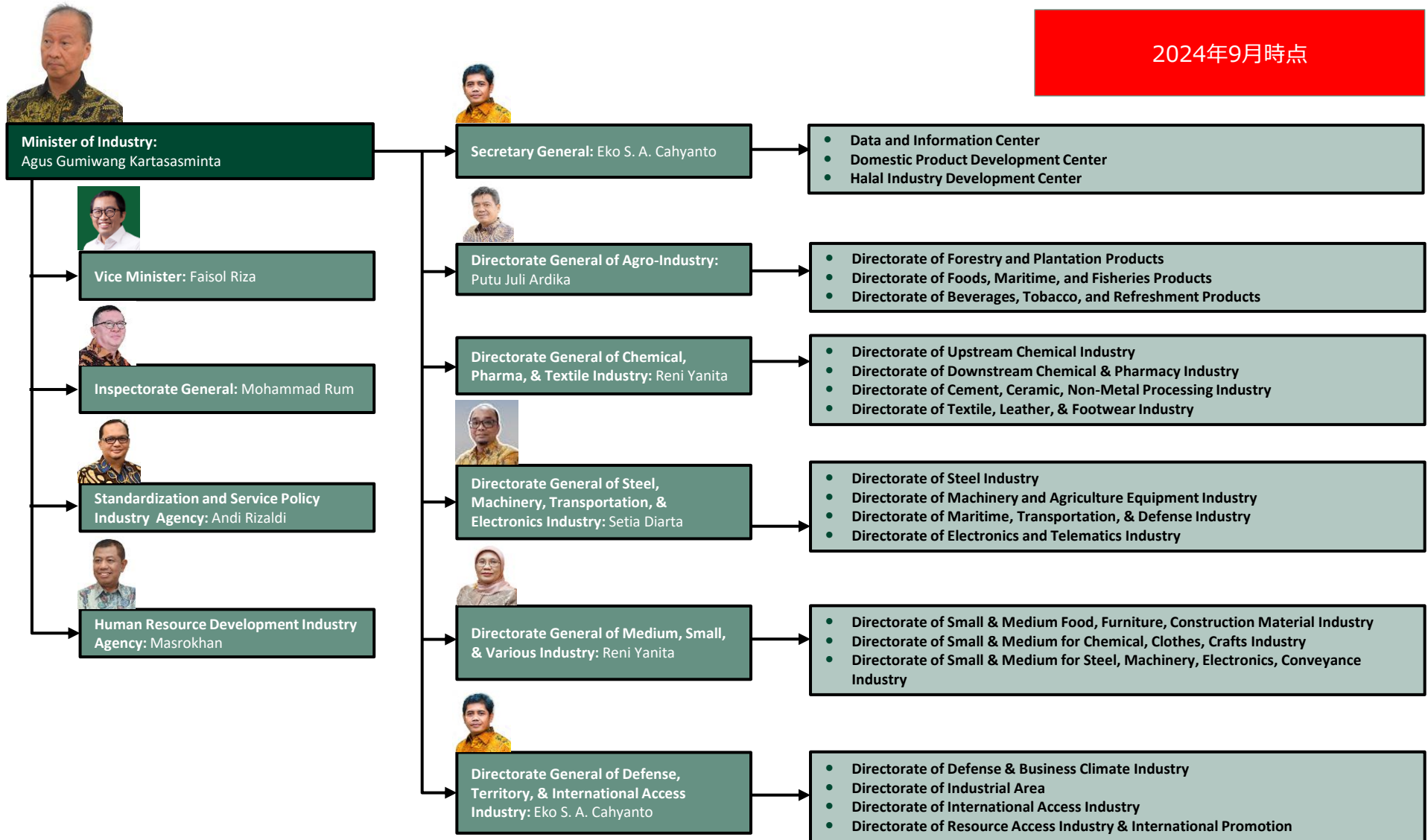


注) 2024年12月時点の情報

出典: エネルギー・鉱物資源大臣規定2021年第15号、エネルギー・鉱物資源省のウェブサイト

産業省の組織図

2024年9月時点



注) 2024年9月時点の情報

出典：産業省

国家研究イノベーション庁（BRIN）の組織図

2024年11月時点



BRIN長官: Dr. Laksana Tri Handoko



副長官: Amarulla Octavian



筆頭調査: Christianus Ratrias Dewanto
(以下3調査)



筆頭次官: Rr Nur Tri Aries
Suestiningtyas (以下5局)

技術サービスセンター



データ・情報センター: Hendro
Subagyo

研究機関

開発政策次官: Mego Pinandito
(以下1事務局と4局)



研究イノベーション政策次官:
Boediasoeti Ontowirjo
(以下1事務局と3局)



科学技術人材次官: Edy Giri Rachman
Putra
(以下1事務局と3局)



研究イノベーションインフラ次官:
Imam Hidayat
(以下1事務局と5局)



研究イノベーションファシリテーション次
官: Agus Haryono
(以下1事務局と4局)



研究イノベーション利用次官: R.
Hendrian
(以下1事務局と4局)



地方研究イノベーション次官: Yopi
(以下1事務局と3局)



- 地球・海事学研究機関: Ocky Karna Radjasa
- 生物・環境学研究機関: Andes Hamuraby Rozak
- 農業・食品研究機関: Puji Lestari
- 保健研究機関: NLP Indi Dharmayanti
- 考古学・言語学・文学研究機関: Herry Jogaswara
- 社会学・人文科学研究機関: Ahmad Najib Burhani
- 原子力研究機関: Syaiful Bakhri
- ガバナンス・経済・社会福祉研究機関: Agus Eko Nugroho
- エネルギー・製造技術研究機関: Cuk Supriyadi Ali Nandar
- ナノテク・材料技術研究機関: Ratno Nuryadi
- 電子・情報技術研究機関: Budi Prawara
- 航空・宇宙研究機関: Robertus Heru Triharjanto



写真



プロフィール

国家研究イノベーション庁（BRIN）長官
Head of National Research and Innovation Agency
(BRIN)
名前: Dr. Laksana Tri Handoko (留任)
生年月日: 1968年5月7日生まれ、55歳
出身: 東ジャワ州マラン市
所属政党: -
経歴等: インドネシア科学院 (LIPI) 院長 (2018年 -
2021年)

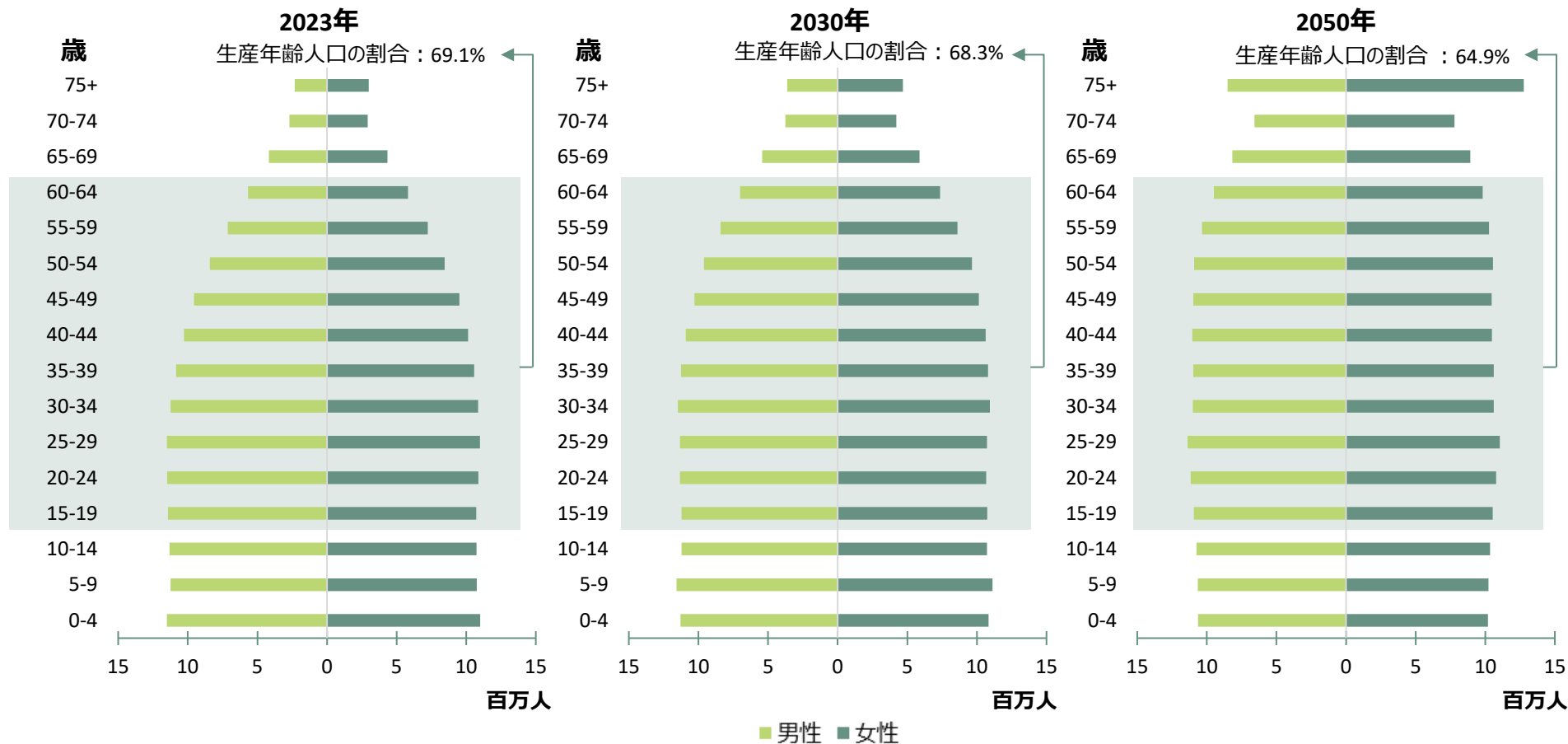
注) 2024年11月時点の情報

出典: BRIN

インドネシアは人口ボーナス期が継続

- 2023年、インドネシアの総人口に占める15歳から64歳までの生産年齢人口の割合は69.1%となり、依然インドネシアは人口ボーナス期*にある
- インドネシア統計庁（BPS）は2050年も人口ボーナス期が継続するとしているものの、生産年齢人口の割合は今後減少すると予測している

インドネシアの人口ピラミッド**



*) BPSは生産年齢人口（15歳から64歳までの人口）がその他の人口よりも多い状態と定義

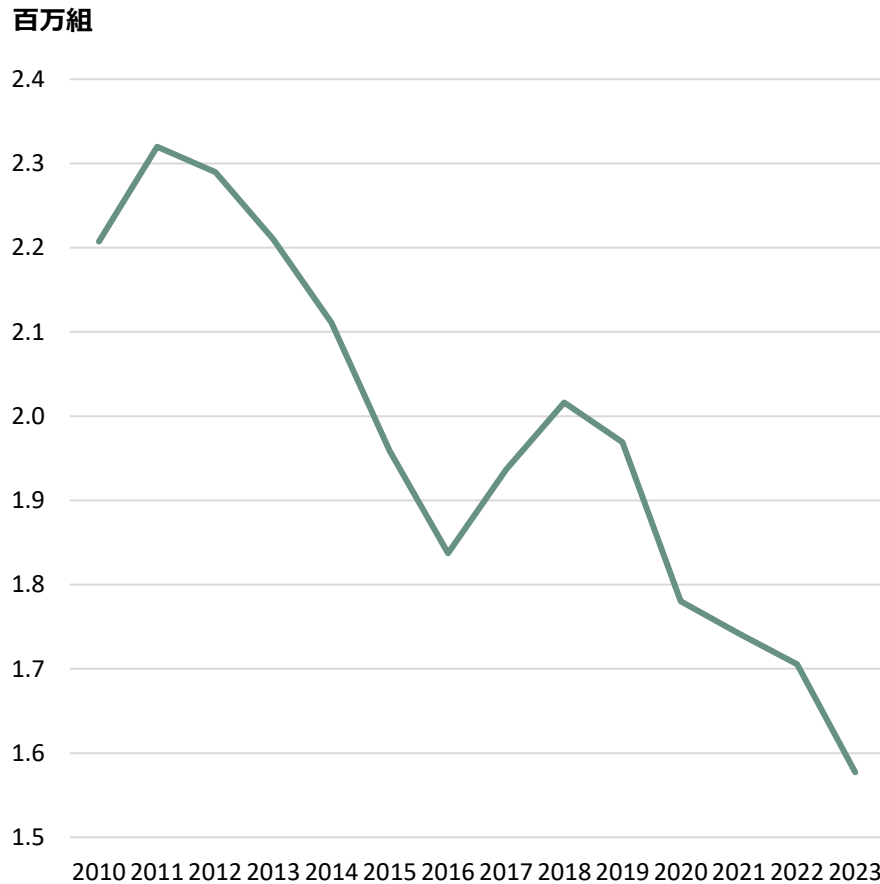
**) BPSによる人口分布データに基づき、生産年齢人口の割合をSBCS Indonesiaにて算出

出典：BPS

インドネシアの新婚夫婦数と出生率は減少傾向

- 2023年のインドネシアの新婚夫婦数は2012年対比で減少し、出生率も減少傾向にある

インドネシアの新婚夫婦数の推移



注) 上記のデータはイスラム教徒の新婚夫婦のみを対象としている

出典：宗教省イスラム制度総局、BPS

インドネシアの出生率の推移



注) 出生率とは女性1人が生涯に出産する子どもの人数を指す

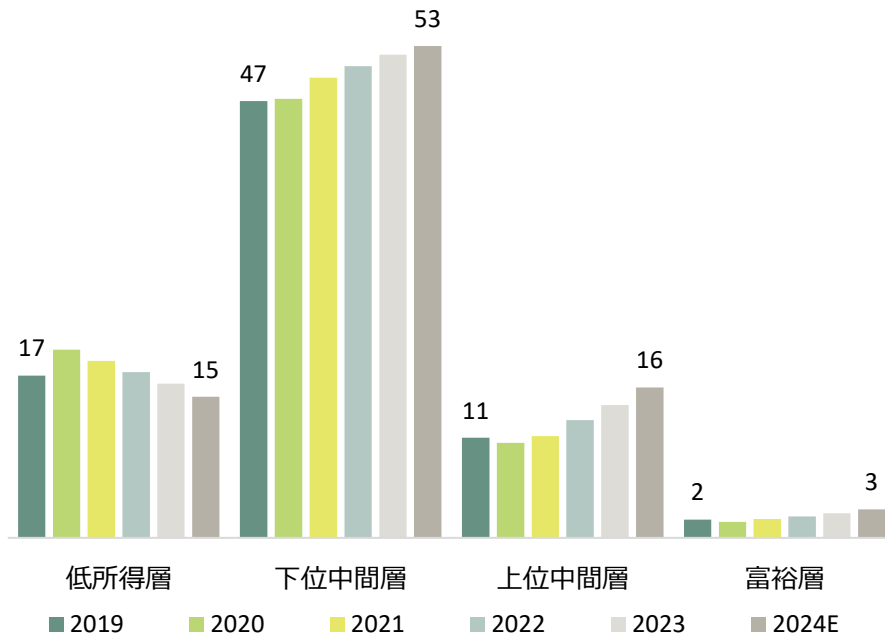
出典：国際連合、Fitch Solutions

家計所得ベースでの中間層は増加傾向

- インドネシアの家計所得別中間層の人口は2019年から2024年にかけてインドネシアにおける最低賃金の上昇に伴い、増加傾向にある

インドネシアにおける家計所得ベースの世帯数

百万世帯



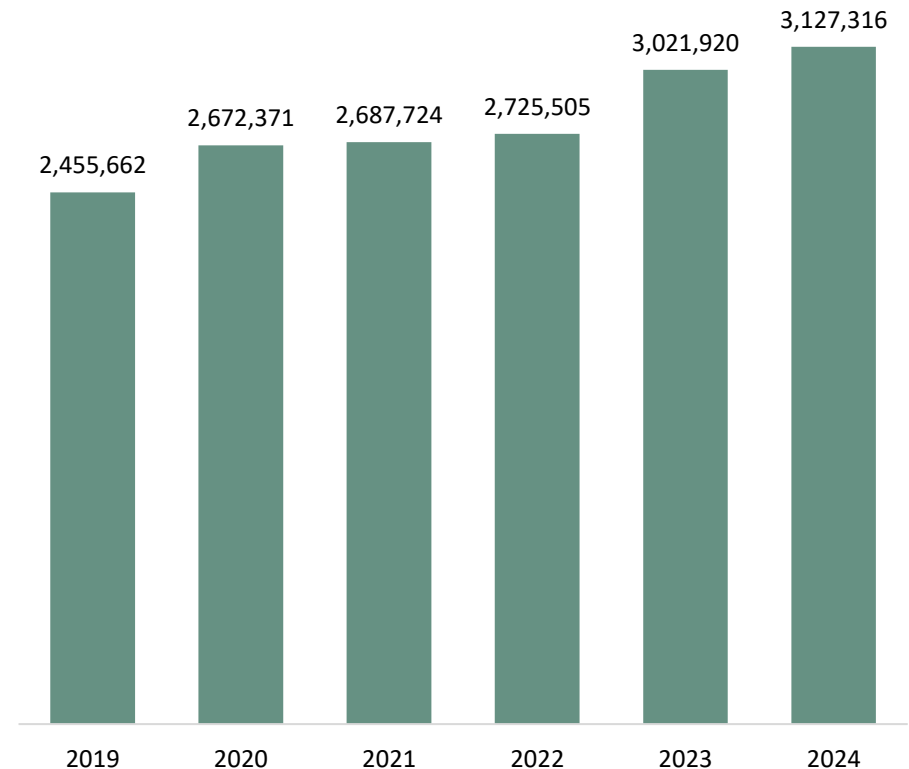
注)

- 2024年のデータは予測値となっている
- 日本の経済産業省による以下定義に基づき世帯数を分類：
 - 低所得層：年間可処分所得5,000米ドル未満の世帯
 - 下位中間層：年間可処分所得5,000以上15,000米ドル未満の世帯
 - 上位中間層：年間可処分所得15,000以上35,000米ドル未満の世帯
 - 富裕層：年間可処分所得35,000米ドル以上の世帯

出典：Euromonitor

インドネシアにおける最低賃金の推移（月間ベース）

ルピア



注)

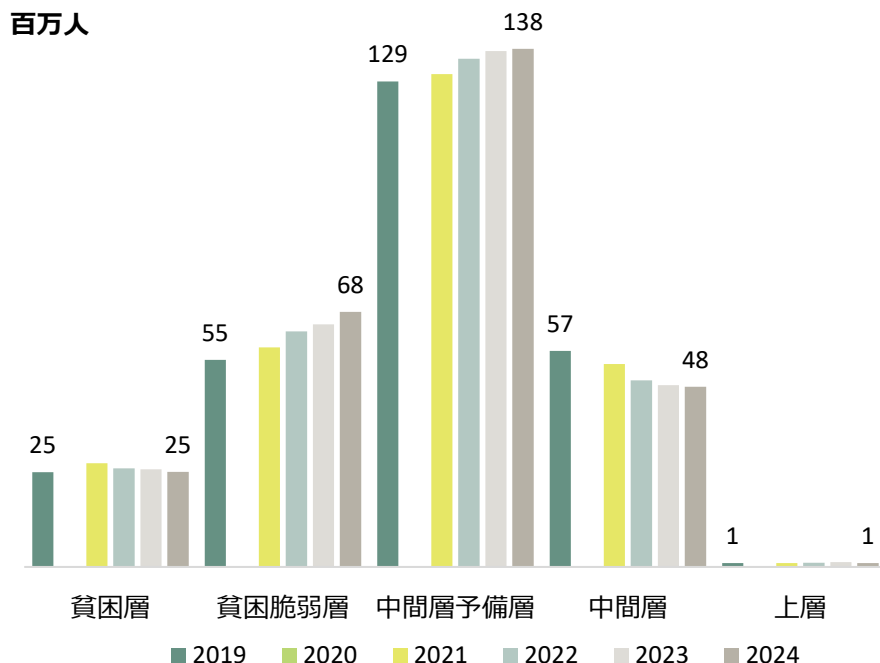
- 2019年－2022年のデータは34州最低賃金の平均値
- 2023年－2024年のデータは38州最低賃金の平均値

出典：労働省

一方、個人消費支出ベースでの中間層は減少傾向という調査結果も

- インドネシア統計庁（BPS）のデータによると、インドネシアの消費支出別中間層の人口は2019年から2024年にかけて減少傾向にある。新型コロナ後、金利高止まり・インフレの影響により中間層の購買力の回復が遅れているものとみられる

インドネシアにおける消費支出別人口

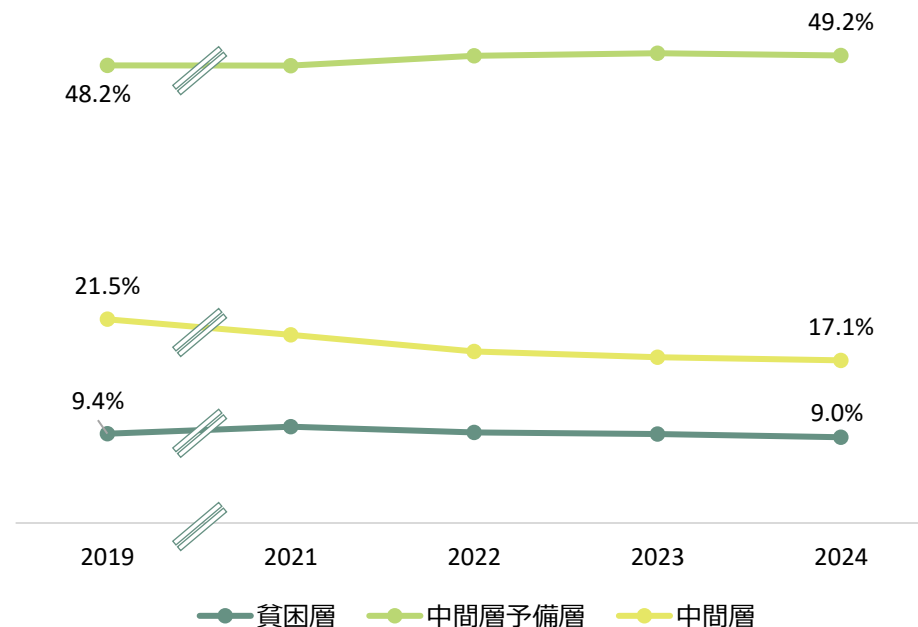


出典：BPS

注)

- 2020年は新型コロナの影響によりデータ無し
- BPSは貧困線を月間消費支出582,932ルピア（2024年3月時点）と定義
- BPSは世界銀行による定義に基づき、各消費支出人口を定義のように定義している：
 - 貧困層とは月間消費支出が貧困線以下（582,932ルピア以下）の人口
 - 貧困脆弱層とは月間消費支出が貧困線の1.0～1.5倍（582,932ルピア～ 874,398ルピア）の人口
 - 中間層予備層とは月間消費支出が貧困層の1.5～3.5倍（874,398ルピア～2,040,262ルピア）の人口
 - 中間層とは月間消費支出が3.5～17倍（2,040,262ルピア～ 9,909,844ルピア）の人口
 - 上層とは月間消費支出が貧困層の17倍以上（9,909,844ルピア以上）の人口

インドネシア総人口に占める消費支出別人口の割合



出典：BPS

インドネシアにおける行政区分

- インドネシア政府は行政区分を州、県・都市、群、区・町、町内会、隣組に区分

インドネシアにおける行政区分の概要

行政区分	首長	備考
州 (Provinsi)	知事	2025年2月21日時点で38州 - 州は最低5つの県・都市で構成
県 (Kabupaten) / 都市 (Kota)	- 県の場合：県長 (Bupati) - 都市の場合：市長 (Walikota)	- 県と都市は同じレベルの行政区 - 県は最低5つの群、都市は最低4つの群で構成
群 (Kecamatan)	郡長 (Camat)	県に位置する群は最低10の区・町、都市に位置する群は最低5つの区・町で構成
区 (Kelurahan) / 町 (Desa)	- 区の場合：区長 (Lurah) - 町の場合：町長 (Kepala Desa)	- 区と町は同じレベルの行政区。都市部に位置するものは区、地方部に位置するものは町 - 県長・市長は公務員を区長として任命する一方、町長は町長選挙で決定 - 地域によって区・町の構成が異なる（ジャワ及びバリの場合、区は面積3平方キロメートルあたり最低人口8,000人もしくは1,600世帯で構成）
町内会 (Rukun Warga/RW)	町内会長 (Ketua RW)	地方によりRWの構成は異なる（ジャカルタ特別州の場合、8–16の隣組（RT）で構成）
隣組 (Rukun Tangga/RT)	隣組長 (Ketua RT)	地方によりRTの構成は異なる（ジャカルタ特別州の場合、80–160世帯で構成）

出典：法律2014年第23号及びその改正規定、法律2014年第6号及びその改正規定、政令2018年第17号、ジャカルタ首都特別州知事規定2022年第22号

インドネシアの特別行政区

- インドネシアには特別な自治権をもつ5つの特別行政区が存在

インドネシアの特別行政区

項目	アチェ州	ジャカルタ首都特別州*	ジョグジャカルタ特別州	パプア州	西パプア州
特例	イスラム法に基づく州条例を制定する自治権	経済の中心地として自治権をもつ	ジョグジャカルタの王（スルタン）とその公爵（パクアラム公）がそれぞれ知事と副知事に就任**	- 自然資源や文化を管理する自治権 - パプア人のみが知事や地方議員に立候補することができる***	- 自然資源や文化を管理する自治権 - パプア人のみが知事や地方議員に立候補することができる***

*) 2024年9月10日時点で、インドネシアの首都はジャカルタ。インドネシア大統領がヌサンタラ首都移転に関する大統領決定に署名すると、ジャカルタの州名が「ジャカルタ首都特別州」から「ジャカルタ特別州」に変更となると同時に、ヌサンタラも首都特別州へ変更となる

**) ジョグジャカルタ王族はスルタン制度でインドネシア独立前からこの地域を治めており、現在もジョグジャカルタの王とその公爵が統治している

***) インドネシアにおいて、議員や知事の候補者は一般的に民族に関する条件はない

出典：法律2001年第21号、2006年第11号、2012年第13号、2024年第2号

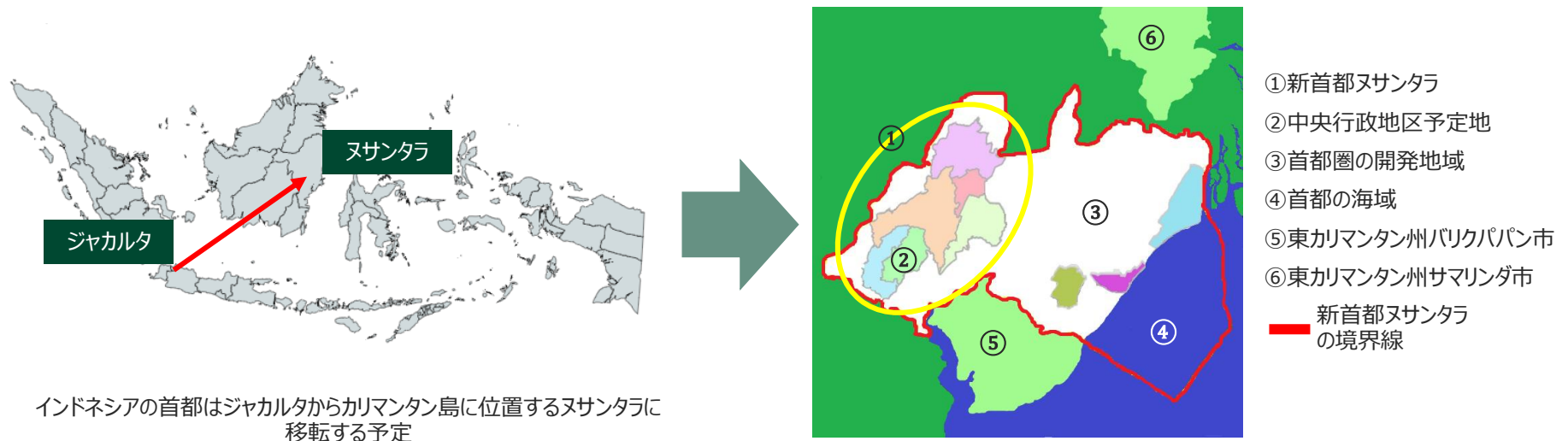


出典：Map Chart

インドネシアの首都はジャカルタからヌサンタラに移転予定

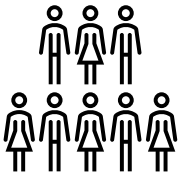
- 2019年4月29日、ジョコ前大統領はインドネシアの首都をカリマンタン島に移転する計画を発表
- 首都移転の背景としては、首都ジャカルタに政治、商業、金融の機能が集中しており、インフラ上の負担が大きいと説明
- 大統領がヌサンタラへの首都移転に関する大統領令決定を承認すると、ヌサンタラが正式に首都となりインドネシアの特別州の1つとなる

新首都ヌサンタラの位置及び行政区の計画



出典：新首都ヌサンタラ開発庁

首都移転の背景


ジャワ島の人口過密解消
(総人口の56%がジャワ島に集中)


ジャカルタでは大渋滞が
頻繁に発生


ジャカルタでは洪水が
頻繁に発生

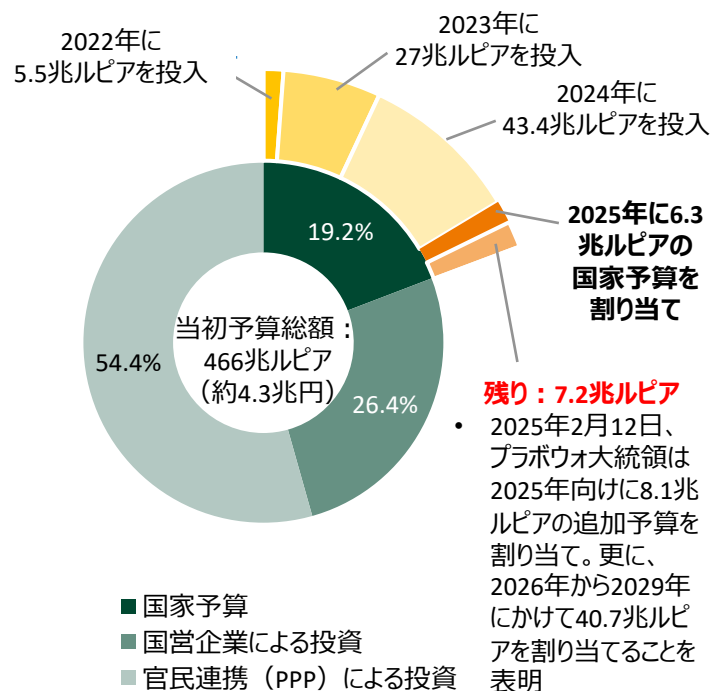

ジャワ島外の経済成長を
加速化

出典：国家官房

現状、ヌサンタラの建設は国家予算によるものが中心

- インドネシアの2020年－2024年中期国家開発計画において、ヌサンタラの建設費用総額として466兆ルピアを計上。内訳として19.2%を国家予算、80.8%を国営企業や官民連携による投資で賄う計画。しかし、2025年1月10日時点で、建設のほとんどが国家予算によるもの
- 2024年9月12日時点で、インドネシア政府は企業によるヌサンタラへの投資意向表明書を423件受け付けたと発表。インドネシア国内企業を除けばシンガポール、中国、日本、マレーシア、韓国が件数上位5国

ヌサンタラ建設の資金計画及び実現投資額

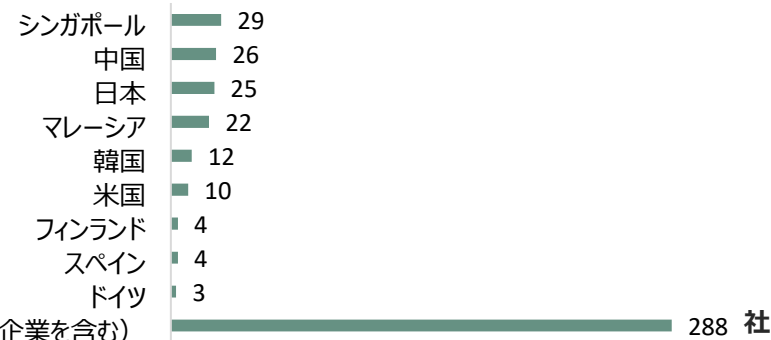


注）2025年2月13日時点情報

出典：各種報道

ヌサンタラへの投資意向表明書を提出した国内外企業

投資意向表明書を提出した企業数：423社



注）2024年8月3日時点の情報

出典：Katadata

外国企業による投資事例

会社名	投資事業	投資額	着工日
デロニックスグループ（中国）	ショッピングモール、ホテル、アパート	5,000 億ルピア	2024年 9月25日
マグナム・エステート（ロシア）	複合用途開発（アパート、商業施設等）	5,000 億ルピア	
オーストラリアン・インデペンデント・スクール（オーストラリア）	国際学校	1,500 億ルピア	

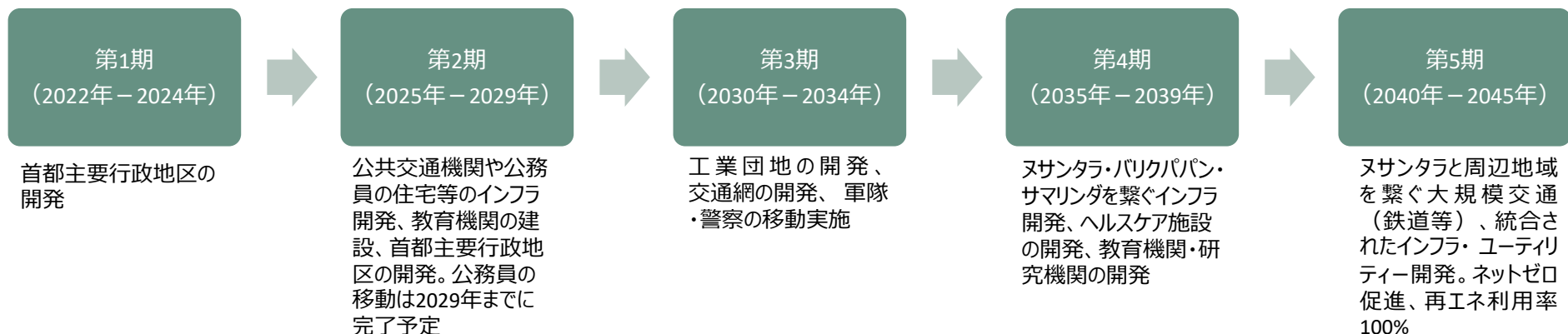
上記の3社はヌサンタラで初めて建設着工を行う外国企業となった

出典：各種報道

ヌサンタラの開発は2045年に完了予定。既に一部のインフラが開業済

- インドネシア政府は現在ヌサンタラ中央行政地区（省庁のオフィスや高速道路などのインフラ）を中心に開発中。全体の開発は2045年完了予定
- 2024年9月4日時点で、一部の省庁オフィスやインフラなどが開業

新首都ヌサンタラの開発計画



出典：大統領規定2022年第63号、ヌサンタラ首都行政庁 (OIKN)

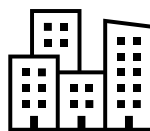
ヌサンタラの主要建設案件



大統領宮殿の建設完成。ジョコ前大統領は2024年7月28日よりヌサンタラで執務



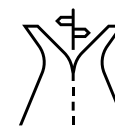
調整省オフィスの一部が利用可能に



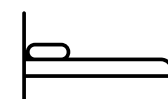
公務員向けアパートの一部（14棟、600ユニット）が利用可能に



ヌサンタラ空港の一部が2024年9月12日より開業。2024年末に建設工事完了の予定。ヌサンタラ空港は当初VIP専用空港とされるが、2030年目途に民間開放



バリクパパン～ヌサンタラの高速道路の建設工事。開業は2025年以降予定



5星ホテル「Swissotel Nusantara」は2024年8月17日開業

注）2024年9月4日時点の情報

出典：報道記事

インドネシアの経済特区

- 各経済特区の詳細は右記ウェブサイトご参照：<https://kek.go.id/investment/distribution>



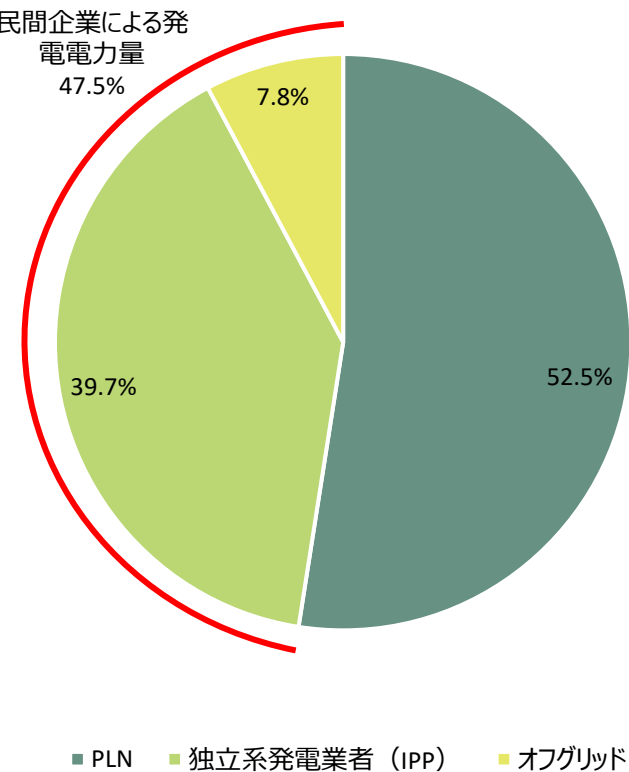
2.エネルギー業界の動向

電力業界

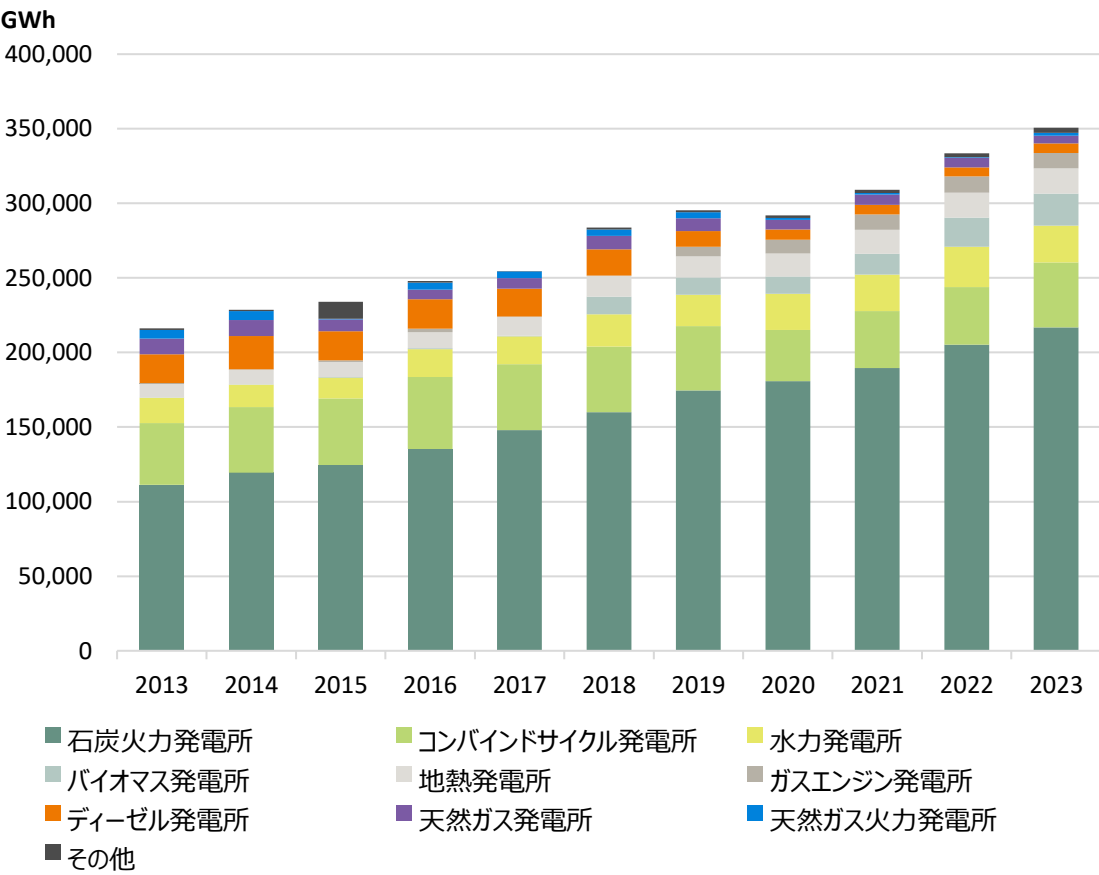
国営PLNと民間による発電は、石炭火力が大半を占めている

- インドネシアの電力業界においては、基本的に国営電力会社PLNが発電・送変電・配電を一貫して担っている。しかし、発電部門については、民間企業にも開放されている
- PLNと民間企業による発電を電源別に分解すると、石炭火力発電の発電電力量が最も大きく、また依然として成長している

2023年PLNと民間企業の発電電力量の割合



電源別の発電電力量の推移



出典：インドネシアエネルギー・鉱物資源省電力総局

出典：インドネシアエネルギー・鉱物資源省電力総局

インドネシアにおけるIPP事業者（主なプレイヤーを抜粋）

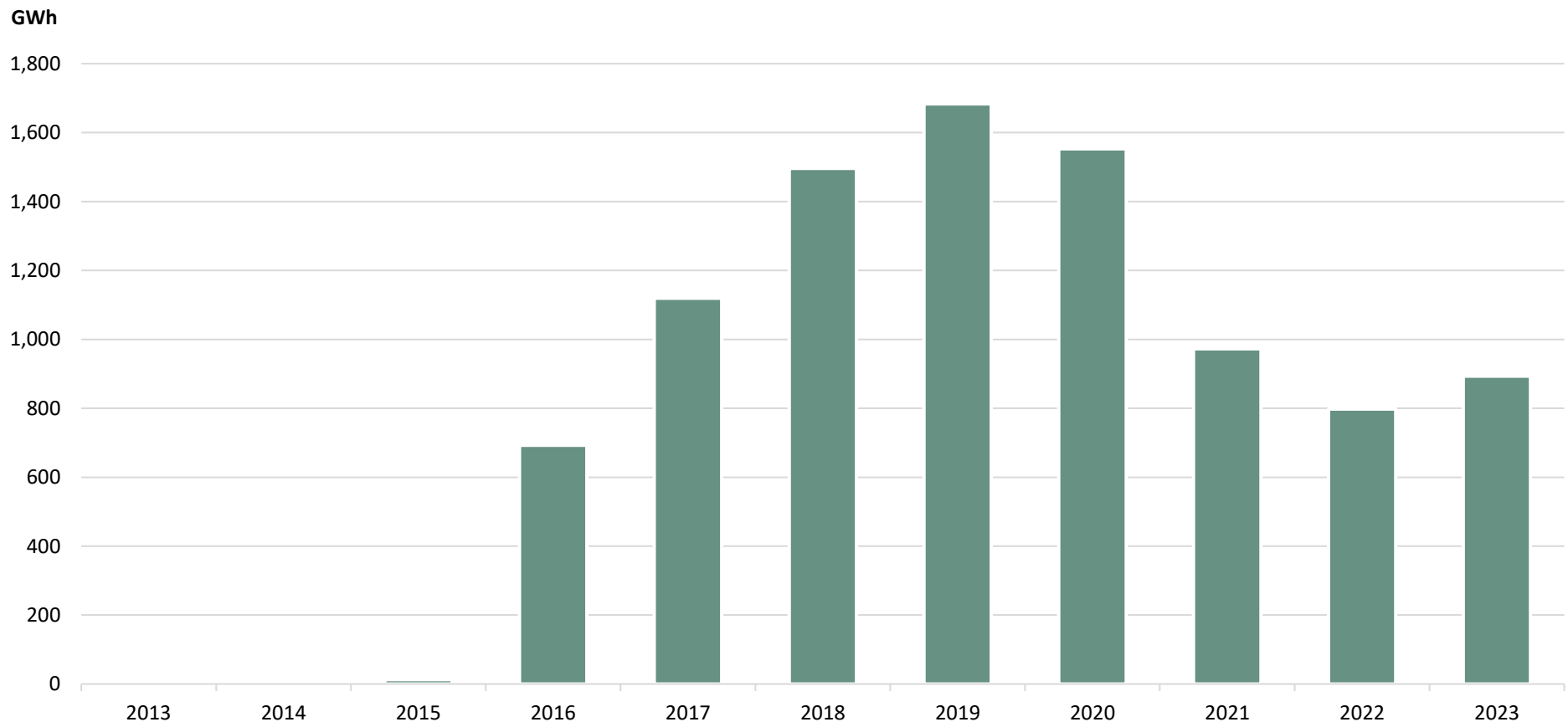
会社名	発電容量	備考	日本企業／ 現地企業
PT Paiton Energy	2,045.0 MW	株主の構成は当初三井物産が45.5%、インドネシアの石油ガス大手Medcoグループが28.48%、カタールのNebras Powerが26%であったが、2024年5月に三井物産は保有株を全て売却。現在の株主構成はMedcoグループが37.74%、タイのRatchグループが36.26%、Nebras Powerが26%	日本企業参画も撤退済
PT Bhimasena Power Indonesia	2,000.0 MW	- インドネシアのエネルギー大手Adaroグループの子会社PT Adaro Powerが34%、日本のJ-POWERが34%、伊藤忠商事32%で設立 - ジャワ島の主要発電所の1つである中部ジャワ州のバタン石炭火力発電所の事業会社	日本企業参画
PT Bhumi Jati Power	2,000.0 MW	- 住友商事（50%）、関西電力（25%）、インドネシアのPT United Tractors Tbk（25%）が出資して設立した合併会社 - ジャワ島の主要発電所の1つである中部ジャワ州のタンジュンジャティ石炭火力発電所第5号と第6号の事業会社	日本企業参画
PT Cirebon Electric Power	1,660.0 MW	丸紅、インドネシアのエネルギー大手PT Indika Energi Tbk、韓国のST International CorpとKorea Midland Powerが設立	日本企業参画
PT Cirebon Electric Prasarana	1,000.0 MW	- 丸紅（35%）、JERA（10%）、韓国のST International Corp（20%）とKorea Midland Power（10%）、インドネシアのエネルギー大手PT Indika Energi Tbk（6.25%）とIMECO（18.75%）が出資 - ネットゼロを促進するため、政府は2035年に当社が運営している石炭火力発電所を廃止する予定	日本企業参画
PT Jawa Power	1,220.0 MW	東ジャワ州での石炭火力発電所の事業会社	現地企業
PT Cikarang Listrikindo Tbk	1,165.2 MW	石炭火力発電所やガス火力発電所でジャボデタベックの主要工業団地（Jababeka、MM2100、EJIP、Hyundai BIIE、Lippo Cikarang）に電力を供給	現地企業
PT Barito Renewables Tbk	961.0 MW	地熱火力発電所と風力発電所を運営	現地企業
Star Energy	886.0 MW	地熱発電所を運営	現地企業
PT Medco Power Indonesia	540.2 MW	インドネシアの石油ガス大手Medcoグループの子会社。発電電力量の870.2MWのうち、330.0MWは下記のSarulla Operations Ltdによる発電電力量	現地企業
Sarulla Operations Ltd	330.0 MW	INPEX（18.3%）、九州電力（25%）、伊藤忠商事（25%）、インドネシアの石油ガス大手Medcoグループ（18.9%）、米国のOrmat Technologies社（12.8%）が出資した地熱発電所	日系企業参画
PT Supreme Energy Rantau Dedap	98.4 MW	INPEX（27.4%）、丸紅（27.4%）、東北電力（20.0%）、インドネシアの地熱発電所事業者のPT Supreme Energy（25.2%）が出資した南スマトラ州の地熱発電所の事業会社	日系企業参画
PT Supreme Energy Muara Laboh	85.0 MW	住友商事（50%）、INPEX（30%）、インドネシアの地熱発電所事業者のPT Supreme Energy（20%）が出資した西スマトラ州の地熱発電所の事業会社	日系企業参画

出典：各社のウェブサイト

インドネシアはマレーシアから電力を輸入している

- PLNはカリマンタン島の地域をつなぐ送電線を保有しておらず、西カリマンタン州の電力需要に応えられていない状況。そのため、インドネシアは、マレーシアの国営電力会社Sarawak Energy Berhadの子会社、Sarawak Electricity Supply Corporationから電力を輸入している
- 西カリマンタン州については、PLNが水力発電所（発電容量50MW）の開発を計画していることが2024年7月18日に報道されている

マレーシアからの電力輸入量の推移



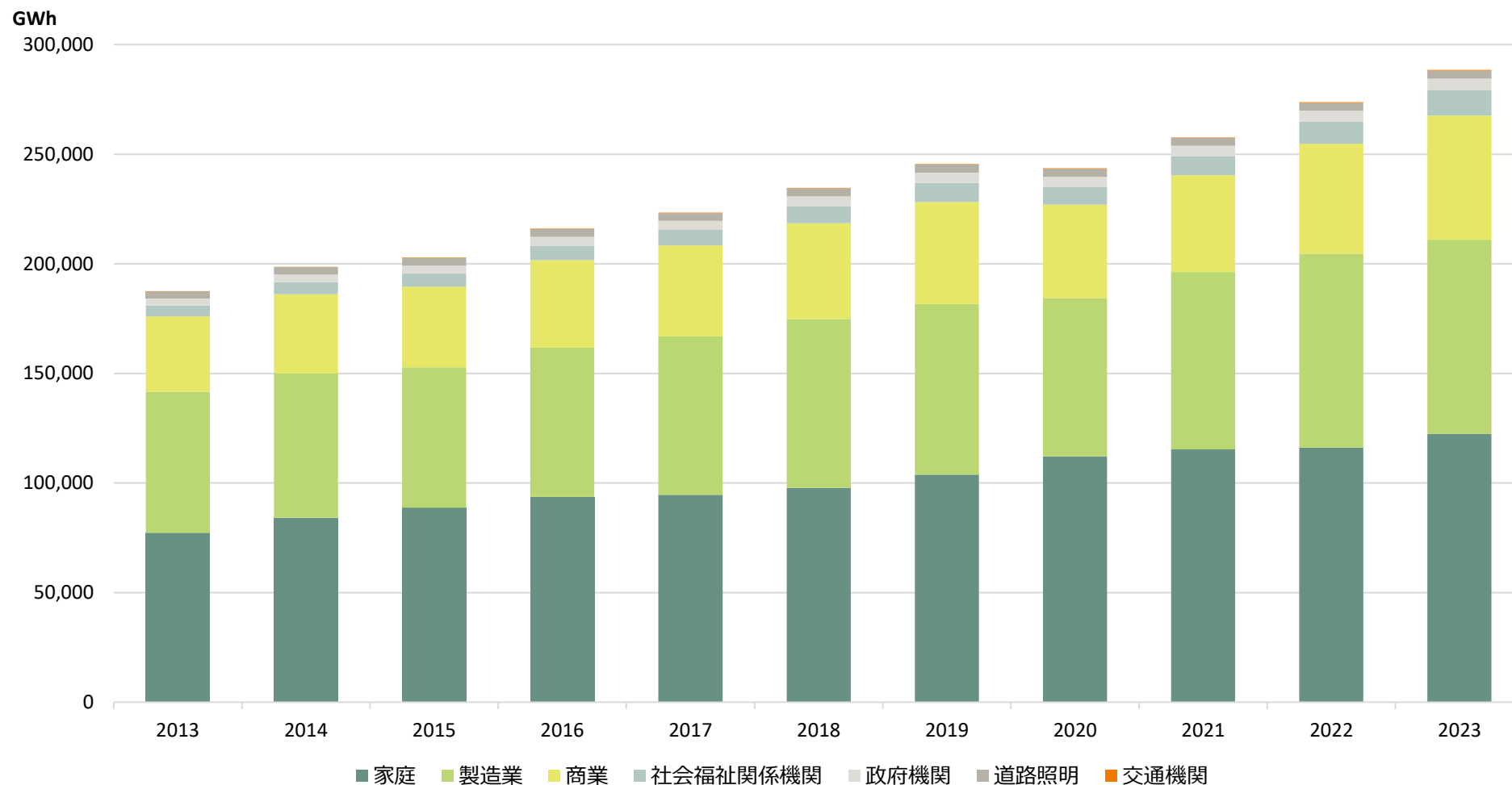
注：マレーシアからの電力輸入は、全て水力発電由来

出典：インドネシアエネルギー鉱物資源省

主たる電力消費部門は、家庭と製造業

- 電力消費量をセクター別に分解すると、家庭と製造業が継続して大宗を占めており、合計で全電力消費量の7割以上

各セクターの電力消費量の推移

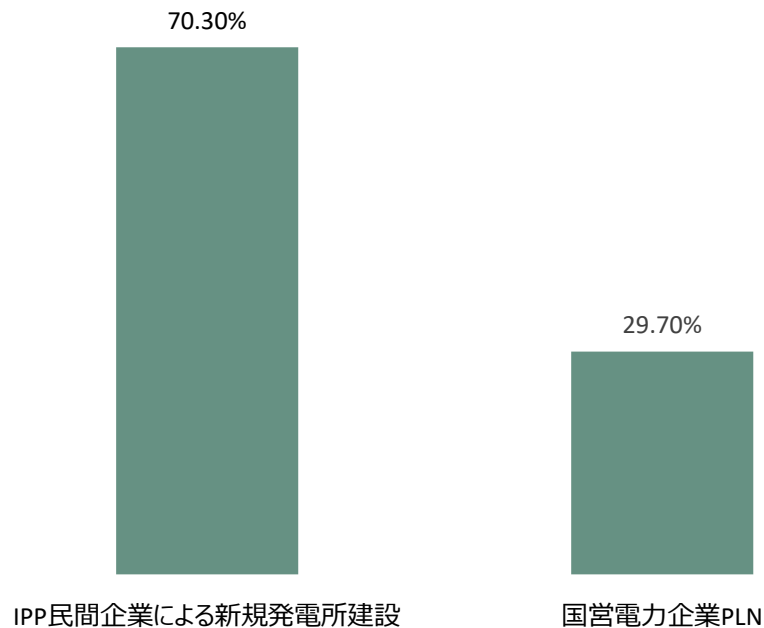


出典：インドネシアエネルギー鉱物資源省電力総局

「35GW電力開発計画」を2015年に発表

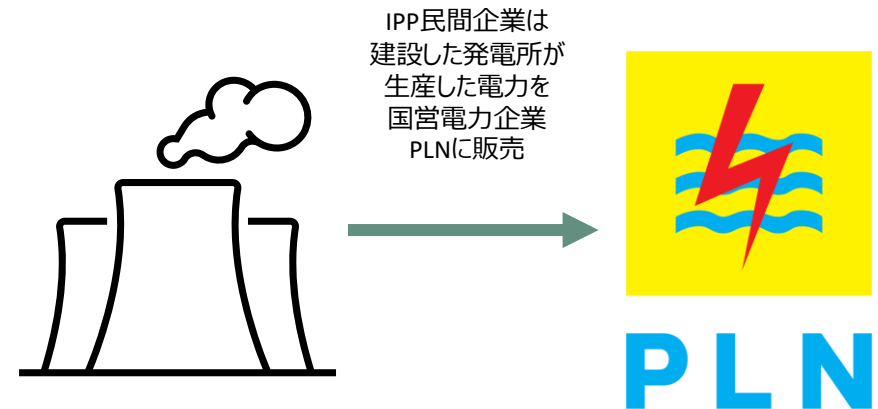
- 2015年5月4日、インドネシア政府は電力需要の拡大に対応するため、合計35.8GWの新規発電所を建設する「35GW電力開発計画」を発表
- このプロジェクトに必要な新規発電所の内、70.3%はIPPとして民間企業が建設、29.7%は国営電力企業PLNが建設する計画。IPPによる発電は国営電力企業PLNが購入。特段本計画に対し、政府による金融面でのサポートは無し

35GW新規発電所建設の参入割合の計画



出典：エネルギー・鉱物資源省

35GW電力開発計画における民間企業とPLNの関係

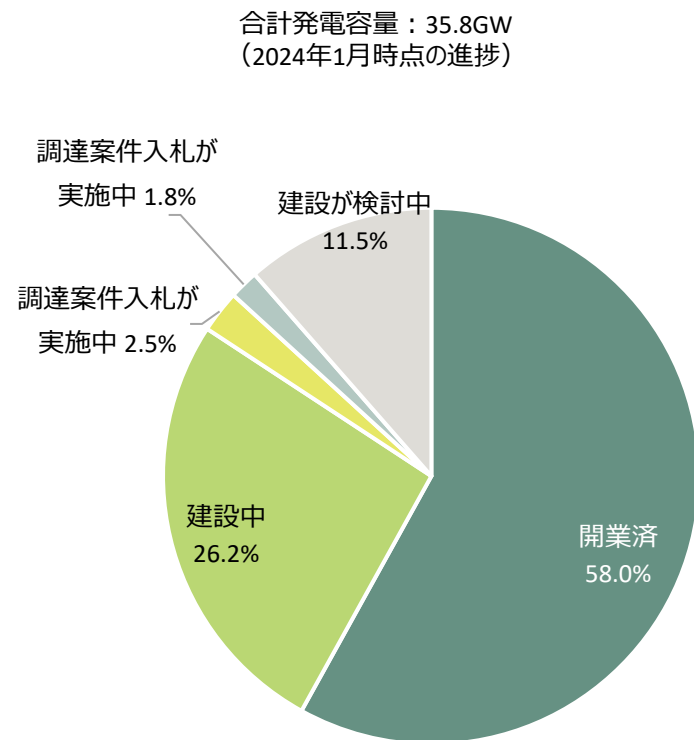


出典：PLN

然しながら、「35GW電力開発計画」は電力過剰により一部中止

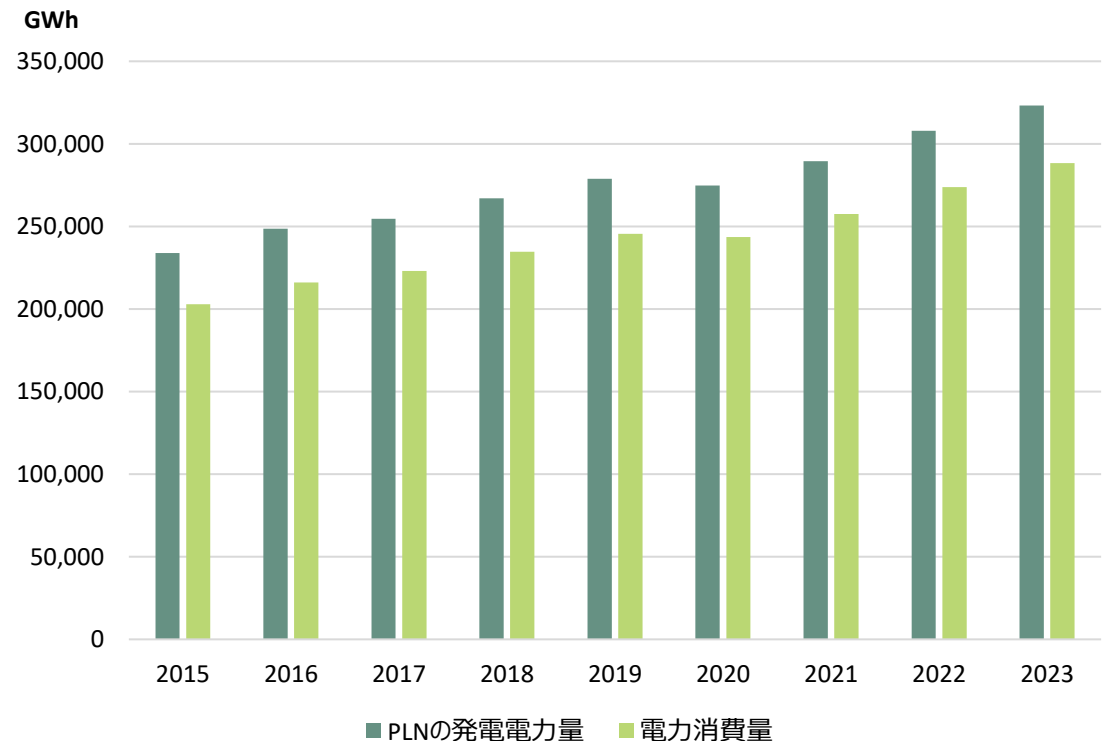
- 本プロジェクトは当初2019年に完了すると見込まれていたが、電力需要が従前の予測ほど伸びず、新規発電所建設の多くが延期となった。そのため、2019年7月、インドネシア政府はプロジェクトの完了を2028年に延期すると発表
- 2024年1月時点では、35GWのうち20.78GWの新規発電所が開業した。そのうち、大半が石炭火力発電所となっている
- また、PLNによる発電電力が常に消費量を上回る状況が続いているため、2024年1月28日には、インドネシアエネルギー・鉱物資源省の電力局長ジスマン氏は、2024年以降、2028年までに新規開業する発電所は10GWに留まると述べた

35GW新規発電所の建設進捗状況



出典：CNBC Indonesia, Kontan

PLNの発電電力量及びPLN顧客の電力消費量



出典：PLN Statistics Report 2023

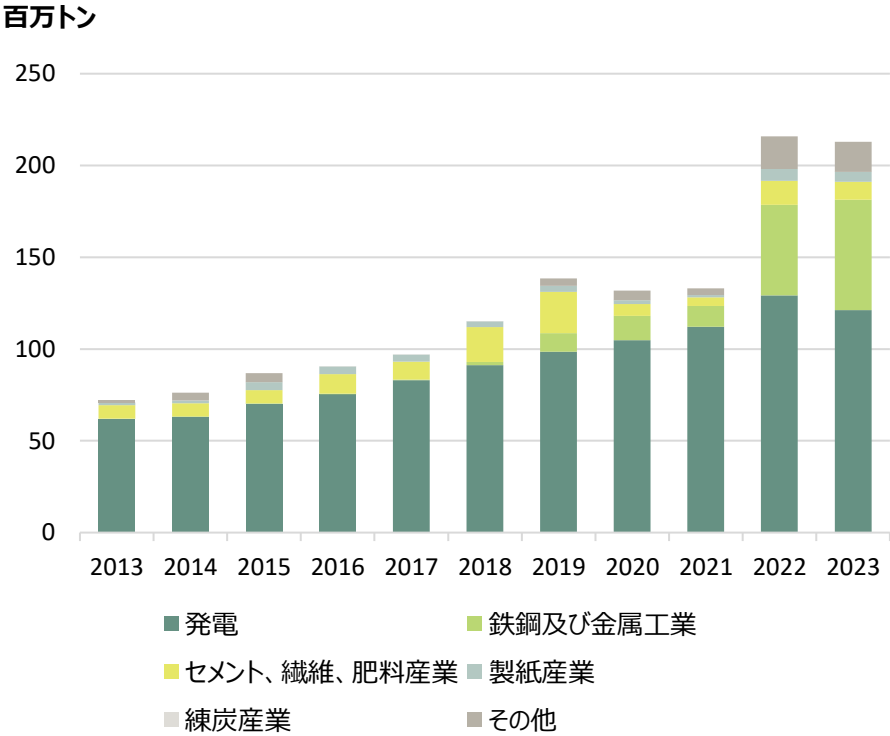
PLNの発電燃料確保を目的とした石炭の国内供給義務が存在

- インドネシア政府は、PLNの発電燃料の確保を目的とし、石炭事業者に国内供給義務（DMO）を義務付けた
- 2023年11月17日に公布されたエネルギー・鉱物資源大臣通達2022年第267K号の改正通達2023年第399K号によると、石炭事業者は年間石炭生産量の少なくとも25%を発電やその他の産業を含めた国内市場へ割り当てることが義務付けられている

国内供給義務の詳細

項目	詳細
対象者	- 鉱業事業許可(IUP)を保有する企業 - 特別鉱業事業許可(IUPK)を保有する企業 - 石炭鉱業事業契約(PKP2B)を保有する企業 - 契約/協定業務の継続としての特別鉱業事業許可を保有する企業
国内供給義務	石炭生産量の実績から25%を国内に供給すること
罰則	賠償金或いは罰金（もしくは両方）が課される賠償金或いは罰金の支払期限を過ぎた場合、以下のように段階的な追加処分が科される： - 賠償金或いは罰金が出された日から30日後、石炭輸出が禁じられる - 賠償金或いは罰金が出された日から60日後、事業活動の停止が命じられる - 賠償金或いは罰金が出された日から90日後、鉱業事業許可や石炭鉱業事業契約の廃止

各セクターの石炭消費量の推移



備考：

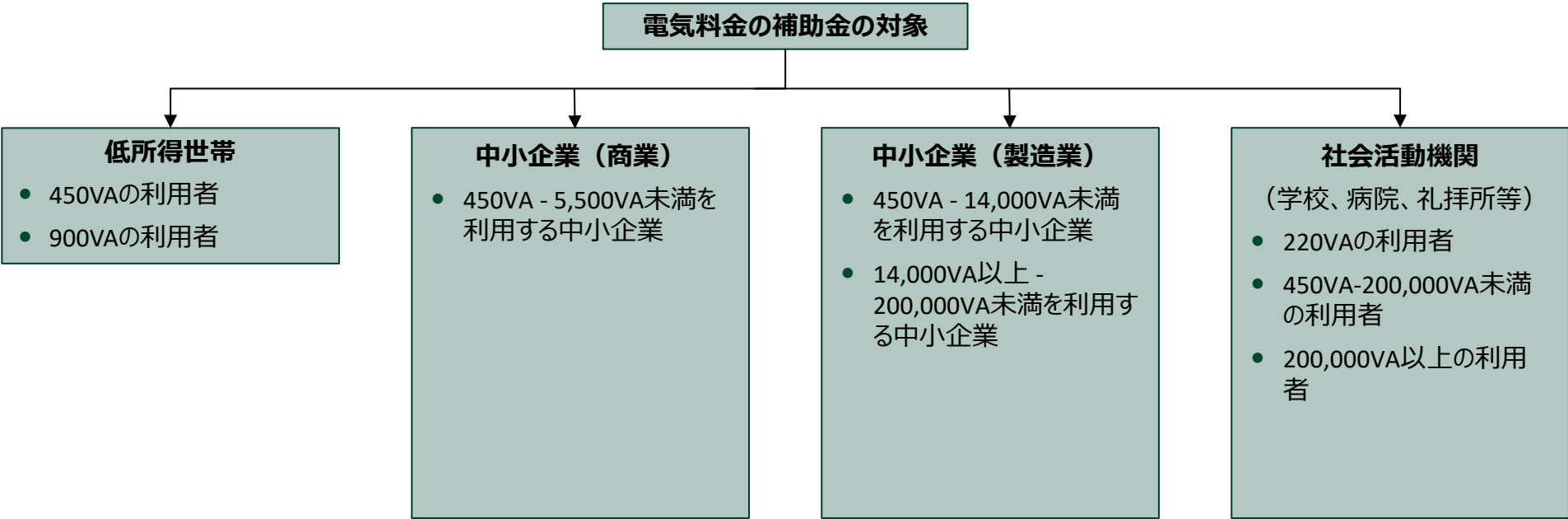
- 鉄鋼及び金属工業向けの石炭消費量は鉱物産業下流部門の加速化政策開始により2018年以降急増
- 練炭産業向けの石炭消費量に関して、2021年－2022年は0トン、2023年は980トンの実績

低所得世帯、中小企業、社会活動機関には電気料金への補助金

- インドネシア政府は低所得世帯、中小企業（商業と製造業）、社会活動機関を対象とし電気料金への補助金を交付している
- 補助金の金額は、インドネシアの国内石油価格や電力使用契約などを考慮し、3か月ごとに再検討される

インドネシアにおける電気料金への補助金

- 補助金対象者はPLNのデータベースに登録される
- PLNは1月、4月、7月、10月に電気補助金対象者の見直しを実施
- 政府は補助金をインドネシア公式原油価格(ICP)、インドネシア石炭指標価格、インフレ率と為替を考慮して決定



出典：PLN、インドネシアエネルギー鉱物資源大臣規定2024年第3号、インドネシアエネルギー鉱物資源大臣規定2024年第7号

補助金あり・補助金なしの家庭向けの電気料金の比較

家庭向け電気料金の比較

契約電力	補助金 有・無	【プリペイド契約】 電気料金 (ルピア/kWh)	【ポストペイ契約】 電気料金 (ルピア/kWh)	【ポストペイ契約】 最低電気料金* (ルピア)
450VA	有	415	消費量 0-30 kWh: 169	11,000
			消費量 30-60 kWh: 360	
			消費量 60 kWh以上: 495	
900VA	有	605	消費量 0-20 kWh: 275	20,000
			消費量 20-60 kWh: 445	
			消費量 60 kWh以上: 495	
900VA	無	1,352	1,352	48,672**

*) 最低電気料金とは、電力使用量が規定よりも少ない場合に適用される最低電気料金
実際の料金が最低電気料金に比べて安くても、電力利用者は最低電気料金を支払わなければならない（ただし、プリペイド契約を利用している者には適用しない）
家庭向けの補助金付きの450VAと900VAの最低電気料金は11,000ルピアと20,000ルピアに固定

**) 最低電気料金は「40時間 x （契約プラン/1,000） x 1kWh当たりの電気料金」で計算される
補助金なしの900VAの場合： 40時間 x （900 VA/1,000） x 1,352 = 48,672ルピア

注）上記はPLNの契約電力プランの一部のみ掲載

補助金あり・補助金なしの中小企業（商業） 向けの電力料金の比較

中小企業（商業） 向け電気料金の比較

契約電力	補助金 有・無	【プリペイド契約】 電気料金 (ルピア/kWh)	【ポストペイ契約】 電気料金 (ルピア/kWh)	【ポストペイ契約】 最低電気料金* (ルピア)
450VA	有	535	消費量 0-30 kWh: 254 消費量 30 kWh以上: 420	23,500
900VA	有	630	消費量 0-108 kWh: 420 消費量 108 kWh以上: 465	26,500
1,300VA	有	966	966	50,232**
2,200-5,500VA	有	1,100	1,100	契約プラン6,600VAの 場合: 96,800**
6,600-200,000VA	無	1,444.70	1,444.70	契約プラン6,600VAの 場合: 381,401**

*) 最低電気料金とは、電力使用量が規定よりも少ない場合に適用される最低電気料金
実際の料金が最低電気料金に比べて安くても、電力利用者は最低電気料金を支払わなければならない（ただし、プリペイド契約を利用している者には適用しない）
補助金付きの450VAと900VAの最低電気料金は23,500と26,500ルピアに固定

**) 最低電気料金は「40時間 x （契約プラン/1,000） x 1kWh当たりの電気料金」で計算される
補助金付きの1,300VAの場合： 40時間 x （1,300 VA/1,000） x 966 = 50,232ルピア

注）上記はPLNの契約電力プランの一部のみ掲載

補助金あり・補助金なしの中小企業（製造業）向けの電力料金の比較

中小企業（製造業）向け電気料金の比較

契約電力	補助金 有・無	【プリペイド契約】 電気料金 (ルピア/kWh)	【ポストペイ契約】 電気料金 (ルピア/kWh)	【ポストペイ契約】 最低電気料金* (ルピア)
450VA	有	485	消費量 0-30kWh: 160 消費量 30kWh以上: 395	26,000
1,300VA	有	930	930	483,600**
14,000-200,000VA	有	n/a	ピーク時間帯内: 1.5*** x 972 ピーク時間帯外: 972	契約プラン14,000VAの場合: 544,320**
200,000- 30,000,000VA	無	n/a	ピーク時間帯外: 1,035.78	契約プラン200,000VAの場 合: 8,286,240 ****

*) 最低電気料金とは、電力使用量が規定よりも少ない場合に適用される最低電気料金
実際の料金が最低電気料金に比べて安くても、電力利用者は最低電気料金を支払わなければならない（ただし、プリペイド契約を利用している者には適用しない）
補助金付きの450VAの最低電気料金は26,000ルピアに固定

**) 最低電気料金は「40時間 x （契約プラン/1,000） x 1kWh当たりの電気料金」で計算される
補助金付きの1,300VAの場合： 40時間 x （1,300 VA/1,000） x 930 = 483,600ルピア

***） 国営電力企業PLN社が設定した係数

****) 最低電気料金は「40時間 x （契約プラン/1,000） x 1kWh当たりのピーク時間帯外の電気料金」で計算される
補助金なしの200,00VAの場合： 40時間 x （200,000 VA/1,000） x 1,035.78 = 8,286,240ルピア

注） 上記はPLNの契約電力プランの一部のみ掲載

(参考) PLNが電力をIPPから買い取る際の電力価格 (1)

発電所の種類	発電容量	最高価格 (cent USD/kWh)	
		1-10年目	11-30年目
滝や河川の水流 を利用する水力 発電所	1MW未満	11.23 x F	7.02
	1MW以上3MW未満	10.92 x F	6.82
	3MW以上5MW未満	9.62 x F	6.03
	5MW以上20MW未満	9.09 x F	5.68
	20MW以上50MW未満	8.86 x F	5.54
	50MW以上100MW未満	7.81 x F	4.88
	100MW以上	6.74 x F	4.21
太陽光発電所 (バッテリー等の 施設を除く)	1MW未満	11.47 x F	6.88
	1MW以上3MW未満	9.94 x F	5.97
	3MW以上5MW未満	8.77 x F	5.26
	5MW以上10MW未満	8.26 x F	4.96
	10MW以上20MW未満	7.94 x F	4.76
	20MW以上	6.95 x F	4.17

注) 上記はPLNが買い取る場合の最高価格の一部のみ掲載
Fとは係数。各地域の係数は異なり、ジャワ・マドゥラ・バリ地域の場合、係数は1となっている
詳細は大統領規定2022年第112号の附則 (31-37頁) をご参照
大統領規定2022年第112号のダウンロードURL (インドネシア語) : <https://peraturan.bpk.go.id/Download/219946/Perpres%20Nomor%20112%20Tahun%202022.pdf>

(参考) PLNが電力をIPPから買い取る際の電力価格 (2)

発電所の種類	発電容量	最高価格 (cent USD/kWh)	
		1-10年目	11-30年目
風力発電所 (バッテリー等の施設を除く)	5MW未満	11.22 x F	6.73
	5MW以上20MW未満	10.26 x F	6.15
	20MW以上	9.54 x F	5.73
バイオマス発電所	1MW未満	11.55 x F	9.24
	1MW以上3MW未満	10.73 x F	8.59
	3MW以上5MW未満	10.20 x F	8.16
	5MW以上10MW未満	9.86 x F	7.89
	10MW以上	9.29 x F	7.43
バイオガス発電所	1MW未満	10.18 x F	6.11
	1MW以上3MW未満	9.81 x F	5.89
	3MW以上5MW未満	8.99 x F	5.39
	5MW以上10MW未満	8.51 x F	5.10
	10MW以上	7.44 x F	4.46

注) 上記はPLNが買い取る場合の最高価格の一部のみ掲載
Fとは係数。各地域の係数は異なり、ジャワ・マドゥラ・バリ地域の場合、係数は1となっている
詳細は大統領規定2022年第112号の附則 (31-37頁) をご参照
大統領規定2022年第112号のダウンロードURL (インドネシア語) : <https://peraturan.bpk.go.id/Download/219946/Perpres%20Nomor%20112%20Tahun%202022.pdf>

(参考) PLNが電力をIPPから買い取る際の電力価格 (3)

発電所の種類	発電容量	最高価格 (cent USD/kWh)	
		1-10年目	11-30年目
地熱発電所*	10MW未満	9.76 x F	8.30
	10MW以上50MW未満	9.41 x F	8.00
	50MW以上100MW未満	8.64 x F	7.35
	100MW以上	7.65 x F	6.50
廃棄物発電所	20MW未満	13.35	
	20MW以上	14.54 – (0.076 x PLNに販売する電力容量)	

*) 上記はPLNが買い取る場合の最高価格の一部のみ掲載
注) Fとは係数。各地域の係数は異なり、ジャワ・マドゥラ・バリ地域の場合、係数は1となっている
PLTPの詳細は大統領規定2022年第112号の附則 (35頁) をご参照
大統領規定2022年第112号のダウンロードURL (インドネシア語) : <https://peraturan.bpk.go.id/Download/219946/Perpres%20Nomor%20112%20Tahun%202022.pdf>

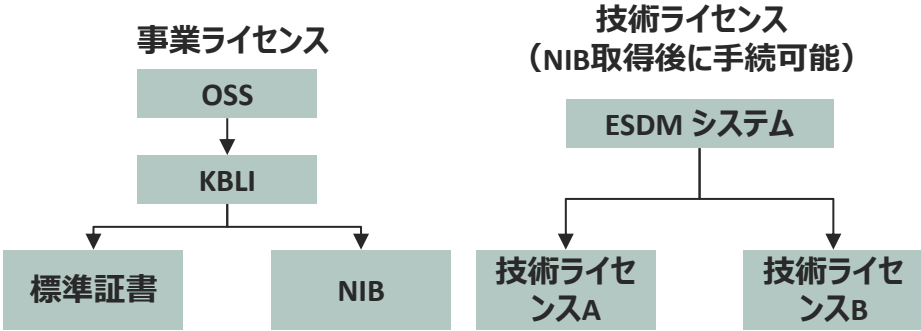
電力関連事業への参入には、適切なライセンスの取得が必要

- 各種電力関連事業は、インドネシア標準産業分類(KBLI)にて定義されている。KBLI毎に必要な事業ライセンスや技術ライセンスが決まっている
- 事業ライセンスを取得するには、事業者はオンライン・シングル・サブミッションシステム(OSS)を通じて適切なKBLIを入力し、申請を行う必要がある
- 技術ライセンスについては、事業者はESDMシステムで申請を行うこととなっている。KBLIによって必要書類が異なる

電力関連事業のKBLI

KBLI番号	詳細
35111	Generating electricity through power plants that utilize specific energy sources
35112	The operation of an electricity transmission system from power plants to distribution networks
35113	The distribution of electricity through power grid with a voltage less than 35 kV to consumers
35114	Includes the activities of buying and selling electricity to end consumers
35115	Includes the activities of production, transmission, distribution, and sale of electricity
35116	Includes the activities of electricity production, transmission, and sales as an integrated activities
35117	Includes the activities of electricity production, distribution, and sales as an integrated activities
35118	Includes the activities of electricity distribution and sales as an integrated activities

ライセンス取得フロー



用語	詳細
OSS	インドネシアで新たに事業を行う際に事業ライセンスを取得するための一元システム
KBLI	事業をグループごとに分類し、各事業につき5桁の番号を付したもの
NIB	全ての事業者に取得義務がある事業基本番号
標準証書	石油ガス事業等、高リスク事業に分類される事業で取得が求められる
ESDM システム	エネルギー・鉱物資源省 (ESDM) 管轄の技術ライセンスを取得するためのシステム

注：解釈等のミスを避けるため英語のまま掲載している

出典：OSS

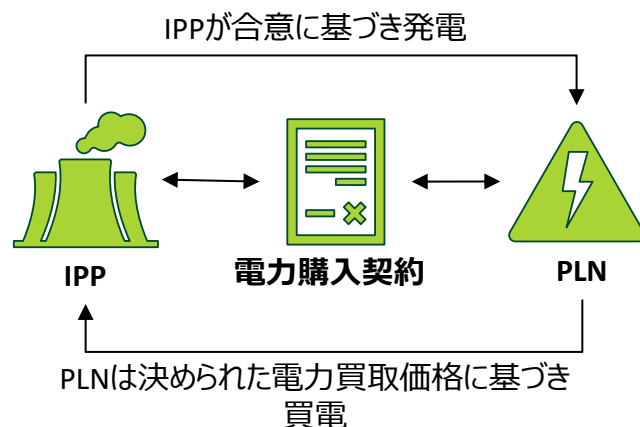
出典：インドネシアエネルギー・鉱物資源省

PLNには民間事業者が発電した電力を買い取る義務あり

- インドネシアにおいてPLNは自ら発電するのみならず、民間企業が発電した電力も購入している
- PLNは民間企業と電力売買契約を締結する際、民間企業は契約書に記載された電力量を発電し、PLNがその電力量を購入するテイク・オア・ペイ方式を採る義務がある。電力価格は、エネルギー・鉱物資源大臣の承認の上で決定する。尚、契約締結後も条件付きで価格の調整は可能
- PLNは全国の電力需要に応えるため、テイク・オア・ペイ方式を1990年代より導入してきたが、現在は電力供給過剰の中、PLNの赤字を改善するためにテイク・オア・ペイ方式を再検討すべきだという声が上がっている。しかしながら、2024年8月12日時点ではテイク・オア・ペイ方式は未だ有効となっており、PLNは電力供給過剰の問題に対して新規発電所の開業を延期するなど、一時的な対策を行っている

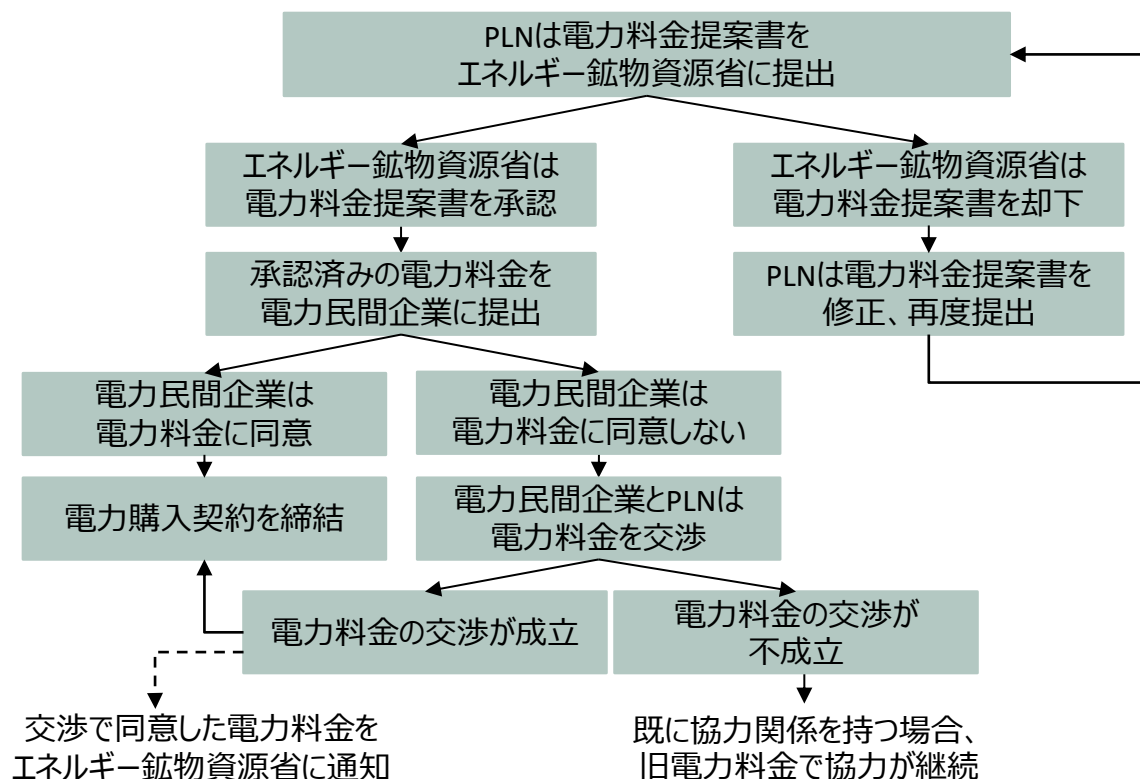
テイク・オア・ペイ方式

- PLNには契約書で合意した電力量の買取義務がある
- PLNが契約書で合意の電力量について、買電拒否や停止をした場合には罰金が命じられる



出典：各種報道

電力購入契約の電力料金決定の流れ



出典：エネルギー・鉱物資源大臣規定2021年第169.K/HK.02/MEM.M/2021号

発電所に対する国産化率が決定

- 当初、太陽光発電所を除く発電所への国産化率（TKDN）は決定されておらず、インドネシア政府は発電所事業者と交渉して決定していた
- 法的確実性を向上し、投資誘致を活性化するため、2024年半ばに各種発電所への国産化率を決定
- 国産化率の新制度によって、発電事業者は原則的に発電所の総合国産化率の基準を順守する必要があるものの、太陽光発電所の場合、部品の国産化率の基準のみを満たすことも認められる

発電所に関するTKDN

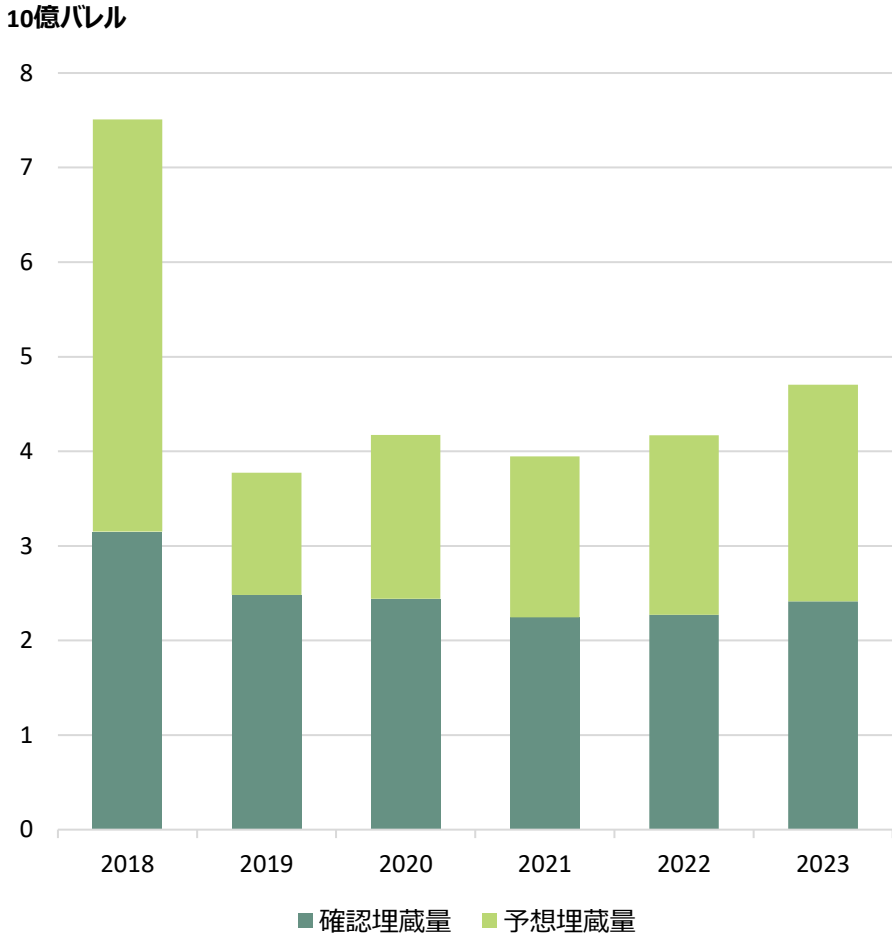
発電所の種類	発電容量	TKDNの旧水準	TKDNの新水準	備考
石炭火力発電所	• 600MW未満	n/a	27.18%	当初国産化率の水準は決定されていなかったものの、2024年半ばに各種の発電所向けの総合国産化率が決定
	• 600MW以上	n/a	18.83%	
天然ガス発電所	全容量	n/a	10.39%	
コンバインドサイクル発電所	全容量	n/a	21.93%	
ガスエンジン発電所	全容量	n/a	23.96%	
地熱発電所	• 60MW未満	n/a	24%	
	• 60MW以上	n/a	29%	
	• 複数の会社による建設と運営(Partial Project)	n/a	20%	
水力発電所	• 10MW未満	n/a	45%	
	• 10MW以上50MW未満	n/a	35%	
	• 50MW以上	n/a	23%	
風力発電所	全容量	n/a	15%	
バイオマス発電所	全容量	n/a	21%	
バイオガス発電所	全容量	n/a	25.19%	
廃棄物発電所	全容量	n/a	16.53%	
太陽光発電所	全容量	2.65 – 40.50%*	2.50% – 15.00%* 又は 20%	新制度では部品向けの国産化率もしくはは総合国産化率のいずれかを満たす必要がある

石油・ガス業界

スマトラ島とジャワ島に石油埋蔵量の大半が存在

- インドネシアの石油埋蔵量は2019年に大幅に減少したが、新たな石油の埋蔵が発見されたため、2019年から2023年にかけて増加傾向となった
- 地域別では、インドネシアの石油の埋蔵量の大半はスマトラ島とジャワ島で確認されている

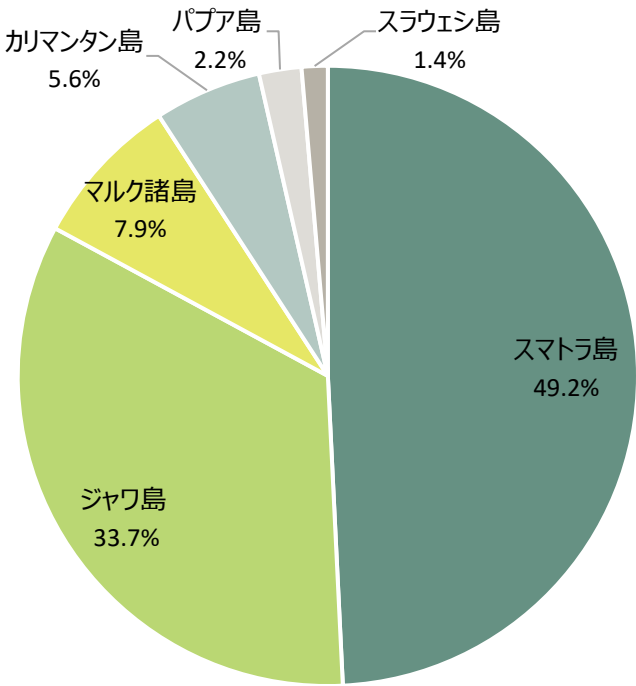
インドネシアにおける石油埋蔵量の推移



出典：インドネシアエネルギー鉱物資源省

2023年各地域の石油埋蔵量

2023年の予想埋蔵量と確認埋蔵量の合計：47億バレル

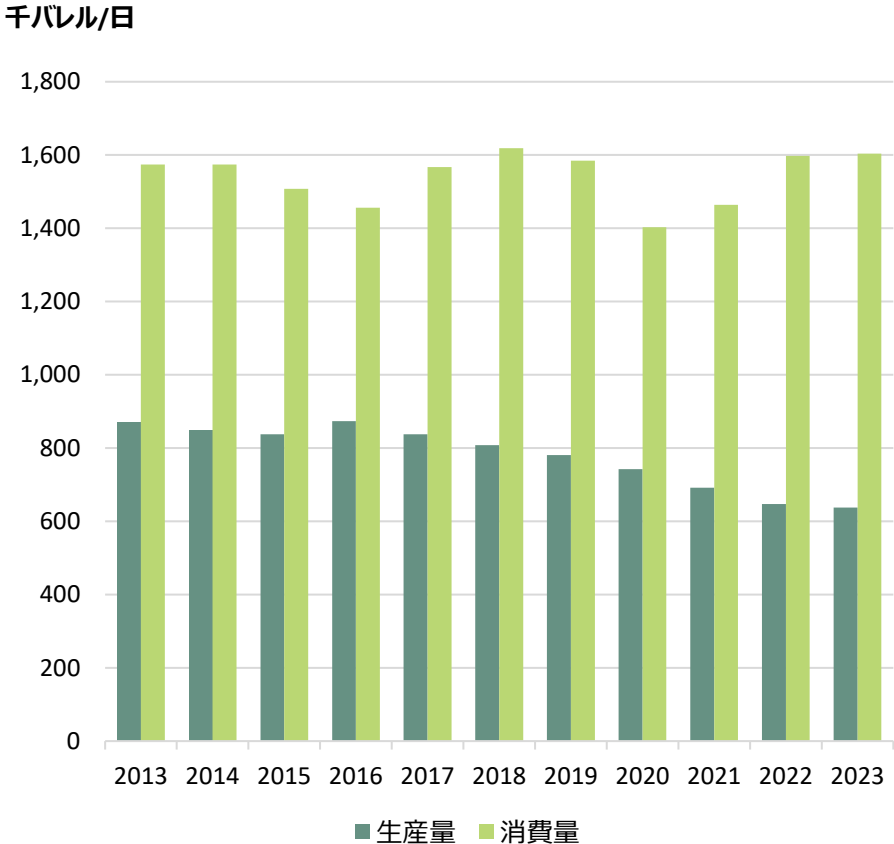


出典：インドネシアエネルギー鉱物資源省

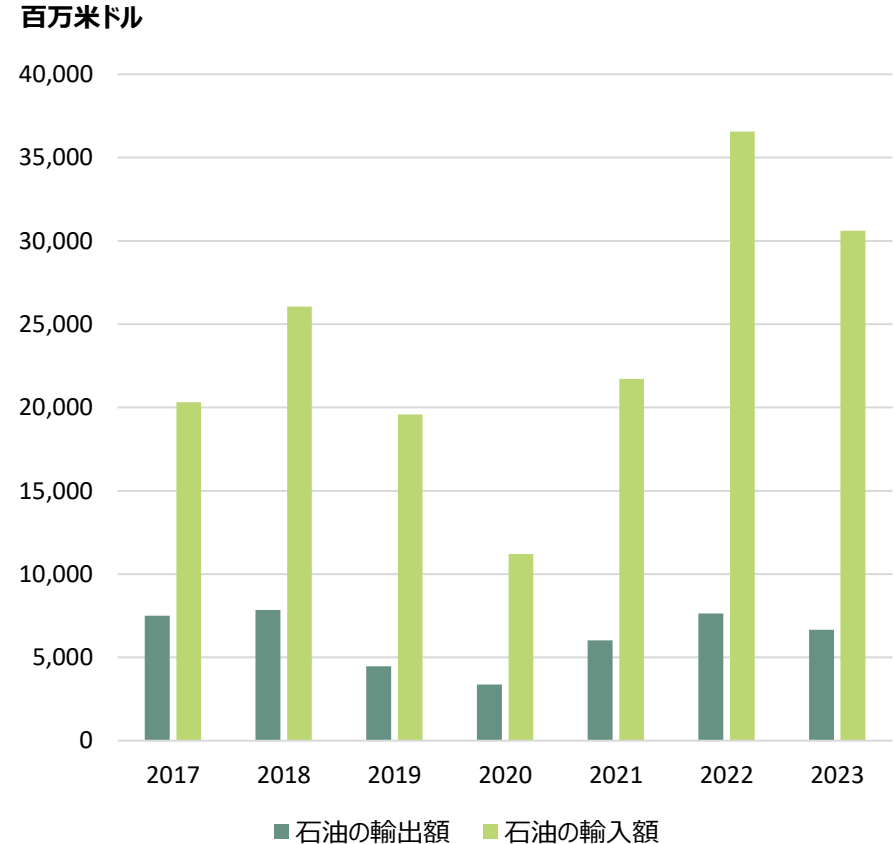
インドネシアは国内需要過多であり、石油を輸入している

- インドネシアの石油の国内生産量は国内需要を満たすことができず、主にシンガポールやマレーシアから輸入している

インドネシアにおける石油の生産量及び消費量



インドネシアにおける石油の輸入額と輸出額



注)
● 原油、シェールオイル、オイルサンド、コンデンセート（リースコンデンセートまたは更なる精製が必要なガスコンデンセート）及び、NGL（天然ガス液体-エタン、LPG並びに天然ガス生産から分離されたナフサ）を含む
● バイオ燃料や石炭や天然ガスの合成誘導体等、他の供給源からの液体燃料は除く。製油所の処理から得られる液体燃料調整要素も除く。固体で抽出されたオイルシェール/ケロジエンも除く

最新技術の利用や油田探索等で原油及びガスの生産量増加を図る

- 政府は原油生産を増加させ輸入を抑制するため、最新技術による原油の生産効率向上や、2年間以上にわたり非生産状態にある油田の再活用、新たな油田の探索を計画

原油生産量を増加させる戦略



最新技術の利用で
原油の生産効率を向上

- 外国企業の最新技術を利用して原油の生産効率を向上させる



2年間以上非生産状態の
油田を再活用

- 2024年8月時点でインドネシアには44,985基の油田があり、生産中16,400基、2年以上原油を生産していない油田が16,990基
- エネルギー・鉱物資源省は2年間以上原油を生産していない油田約6,000基を再活用すると、180,000バレル/日の生産量増加が可能と見込む



新たな油田の探索

- 民間企業と協力し、特にインドネシア東部で新たな油田を探索
- 油田探索の促進のため、政府は民間企業とのパートナーシップ契約を再検討、また油田探索に関する事業許可を簡素化
- 民間企業とのパートナーシップ契約に関して、民間企業が収益の75～95%を獲得できるように政府は総収益配分 (Gross Split) のスキームを変更*

原油関連の国家プロジェクト例

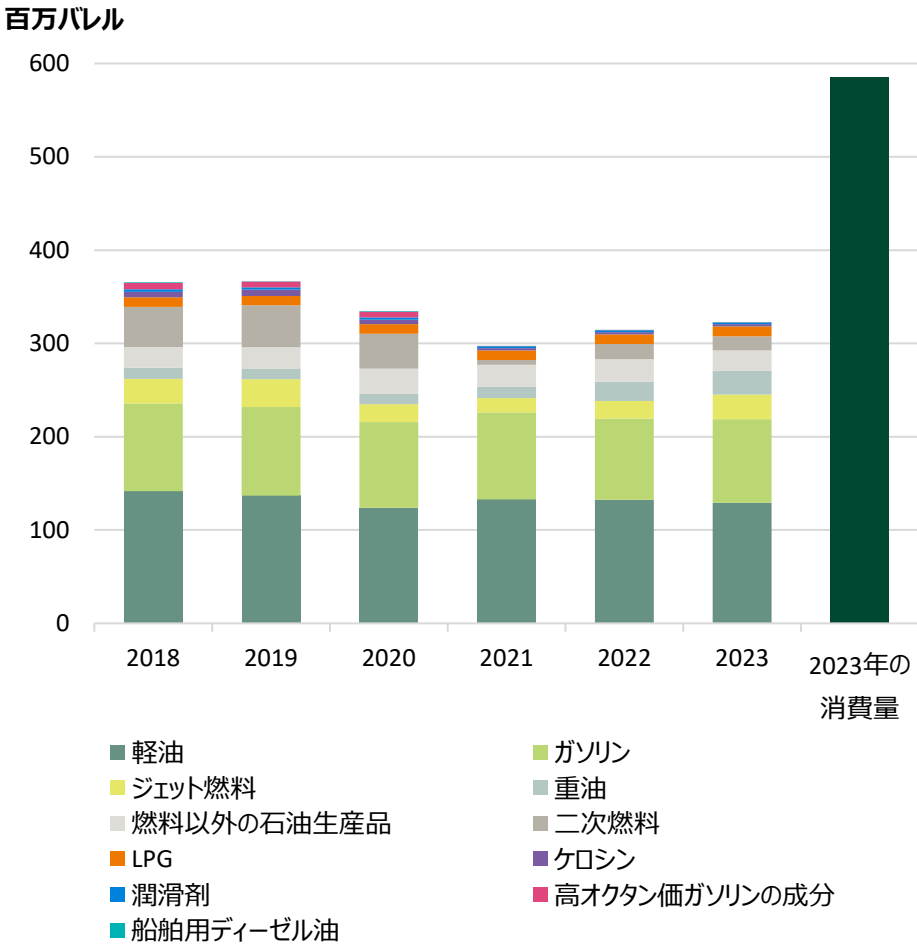
プロジェクト名	詳細
東ジャワ州のトゥバン製油所の建設・拡張	2022年10月にインドネシア国営プルトミナは、ロシア国営の石油会社ロスネフチと組んで製油所の建設・拡張を実施する予定であった。しかし、ロシアによるウクライナ侵攻が発生し、欧米諸国によるロシアに対する制裁強化により、本プロジェクトは停滞。インドネシア政府は2025年3月までに進捗がなければ、ロスネフチとのパートナーシップ契約を撤廃し、本プロジェクトの実施者を探す予定 - トゥバン製油所の生産能力は30万バレル/日、約238.3兆ルピアの投資額が必要

*) エネルギー・鉱物資源大臣規定2024年第13号、エネルギー・鉱物資源大臣決定2024年230.K/MG.01/MEM.M/2024号をご参照

インドネシアの石油精製所は主に軽油とガソリンを生産している

- インドネシアにおける石油精製所は主に軽油（合計生産量の約4割）とガソリン（同約3割）を生産
- 国内の生産量では国内消費量を満たすことができないため、インドネシアは石油を輸入している

品目別石油精製量（年間）



出典：インドネシアエネルギー鉱物資源省

2023年インドネシアにおける石油精製能力

地域名	石油精製能力 (MBSD)
中部ジャワ州チラチャップ	348.0
東カリマンタン州バリックパパン	260.0
リアウ州ドゥマイ	177.0
南スマトラ州ムシ	127.3
西ジャワ州バロンガン	125.0
東ジャワ州トゥバン	100.0
南西パプア州カシム	10.0
中部ジャワ州チェブ	3.8
石油精製能力合計	1,151.1

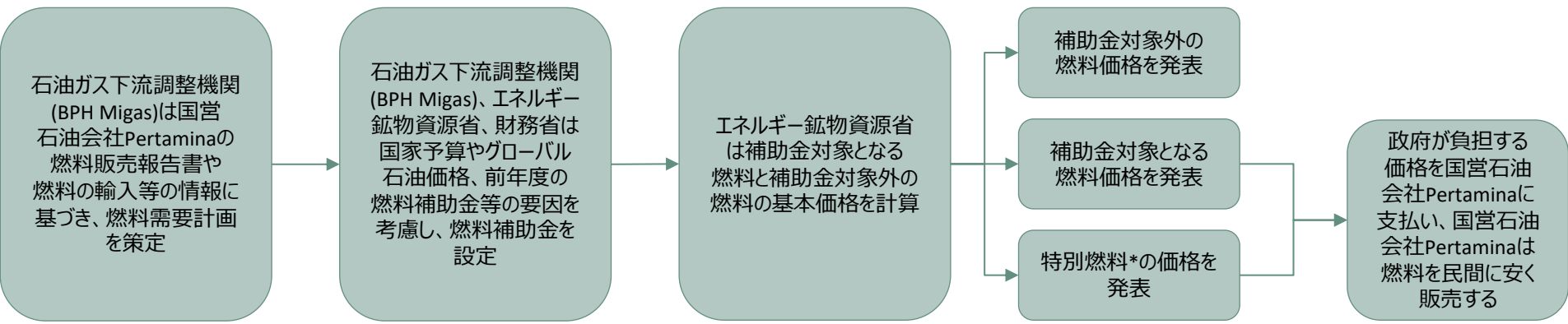
注）MBSDとはmillion barrel per stream dayの省略で、24時間継続で稼働して処理可能な量を指す

出典：インドネシアエネルギー鉱物資源省

燃料補助金は、政府が価格の一部を負担するスキーム

- 大統領規定2014年第191号の下、政府は燃料価格を決定する権利を持っている。石油ガス下流調整機関（BPH Migas）は燃料需要計画を策定し、翌年度の燃料補助金の予算も設定
- 燃料の補助金については、政府は国営石油会社Pertaminaが販売する燃料の価格（税込）の一部を負担することで、民間が安く燃料を購入することができる仕組みとなっている

燃料補助金の概要



*) 特別燃料は補助金対象外も、政府は当該燃料に対して補償を提供。2024年12月10日時点ではリサーチオクタン価 (RON) 90の燃料（通称、Pertalite）のみが対象

注）政府は補助金のスキームについて、2025年（見込）より対象者の銀行口座への現金振り込みに変更となる可能性がある。詳細は未発表

出典：大統領規定2014年第191号及びその改正規定

燃料補助金の留意点

- 政府は翌年度の燃料補助金を設定した後であっても、燃料不足危機の回避を目的として補助金を修正する可能性がある

出典：大統領規定2014年第191号及びその改正規定、エネルギー鉱物資源大臣決定2020年第130 K/12/MEM/2020号、エネルギー鉱物資源大臣決定2022年第218.K/MG.01/MEM.M/2022号

(参考) 燃料補助金の対象と燃料価格

- インドネシア政府は特定の燃料と車両に対して燃料補助金を交付

補助金の対象

分野	対象
陸上輸送	- 乗用車、商用車 - 公共輸送サービス
海上輸送	- インドネシア船籍の船舶 - 輸送船
公共サービス	- 火葬場 - 宗教施設、孤児院、介護施設 - 一部の病院
漁業	- 登録漁業従事者 - 小規模養殖業者
農業	2ヘクタールまでの小規模農家
個人事業	マイクロ規模事業、家族経営事業

出典：MyPertamina

ジャカルタ特別州における燃料価格の一覧

カテゴリ	燃料の種類	価格* (ルピア/リットル)
補助金対象外の 燃料	Pertamina Dex (軽油)	13,800
	Dexlite (軽油)	13,400
	Pertamax (RON 92)	12,100
	Pertamax Turbo (RON 98)	13,550
	Pertamax Green (バイオエタノール燃料の E5)	13,150
補助金対象となる 燃料	Pertamina Bio Solar (軽油)	6,800
特別燃料**	Pertalite (オクタン価RON90)	10,000

- *) 2024年12月1日時点の情報
- **) 特別燃料は補助金対象外も、政府は当該燃料に対して補償を提供

注) 他の地域における燃料価格の詳細は以下のPertaminaウェブサイトご参照：
<https://mypertamina.id/fuels-harga>

出典：BPH Migas, MyPertamina

補助金付きの燃料を購入するには事前登録が必要

- 補助金付きの燃料を購入する場合は、専用ウェブサイトにて事前登録を行い、QRコードを取得し、ガソリンスタンド等で提示する必要がある

登録プロセス

プロセス	詳細
アカウント登録	消費者はユーザーネーム、メールアドレス、Pertaminaアプリのパスワード等の必要情報を入力
データや書類の提出	消費者は更なる個人情報や利用する車両に関するデータや書類の提出を求められる
車両認証	Pertaminaは対象車両に関する情報や書類を認証
QRコードの発行	認証に成功すると、消費者によるQRコードのダウンロードが可能となり、ガソリンスタンド等で補助金付き燃料を購入可能となる

必要書類

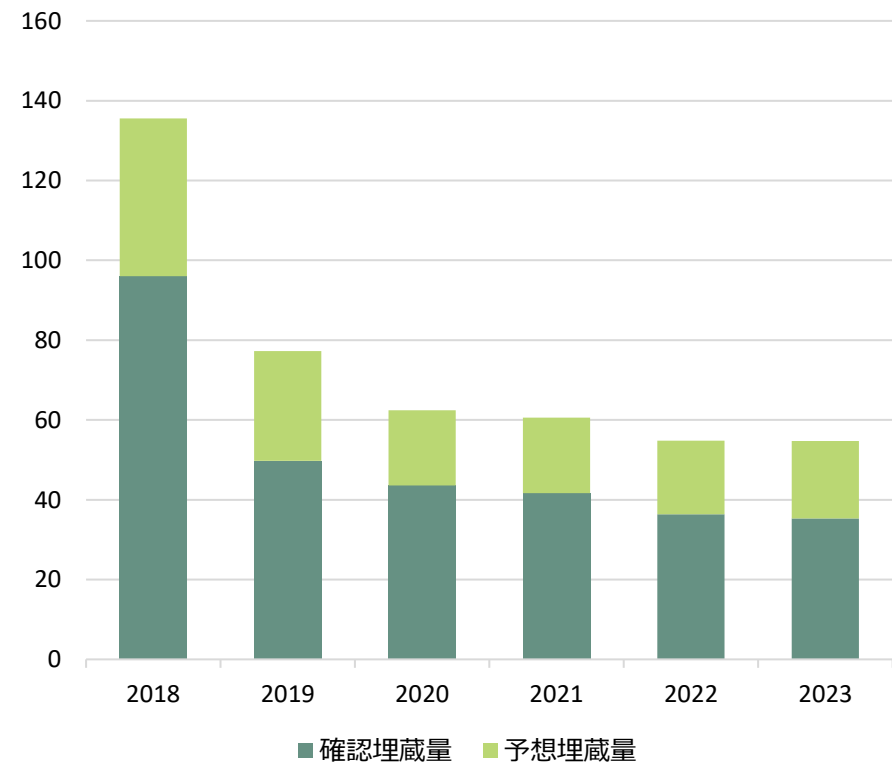
情報名	詳細
個人情報	消費者は法的効力を持つIDカード、並びに車両登録証を不明瞭部分がないように登録する必要がある
車両情報	消費者は車両の前面、側面、後面について、ナンバープレート情報が分かるように写真撮影し、登録する必要がある

インドネシアの天然ガス埋蔵量の過半はマルクとパプアに存在

- インドネシアの天然ガスの埋蔵量は徐々に減少している
- 2023年1月時点で、インドネシアの天然ガスの埋蔵量の過半はマルクとパプアに存在している

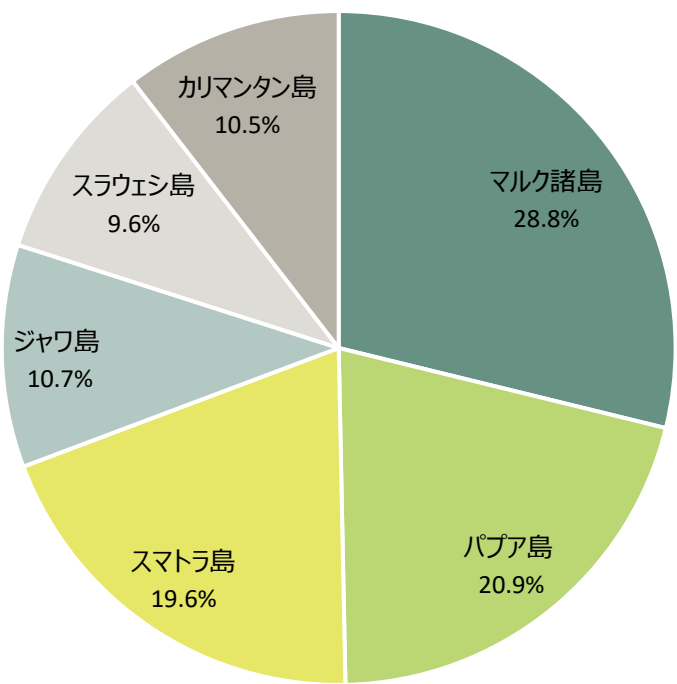
インドネシアにおける天然ガスの埋蔵量推移

兆立方フィート



2023年各地域の石油埋蔵量

2023年の予想埋蔵量と確認埋蔵量の合計：54.76兆立方フィート



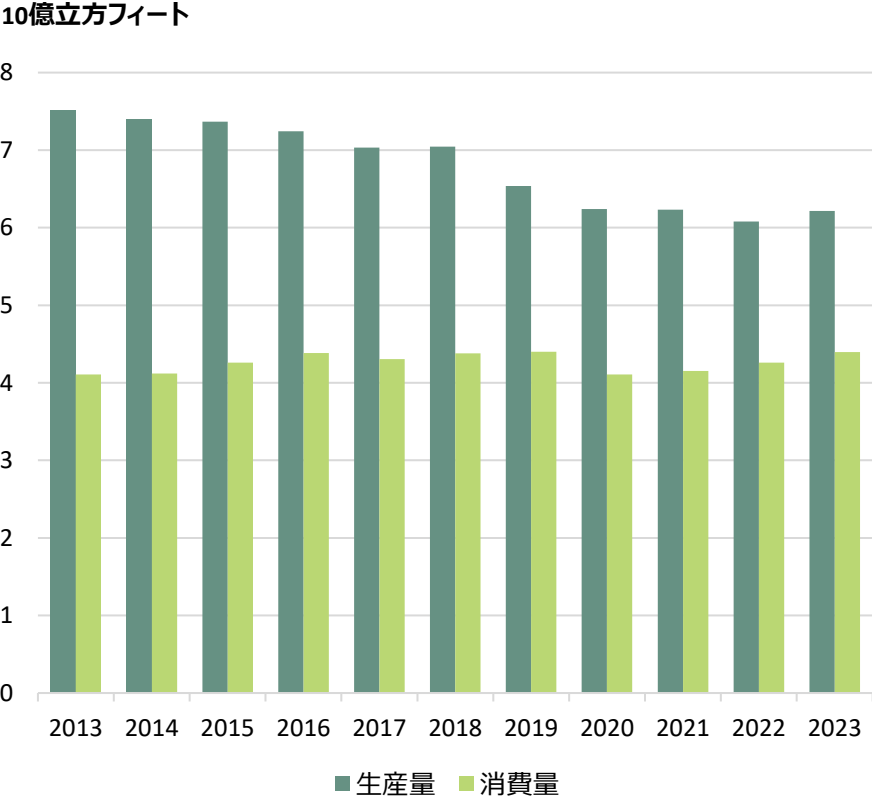
注) 1兆立方フィートは≒ 283億m³ ≒ LNG2千万t
出典：インドネシアエネルギー鉱物資源省



インドネシアは国内需要を上回る天然ガスと液化天然ガス（LNG）を生産

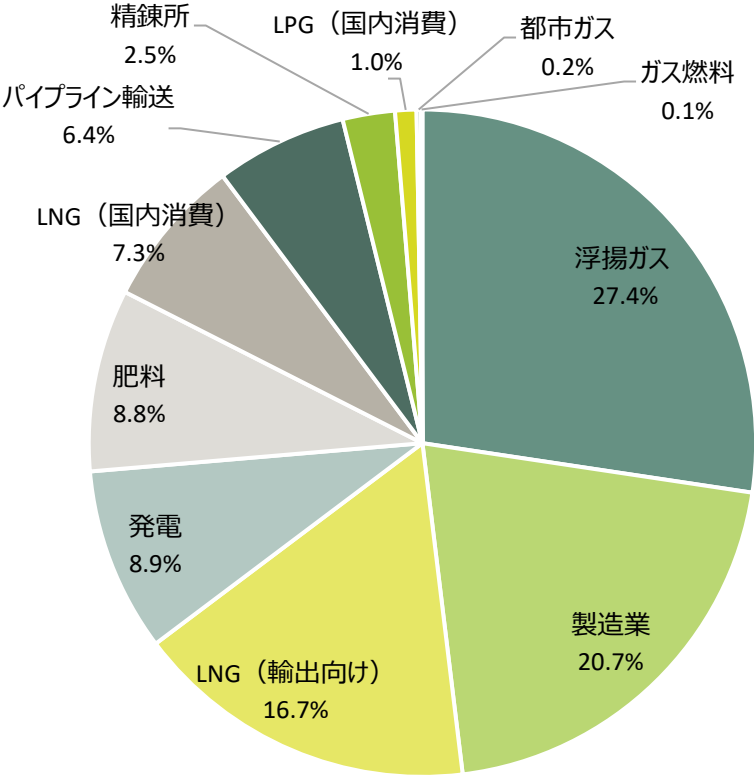
- インドネシアの天然ガスの埋蔵量が減少している中、天然ガスの生産量も減少傾向にある
- 2023年、インドネシア国内において天然ガスは主に浮揚ガスの生産（消費割合27.4%）に利用されている。その他、製造業（同20.7%）や輸出向けのLNGの生産（同16.7%）、発電（同+8.9%）が続く
- 天然ガスの国内生産分のみでインドネシア国内消費量を満たすことができており、余剰分については天然ガスとLNGとして輸出

インドネシアにおける天然ガスの生産量及び消費量



出典：Energy Institute

2023年利用目的別の天然ガス消費割合



出典：インドネシアエネルギー鉱物資源省

(参考) 民間企業との協業でガス田の開発も実施

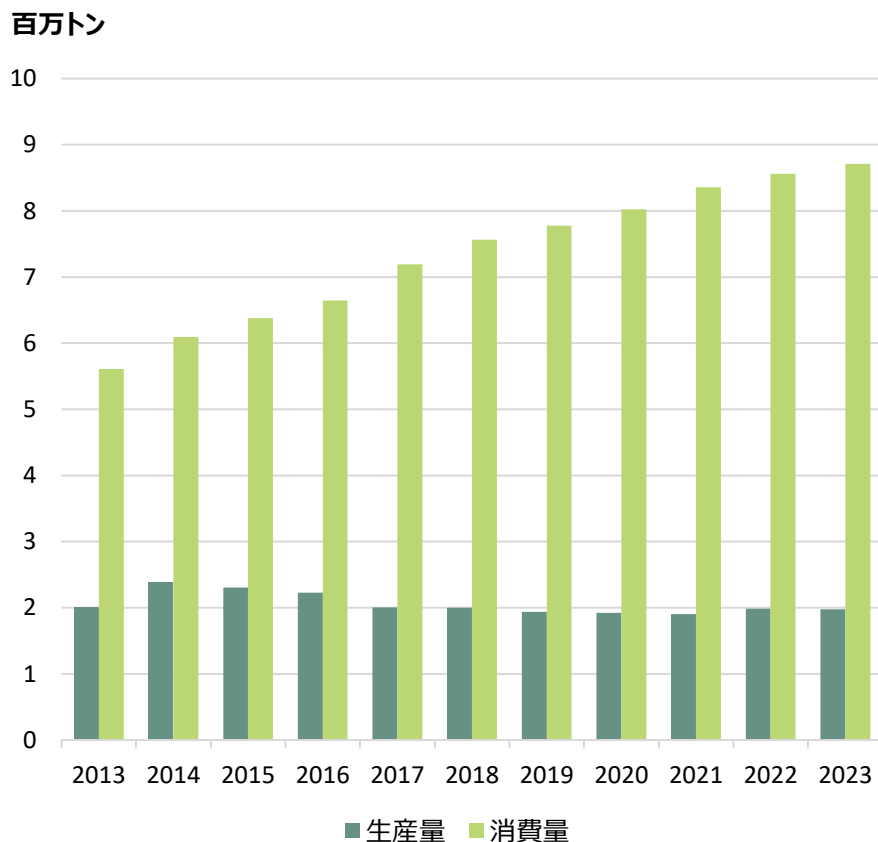
ガス業界における国家プロジェクト（民間企業が参入できる案件）

プロジェクト名	詳細
マセラガス田開発 （マルク州）	- INPEX社は1998年よりマセラガス田を開発中。1999年に天然ガスの探鉱が終了したものの、生産開始には至っていない - CCS技術を導入の上、LNGが生産される予定。その生産能力は9.5メートルトン/年、1,200トンのCO2の滞留が可能
Indonesia Deepwater Development (IDD) （東カリマンタン州）	- 本プロジェクトではゲンドロガス田、ガンダンガス田、ゲヘムガス田、バンカガス田を開発し、東カリマンタン州ボンタンのLNGプラントに天然ガスを供給する予定。バンカガス田は2016年8月より生産開始 - 本プロジェクトの投資額は約69.8億米ドル、天然ガスの生産能力は844百万立方フィート/日 - 当初、Chevronが本プロジェクトを運営したものの、2023年7月25日よりイタリアの石油ガス会社ENI社に変更 2024年6月19日、インドネシア政府はENI社が提案したIDDプロジェクトの開発対象修正案を承認し、本プロジェクトは北部のNorthern Hub（ゲヘムガス田とゲンノースガス田）と南部のSouthern Hub（ゲンドロガス田とガンダンガス田）に分割の上、2028年に生産開始の予定 - 北部のNorthern Hubについては、ゲンノースガス田の天然ガス埋蔵量は5.3兆立方フィート、ゲヘムガス田が1.6兆立方フィート。イタリアの石油ガス会社ENI社はゲンノースガス田の権益を83.3%、ENI社のパートナーであるインドネシアの石油会社Agra Energi社が16.7%を保有。Agra Energi社は2024年10月10日にその権益の売却に向けた動きが報道されたが、2025年2月13日時点で進捗なし
ウバダリガス田開発	2024年11月21日、プラボウォ大統領は米国のBritish Petroleum社がウバダリガス田の開発を行うと発表 - 投資額は、British Petroleum社70億米ドル、他社1.5億米ドルを投入（社名未公開）。2028年に生産開始の予定 - ウバダリガス田の天然ガス埋蔵量は3兆立方フィート - ウバダリガス田は15百万トンのCO2を滞留することができ、インドネシアの初CCSハブとなる予定
AKMガス田開発	- 本プロジェクトの開発は西パプア州ファクファク県のファクファク肥料工業団地にガスを共有する予定 - マレーシアのGentingグループの石油会社Genting Oil Kasuri社が担当し、3百万米ドル以上の投資額が必要との予測 - 天然ガスの埋蔵量は2.2兆立方フィート、生産能力は330百万立方フィート/日。2026年に生産開始の予定

インドネシアのLPG国内消費の約8割は他国からの輸入

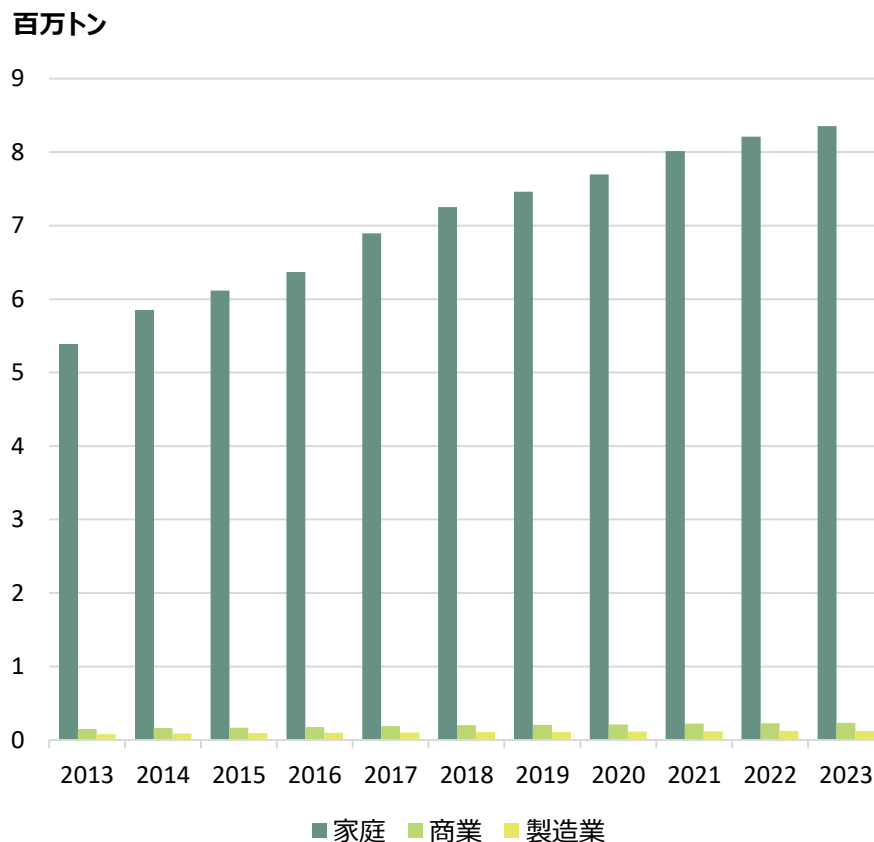
- インドネシアには十分な天然ガス埋蔵量があるものの、液化石油ガス（LPG）の消費量の大半は他国から輸入。これは、インドネシアの天然ガスの主成分がメタンとなり、主成分がプロパンであるLPGの生産に向いていないためである
- インドネシアのLPGの消費量については、家庭部門が総消費量の9割以上を占めている

インドネシアにおけるLPG生産量及び消費量の推移



出典：インドネシアエネルギー鉱物資源省石油ガス総局

各セクターのLPG消費量の推移

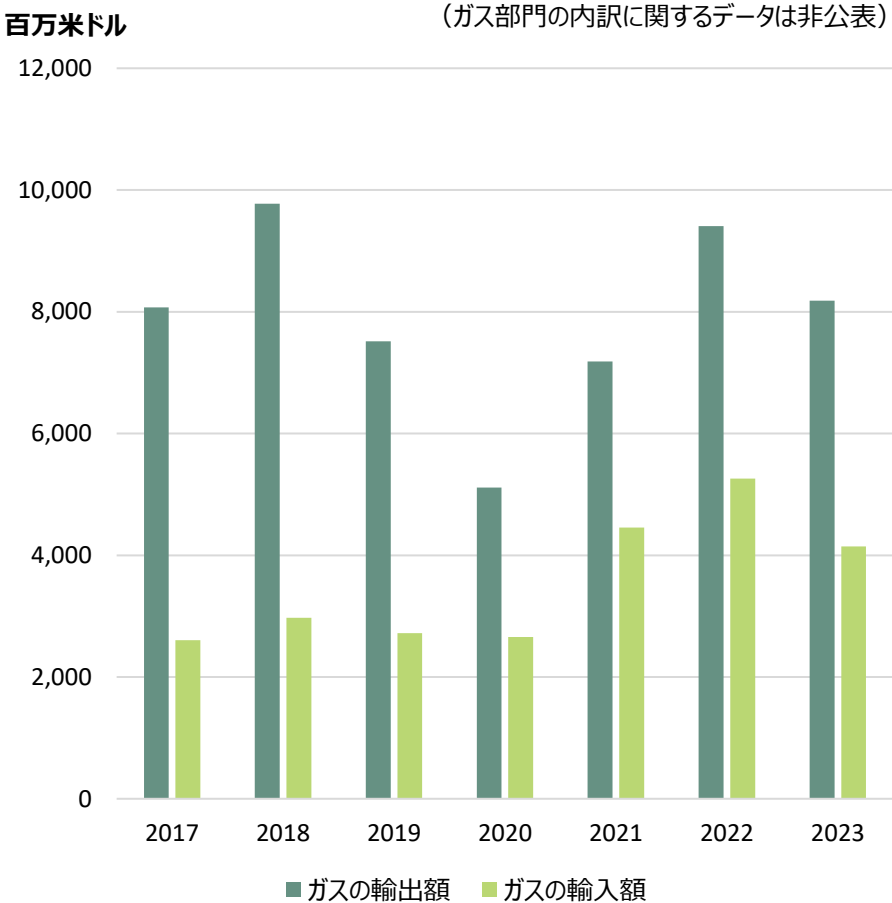


出典：インドネシアエネルギー鉱物資源省石油ガス総局

インドネシアは余剰ガスを他国に輸出の一方、LPGは輸入

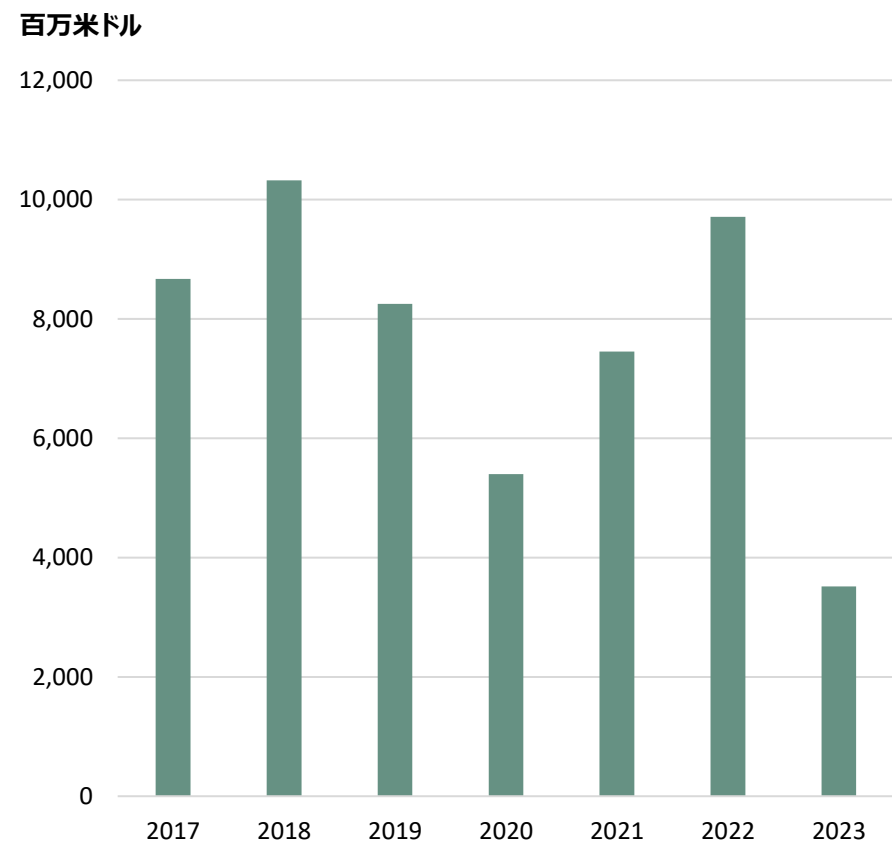
- インドネシアは天然ガスを含むガス品目をシンガポール、日本、韓国等の主要輸出先に輸出
- LPGは国内生産が十分でないため、輸入依存の状況

インドネシアにおけるガス部門の輸出額及び輸入額



出典：BI

インドネシアにおける天然ガスの輸出額



*) インドネシア統計庁（BPS）によるとインドネシアは天然ガス輸入実績ゼロ

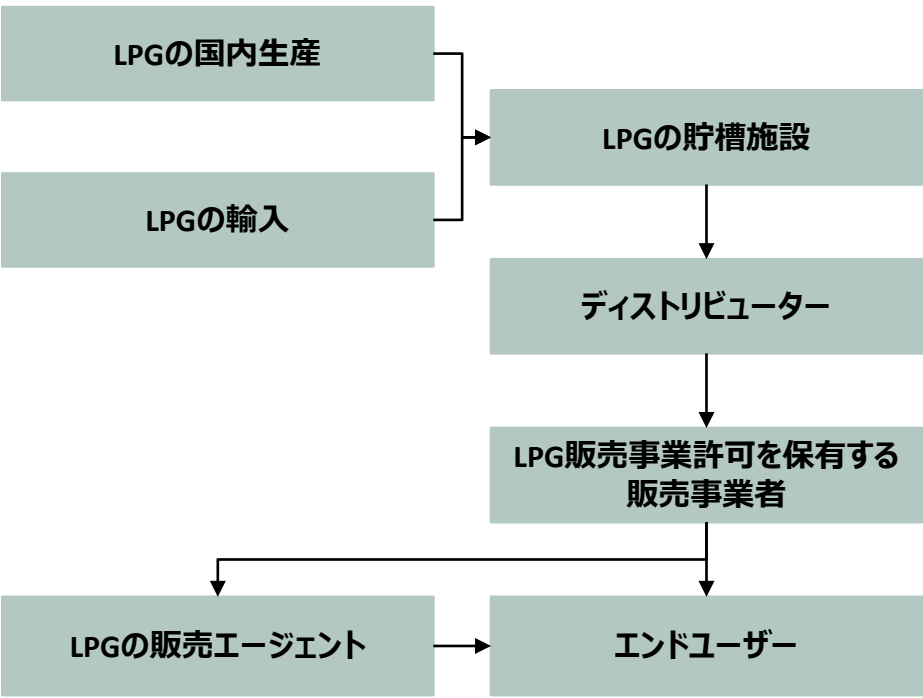
出典：BPS

注）インドネシア中央銀行（BI）とインドネシア統計庁（BPS）が採用する貿易の計算方法が異なるため、左右のグラフに一貫性はなし

国営石油ガス会社Pertaminaのみが補助金対象のLPGを供給可能

- インドネシアでは、LPGを販売可能な業者には2つあり、LPG販売事業許可を持つ販売事業者とその販売事業者が指定したエージェント
- 国営石油ガス会社Pertaminaは補助金の対象となる容量3kgのLPGを供給する唯一の事業主体。インドネシア政府は3kgのLPGの価格を決定し、その一部を負担し、国営石油会社Pertaminaに支払う仕組み

LPGの販売及び物流の流れ



インドネシアにおける容量別LPGの種類

容量	ブランド（会社名）	対象顧客
0.2 kg	- Bright Gas (PT PERTAMINA Persero) - Tokai (PT Tokai Dharma Indonesia) - Wonder Fuel (PT Jaya Utama Santikah)	- 低所得世帯 - 中小企業
3 kg	Elpiji (PT PERTAMINA Persero)	低所得世帯
5.5 kg	- Bright Gas (PT PERTAMINA Persero) - Blue Gaz (PT Blue Gaz Indonesia)	- 中間所得世帯 - 中小企業
9 kg	myGas (PT Bhakti Mingas Utama)	- 全ての世帯 - 中小企業
12 kg	- Bright Gas (PT PERTAMINA Persero) - Winn gas (PT Winn Appliance) - ArsyGas (PT Arsynergy NiX Indonesia)	- 全ての世帯 - 中小企業
50 kg	- myGas (PT Bhakti Mingas Utama) - Winn gas (PT Winn Appliance) - ArsyGas (PT Arsynergy NiX Indonesia)	- 大企業 - メーカー

補助金対象のLPGの購入条件が厳格化

- 補助金付きのLPGは低所得者向けとなっているが、対象者以外の消費者が当該LPGを購入した事例が散発。対策として政府は補助金付きLPGの購入条件を厳格化
- 2024年6月1日以降、補助金付きのLPGを購入する場合には、Pertaminaのウェブサイトに登録し、自身が対象者であるかどうかを確認し、補助金付きLPGを購入する際は身分証明書を提示することが必要に

補助金対象となるLPG

LPGタイプ	補助金交付可否	参考価格*
0.2 kg Cylinder	-	IDR 10k – 15k
3 kg Cylinder	○	IDR 20k – 25k
5.5 kg Cylinder	-	IDR 80k – 90k
9kg Cylinder	-	IDR 150k – 175k
12 kg Cylinder	-	IDR 180k – 200k
50 kg Cylinder	-	IDR 850k – 900k

*) 本価格は各種ディストリビュータ等の販売価格を掲載しているものであり、公式価格ではない点に留意

出典：各種報道

補助金付きLPG購入に向けた登録プロセス

ステップ	詳細
申請	消費者はLPG販売エージェントに訪問し、登録の申請を行う
登録	消費者は必要データを登録する
認証	エージェントは消費者のデータをMyPertaminaシステムに登録する
QRコード	認証プロセスが完了後、消費者にQRコードが割り当てられる

出典：Metro

登録プロセスに必要な書類

書類	詳細
IDカード	氏名や住所などの記載のあるIDカード
家族情報	家族の人数や状況に関する情報が掲載された書類

出典：MyPertamina

(参考) ガスと電化の比較：クッキングヒーターの事例

- 電気を使うIHクッキングヒーターは設置の初期費用は高額である一方、1か月当たりの利用料金はLPGより安価
- IHクッキングヒーターの設置費用が高額であることがインドネシアで普及が進まない理由となっているものと推察

ガスと電化の比較

支出項目	LPG		IHクッキングヒーター	
燃料の価格	補助金対象のLPG 3kg 20,000ルピア	60,000ルピア (1か月3缶消費の場合*)	補助金対象の電力容量 900VA (ポストペイド式) : 495ルピア	34,650ルピア (1か月70kWh消費の場合)
			補助金対象の電力容量 900VA (プリペイド式) : 605ルピア	42,350ルピア (1か月70kWh消費の場合)
	補助金外のLPG 5.5kg 80,000ルピア	160,000ルピア (1か月2缶消費の場合*)	補助金外の電力容量 900VA : 1,352ルピア	94,640ルピア (1か月70kWh消費の場合)
	補助金外のLPG 12kg 180,000ルピア	180,000ルピア (1か月1缶消費の場合*)	補助金外の電力容量 1,300VA : 1,444.7ルピア	101,129ルピア (1か月70kWh消費の場合)
コンロの価格**	1コンロ : 59,000ルピア～ 2コンロ : 78,000ルピア～		1コンロ : 85,000ルピア～ 2コンロ : 156,000ルピア～	
鍋等調理器	鍋、フライパン (小) 、フライパン (大) のセット : 70,000ルピア～		鍋、フライパン (小) 、フライパン (大) のセット : 275,000ルピア～	
運転適合証明書取得の手数料	なし		ジャカルタの場合 : 155,000ルピア	
配線工事	なし		1,122,000ルピア (2022年時点でPLNが公開した家庭向けのIHクッキングヒーターに必要な配線工事の予測)	
支出の総額	設置費用総額 : 189,000ルピア～ 1か月当たり費用総額 (燃料価格のみ) : 60,000ルピア～		設置費用総額 : 1,671,650ルピア～ 一ヶ月当たり費用総額 (燃料価格のみ) : 34,650ルピア～	

*) インドネシア政府によればインドネシアの家庭は平均LPG3kgを約3缶 (9kg) 消費。LPGの5.5kgと12kgの消費量は上記の情報に合わせて計算

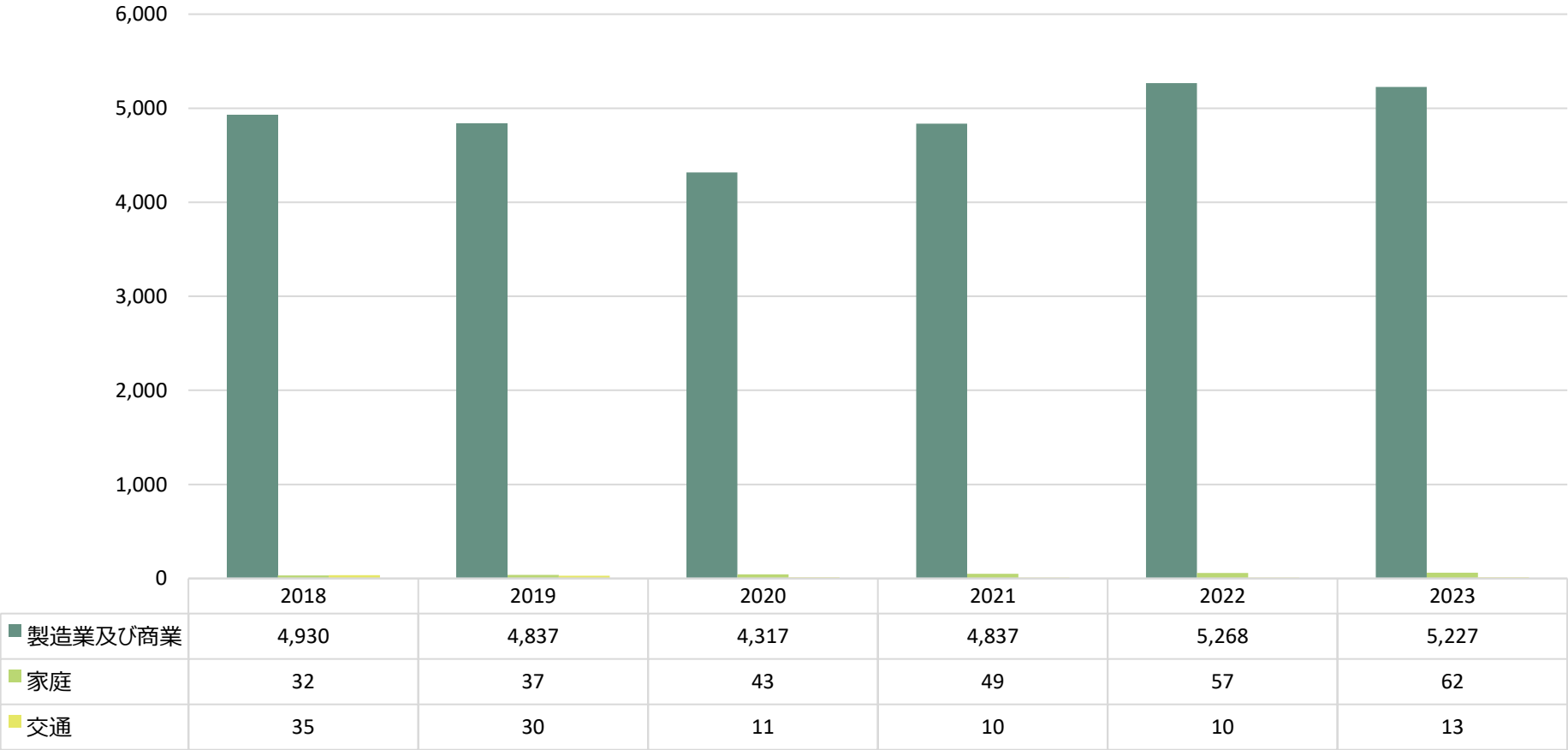
**) インドネシアの通販サイトの検索結果

都市ガスの消費量は横ばい傾向

- 都市ガスの消費量は、製造業及び商業が最も多い

都市ガスの消費量推移

百万立方メートル



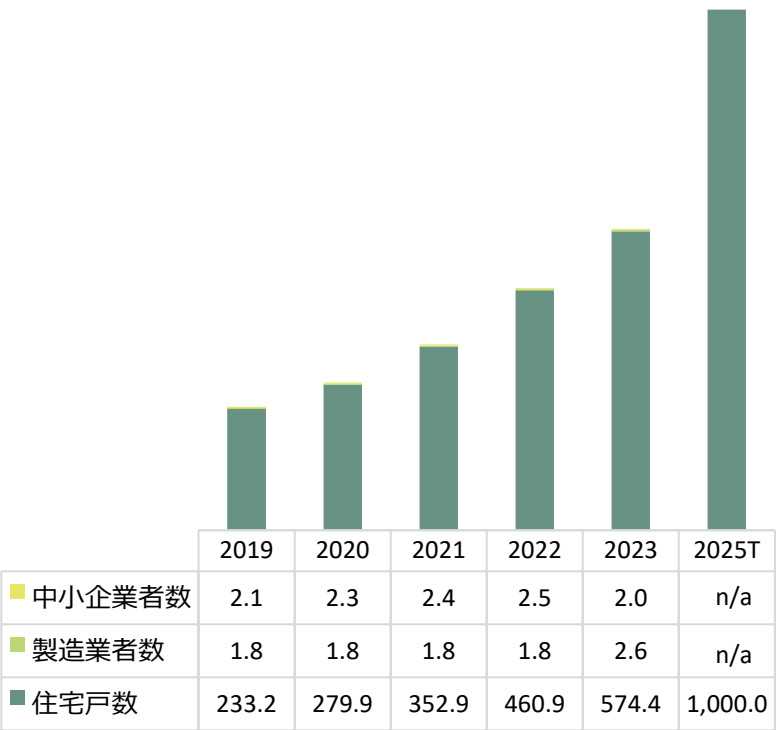
出典：インドネシアエネルギー鉱物資源省、国営ガス企業PGN

LPG向け補助金の抑制を目的にガスパイプラインの開発を強化

- インドネシア政府はエネルギー部門の補助金の割合が最大であるLPG向けの補助金を抑制するため、ガスパイプラインの開発によりガス利用者数の増加を目指している

インドネシアの都市部におけるガス利用者数

(千)



注) 2025年の目標について、2025年2月4日時点住宅のみ発表
出典:PGN、インドネシアエネルギー鉱物資源省



ガス業界における国家プロジェクト

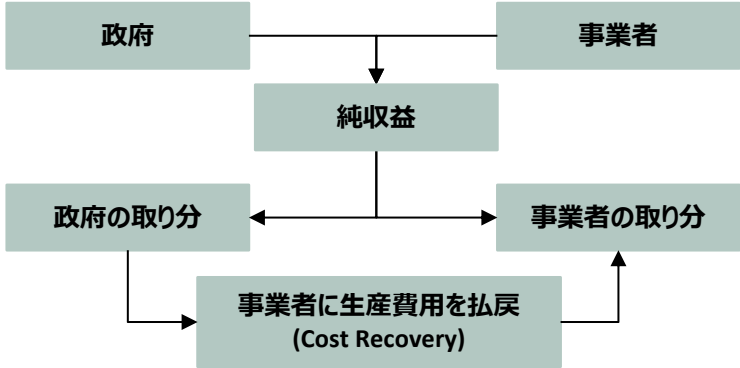
プロジェクト名	詳細
西ジャワ州チレボンー中部ジャワ州スマランのガスパイプライン（フェーズ2）	- ジャワ島全体を繋ぐガスパイプライン - 開発予算は約2.7兆ルピア - 本プロジェクトにより、ガスを利用する住宅戸数は30万戸数増加の見込み
リアウ州ドゥマイー北スマトラ州セイマンケのガスパイプライン	- アチェ州の北にあるアンダマン海で生産する天然ガスをジャワ島とスマトラ島に流通、利用可能とするために開発するガスパイプライン - 開発予算は約6.6兆ルピア 2025年より建設開始、2027年に完工予定 - このガスパイプラインによって、ガスを利用する住宅戸数は60万戸数増加する見込み
リアウ諸島州バタムにおける住宅へのガスパイプライン	- 官民連携スキームで住宅307,749戸へのガスパイプラインを開発するプロジェクト - 資本的支出は2.4兆ルピア
南スマトラ州パレンバンにおける住宅へのガスパイプライン	- 官民連携スキームで住宅354,441戸へのガスパイプラインを開発するプロジェクト - 資本的支出は3.2兆ルピア

官民連携スキームによる住宅250万戸へのガスパイプラインの開発に向けて、政府は2025年にガスパイプライン開発に係る資本的支出の49%を負担するインセンティブを策定中（2025年2月10日時点、詳細は未発表）

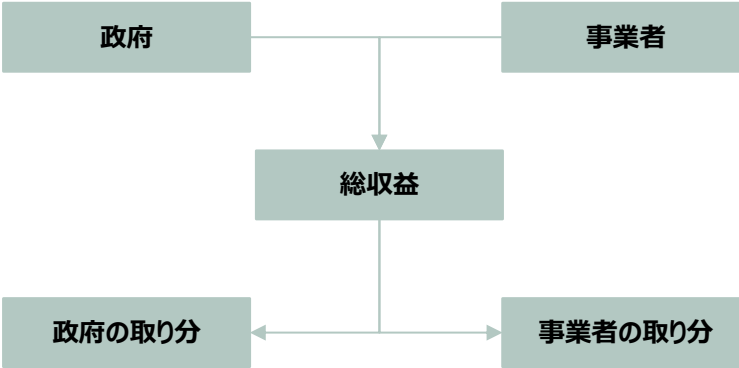
上流部門は契約に基づく事業活動が必要

- 石油・ガス業界の上流部門は事業者・政府間で合意されたパートナーシップ契約に基づき事業活動が行われる
- インドネシア政府とのパートナーシップ契約は従来のコスト回収(Cost Recovery)スキームと総収入配分(Gross Split)スキームで実施

従来のコスト回収 (Cost Recovery) のスキーム

スキーム概要	
詳細	従来のコスト回収スキームでは、事業者は生産費用を前払いし、生産後政府が生産費用の全額を事業者に払戻すスキーム。しかし、石油や天然ガスが見つからない場合、事業者は生産費用を負担する
備考	このスキームの生産性が低いことと、事業者が請求する支出項目が多く生産費用が高くなることで、政府にとってはあまり好ましいスキームではない

総収益配分 (Gross Split) のスキーム

スキーム概要	
詳細	総収益配分スキームでは年間の総収益を契約に基づき政府と事業に分けられる。生産費用は事業者が負担する
備考	石油や天然ガスの収益配分は事前に決定される（通常、石油事業において政府が57%、事業者が43%；天然ガス事業において政府が52%、事業者が47%）。生産配分の割合は将来調整可能

出典：インドネシアエネルギー鉱物資源省

下流部門は事業ライセンスに基づく事業活動が可能

- 個別のパートナーシップ契約に基づく上流部門とは異なり、下流部門での事業活動については事業ライセンスに基づくものであり、予め定められている法令等に従うという点でより体系的で透明性があると言える
- 下流部門に関する政令2009年第30号によると、石油・ガス精製事業ライセンスを獲得した事業者が輸送、貯蔵、トレーディング事業も手掛ける場合、利益を生み出さない場合においては追加の事業ライセンスを取得せずに事業を行うことが認められている

下流部門事業の概要と事業ライセンス

- 事業者は、事業分野に応じた事業ライセンスを取得する必要がある。複数の事業分野を手掛ける際には、それに応じた複数の事業ライセンスが求められる。しかし、精製からトレーディングの全てを手掛ける場合においては、石油・ガス精製事業ライセンスのみを取得すればよい
- しかしその場合、輸送、貯蔵、トレーディング等、精製事業以外で利益を生み出すことは禁じられている。利益を生み出そうとする場合には、関連する追加事業ライセンスを取得する必要がある

事業分野	詳細	事業ライセンス
精製	石油・ガスへ新たな価値を付加する一連の活動 例えば、精製、不純物除去、性状改善、などの高付加価値化活動	石油・ガス精製事業ライセンス (KBLI 19211)
輸送	精製された石油・ガスを貯蔵施設へ輸送する一連の活動 例えば、陸上輸送、海上輸送、航空輸送、パイプラインによる石油・ガスの輸送	石油・ガス輸送事業ライセンス (KBLI 49300)
貯蔵	石油・ガスを特殊な貯蔵庫に貯蔵する一連の活動 例えば、陸上、地下、水上、水中を問わず石油・ガスを収集、受領、格納する活動	石油・ガス貯蔵事業ライセンス (KBLI 52104)
トレーディング	精製された石油・ガスを売買する一連の活動 例えば、購買、売却、輸出、輸入が含まれる	石油・ガス卸売事業ライセンス (KBLI 46610)

出典：政令2004年第36号、OSS

石油・ガス事業では一定の国内生産品の利用が義務付けられている

- 上流、下流部門の双方において、建設事業者、国内生産者、モノ・サービスのサプライヤーは国内生産品を最大限に利用することが求められている
- インドネシアエネルギー鉱物資源大臣規定2013年第15号により、政府はモノ・サービスに関し、最低限確保すべき国産化率(TKDN)を短期(2013 – 2016)、中期(2017 – 2020)、長期(2021 – 2025)の3つの期間に応じて定めている

モノに対するTKDN

対象	短期 (2013-2016)	中期 (2017-2020)	長期 (2021-2025)
油井管 (OCTG) - ハイグレード - ローグレード	25% 15%	40% 25%	55% 40%
ラインパイプ - スパイラル鋼管 / SAW - ERW - シームレス鋼管	50% 50% 10%	65% 65% 30%	80% 70% 70%
掘削泥水、セメント、化学薬品	40%	55%	70%
電動水中ポンプ	15%	25%	35%
ポンプ装置	40%	55%	70%
機械設備	20%	30%	40%
坑口装置 - 陸上 - 洋上	40% 15%	55% 30%	70% 40%
ガソリン	60%	75%	95%
潤滑油	50%	60%	70%
その他	15%	25%	40%

出典：インドネシアエネルギー鉱物資源大臣規定2013年第15号

サービスに対するTKDN

対象	短期 (2013-2016)	中期 (2017-2020)	長期 (2021-2025)
調査、地震・地質研究サービス - 陸上 - 洋上	60% 15%	75% 25%	90% 35%
掘削 - 陸上 - 洋上	50% 35%	70% 45%	90% 55%
基本設計(FEED) - 陸上 - 洋上	60% 40%	70% 50%	80% 60%
設計、調達、建設、据付(EPCI) - 陸上 - 洋上	50% 35%	70% 45%	90% 55%
航海サービス	75%	80%	85%
航空サービス	80%	90%	95%
その他	40%	55%	75%

出典：インドネシアエネルギー鉱物資源大臣規定2013年第15号

ネットゼロに向けた取組

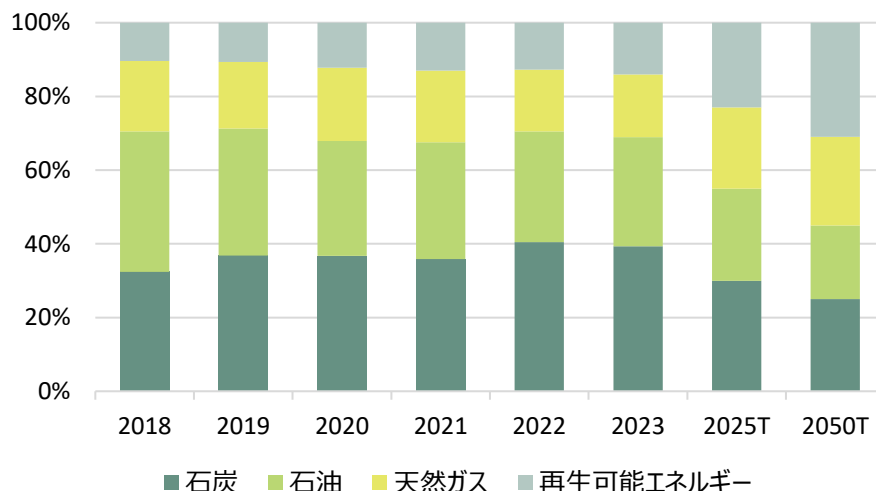
ネットゼロに向けたインドネシアの取組

- インドネシア政府は2060年ネットゼロの目標を達成するため、エネルギー業界、林業業界、廃棄物処理業界における取組を策定

インドネシア政府が設定したネットゼロに向けた目標

- 2022年9月23日に公開されたインドネシアが決定する貢献（NDC）によると、インドネシアの一次エネルギー供給において、再生可能エネルギーの供給割合を2025年に少なくとも23%、2050年に少なくとも31%に引き上げる

インドネシアにおけるエネルギー源別の一次エネルギー供給割合



出典：2022年9月23日に公開されたインドネシアが決定する貢献（NDC）

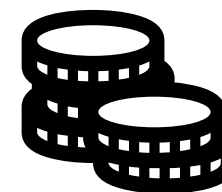
- 林業業界において、2030年に200万ヘクタールの泥炭地を回復、1,200万ヘクタールの劣化した土地を回復する
- 廃棄物処理業界において、2020年以降廃棄物処理によるCO2排出削減量を削減する（具体的な目標の詳細は未発表）

出典：2022年9月23日に公開されたインドネシアが決定する貢献（NDC）

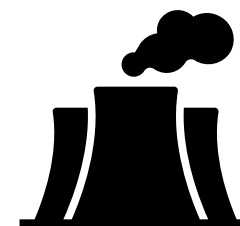
ネットゼロに向けた具体的な取組



EVの開発



炭素取引の導入



再生可能エネルギー
発電所の開発



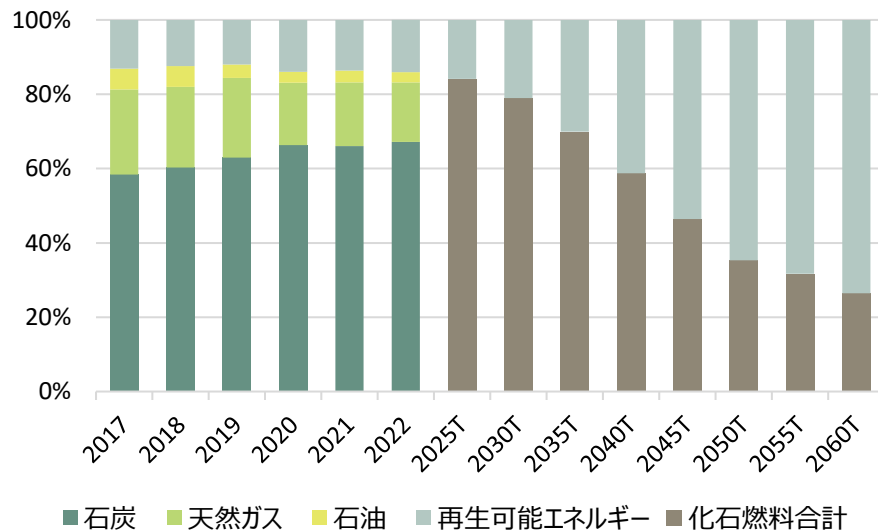
バイオ燃料の
利用・開発

出典：2022年9月23日に公開されたインドネシア国が決定する貢献（NDC）

再エネ発電の開発は目標まで依然距離がある状況

- PLNは発電構成について、再エネ発電の割合を2025年に23%とすることを目指しているが、2022年時点では14%となっている
- インドネシア政府は2024年11月29日に公布された2025年－2060年国家電力開発計画を通して、発電構成目標を修正。政府は再エネ発電割合の目標を2025年は23%から15.9%に引き下げる一方、2060年には73.6%とする新たな目標を設定

インドネシアの発電構成の推移



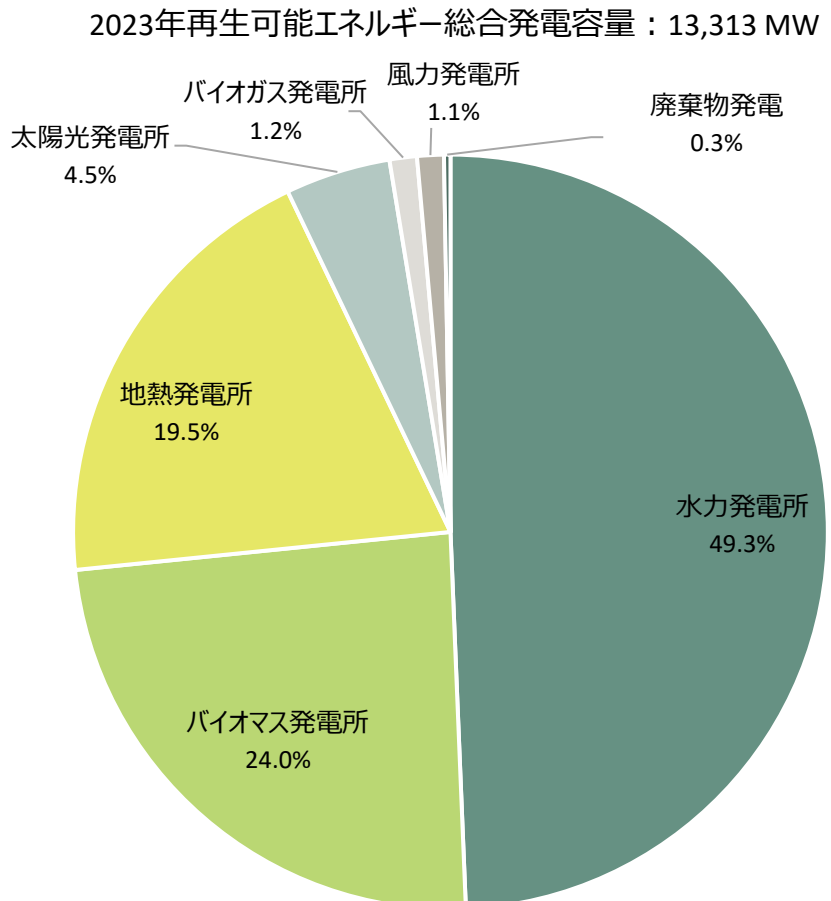
出典：インドネシアエネルギー鉱物資源省、2025年－2060年国家電力開発計画

PLNの2021-2030年発電所建設計画



出典：国営電力企業PLN

2023年再エネ発電容量の割合



出典：インドネシアエネルギー鉱物資源省

高コストが再エネ発電開発に向けた課題

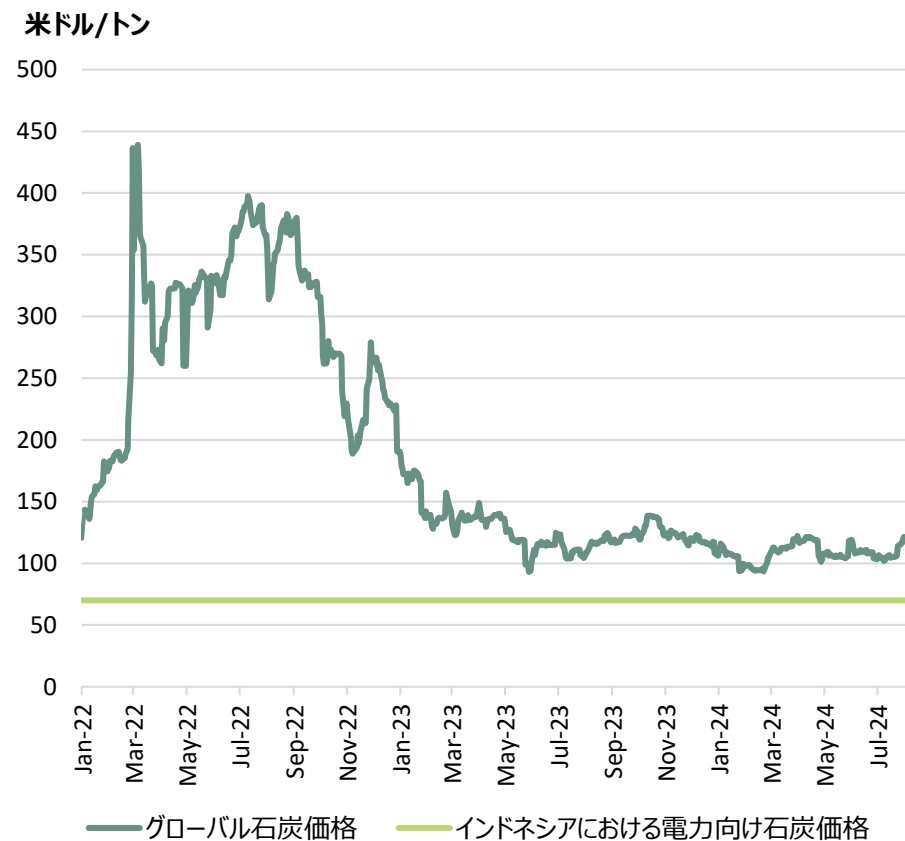
- PLNは送電系統の不備を主因とし、再エネ発電コストが高いことが再エネ普及の課題だと述べている
- 政府は石炭火力発電向けの石炭価格を70米ドル/トンと低く設定しているため、石炭火力発電のコストが再エネ発電より安くなっている

発電種類別の発電費用の比較

発電の種類	発電費用
石炭火力発電所	705ルピア/kWh
水力発電所	430ルピア/kWh
地熱発電所	975ルピア/kWh
太陽光発電所	4,712ルピア/kWh

出典：国営電力企業PLN、Kontan

石炭価格の比較（グローバル対インドネシア）



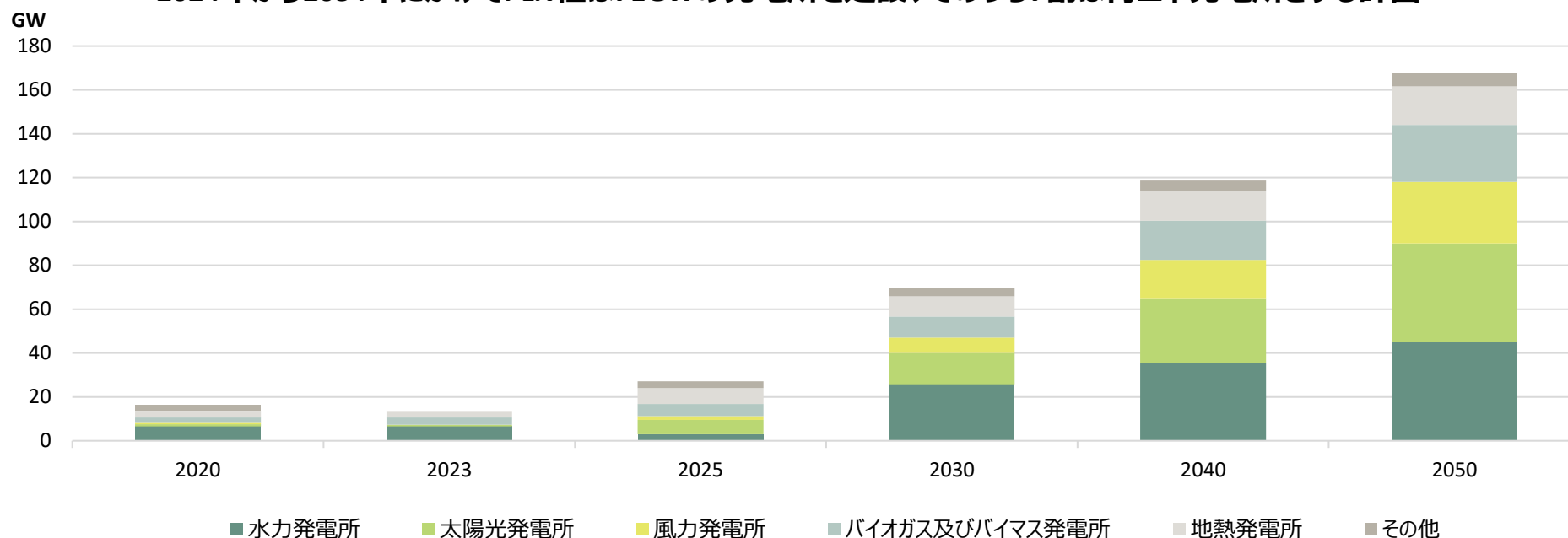
出典：Market Insider, エネルギー鉱物資源大臣決定2022年第267.K/MB.01/MEM.B/2022号

水力発電所と太陽光発電所を中心として再エネ発電を開発する予定

- 2017年3月17日に発表された国家エネルギー総合計画では、政府は再エネ発電開発計画において、水力発電所と太陽光発電所を中心として再エネ発電を開発する予定としていた
- 2025年1月14日、政府は2024年－2034年国家電力供給計画を策定中と発表。政府はこの計画を通じて、2024年から2034年にかけてPLN社が71GWの発電所を建設、そのうち7割は再エネ発電所とする予定とした*

再エネ発電開発計画

2024年から2034年にかけてPLN社は71GWの発電所を建設、そのうち7割は再エネ発電所とする計画*



*) 2025年2月19日時点で、インドネシア政府は2024年－2034年国家電力供給計画を策定中

注) 2023年は実績値

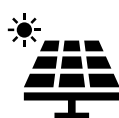
開発計画上、その他には波力発電所やバイオエネルギーを利用するディーゼル発電所等が含まれる（詳細未公表）

出典：インドネシアエネルギー鉱物資源省

再生発電開発の取り組み

- インドネシア政府とPLNは再生発電の開発を加速するため、太陽光発電所の建設に必要な部品の輸入手続きを簡素化したり、送電網や変動所を建設したりしている
- また、政府は原子力発電などの新規発電所の建設を推進。2024年8月13日、米国電力会社の子会社Thorcon Power Indonesiaは原子力発電所（発電容量500MW）をバンカブリトゥン州で建設する計画を提出し、2032年に開業する予定

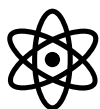
再生発電開発加速に向けた政府の取組



- 2024年7月31日に再生発電所建設における国産化率（TKDN）の制限を緩和
- 太陽光発電に関して、2024年末までに電力売買契約を締結、2026年上半期中に発電所を稼働させることを条件に、2025年6月まで太陽光パネルの輸入を認める



- 2030年までに送電網を47,723km、変電所を76,662MVA建設予定
- 2024年11月22日時点、政府は2028年にスマトラ島とジャワ島を繋ぐ送電網の建設を検討中。これについて、2024年3月6日に政府は既に中国のSGCC、フランスのElectricite de France、日本の日立エナジーと関西電力と相談したとの報道だったが、2025年2月7日時点で進捗は未発表



- 原子力発電所の発電容量を2039年までに1GW、2060年までに31GWとすることを目指す
- 2024年8月13日、米国電力企業の子会社Thorcon Power Indonesia社はバンカブリトゥン州でインドネシア初の原子力発電所の建設計画をインドネシア国家エネルギー審議会（DEN）に提出。当社はトリウム溶解塩炉を導入した発電所（発電容量500MW）を建設し2032年に開業予定
- 2025年2月11日、インドネシア政府はロシア国営原子力企業ロスアトムと共同で東南スラウェシ州での原子力発電所開発に関心を表明



- 政府はCCUSレトロフィット適用や廃棄物発電拡大で石炭発電の割合を2024年の85.9%から2060年に17.9%に抑制する目標を設定
- 2017年から2022年にかけて国営電力PLN社が運営している南スマトラ州のBukit Asam石炭発電所にCCUSレトロフィットを適用

しかし、再エネの利用促進に逆行する政策もみられる

- インドネシア政府は再エネ発電所の開発を推進する方向であるものの、グリッドに接続する太陽光発電所の数を制限する規制を発令する等、再エネ目標に逆行する政策もみられる

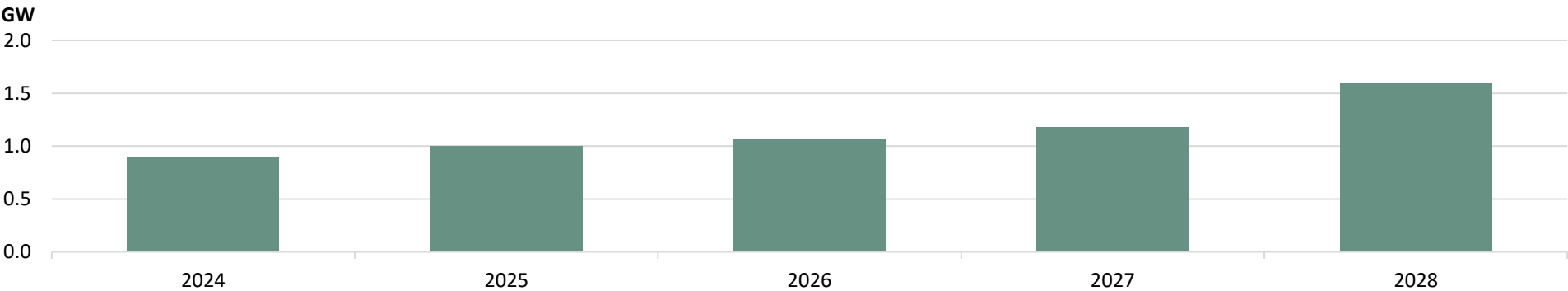
太陽光発電所の建設に関する規制

項目	備考
民間が運営する太陽光発電所に対するクォータ制度	● 政府は民間が運営する太陽光発電所がグリッドに接続できる上限を定めるクォータ制度（5年間有効）を導入
電力供給過剰の発生時、PLNによる過剰分の買い取り	● 電力供給過剰の場合、過剰分について電気料金を差し引くスキームが撤廃された*ためインスティテュート・フォー・エッセンシャル・サービスズ・リフォーム（IESR）は家庭レベルの太陽光発電所の設置意欲が下がる懸念を表明
民間が設置できる太陽光発電所の電力容量の制限	● 民間が設置できる太陽光発電所の電力容量は実態として当初PLNと契約を結んだ電力供給プランの最大10-15%に制限されているとの報道。これに対し、PLNのダルマワン・ブラソジョ社長はそのような事実はないと否定

*）当初、PLNは過剰分について電気料金を差し引くスキームで、民間の太陽光発電所による電力供給の過剰分を買い取っていた。実際の導入後、PLNの電力調達コストが増加し、その結果電力料金が上昇、政府がPLNに支払う電力補助金の予算が更に高くなる懸念があるとし、PLNは民間から買い取る電力量を制限し始めた。その後、2024年1月末に発令されたエネルギー鉱物資源大臣規定2024年第2号の下、過剰分の買い取り及びそのスキームが撤廃となった

出典：エネルギー鉱物資源大臣規定2024年第2号、PLN、Katadata

民間企業による太陽光発電所がグリッドに接続できる上限容量



出典：エネルギー鉱物資源大臣規定2024年第2号

ネットゼロに向けた取組の一環としてバイオ燃料の利用が義務化

- インドネシア政府はネットゼロを実現するため、軽油依存を減らすことを目的とし、パーム原油由来のバイオディーゼルを軽油に混合したバイオ燃料の利用を義務化
- インドネシア政府は2025年1月1日より軽油60%、バイオディーゼル40%の混合であるB40の利用を義務化。バイオディーゼル50%となるB50も開発中となっており、問題が発生しなければ2026年に利用が義務化される予定

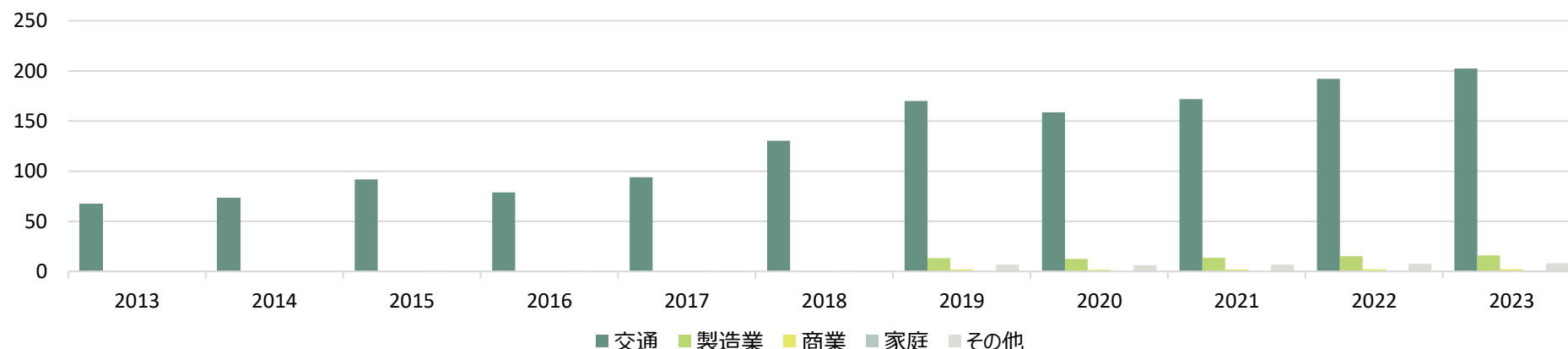
バイオ燃料の開発と導入のタイムライン



出典：インドネシアエネルギー鉱物資源省

各セクターのバイオ燃料の消費量推移

百万原油換算バレル



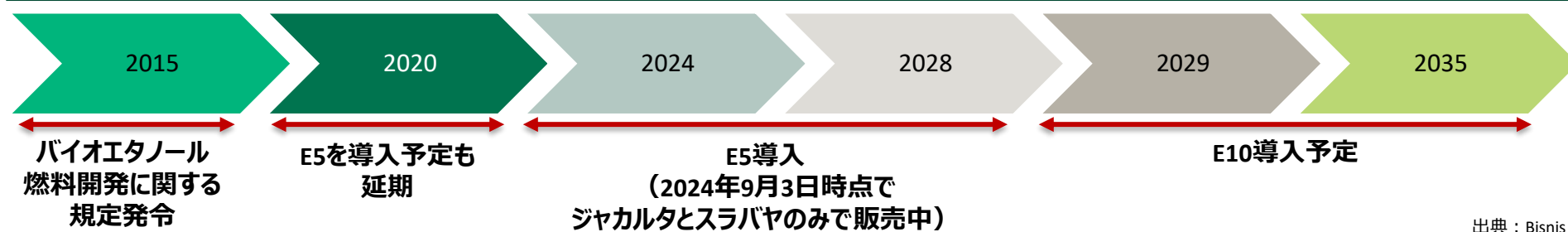
注) 2013年－2018年に製造業、商業、その他におけるバイオ燃料の消費量が0との実績。2013年－2014年に家庭が消費したバイオ燃料は0との実績

出典：インドネシアエネルギー鉱物資源省

バイオエタノール燃料は生産能力不足で導入に遅れ

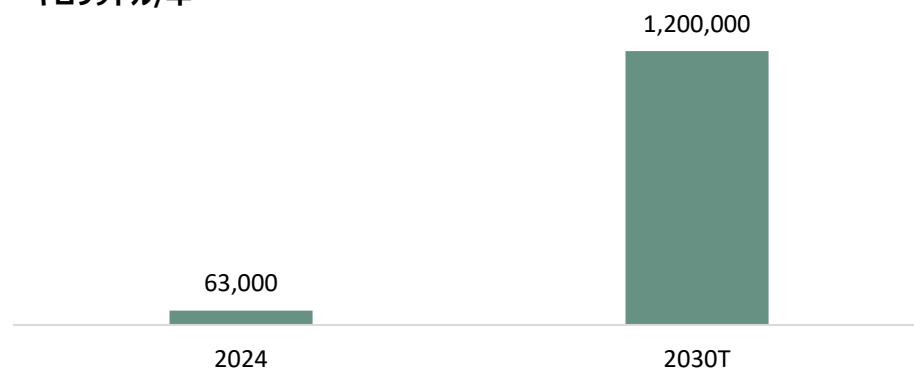
- バイオディーゼル燃料の他、インドネシア政府はバイオエタノール燃料の開発も計画するも、バイオエタノールの生産能力不足により導入に遅れが生じている状況。当初2020年にガソリンにバイオエタノールを5%混合したバイオ燃料のE5を導入する予定だったものの、2024年に延期
- 2024年9月3日時点では、国営石油会社PertaminaはPertamax Green 95という商品名でE5をジャカルタと東ジャワ州スラバヤのみで販売している（ジャカルタで5か所、スラバヤで12か所）
- 政府は2028年までE5の導入を拡大し、2029年から2035年にかけてE10の導入を目指している

バイオエタノール燃料の開発と導入のタイムライン



インドネシアのバイオエタノールの生産量と目標

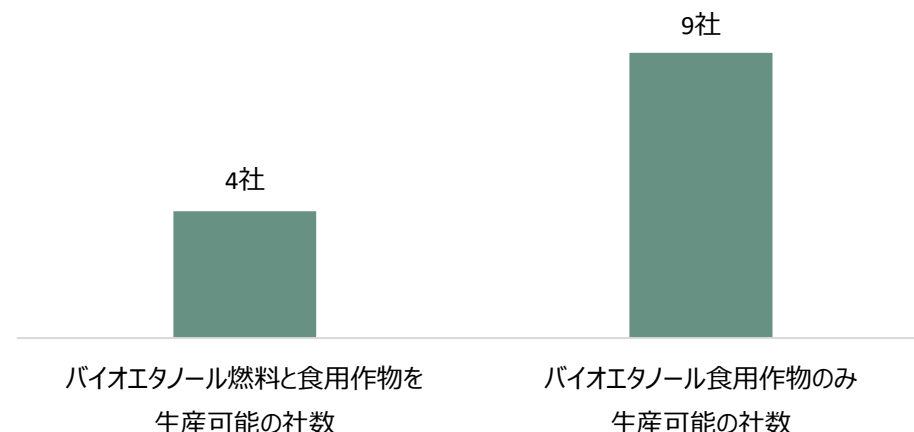
キロリットル/年



注）2024年12月7日時点の情報

出典：Kompas

インドネシアにおけるバイオエタノール生産者数



注）2024年12月7日時点の情報

出典：Katadata

炭素取引の導入

- インドネシアにおける炭素取引は2023年9月26日よりインドネシア証券取引所（IDX）で実施
- 各セクターにおいて関連省庁は排出量の上限を決定。その上限未満の排出量となった企業は上限までに相当する排出枠をIDXで売却することができる。一方、排出量が上限を超えた企業はIDXで他の企業からカーボンプレジットを購入することができる
- 現在、インドネシアでは事業者に対する排出上限技術承認(Persetujuan Teknis Batas Atas Emisi Pelaku Usaha/PT BAE PU)と温室効果ガス排出削減証書(Sertifikat Pengurangan Emisi Gas Rumah Kaca/SPE GRK)という二つの炭素ユニットが認められている

炭素ユニット

項目	事業者に対する 排出上限技術承認 (PT BAE PU)	温室効果ガス 排出削減証書 (SPE-GRK)
取引 方針	排出枠が余った会社と炭素排出量の上限を超えた会社は排出枠の売買取引を直接交渉	排出枠が余った会社はインドネシア証券取引所（IDX）の排出権取引市場に登録された会社へ売却可能
炭素の 価格	両社の同意に基づき決定される	排出権取引市場の変動に基づき決定される
炭素ユニットの 発行者	販売側	インドネシア環境林業省
取引の 期間	関連省庁は各セクターに適用する売買期間を決定。売買期間を過ぎた場合、未販売の炭素ユニットは無効となる	売買期間がなく、いつでも販売可能

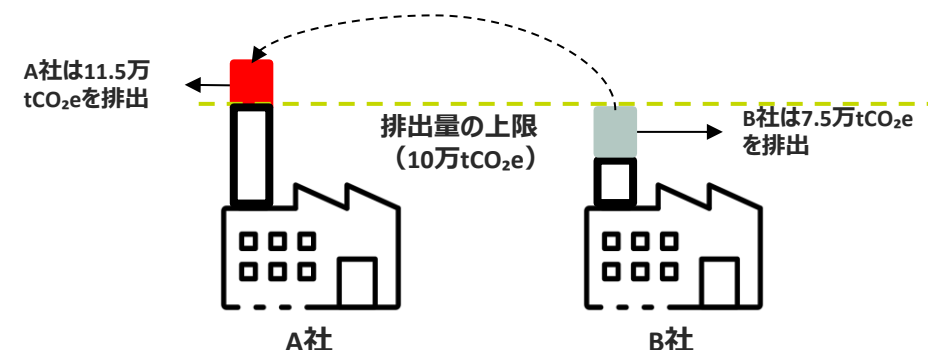
出典：IDX Carbon、インドネシア環境林業省

炭素ユニット売買の例

A社が出した排出量は上限を超えたため、排出枠が余ったB社から追加の排出枠を購入しなければならない。これによって、両社が出した排出量は上限未満であると見なされる

B社は同時にPT BAE PUとSPE GRKとして炭素排出枠を売却できる

- A社にPT BAE PUとして1.5万tCO₂eを販売
- インドネシア証券取引所(IDX)の排出権取引市場にSPE GRKとして1万tCO₂eを販売



出典：IDX Carbon、インドネシア環境林業省

炭素取引に参加する社数は増加中

- 2023年9月26日に、国営石油会社Pertaminaの子会社であるPT Pertamina New and Renewable Energyはラヘンドン地熱発電所第5号機と第6号機に係る排出権を売却し、インドネシアの初炭素取引となった
- インドネシアの炭素取引の参加者は増加し、2024年通年では参加者数が100社となった

インドネシアの初炭素取引の概要

項目	備考
プロジェクト名	ラヘンドン地熱発電所第5号機と第6号機
発行者	PT Pertamina New and Renewable Energy
炭素ユニット	温室効果ガス排出削減証書（SPE-GRK）
取引量	459,953 tCO ₂ eの排出権
炭素価格	69,900ルピア/tCO ₂ e
購入者	1. PT Bank Central Asia Tbk 2. PT Bank CIMB Niaga Tbk 3. PT Bank DBS Indonesia 4. PT Bank Mandiri (Persero) Tbk 5. PT BNI Sekuritas 6. PT BRI Danareksa Sekuritas 7. PT Pamapersada Nusantara 8. PT MMS Group Indonesia 9. PT Pertamina Hulu Energi 10. PT Pertamina Patra Niaga 11. PT Pelita Air Services 12. PT CarbonX Bumi Harmoni 13. PT Truclimate Dekarbonisasi Indonesia 14. PT Udara Untuk Semua 15. PT Multi Optimal Riset dan Edukasi

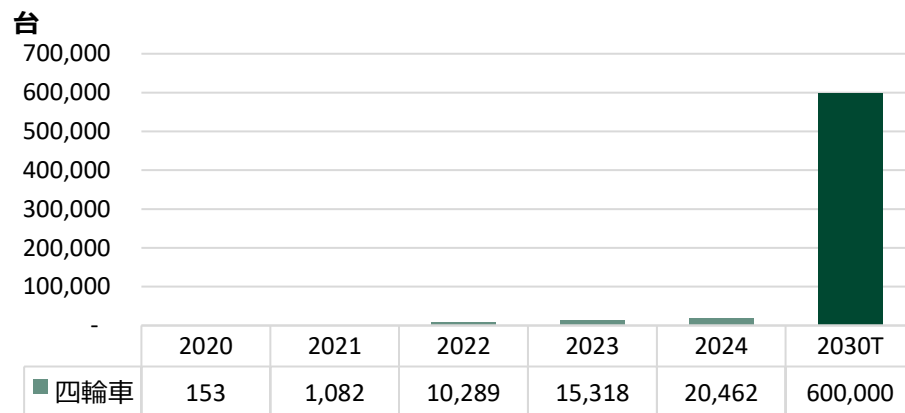
2024年の炭素取引実績

月	取引量 (tCO ₂ e)	取引額 (百万ルピア)	累計参加者数 (発行者と 購入者数)
1月	7,656	453.2	48
2月	n/a	n/a	50
3月	70,046	3,939.5	53
4月	108	6.4	57
5月	36,363	1,462.5	62
6月	313	19.3	67
7月	4,801	247.6	70
8月	176	10.7	75
9月	177	10.4	81
10月	290,885	13,393.2	91
11月	1,661	97.9	94
12月	1,578	88.3	100

BEVの生産及びインフラ整備に関する目標

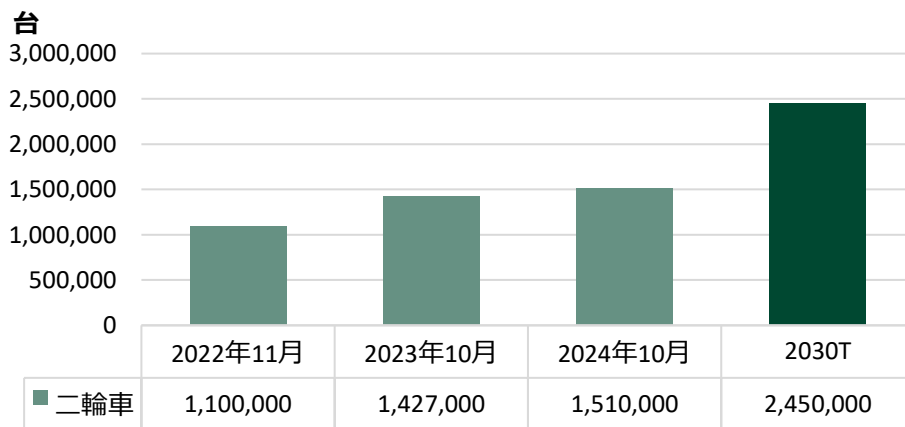
- インドネシア政府はネットゼロ実現に向け、BEVの生産台数と充電スタンドをはじめとするインフラを建設する計画を立案

BEV（四輪車）生産台数の実績と目標



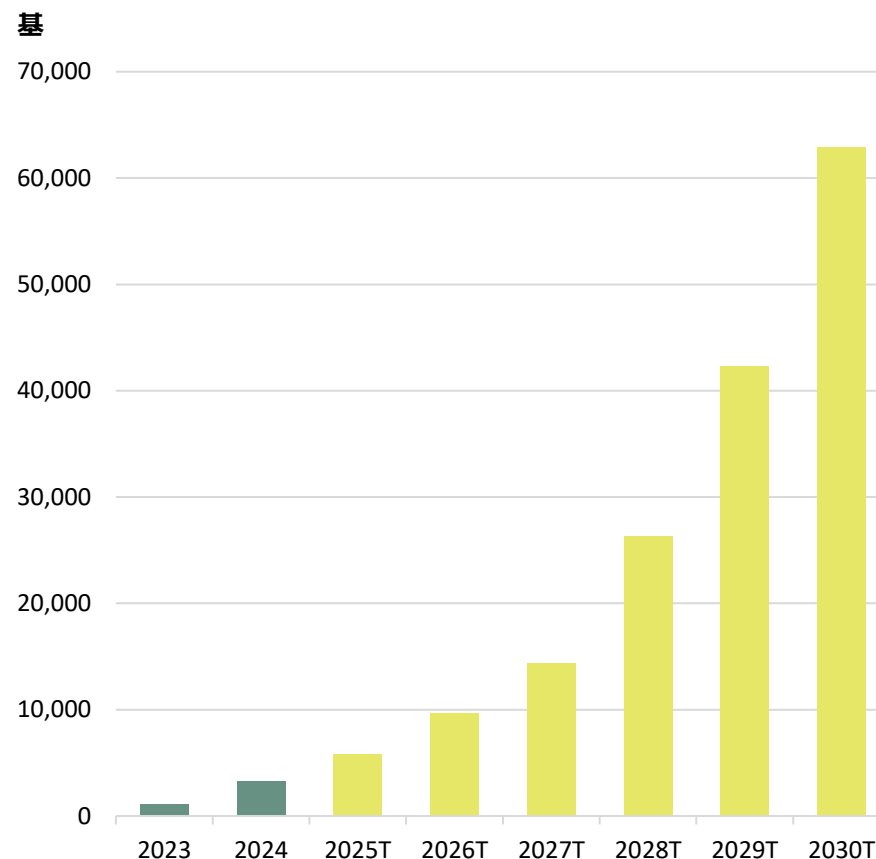
出典：インドネシア自動車製造業者協会(GAIKINDO)

電動バイク（二輪車）生産能力と生産目標



出典：産業省、公開報道

インドネシアにおける充電スタンド設置の目標



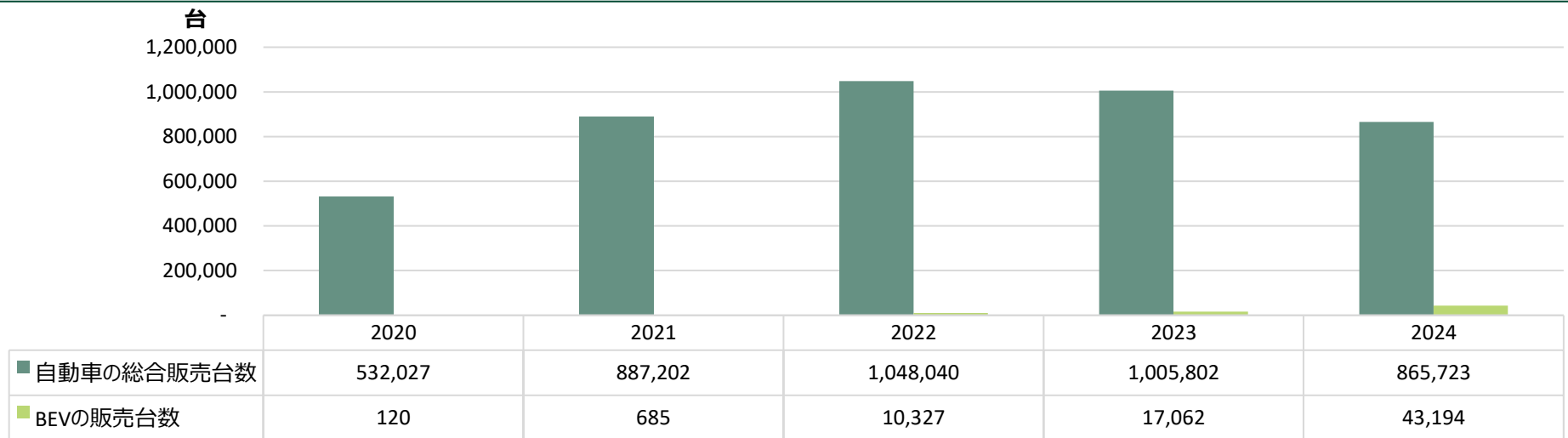
注）2021年7月に政府はバッテリー交換ステーションを含む98,859か所のEV充電インフラ開発計画を発表。上記は充電スタンド開発の目標値のみ記載（2025年2月18日時点の発表）

出典：国営電力企業PLN、エネルギー・鉱物資源省の発表（2025年2月18日時点）

高価格、充電スタンド不足がBEVの普及のネック

- インドネシア政府は付加価値税の減税などBEVを対象にする優遇措置を実施しているものの、2024年上期時点でインドネシアにおけるBEV普及率は依然低位。その要因として、ガソリン車よりも販売価格が高いことと、充電スタンドの数が限られていることが挙げられる

インドネシアにおける自動車及びBEVの販売台数推移



出典：インドネシア自動車製造業者協会(GAIKINDO)

2024に販売トップとなったガソリン車及びBEVの価格比較

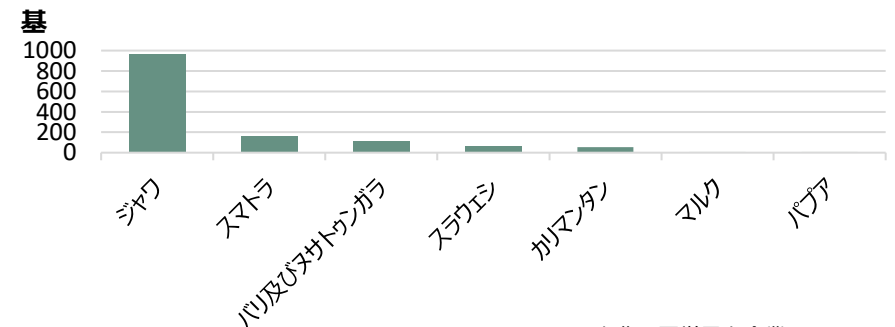


ガソリン車「Toyota All New Kijang Innova」
販売価格：369,100,000 – 424,900,000ルピア



BEV「BYD M6」
販売価格：383,000,000 – 433,000,000ルピア
出典：BYD, Kompas, CNBC Indonesia, OTO

インドネシアにおける地域別充電スタンド数



出典：国営電力企業PLN, Kontan

注) マルクには8基、パプアでは7基の充電スタンドが設置された（2024年4月時点）

2025年以降電動車の優遇措置を一部HEVにも拡大

- 2024年末まで、インドネシア政府は電動車の優遇措置の対象をBEVのみとしていたが、2025年1月1日以降、VAT（付加価値税）の引き上げの影響を緩和し、自動車販売台数の増加を目的としてHEVにも優遇措置を一部拡大

2024年のBEVへの優遇措置

優遇措置	備考
付加価値税減免	- 国産化率が40%以上の特定四輪と特定電動バスの付加価値税を1%に引き下げ - 国産化率が20%以上40%未満の特定電動バスの付加価値税を6%に引き下げ 2024年12月末まで有効
奢侈税免除	- 投資省が承認した事業に対して2025年12月31日まで以下のBEVの奢侈税が免除される* - 輸入完成車 - 国産化率が20%以上40%未満の完全ノックダウン方式によって国内生産されたBEV
奇数偶数交通規制での優遇	BEVはジャカルタ州の奇数偶数交通規制の対象外

*）2024年11月27日以降有効となっている

注）2024年12月31日までHEVに対する優遇措置がなかった

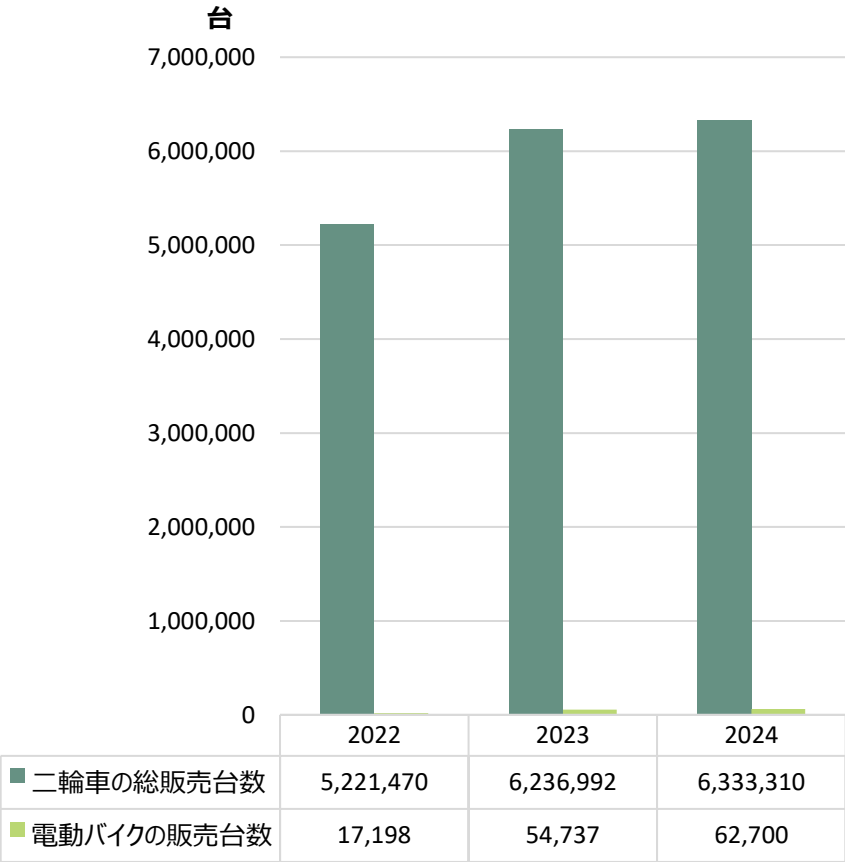
2025年のBEV及びHEVへの優遇措置

優遇措置	詳細
BEVへの優遇措置	- 付加価値税の減免 - 国産化率が40%以上の特定四輪と特定電動バスの付加価値税を2%に引き下げ - 国産化率が20%以上40%未満の特定電動バスの付加価値税を7%に引き下げ 2025年1月から12月末まで有効 - 投資省が承認した事業に対して2025年末まで以下の奢侈税が免除* - 輸入完成車 - 国産化率が20%以上40%未満の完全ノックダウン方式によって国内生産されたBEV - ジャカルタ州ナンバープレート規制の対象外
HEVへの優遇措置	HEVの奢侈税を3%減免（現状6 - 14%）

バッテリー充電の不便性、充電スタンド不足が電動バイクの普及を阻害

- インドネシアで二輪車が人気があるものの、電動バイクの販売台数は総販売台数対比でわずか1%
- 2023年以降、政府は電動バイク購入時の補助金を交付したが、電動バイクの販売台数は小幅の成長しか見られなかった
- インドネシア二輪車工業（AISI）はその要因として充電スタンドの数と配置が限られているため、充電が不便であることを挙げた

インドネシアでの二輪車及び電動バイクの販売台数推移



出典:インドネシア二輪車工業 (AISI)

電動バイク購入時の補助金

年度	項目	備考
2023年 2024年	優遇内容	購入時に700万ルピアの補助金交付
	条件	- 国産化率は最低40% - 公式のディーラがあるメーカー - 補助金ウェブサイトSISPIRAに登録済の電動バイク - 購入者は17歳以上であり、電子身分証明書（e-KTP）を所有
	割り当て数	2023年： - 計画：20万台 - 利用実績：11,532台 2024年： - 計画：6万台（当初60万台） - 利用実績：6万台
2025年	優遇内容	当初、2023年と2024年と同様の優遇措置とする予定も、2025年2月18日に付加価値税の減免に変更との報道（2025年2月19日時点詳細未公開）

出典：産業大臣規程2023年第6号及びその改正規定、各種報道

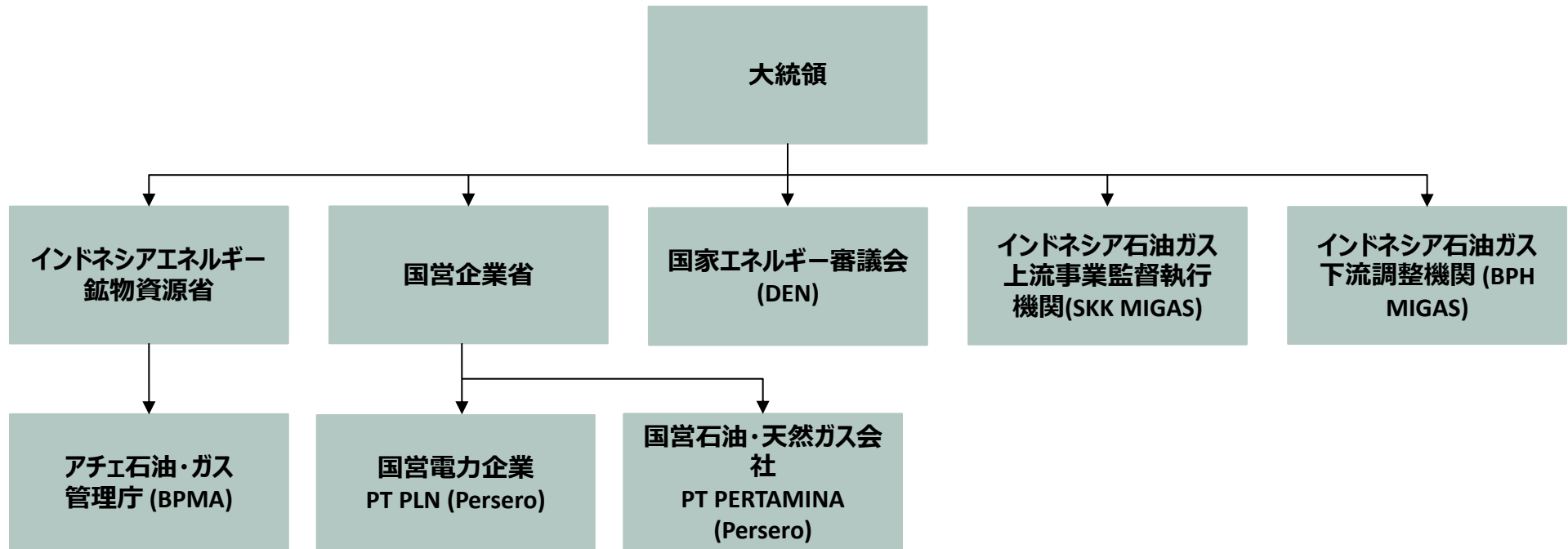
日本企業の事例・コメント集



- 国営会社との付き合い方は難しい。入金遅延が頻発したり、予め合意していた内容を反故にされるといったことはある（A社）
- カウンターパートにどの程度権限を認めるかという点は難しいさじ加減であることに加え、ノウハウを共有してしまっているという点はデメリットもある。当社は競業避止の調整で苦労した。当社としては当然厳しくしたいものの、パートナーは「既存日系パートナーが同様の事業をしたい、となれば関係上断れない」とのことでパートナー本体での協業避止を入れることはできず、子会社の方を契約主体とし、協業避止を入れることで落ち着いた。しかしその後、結局カウンターパートを別の子会社に変更させられた挙句、元のカウンターパートは同様の事業を行ってしまっている。また、共同研究についても、大学等は「技術情報をすべて公開せよ」等、言いこみがあつた。それに対しては、一般化した情報を共有するなど落ち着いた。今後は例えば実証で生まれたカーボンクレジットはインドネシアに提供するように、というようなことを言うてくるのではないかと（B社）
- プルタミナの担当者を日本に呼んで教育、啓もう活動をしたり、一般的にはプルタミナの敷地内に立ち入りするのは厳しく制限されるため、日本・インドネシアサイドで十分に根回しをしたりはした。日本に呼んだプルタミナ担当者が、キーパーソンとなっており、口利きによりインドネシアサイドでのコミュニケーション円滑化に貢献（C社）
- 省エネ事業は特に、対象事業者の選定は重要。数%の効率化で相応の削減効果を得るには、プルタミナのようにそもそもの既存オペレーションが巨大でないと難しい。また、省エネ技術は既存の設備の運転効率化を目指すものであるが、既存設備自体が劣悪なものであると、効果が得られない。この点でもプルタミナは国営企業で可燃物を扱っていることもあり、きちんとしている（C社）
- 本実証はGtoGプロジェクトであること、また将来的にインドネシアのエネルギー資源の有効活用や収益化に資することをしっかり説明し、インドネシアに「寄り添う」ことでそのような交渉を優位に進めた（D社）
- インドネシア企業や政府との付き合い方は、通常のプロジェクトと同じ。物事が全然進まない、などはよくある話で、欧米企業などは嫌気を感じて撤退している企業もある（E社）

Appendix

エネルギー業界関連省庁・政府機関



エネルギー業界関連省庁・政府機関

省庁・政府機関	役割
大統領	特定の期間におけるエネルギー業界の戦略的な政策を作成
国家エネルギー審議会 (DEN)	エネルギー開発関連計画の作成を推進する機関
インドネシアエネルギー鉱物資源省	大統領が作成したエネルギー関連政策を施行し、エネルギー業界におけるテクニカルな手続きを設計する機関
インドネシア国営企業省	国営企業の管理や国営企業関連政策の策定を行う機関
インドネシア石油ガス上流事業監督執行機関 (SKK MIGAS)	政府が設定した目標を実現するためにパートナーシップ契約に基づく石油ガス上流事業を監督する機関
アチエ石油・ガス管理庁 (BPMA)	スマトラ島におけるパートナーシップ契約に基づく石油ガス上流事業を監督する機関
インドネシア石油ガス下流調整機関 (BPH MIGAS)	石油ガス下流事業を監督する機関
国営石油・天然ガス会社 PT PERTAMINA (Persero)	あらゆる石油ガス事業を取り扱う国営会社
国営電力企業 PT PLN (Persero)	電力事業を行いながら電力事業を監督する国営企業

3.会社法・外国投資法関連情報

会社設立

オムニバス法により会社法、投資法等重要分野の法律が一括改正

- 2020年、インドネシア政府は雇用創出に関する法律第11号(オムニバス法)を公布。投資の促進による雇用創出を目的とし、11分野について関連する法律79本を一括して改正

オムニバス法の対象となった11分野

分野	詳細
事業許認可	新たに「リスクベースの許認可」というコンセプトを導入。事業許可が必要となるのは、高リスクと判断される事業のみに
投資規制	ポジティブリストを導入。投資禁止分野を20分野から6分野に減少
労働*	最低賃金の新計算方法を導入。最低賃金は地方の経済状況に基づき決定されたり、アウトソーシングが緩和されたりした
中小零細企業	大手企業との協力による中小零細企業の保護、事業許認可の統合、税制優遇制度、国営銀行による融資プログラム実施、無料ハラル認証取得等の中小零細企業向け支援
事業便宜	投資・下流化省（BKPM）の事業用許認可システム統合による会社設立手続の改善、外国人投資家のビザや労働許可証等の入国関連手続の簡素化、特許権の申請手続の簡素化、輸入手続の簡素化による原材料供給の保証
研究とイノベーション	研究とイノベーションへの支援の増加。政府は国営企業に研究、開発、イノベーションの実施を発令することが可能に
行政	中央政権化を実施。中央政府は投資促進のために地方政府規制を大統領令で撤廃し、既存規則を変更することが可能に
罰則	警告書発令や罰金、事業許認可の取り消し等の行政処分が課される。更に、オムニバス法の関連施行規則において追加の罰則が定められる可能性がある
土地登記	土地登記手続の改善とデジタル化による土地の無断使用の抑制。投資額の増加と環境保護促進が目的
投資関連省庁	国有財産を管理する機関を設立
経済特区	経済特区の開発促進を目的とした様々な恩典を付与

*）2024年10月31日に発表された憲法裁判所の判決によって労働に関するオムニバス法は改正される予定。改正規定が発令するまで、前規定の法律2003年第13号が再度有効となっている。上記は法律2003年第13号による規定内容を記載している

出典：Jetroウェブサイト、Investor.id

株式会社（PT）、駐在員事務所の比較

- 外国企業はインドネシアで事業を行う際、株式会社（PT）と駐在員事務所という事業体のいずれかを設立
- 尚、インドネシアではSPCに関する法律は存在せず、PTや駐在員事務所を設立し、SPCとして扱うのが通例

インドネシアにおける株式会社（PT）、駐在員事務所の比較

項目	株式会社（PT）	駐在員事務所	（参考）特別目的会社（SPC）
設立目的	インドネシア標準産業分類番号（KBLIコード）に基づく事業活動を行うため	市場の調査、特定の商品に対する消費者の嗜好に関する調査を実施するため	他の企業と協力して特定の案件に基づいて事業活動を行うため
実施可能な事業活動	利益を目的とした商品の生産・販売	インドネシアで流通のない商品の販売促進もしくは市場調査の実施	通常、設立目的に基づく事業活動
会社の存続期間	特に期限なし	特に期限なし	通常、案件に基づく。案件が終了する場合、廃業
設立の手続	会社の定款を公証人に作成してもらい、法務省に登録	投資・下流化省（BKPM）に意向表明書、駐在員事務所設立計画の説明書、駐在員事務所長の任命証明書を提出	PTもしくは駐在員事務所の手続に準じる
設立の留意点	- 政府が指定した最低投資額と最低資本金の条件を満たす必要あり - 会社の定款に記載されていない事業活動の実施は禁止 - 国営企業と合併での子会社設立は2019年12月19日以降一時的に禁止*	利益を生み出す事業活動は禁止	- インドネシアでは外国企業はPTと駐在員事務所のいずれかのみ設立可能 - インドネシアでは一般にSPCに関する法律は存在せず、PTや駐在員事務所を設立し、SPCとして扱うのが通例。ただし、一部個別業種ではパーパーカンパニーが認められる場合もあり、設立検討時には確認要

*）国営企業大臣決定2019年第SK-315/MBU/12/2019号の下、一時的に禁止。ただし、建設業や高速道路事業に係る国営企業のプロジェクトに入札する目的、もしくは政府の政策実施の目的とする場合は認められる

注）インドネシアにはSPCという会社カテゴリーは存在しないものの、一般的に外資企業等がSPCとしてPTや駐在員事務所を設立する際の事例を記載している

インドネシアには株式会社（PT）と駐在員事務所以外の事業体も存在するものの、外国企業は設立することができない

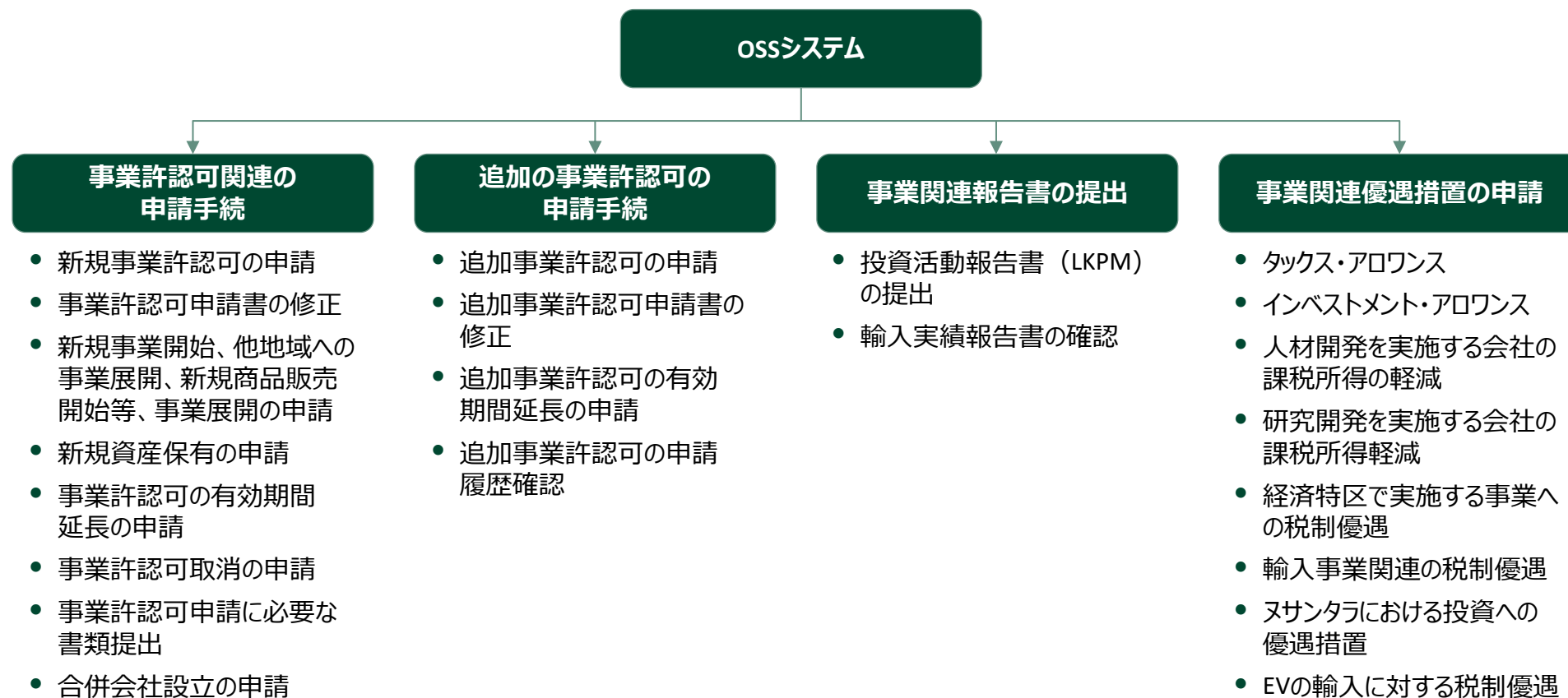
駐在員事務所には、商事駐在員事務所、外国企業駐在員事務所、建設駐在員事務所といった様々な駐在員事務所が存在。目的に応じた選択が推奨される

出典：法律2007年第40号及びその改正規定、法律2007年第25号、投資調整庁（BKPM）規定2021年第4号、国営企業大臣決定2019年第SK-315/MBU/12/2019号

インドネシアにおけるビジネス開始をより容易にするossシステム

- 政府はインドネシアにおけるビジネスをより容易に開始可能なものとするため、事業許認可オンラインシステムであるOSSを導入
- 従前はインドネシアにおける会社設立申請や事業許認可申請等の手続は各省庁に直接申請する必要があった。これら申請に加え、事業に関する報告書の提出、優遇措置の申請手続等がOSSに統一されることとなった

事業許認可オンラインシステム（oss）の機能



リスクレベルに応じて事業許認可申請に必要な書類が異なる

- 各リスクレベルで事業許認可の申請に必要な書類が異なり、リスクレベルが高い程、申請手続と必要書類に関する条件が厳しくなる
- 各事業のリスクレベルは事業許認可オンラインシステム（OSS）でインドネシア標準産業分類番号（KBLIコード）を入力して確認することができる

各リスクレベルで必要となる書類

- 事業基本番号（NIB）とは事業者を識別する番号。1社に付き1つ付与される
- 標準証明書とは法令に従って事業活動実施の条件を確実に満たしていることを宣言する書類。OSSで事業許認可申請の手続を実施する際、低・中リスクと中・高リスクに区別された場合、標準証明書の同意画面で同意をすると発行される
- 事業許可とは政府による事業活動の実施を許可する証明書。流通許可証、商業許可証（SIUP）、観光事業登録（TDUP）、建設許可書（IMB）等

リスクレベル	事業基本番号 (NIB)	標準証明書	事業許可
低リスク	✓	✕	✕
低・中リスク	✓	✓	✕
中・高リスク	✓	✓	✕
高リスク	✓	✕	✓

出典：政令2021年第5号

ossでの事業リスクレベルの確認方法

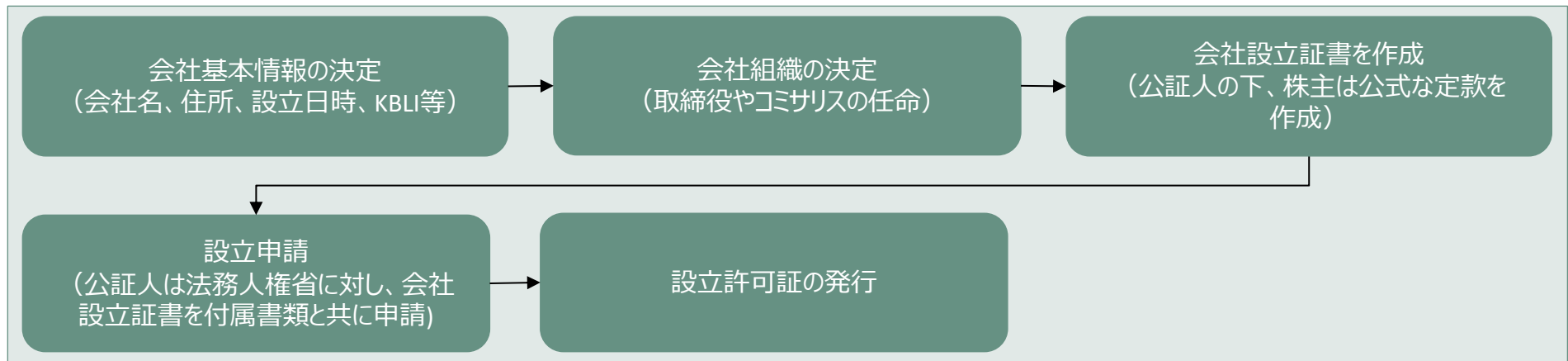
- 以下のウェブサイトアクセス
OSSのリスクベースKBLIのウェブサイト：
<https://oss.go.id/informasi/kbli-berbasis-risiko>
- OSSの検索バーにKBLIコードを入力して検索
- 検索結果がなければ、事業の内容をインドネシア語で検索（例えば、自動車に関わる事業の場合、「kendaraan（車両）」を検索する）

出典：OSS

事業活動開始には、会社設立に加え様々な必要プロセスが存在

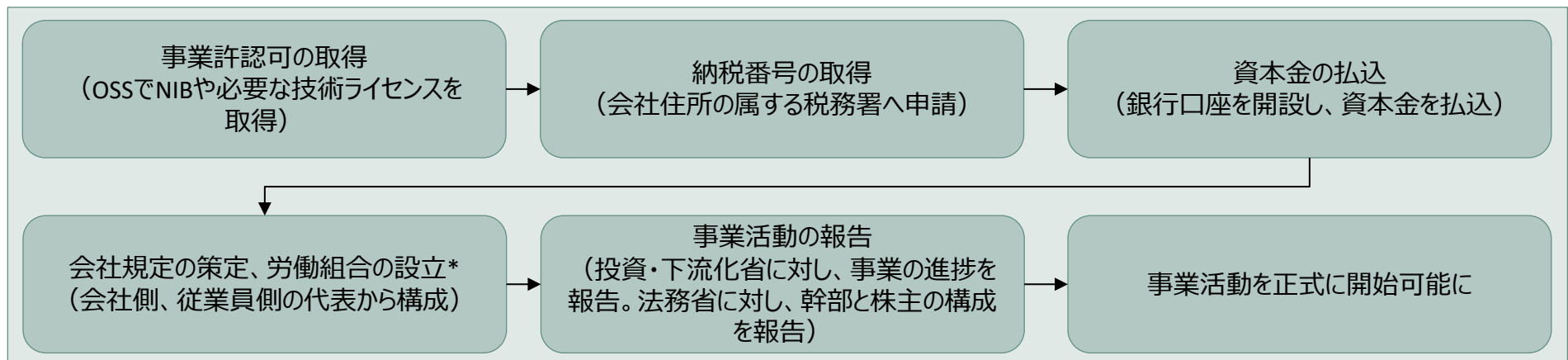
- 会社法に基づき、会社の設立は会社設立証書を作成することから、法務人權省への登録までのプロセスが存在。ただし、事業を開始するには、事業許認可の取得をはじめとし、必要プロセスが続く

会社設立プロセス



出典:2007年法律第40号及びその改正

会社設立後に必要なプロセス



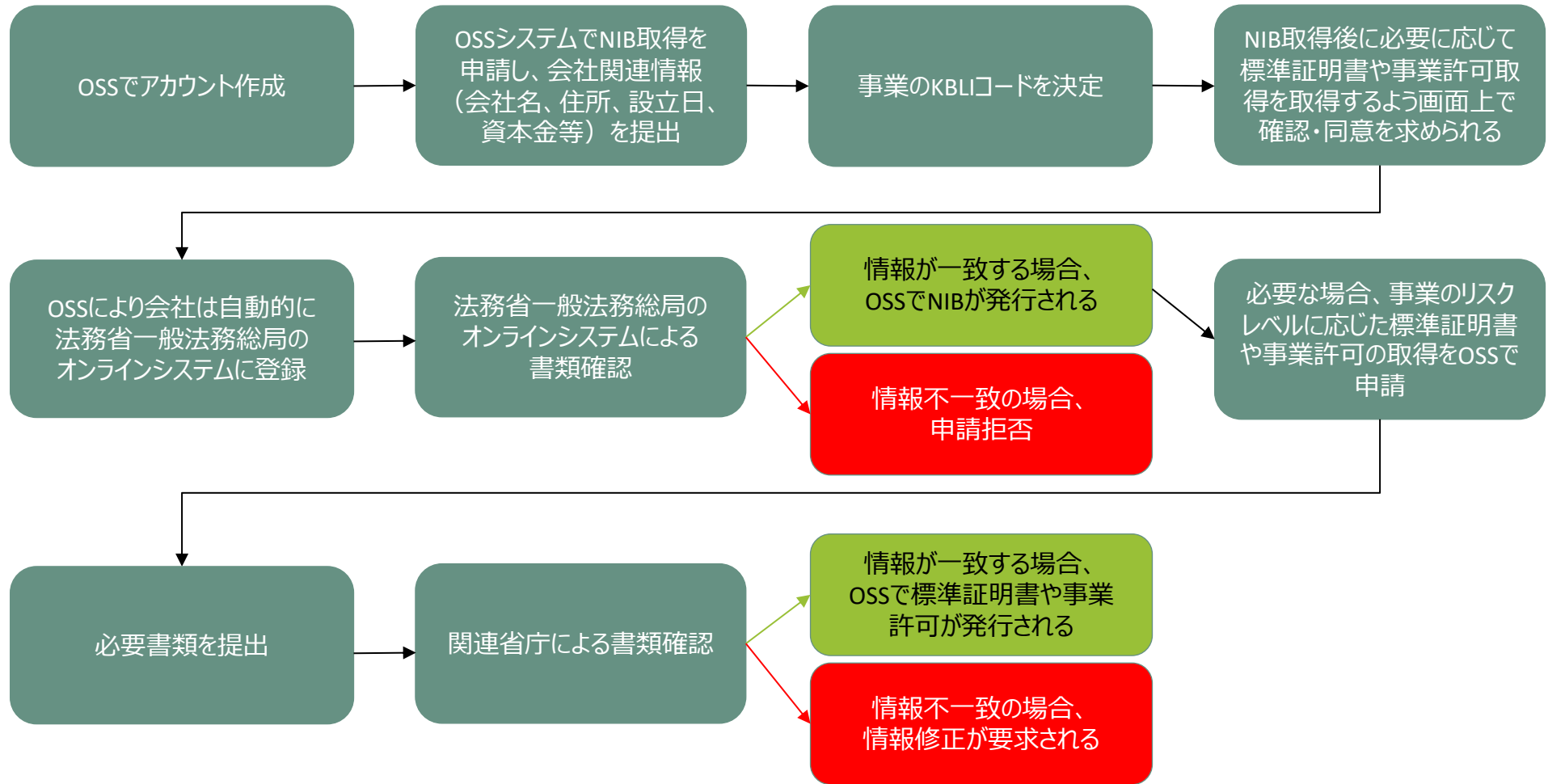
*) 労働組合は従業員が10名以上となる場合に設立可能

出典：各種記事

事業許認可取得の流れ

- 事業基本番号（NIB）、標準証明書、事業許可の取得の流れは以下の通り

事業基本番号（NIB）、標準証明書、事業許可取得の流れ



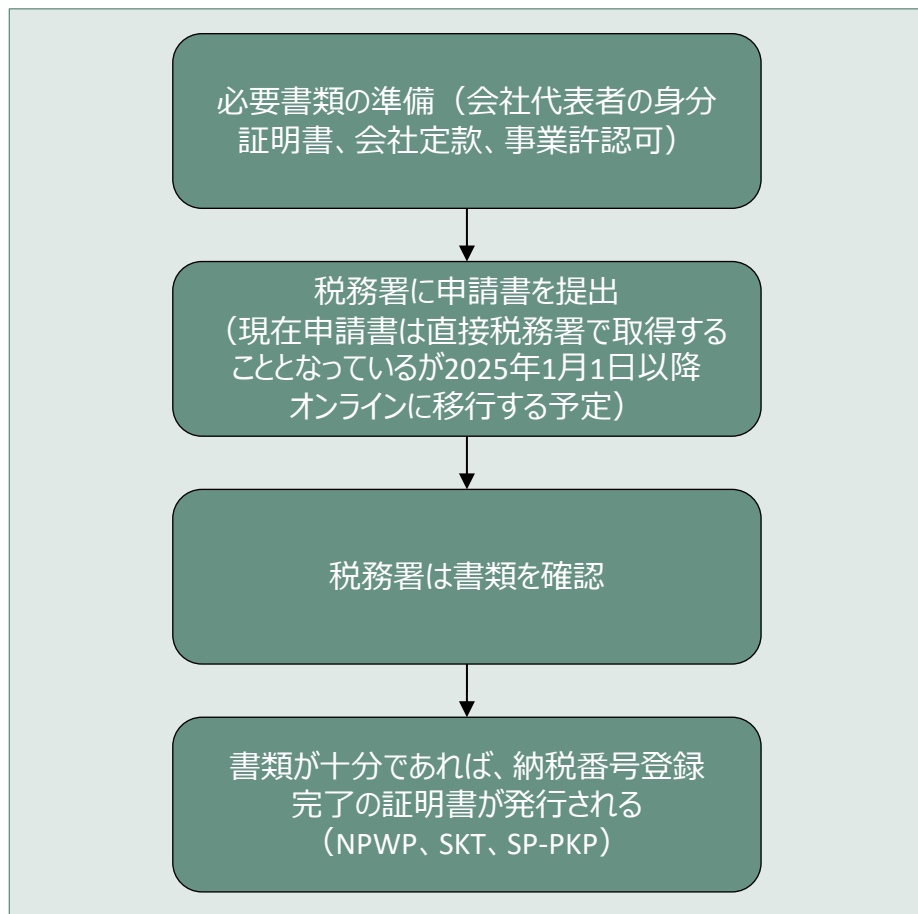
注) 投資・下流化省（BKPM）は2025年に事業協認可の取得手続を修正する予定。詳細は今後発表予定

出典:法律2007年第40号及びその改正

会社設立後、納税番号を取得する必要がある

- 会社を設立した後、会社が位置する地域を担当する税務署に納税番号の取得を申請する必要がある
- 納税番号の取得手続きが完了した後、税務署は納税者番号（NPWP）、税務番号登録証（SKT）、課税事業者証明（SP-PKP）という納税番号登録完了の証明書が発行される

納税番号取得の申請流れ



出典：klikpajak by Mekari

納税番号登録完了の証明書

証明書	備考
納税者番号（NPWP）	納税申告書を提出するための納税番号
税務番号登録証（SKT）	インドネシアの税務署に登録したことを証明する通知書
課税事業者証明（SP-PKP）	会社に課税する税金が記載される通知書

出典：klikpajak by Mekari

納税番号取得の申請に必要な書類

書類	備考
身分証明書	会社代表者の身分証明書を提出。インドネシア人の場合住民登録証（KTP）、外国人の場合暫定居住許可（ITAS）
会社定款	会社定款と、法務省が発行した会社法人を公認する旨を示す書類
事業許認可	NIBや事業許可等

出典：klikpajak by Mekari

インドネシアにおける外資企業は株式会社（PT）として設立されなければならない

- 株式会社（PT）に関する法律2007年第40号の下、外国企業はインドネシアで現地法人を設立する際、株式会社（PT）の形式のみ選択可能
- 投資・下流化省（BKPM）によると、外国人投資家或いは外国企業が1株でも所有する場合、その法人は外資企業と見なされる

法律2007年40号による会社（株式会社/PT）設立の留意点

項目	備考
必要機関	インドネシアの会社の存続に関する決定事項（契約提携や事業拡大等）を実施する取締役会、取締役会への助言と監視を行うコミサリス会、取締役会の決定事項の承認及び会社の組織図の決定を行う株主総会という機関を設立
資本金	資本金は3つの種類がある： ● 授權資本：会社定款に記載された、会社が発行することのできる株式総数・資本金 ● 払込資本：各株主が実際に払い込んだ資本金 ● 発行済資本：授權資本のうち、既に発行されている株式総数・資本金 － 会社設立の際、事業者は授權資本の少なくとも25%相当を会社の銀行口座に払い込む必要 － 現金で払い込む場合、OSSで会社設立を登録する際に、銀行が発行した資本の払込証明書を提出 － 資産（現物）で払い込む場合、その資産の金額をインドネシア財務省に所属している鑑定機関に鑑定してもらう。OSSで会社設立を登録する際に、鑑定機関による鑑定書を提出 ▪ インドネシア財務省所属の鑑定機関は以下URLをご参照： https://pppk.kemenkeu.go.id/in/post/daftar-kantor-jasa-penilai-publik
事業活動	● 会社は株主が決定したKBLIコードに従って事業活動を実施 ● 会社は複数のKBLIコードを保有することができるが、一部の事業については関連するKBLIコードの同時保有はできない
株主	● 株式会社（PT）の形態で設立された会社は少なくとも2人（法人も可）の株主が必要 ● 株主が所有する株は払込資本金で計算される ● 株主は株主総会を通して会社の組織図を決定する

事業活動

企業は、事業活動に適したKBLIを選択する必要がある

- KBLIは、各事業に5桁の番号を割り当てたコード。インドネシアの外資規制、許認可制度等はKBLIに紐付けられて規定。そのため、会社設立等際に、新しい事業を開始する場合には、1,790種のKBLIの中から、適切なKBLIを選択することが肝要

KBLIの概要

項目	詳細
定義	KBLIとは、商品やサービスを生み出す事業活動を分類する番号
法的根拠	中央統計局規定2020年第2号
範囲	現在、インドネシアの事業活動は21の事業分野において1,790業種として分類
KBLIの表記	KBLIは5桁の数字で構成

出典：OSS

KBLI選択時の留意事項

項目	詳細
当局との相談	KBLIを選択する際には、投資省、中央統計局、および関連省庁と相談することを推奨
KBLI選択時の参照箇所	OSSにてKBLIに関する説明を確認可能。記載に基づいて計画している事業活動に最も近いKBLIを選択
複数のKBLI	事業活動が複数のKBLIに跨る可能性もあるため、上記のように関連当局との相談を推奨
外資出資規制	KBLIの選択時は、外国法人による出資規制にも留意。オムニバス法により多くの事業分野が外資に開放されたものの、一部のKBLIには外資規制が残存

出典：BKPMに対するSBCSIによるヒアリング

注) 投資・下流化省（BKPM）は2025年に事業協認可の取得手続を修正する予定があるため、KBLIコードにも影響を及ぼす可能性。詳細は今後発表予定

外資企業は一部のKBLIを選択することができない

- 原則的に全てのKBLIが外資に開放されており、「ポジティブリスト」として知られているが、いくつかの例外が規定されている
- 例外については、地場企業とのパートナーシップを義務付けられているもの、外資出資について最大出資比率が規定されているもの、外資による出資が完全に禁止されているもの等が存在

外資企業は条件付きで参入可能な事業分野

事業分野	備考
地場企業とのパートナーシップが必要となる事業分野	- 以下の事業分野のいずれかに当てはまる場合、現地企業とのパートナーシップが必要： - 技術を使用しない事業、簡易な技術のみ使用する事業（技術の定義は規定なし） - 文化遺産に関わる事業分野 - 特定の労働集約型産業 - 資本資金が100億ルピア未満の事業 - KBLI別事業分野リストは大統領令2021年第49号の附則第2部をご参照
外国企業は特定の割合のみ出資可能な事業分野	- 外国企業の参入は認められているものの、政府は外国企業による出資上限を設定 - KBLI別事業分野リストは大統領令2021年第49号の附則第3部をご参照

出典：大統領令2021年第10号、大統領令2021年第49号

外資企業による出資が完全に禁止されている事業分野

事業分野	備考
投資禁止の事業分野	- 以下の6事業分野は政府のみ管理可能 - 大麻の栽培 - あらゆる形態のギャンブル及びカジノ活動 - ワシントン条約附則に記載されている魚類の捕獲 - サンゴの利用または採取 - 化学兵器の製造 - オゾン層破壊の可能性のある化学原料製造
現地企業のみ出資可能な事業分野	- 現地企業が既に実施している特定の事業分野（建築用木材産業やバティック産業等） - KBLI別事業分野リストは大統領令2021年第49号の附則第2部と第3部をご参照
酒類製造関連事業分野	- 酒類製造に関連する事業分野 - インドネシアで販売可能な海外ブランドのアルコール飲料は輸入品のみ
公共サービス業及び防衛産業	- 病院運営等の公共サービスに関連する事業分野（KBLI別事業分野リストは大統領令2021年第49号の附則第2部と第3部をご参照） - 武器製造等の防衛産業

出典：大統領令2021年第10号、大統領令2021年第49号

大統領令2021年第49号のダウンロードURL（インドネシア語）：<https://peraturan.bpk.go.id/Details/168534/perpres-no-49-tahun-2021>

外資企業は最低資本金を100億ルピア用意する必要がある

- 原則として、外資企業は最低資本金として100億ルピアが必要になることに加え、最低投資額として事業活動毎、場所毎に100億ルピアが求められる。業種によってはその他特別な定めがある場合もあり、留意が必要

最低資本金と投資額の概要

項目	備考
最低資本金	外資企業は資本金100億ルピアが必要（発行済資本もしくは払込資本）
最低投資額	外資企業の場合、KBLI毎、場所毎に100億ルピアを土地と建物を除く資産に投資する必要
最低資本金と投資額の適用除外	駐在員事務所設立に最低資本金や最低投資額は求められない。また、エネルギー関連の政府の関与する上流開発プロジェクトについて最低資本金や最低投資額が求められないケースも

出典：投資・下流化大臣（BKPM長官）規定2021年第4号

特定事業分野の最低投資額の留意点

事業分野	備考
大規模貿易事業	KBLI上4桁毎に100億ルピア以上
飲食業	KBLI上2桁ごと、ロケーション1か所毎に100億ルピア以上
建設業	KBLI上4桁毎、事業活動毎に100億ルピア以上（例えば、建設会社は建物の建設と建設コンサルティング事業を実施する場合、最低200億ルピアの投資額が必要）
不動産	- アパート1タワー、もしくは住宅開発を1クラスター全てを開発する場合：100億ルピア以上（土地と建物を含む） - アパートのタワーの一部、もしくは住宅クラスターの一部を開発する場合：100億ルピア以上（土地と建物を除く）
製造業	KBLI上5桁毎、製造ライン毎に100億ルピア以上

出典：大統領令2021年第10号、大統領令2021年第49号

雇用制度

憲法裁判所の判決で労働に関するオムニバス法が改正されることに

- オムニバス法が2020年10月に発令された後、特に労働組合はアウトソーシングの緩和や外国人労働者の雇用手続の緩和等の労働に関するオムニバス法（法律2023年第6号）に対して反対の声を上げた
- 労働組合は2023年12月に労働に関するオムニバス法の内容を前規定の法律2003年第13号に戻すように憲法裁判所に異議を申し立てた。憲法裁判所は2024年10月31日に一部の要求を認め、国会に対して2年以内にオムニバス法を改正するよう命じた（当法律の改正はインドネシア国会の2025年度優先国家立法計画に記載されていないため、改正するのに時間がかかると考えられる）
- 最低賃金等、即時有効となる規則も存在する一方、外国人労働者の雇用等のように改正規定の発令が必要な規則もある

労働に関するオムニバス法

憲法裁判所の判決によって、インドネシアの雇用制度は労働に関するオムニバス法（法律2023年第6号）から法律2003年第13号に戻された

項目	労働に関するオムニバス法（法律2023年第6号）	法律2003年第13号（オムニバス法導入前の規定）	有効タイミング
外国人労働者の雇用	- 外国人労働者は一定期間に特定の役職に就く - 外国人労働者はその役職と関連するスキルを持つ	- 外国人労働者は一定期間に特定の役職に就く - 外国人労働者はその役職と関連するスキルを持つ - 雇用者はインドネシア人の雇用を優先すること	国会による改正規定の発令次第
労働時間	1週間6日間出勤と休日1日の場合、1日に最長7時間、1週間に最長40時間	1週間5日間出勤と休日2日間の場合、1日に最長8時間、1週間に最長40時間 1週間6日間出勤と休日1日の場合、1日に最長7時間、1週間に最長40時間	国会による改正規定の発令次第
有期雇用契約（PKWT）	雇用期間は雇用契約書に基づく	- 雇用期間は雇用契約書に基づく - 延長可能、最大5年間	判決後に即時導入
賃金	産業別最低賃金は撤廃	産業別の最低賃金に関する規定あり	判決後に即時導入
	最低賃金は経済の成長、インフレ率、政府が指定する指数に基づいて計算	最低賃金は経済の成長、経済成長に対する労働者の貢献、インフレ率、産業の状況に基づいて計算	判決後に即時導入
	賃金の構成は会社の生産性と金融面実績を考慮して設定	賃金の構成は会社の生産性と金融面実績、従業員の職歴・学歴・スキルを考慮して設定	判決後に即時導入

インドネシアで従業員を雇用する際の留意点

- インドネシアで従業員を雇用するのに、労働条件や職務内容、解雇等の留意点がある

雇用の留意点

項目	備考
労働契約書	- インドネシアでは従業員を雇用するのに労働契約書を作成し、従業員に署名してもらう必要 - 労働契約書が無い、雇用者と従業員の署名が無い、といった雇用関係は禁止
従業員の社会保障制度及び保険の加入	- 雇用者は従業員を国家社会保障制度（医療保険のBPJS Kesehatan、労働者社会保障のBPJS Ketenagakerjaan、国民住宅貯蓄のTAPERA）及び地方政府による社会保障制度に加入義務 - その他の保険加入は任意
従業員の個人所得税の申告	雇用者は各従業員の個人所得税を税務署に申告する義務
外国人労働者の雇用	- 雇用者はインドネシア人の雇用を優先すること - 雇用者は特定の技術を持つ外国人労働者のみを雇用可能 - 外国人は人事管理職に就くことは禁止（他の役職には制限なし） - 当初労働大臣規定2015年第16号の下、事業者は外国人労働者1名につき10名のインドネシア人を雇用する義務があったものの、2015年10月に撤廃

インドネシアの労働契約書に記載すべき内容

項目	備考
職務内容	- 雇用者と従業員は労働契約書への署名前に、職務内容を明確に記載 - 雇用者と従業員の義務と権利は明確に記載
賃金	- 雇用者は従業員のスキルと職歴を考慮して賃金を設定。雇用者と従業員はその賃金を同意すること* - 雇用者と従業員が同意した賃金は労働契約書に明確に記載 - 従業員が入社する前に、雇用者と従業員は労働契約書に署名
勤務時間	1週間5日間出勤と休日2日間の場合、1日に最長8時間、1週間に最長40時間* 1週間6日間出勤と休日1日の場合、1日に最長7時間、1週間に最長40時間* - それ以上の勤務時間は残業として見なされる
残業	1日に最長4時間、1週間に最長18時間（休日に行う残業時間を含む） - 残業は従業員の給与に基づいて計算
解雇	従業員からの退職や法律違反、就業規則違反等、法律上で認められる事項のみ、解雇事由となる

*) 2024年10月31日に発表された憲法裁判所の判決によって労働に関するオムニバス法は改正される予定。改正規定が発令するまで、前規定の法律2003年第13号が再度有効となっている。上記は法律2003年第13号による規定内容を記載している

インドネシアでは雇用契約に基づいて従業員を雇用

- 雇用者は雇用契約に基づいて従業員を雇用する
- インドネシアにおいて正規雇用に対応する無期雇用契約（PKWTT）と非正規雇用に対応する有期雇用契約（PKWT）の2種類がある

無期雇用契約（PKWTT）と有期雇用契約（PKWT）の比較

項目	無期雇用契約（PKWTT）	有期雇用契約（PKWT）
雇用期間	• 無限	• 雇用条件と作業量によって異なる • 有期雇用契約は最大5年間実施可能。6年目に正社員として無期雇用契約を雇用者と結ぶ*
特徴	• 正規雇用、雇用期間に定めが無いもの	• 非正規雇用、特定の期間と条件で雇用される
給与の 計算方法	• 雇用契約によって異なる	• 作業量や雇用期間等の条件で異なる
解雇	• 退職や、法律違反と会社の就業規則違反、定年等の理由のみで解雇可能	• 雇用期間終了や雇用条件が適用しなくなる場合、解雇可能

出典：法律2003年第13号、政令2021年第35号

*) 2024年10月31日に発表された憲法裁判所の判決によって労働に関するオムニバス法は改正される予定。改正規定が発令するまで、前規定の法律2003年第13号が再度有効となっている。上記は法律2003年第13号による規定内容を記載している

特定の理由がある場合のみ解雇可能

- 政令2021年第35号の下、雇用者は特定の理由のみで従業員を解雇可能
- 従業員の解雇時、雇用者は従業員の勤続期間によって手当や補償金を支払う義務あり

解雇の理由

理由	備考
退職・定年	• 従業員は退職を決める時、事業者はそれを拒否することはできない • 従業員は遅くとも退職日の30日前、もしくは雇用契約書に記載された条件に従って退職書を提出
法律違反 もしくは 会社の就業 規則の違反	• 事業者は警告書を3回発行した後、解雇可能 • 犯罪行為等の特別状態では警告書を3回発行せずとも解雇可能
裁判所の 判決	• 労働審判を起こし、裁判所が雇用関係終了と命じた場合は解雇可能に

出典：法律2003年第13号、政令2021年第35号

退職手当

送別金		勤続功労金	
勤続期間	金額	勤続期間	金額
1年間未満	給与の1か月分	3年以上6年間未満	給与の2か月分
1年以上2年間未満	給与の2か月分	6年以上9年間未満	給与の3か月分
2年以上3年間未満	給与の3か月分	9年以上12年間未満	給与の4か月分
3年以上4年間未満	給与の4か月分	12年以上15年間未満	給与の5か月分
4年以上5年間未満	給与の5か月分	15年以上18年間未満	給与の6か月分
5年以上6年間未満	給与の6か月分	18年以上21年間未満	給与の7か月分
6年以上7年間未満	給与の7か月分	21年以上24年間未満	給与の8か月分
7年以上8年間未満	給与の8か月分	24年以上	給与の10か月分
8年以上	給与の9か月分	-	-

出典：政令2021年第35号

退職時に補償金として代替え可能な従業員の権利（任意）*

権利	備考
有給休暇	有効となっている未取得の有給休暇
その他	雇用契約書に記載されたその他の補償金

*) その導入は任意となっている。雇用契約書によって異なる

出典：政令2021年第35号

事業者は従業員の社会保障の一部を負担

- インドネシアの社会保障制度は国家医療保険（BPJS Kesehatan）、労働者社会保障（BPJS Ketenagakerjaan）、国民住宅貯蓄（TAPERA）に分類。保険料は従業員の月給に基づいて計算され、その一部を事業者が負担

インドネシアにおける社会保障制度の概要

- 以下の社会保障制度の保険料に関しては雇用者が負担する保険料と従業員が負担する保険料に分類
- 雇用者は雇用者が負担する保険料と従業員が負担する保険料の両方をまとめて各社会保障管理機関に支払うことができる（任意）

社会保障の種類		備考	雇用者が負担する保険料	従業員が負担する保険料
労働者社会保障 (BPJS Ketenagakerjaan)	労働災難保障*	就労中の事故などによって生じた障害に応じた医療金を支給	月給の0.24%	-
	死亡保障	従業員死亡時に定額の埋葬料と見舞金を支給	月給の0.30%	-
	老齢保障	受給可能年齢（56歳）に達した被保険者に対して積み立てた保険料と運用益を一括支給	月給の3.70%	月給の2.00%
	年金保障	- 受給可能年齢（2025年1月1日以降、59歳）に達した被保険者に対して積み立てた保険料と運用益の一部を定期的に支給 - 死亡や事故によって障害発生等の特別条件で受給可能年齢前に支給可能	月給の2.00%	月給の1.00%
医療保険（BPJS Kesehatan）		国民医療保険	月給の4.00%	月給の1.00%
国民住宅貯蓄（TAPERA）		- 従業員がマイホームを保有する目的とした制度 2024年5月20日に導入されているが、現在は加入任意 2027年5月20日以降強制加入となる予定	月給の0.5%	月給の2.5%
合計			月給の10.74%	月給の6.5%

*）職場の危険性によって異なる。労働者社会保障機関（BPJS Ketenagakerjaan）は職場の危険性が高いと見なされる場合、事業者が負担する割合が高くなる（最大従業員の給与の1.74%を負担）

出典：BPJS, TAPERA

インドネシアは3種類の最低賃金を再導入

- オムニバス法に基づきインドネシアは州レベルと市・県レベルの最低賃金を採用しているが、2024年10月30日に憲法裁判所は労働関連のオムニバス法を違憲無効とし、労働に関する2003年第13号が有効となる判決を下した。そのため、インドネシアの最低賃金は州レベルと市・県レベル最低賃金に加え、産業別最低賃金の3種類となる
- 原則として、最低賃金は勤続期間が1年間未満の従業員が対象。勤続期間が1年間以上の従業員には最低賃金もしくはそれ以上の給与を支給

インドネシアの最低賃金の種類

種類	定義	決定者	備考
州レベル最低賃金 (UMP)	- 各州で決定される最低賃金 - 全国インフレ率やGDP成長率等経済情勢に基づき決定	大統領と州知事	全ての事業に適用される最低賃金
市・県レベル最低賃金 (UMK)	- 各市・県で決定される最低賃金 - 地方インフレ率やGDP成長率等経済情勢に基づき決定	州知事	- 通常州レベル最低賃金より高く設定 - 市・県レベル最低賃が決定されない地方は州レベル最低賃金を採用
産業別最低賃金 (UMS)	特定産業における最低賃金	州知事	- 州レベル最低賃金より5-10%高く設定 - 産業によって異なる

インドネシアの最低賃金の留意点

- 2025年の産業別最低賃金については、2024年12月17日時点で一部の地方政府が発表
 - ジャカルタ特別州の場合、ジャカルタ特別州知事決定2024年第832号にご参照：
<https://jdih.jakarta.go.id/dokumen/detail/14174>（インドネシア語）
- オムニバス法導入前は、事業者は州レベル、市・県レベル、産業別最低賃金のいずれかを選択可能であった。原則として、労働組合や人事部と相談し決定

出典：労働省、ジャカルタ特別州知事決定2024年第832号、各公開報道

*) 2024年10月31日に発表された憲法裁判所の判決によって労働に関するオムニバス法は改正される予定。改正規定が発令するまで、前規定の法律2003年第13号が再度有効となっている。上記は法律2003年第13号による規定内容を記載している

日本企業の事例と留意事項、示唆（1/2）

項目	日系企業の事例・コメント	示唆
既存現地法人の活用	- 今回の実証事業は当初数年は赤字が見込まれており、その影響は既存事業とは切り離しておきたい、加えて既存ローカルパートナーとの利害関係調整が困難であると予測されたことから、新規現地法人設立の判断となった。BKPMとの会話やKBLIの選択、ライセンス取得で非常に時間がかかった - NEDOやローカルパートナーとの窓口は日本本社が実施しており、インドネシア現地法人は通常業務の一環として実証事業の現地オペレーションを実施したのみ。特段苦労した点はない（上記とは別会社。複数社同様のコメントあり）	既にインドネシアに現地法人を有する場合は、実証の事業主体とすることで様々な手続、トラブルを回避可能に
適切なアドバイザーの活用	- 適切なKBLIではない、ノミニーで会社を設立してしまっている等、明らかに違法状態となっている企業が散見（A社） - ローカルパートナーとの合併会社設立や買収によって新規事業を手掛けているが、信頼できるコンサルを利用しており、特段トラブルはない。ライセンスも、時間はかかることもあるが、特に大きな問題を経験したことはない（B社）	特に中小企業はコンサルへの費用をなるべく抑えたがる傾向があるが、コンサル選択には留意
会社設立時の確認事項に関するエビデンスの徴求	多くの企業、特に大企業は事前に規制調査をすることが多いが、中にはコストもかかるためKBLIを簡単にネットで検索して済ませてしまう企業も。結果、KBLIが適切に取得できておらず、追加対応が必要になったり、追加で資本金払い込みが必要になったりという事例が散見	- インドネシアの規制には解釈が困難なものも多く、慎重な対応が必要 - 規制は変更頻度が高く、解釈も省庁によって異なる場合もあるため、書面でのエビデンスを残すことで将来のトラブルを回避
適切なリードタイムの想定	- 会社設立やライセンス取得でBKPMや関連省庁とのやり取りに時間がかかり、認可取得まで数か月を要した（A社） - ライセンスについては、制度が変わるたびにライセンス期間が変わり、申請しなおすといったことはある。また、土地や建物の登記について、当局担当が変わりデータを紛失してしまったということはあった（B社）	新規会社設立には数か月を要するという声も多く、そのようなリードタイムがあることを念頭に置く

日本企業の事例と留意事項、示唆（2/2）

項目	日系企業の事例・コメント	示唆
インドネシア人労働者の適切な人員数	規制上、インドネシア人スタッフの人員数には制限がないにも関わらず、採用に関しては当局担当者の裁量が大きく、人によっては外国人：現地スタッフを1:3や1:10にせよと申し入れる等ばらつきがある。また、交渉の余地もあまりないことが多い	人員数に関する規制は撤廃されたものの、外国人：現地スタッフ比率の極端な偏りは避けるべきか。人事コンサルとも要相談

4.輸出入関連情報

貿易に関する基礎情報

インドネシアでは輸出入統計品目番号（HSコード）が利用されている

- インドネシアは輸出入の品目を輸出入統計品目番号（HSコード）で識別している
- HSコードの基本構成は6桁であるが、各国は独自に細分項目を加えることが認められている。インドネシアはASEAN諸国の統一関税品目分類コード（AHTN）を導入し、下2桁を加えた合計8桁のコードを利用

インドネシアにおけるHSコード

例：HSコード 27090010の構成

27	09	00	10
類	項	号	AHTN*
鉱物性燃料 及び鉱物油並 びにこれらの蒸 留物、歴青物 質並びに鉱物 性ろう	石油及び 歴青油 （原油に 限る）	石油及び 歴青油 （原油に 限る）	原油

例：HSコード 27090020の構成

27	09	00	20
類	項	号	AHTN*
鉱物性燃料 及び鉱物油並 びにこれらの蒸 留物、歴青物 質並びに鉱物 性ろう	石油及び 歴青油 （原油に 限る）	石油及び 歴青油 （原油に 限る）	コンデンセート

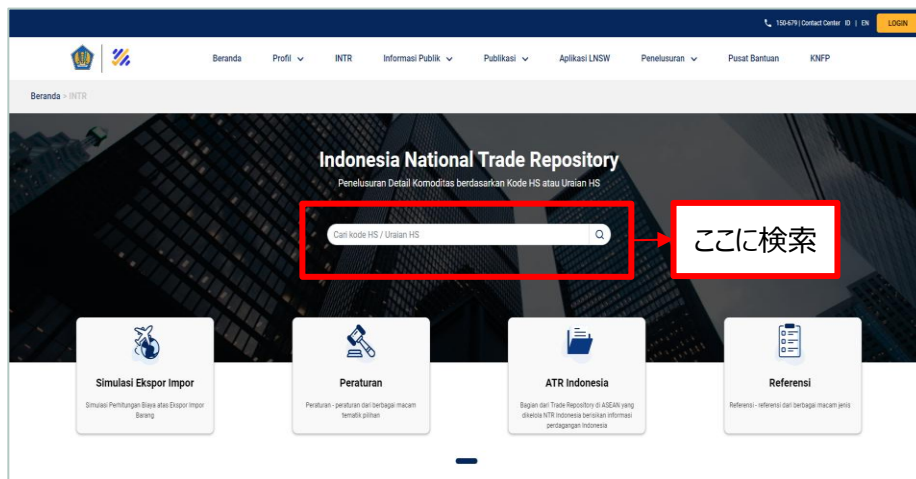
*) AHTNとはASEAN諸国の統一関税品目分類コードの省略であり、HSコードの下にASEAN諸国の独自コードを2桁を加えたコード

インドネシア国家貿易レポジトリ（INTR）でHSコードを確認可能

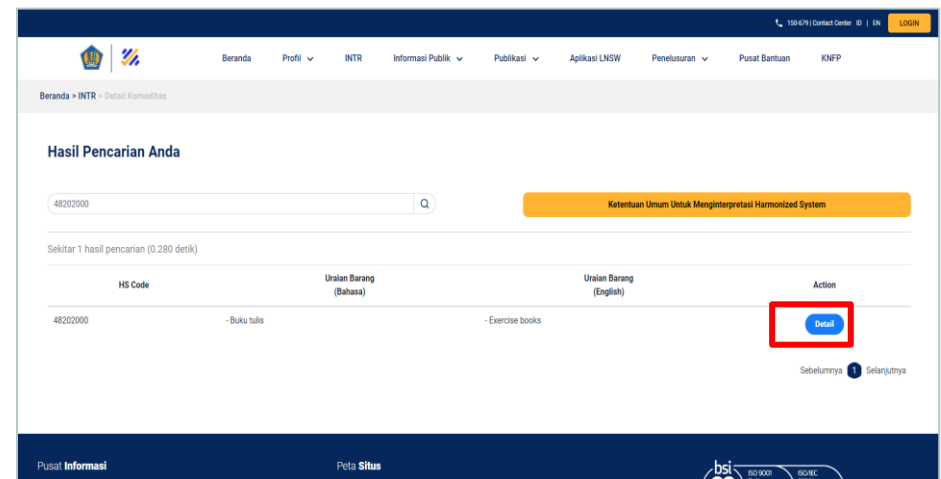
- 事業者はインドネシア国家貿易レポジトリ（INTR）のウェブサイトで商品のHSコードや適用される関税、制限等の情報を確認できる

インドネシア国家貿易レポジトリ（INTR）でHSコードを確認する方法

その1：HSコードを検索バーに入力する



その2：検索したHSコードを選択し、詳細を確認する



HSコードの検索方法のその1:

- インドネシア国家貿易レポジトリ（INTR）のウェブサイトアクセス
INTRのURL：<https://insw.go.id/intr>
- INTRのホームページにある検索バーにHSコードを「.」なしで入力（例：2709.0010ではなく、27090010を入力）
- 検索結果がない場合、単語で検索（例：原油を検索する場合、「Crude oil」で検索）

HSコードの検索方法のその2:

- 検索結果のリストにおいて、参照したいHSコードの「Detail」ボタンを押すことで、そのHSコードの詳細（品目名や関税、制限等）を確認可能

出典：インドネシア国家貿易レポジトリ (INTR)

PT SBSC INDONESIA117

税関の手続は関税・物品税情報自動化システム（CEISA）で行われる

関税・物品税情報自動化システム（CEISA）の概要

項目	内容
定義	税関局が運営する税関統合システムCEISAでは全ての税関関連サービスにアクセス可能
役割	輸入申告書・輸出申告書の発行や、輸入実績報告書の管理、輸出実績報告書の提出等の税関関連の事務手続やサービスを提供

出典：Beacukai, DDTC

CEISAシステムを導入している税関のリスト

No.	税関名	CEISAが対応可能な税関手続
1.	KPUBC TIPE C Soekarno-Hatta	事務手続や輸入品受け取り等全ての税関サービスに対応
2.	KPPBC TMP Ngurah Rai	
3.	KPPBC TMP C Kantor Pos Pasar Baru	
4.	KPPBC TMP Tanjung Emas	輸入申告書・輸出申告書の発行のみ対応（他の税関サービスは旧システムで対応）
5.	KPPBC TMP Belawan	
6.	KPPBC TMP Juanda	
7.	KANWIL DJBC Banten	事務手続に必要な書類の提出のみ対応（他の税関サービスは旧システムで対応）
8.	KANWIL DJBC Jakarta	
9.	KANWIL DJBC Jawa Timur I	
10.	KANWIL TMP A Bogor	
11.	KPPBC TMP B Medan	
12.	KPPBC TMP C Magelang	
13.	その他*	

*) 2024年10月8日時点で、CEISAは44か所の税関で導入。CEISAシステムで対応可能な税関手続詳細は税関総局長規定2024年第KEP-179/BC/2024をご参照

税関総局長規定2024年第KEP-179/BC/2024のダウンロードURL（インドネシア語）：

<https://jdih.kemenkeu.go.id/download/19423f4d-5c02-4497-9c3e-87029ed05afc/PENERAPAN%20SECARA%20PENUH%20MANDATORY%20CEISA%2040%20TAHAP%20KETIGABELASpdf.pdf>

出典：税関総局長規定2024年第KEP-179/BC/2024

PT SBSC INDONESIA118

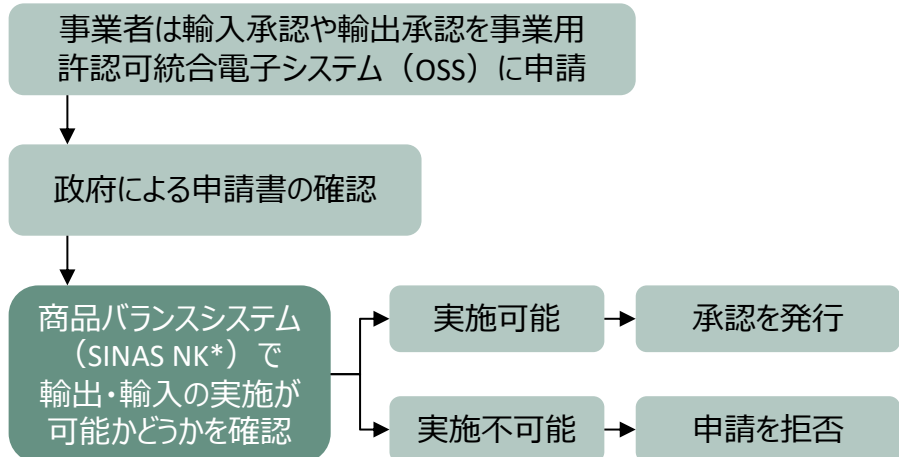
インドネシア政府は商品バランスで物の流れを管理

- 「商品バランス」は輸出及び輸入品目の需要と供給に関する情報を指す
- インドネシア政府は過剰な輸出や輸入を回避するために、商品バランスを利用し、物の流れを管理している

商品バランスの目的及び役割

項目	内容
目的	- インドネシアにおける輸出入データの収集 - 国民が必要な消費財と製造業が必要な原材料の安定的な供給を保証 - 輸出入手続の簡略化 - ビジネス環境を改善し、投資及び雇用創出を促進
役割	- 輸入承認と輸出承認発行の法的基準 - 特定商品の国家消費と生産の参考データ - 製造業の現状分析及び予測の参考データ - 輸出入関連ライセンスの発行に必要な書類

輸出入の手続きにおける商品バランスの重要性



- 政府はSINAS NKを利用し、インドネシアにおける特定の商品の需要と供給を確認し、輸出と輸入が実施可能かどうかを判断
- SINAS NKは国家システムであるインドネシア・ナショナル・シングル・ウィンドウ（INSW）に登録してアクセスすることができる

INSWのURL：<https://insw.go.id/>（インドネシア語と英語）

政府は2024年5月以降、約3,800品目の貿易を商品バランスで管理中

- 2022年2月に導入された商品バランスは当初5品目のみを管理していたが、2024年5月に対象品目が拡大され、現在は約3,800品目に

商品バランスの導入段階及びその対象品目

段階	対象品目	
初期段階 (2022年2月－2022年6月)	- 米 - 塩 - 砂糖	- 水産物 - 肉類
第2段階 (2022年8月－2024年4月)	- 初期段階の5品目 - トウモロコシ - ニンニク - 冷房 - マスク - ワクチン - コピー機	- 印刷機 - 潤滑剤 - 鉄鋼 - サッカリン - セメント - ゴム - 履物
最終段階 (2024年5月以降)	約3,800品目の消費財と原材料が対象	

商品バランスの対象品目の確認方法

- HSコード別の対象品目リストは商業大臣規定2024年第8号の附則をご参照
商業大臣規定2024年第8号のダウンロードURL（インドネシア語）：
<https://jdih.kemendag.go.id/pdf/Regulasi/2024/Permendag%20Nomor%208%20Tahun%202024%20tentang%20Perubahan%20Ketiga%20Permendag%20Nomor%2036%20Tahun%202023.pdf>
HSコード別の対象品目は附則の8－925頁に記載。品目のリスト表のP1行に「✓」が付けられたもののみが対象

今後商品バランスの対象品目が拡大される可能性も

- 2024年10月2日時点で、商品バランスの対象数は約3,800品目であるものの、ココナッツやコーヒー等、商品バランスの対象リストに記載されていない品目は上限なしで貿易が行われている
- 商品バランスに関する大統領規定2024年第64号によると、現在商品バランスの対象リストに記載されていない品目についても、将来的に政府は対象リストに追加することができる

政府による商品バランス策定の流れ

No.	ステップ
1	輸出入の実績を確認
2	事業者が提出した必要な輸出量及び輸入量を確認
3	需要及び供給を分析
4	対象品目の輸出及び輸入の上限を決定

出典：商業大臣規定2023年第23号

商品バランスの対象追加について

- 大統領規定2024年第61号の第38条1項に基づいて、商品バランスの対象リストに記載されていない品目の輸入・輸出の承認については、政府はSINAS NKを確認し、輸入・輸出の承認を国家システムのINSWで発行
- 商品バランスの対象となる新規品目の輸出入の上限はその品目の過去の貿易実績に基づいて決定

出典：商業大臣規定2024年第61号

商品バランスの対象リストに記載されていない品目

カテゴリ	HSコード	左記HSコード品目の例
消費財 関連の 品目	0801 - 0814 (果物)	ココナッツ、カシューナッツ、アーモンド、いちご、さくらんぼ、リンゴ等
	0901 - 0910 (香辛料等)	コーヒー、茶、バニラ、シナモン、チョウジ等
	1001 - 1008 (小麦)	小麦、ミューズリー、ライムギ、大麦、オーツ麦等
	9001 - 9008 (光学機器等)	レンズ、グーグルグラス、望遠鏡等
製造業 に使用 される 品目	4001 - 4010 (ゴム)	スモークシートゴム、合成ゴム、スチレン・ブタジエンゴム等
	4014 - 4017 (ゴムの加工で発生 する副産物)	衣類、硬質ゴム等
	5001 - 5006 (シルク)	縞糸に適する繭、生糸、絹のくず等

注) 上記は2024年10月1日時点で商品バランスの対象外であるも、将来的に対象となる可能性がある点には留意

出典：INSW

政府は必要に応じて商品バランスの政策を改定する可能性

- 政府は自然災害の発生や政府の優先政策に必要な商品の調達等の特別な場合には、商品バランス政策を改定する権限がある。具体的な修正要因が言及されていないため、輸出入の事業者にとって事業のリスクとなる

商品バランス改定が行われる特別な場面

場面	備考
自然災害	自然災害が発生し、商品バランスの情報をやむを得ず改定する必要があるが生じる 想定例：政府はゴムのプランテーションの火災によってタイヤの国内生産量が減少したことを考慮し、商品バランスにおけるタイヤの輸入量の上限を修正
自然災害以外	自然災害以外の要因で商品バランスの情報をやむを得ず改定する必要があるが生じる 想定例：新型コロナでワクチンを大量で輸入するために、政府は薬品の輸入量上限を引き上げる
新規投資案件もしくは政府の優先政策の実行	省庁と企業による投資案件や提案で商品バランスの情報を改定する 想定例：新たな石油化学工場が開業し、必要な原材料を商品バランスの新規品目として追加する ヌサンタラ新首都の開発に当たって政府はセメントの輸入量の上限を引き上げる
その他	特別な事情の下、検疫所の審査を受けない品目を商品バランスに追加したり、輸出入の上限を修正したりする 特別な事情の詳細については商業省にご相談

注）上記に記載の想定例は、イメージとして挙げているものであり、実際に発生した事例ではない点、ご留意

インドネシアと日本が加盟している貿易協定（1）

- インドネシアと日本は良好な関係を持ち、二国間協定を通して貿易に関する特惠待遇に合意している

インドネシアと日本の二国間協定貿易関連の協定

協定名	貿易関連の特惠待遇
日本・インドネシア経済連携協定（JIEPA）	- インドネシアから日本への輸出額の約93%、日本からインドネシアへの輸出額の約90%が無関税となる - インドネシアで操業する一部の日系製造事業者は日本からの原材料と部品の輸入にあたって輸入関税が免除 <u>日本からインドネシアへの物品について：</u> 対象となる品目リストはインドネシア財務大臣規定2022年第50/PMK010/2022号の附則をご参照 インドネシア財務大臣規定2022年第50/PMK010/2022号のダウンロードURL： https://jdih.kemenkeu.go.id/download/d337230e-3a42-46a6-8c42-338690a62ebc/50~PMK.010~2022Per.pdf （インドネシア語） HSコード別特惠税率のリストは規定の附則（8－452 頁）に記載 - 自動車産業、電機と電子産業、建設重機産業、エネルギープラント関連資機材産業の日系企業はインドネシア国内で生産されていない原材料と部品の輸入関税が免除 <u>日本からインドネシアへの物品について：</u> 対象となる品目リストはインドネシア財務大臣規定2022年第51/PMK010/2022号の附則をご参照 インドネシア財務大臣規定2022年第51/PMK010/2022号のダウンロードURL： https://jdih.kemenkeu.go.id/download/3c7f4fe1-e10f-40c3-8491-9bec6ffdf5f7/51~PMK.010~2022Per.pdf （インドネシア語） HSコード別特惠税率のリストは規定の附則（19－31頁）に記載

インドネシアから日本への物品に対する特惠税率はこちらの日本税関のウェブサイトをご参照：<https://www.customs.go.jp/tariff/index.htm>

出典：インドネシア外務省、インドネシア商業省、インドネシア財務省、日本税関

インドネシアと日本が加盟している貿易協定（2）

- インドネシアと日本の二国間協定以外にも、事業者は物品を輸出・輸入する際に、両国が加盟した特定地域との協定を通して特惠税率等の特惠待遇を利用することができる

インドネシアと日本が加盟した貿易協定

協定名	貿易関連の特惠待遇
日・ASEAN包括的経済連携（AJCEP）	インドネシアから日本へ輸出する物品に対して輸出関税を84.5%減免等の特惠待遇を定める 対象となる品目リストはインドネシア財務大臣規定2022年第48/PMK.010/2022号の附則をご参照 インドネシア財務大臣規定2022年第48/PMK.010/2022号のダウンロードURL： https://jdih.kemenkeu.go.id/download/6c80b518-1a56-407c-b504-bf9032e48931/48~PMK.010~2022Per.pdf（インドネシア語） HSコード別特惠税率のリストは規定の附則（8－372頁）に記載 HSコード8703.23.72、8703.23.73、8703.23.74の特惠税率はインドネシア財務大臣規定2022年第48/PMK.010/2022号の改正規定であるインドネシア財務大臣規定2022年第90/PMK.010/2022号をご参照 インドネシア財務大臣規定2022年第90/PMK.010/2022号のダウンロードURL： https://peraturan.bpk.go.id/Details/215965/pmk-no-90pmk0102022（インドネシア語） HSコード別特惠税率のリストは規定の附則（6－7頁）に記載
地域的な包括的経済連携（RCEP）	- ASEAN諸国、オーストラリア、中国、日本、韓国、ニュージーランドが加盟した国際協定 - 加盟国の間の輸出入品に対して関税減免や撤廃等の特惠待遇を定める 日本からの物品に対するHSコード別輸入税の減免・免除及び特惠税率はインドネシア財務大臣規定2022年第225/PMK.010/ 2022号をご参照 インドネシア財務大臣規定2022年第225/PMK.010/2022号のダウンロードURL： https://peraturan.bpk.go.id/Details/235290/pmk-no-225pmk0102022（インドネシア語） HSコード別輸入税減免・免除のリストは規定の附則（7－575頁）に記載 HSコード別特惠税率のリストは規定の附則（576-638頁）に記載

インドネシアから日本への物品に対する特惠税率はこちらの日本税関のウェブサイトをご参照：<https://www.customs.go.jp/tariff/index.htm>

インドネシアが加盟している貿易協定のリスト

No	協定名
1	インドネシアとアラブ首長国連邦包括的経済連携協定（UEAE-CEPA）
2	発展途上8カ国（バングラデシュ、エジプト、インドネシア、イラン、マレーシア、ナイジェリア、パキスタン、トルコ）の特恵貿易協定（D-8 PTA）
3	インドネシアと韓国包括的経済連携協定（IK-CEPA）
4	インドネシア・モザンビーク特恵貿易協定（IM-PTA）
5	東南アジア諸国連合（ASEAN）サービス枠組協定（AFAS）
6	東南アジア諸国連合（ASEAN）包括的投資協定（ACIA）
7	インドネシア・欧州自由貿易連合（EFTA）諸国包括的経済連携協定（IE-CEPA）
8	インドネシア・オーストラリア包括的経済連携協定（IA-CEPA）
9	香港と東南アジア諸国連合（ASEAN）間の自由貿易協定（AHKFTA）
10	インドネシアとチリ包括的経済連携協定（IC-CEPA）
11	中国ASEAN自由貿易協定（ACFTA）
12	東南アジア諸国連合（ASEAN）、オーストラリア、ニュージーランドの自由貿易協定（AANZFTA）
13	ASEAN韓国の自由貿易協定（AKFTA）
14	インドネシア・パキスタン特恵貿易協定（IP-PTA）
15	ASEAN物品貿易協定（ATIGA）
16	ASEAN-インド自由貿易協定(AIFTA)
17	日本・インドネシア経済連携協定（IJEPA）
18	日・ASEAN包括的経済連携（AJCEP）
19	地域的な包括的経済連携（RCEP）

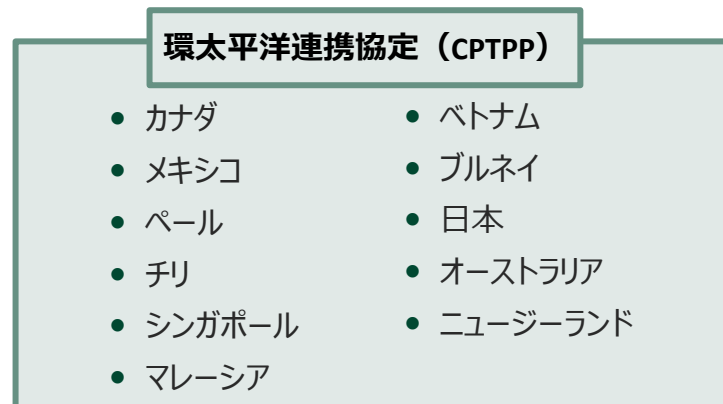
インドネシアが加盟した貿易協定の詳細はインドネシア商業省貿易協定ウェブサイトをご参照：
<https://ftacenter.kemendag.go.id/free-trade-agreement>（インドネシア語、一部英語で表示可能）

出典：インドネシア商業省

環太平洋連携協定の加盟申請 今後新たな特惠待遇が適用される可能性

- インドネシアは2024年9月25日に正式に環太平洋連携協定（CPTPP）の加盟を申請
- インドネシアはCPTPPに加盟することで、新たな市場にアクセスでき、経済の成長を押し上げることができるとの予測。また、CPTPPの加盟国の一つである日本に関しては、両国の事業者が利用できる特惠待遇が増える可能性も

CPTPPの加盟国



正式に加盟申請した国：

- 英国*
- 中国
- 台湾
- エクアドル
- コスタリカ
- ウクライナ
- インドネシア

加盟に関心を示した国：

- タイ
- フィリピン
- 韓国

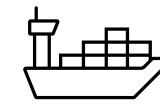
インドネシア経済担当調整省が想定したCPTPP加盟のメリット



国内総生産（GDP）が16億米ドル押し上げられる



投資環境の透明性が高まり海外直接投資が11%増加



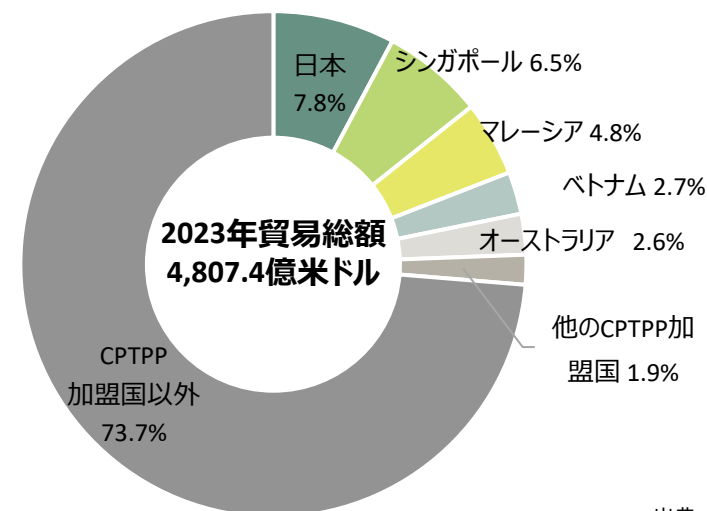
CPTPP加盟国への輸出が19%増加



カナダ、メキシコ、英国、ペルー等の新たな市場にアクセス

出典：各種報道

2023年インドネシアとCPTPP加盟国との貿易取引総額



出典：ASEAN

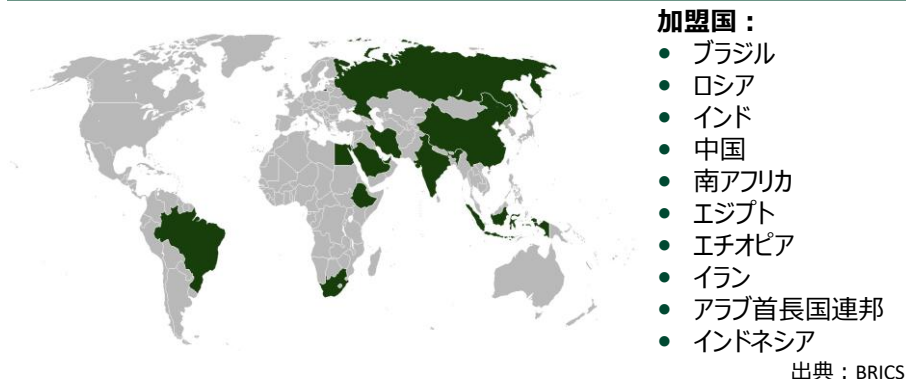
*) 英国は2024年12月24日に正式に加入する予定

出典：オーストラリア連邦議会、Taiwan Insight、Mic Cust、Philstar

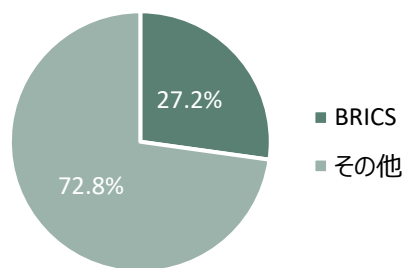
インドネシアはBRICSに新規加盟

- 2025年1月6日、インドネシアは正式にBRICSに加盟。インドネシアを迎え入れることにより、BRICSの加盟国は10カ国となり、世界の名目GDPの27.2%、世界総人口の48.1%を占めることとなった
- インドネシアにとっては、BRICSに加盟することで新開発銀行からの融資獲得、貿易相手国の多様化、ルピアの強化というメリットが想定されている

BRICSの加盟国



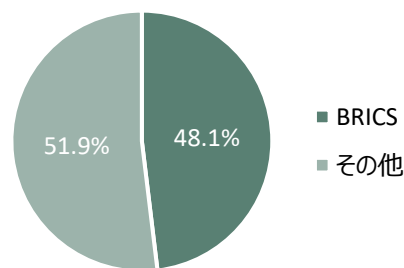
2024年世界の名目GDP



BRICSの加盟国（インドネシアを含む）の2024年名目GDPは29.9兆米ドルとの予測

出典：国際通貨基金（IMF）

2024年世界総人口



BRICSの加盟国（インドネシアを含む）の2024年総人口は35億人との予測

出典：Worldometers

インドネシアがBRICSに加盟するメリット

項目	備考
サステナビリティ案件の融資	- 新開発銀行（NDB）*はBRICS加盟国のサステナビリティ案件に対して融資を提供 2024年にNDBはブラジルのサステナビリティ案件に向けブラジル政府に7億米ドルを融資
貿易市場	- BRICS加盟国と貿易協定を結び、貿易相手国を多様化することができる - 南アフリカはBRICS加盟国との貿易額が2017年から2022年にかけての平均がそれ以前の10%増となったとの報道
経済	- BRICSの加盟国との取引にあたって、自国の通貨を利用することができるため、ルピア通貨を強化する機会にもなる - 中国はNDB*から米ドル建てではなく、人民元建ての融資を獲得

*）NDBはブラジル、ロシア、インド、中国、南アフリカというBRICSの原加盟国で設立。NDBの資本シェアについては、原加盟国がそれぞれ18.9%、その他の加盟国（インドネシアを除く）が残り5.5%

出典：各種報道

インドネシアにとってのBRICSに加盟するデメリット

項目	備考
米国による関税	米国はBRICSの加盟国が脱米ドル化を進める場合、BRICSの加盟国に対して100%の関税賦課を示唆した

出典：各種報道

輸出外貨収入の預金及び輸入決済外貨の報告義務について

- インドネシア政府は外貨準備を管理するため、インドネシアの輸出事業者を対象に輸出外貨収入を銀行特別口座等の国内金融システムに入金することを義務付ける一方、インドネシアの輸入事業者に対しては輸入決済外貨をインドネシア中央銀行に報告することを義務付けている

輸出外貨収入の国内入金義務

項目	詳細
対象	全ての輸出事業者
入金先	- 天然資源以外の輸出事業者：国内の外国為替銀行 - 輸出申告額25万米ドル未満の天然資源輸出事業者：国内の外国為替銀行 - 輸出申告額25万米ドル以上の天然資源輸出事業者：国内の外国為替銀行又はインドネシア輸出入銀行の特別口座
入金期限	遅くとも輸出通知書の発行日より3カ月後
入金金額	輸出額の全額
罰則	警告書や輸出停止処分等

輸入決済外貨内容の入金・報告義務

項目	詳細
対象	全ての輸入事業者
報告項目	輸入先や、インボイス番号、支払額、銀行名、信用状等の輸入決済に関する情報
報告期限	輸入申告書の発行日より3カ月後
罰則	警告書や輸入停止処分等

注：2025年2月20日時点で、輸出外貨収入の取り扱いについて定めた政令2025年第8号の原文が未公開であるため、本頁の内容が変更になる可能性がある点は留意

天然資源を輸出する事業者は最低1年間輸出収入を国内で滞留させる義務あり

- 政府は、外貨準備高増加によるルピアの安定化を目的とし、輸出収入の預金滞留に関する政令2019年第1号の改正版として、政令2023年第36号を公布。同政令の改正により、2023年8月1日以降、対象産業の事業者は輸出申告額が25万米ドル以上の場合、輸出申告額の最低3割を90日以上インドネシア国内の特別口座に滞留させることが新たに義務付けられた。旧政令には滞留期間に関する規則はなかった
- 2025年2月17日、政府は輸出収入の預金滞留規定を再度改正し、2025年3月1日以降、石油及び天然ガス分野を除き対象産業の事業者は輸出申告額の全額を1年間以上インドネシア国内の特別口座に滞留させることになった（2025年2月20日時点で本規定の政令2025年第8号の原文は未公開であるため、本頁は報道ベースである点に留意）

輸出収入の預金滞留の対象

項目	政令2023年第36号	政令2025年第8号 ^注
対象産業	● 当初は農業、漁業、林業、鉱業及び天然資源*の加工産業が対象となったが、 2025年3月1日以降、石油及び天然ガス分野のみとなった	● 2025年3月1日以降、石油及び天然ガスを除く天然資源*及びその加工産業
対象事業者	● 輸出申告額25万米ドル以上	● 輸出申告額25万米ドル以上
預金先	● 国内の外国為替銀行又はインドネシア輸出入銀行の 特別口座（Reksus DHE）** ● 国内の外国為替銀行、インドネシア輸出入銀行の 金融商品***への振替も可能	● 国内の外国為替銀行又はインドネシア輸出入銀行の 特別口座（Reksus DHE） ● 国内の外国為替銀行、インドネシア輸出入銀行の 金融商品***への振替も可能
滞留金額	● 最低預金額は 輸出申告額の3割	● 輸出申告額の全額
預金滞留期間	● 最低90日	● 最低12か月
預金貨幣	● ルピアへ両替の上、預金することも可	● ルピアと外貨（詳細は未公表）

*) 鉱業、農業、漁業、林業分野の天然資源

**) 経済不安又は金融危機発生時は、輸出外貨収入については、インドネシア輸出入銀行に預け入れた金融商品を除き引き出しが可能となる。詳細は今後施行規則にて決定

***) 各金融機関によって金融商品の内容は異なる場合がある

注：2025年2月20日時点で、政令2025年第8号の原文は未公開のため、本資料の情報は2025年2月17日時点のプラボウォ大統領の発表（報道ベース）を基に作成

輸出収入を国内で預金する事業者に適用する優遇措置及び違反罰則

- 輸出収入をインドネシアで預金する事業者に対して、輸出事業許可手続の簡略化及び預金利子に対する最終所得税の減免・免除という優遇措置が適用
- 一方、違反者に対しては輸出停止処分等の罰則が下される

輸出収入の預金滞留の優遇措置（政令2023年第36号、政令2024年第22号）

- 輸出収入の預金滞留を行った場合、事業者は「優良輸出事業者」として認められ、輸出事業許可手続が簡略化
- 預金期間によって預金利子に適用する最終所得税が減免または免除

預金滞留期間	ルピア建預金：利息に対する課税	米ドル建預金：利息に対する課税
1カ月以上3カ月未満	5%	10%
3カ月以上6カ月未満	2.5%	7.5%
6カ月	0%	2.5%
6カ月以上	0%	0%

通常、銀行預金の利息に対しては20%の所得税が課される

輸出外貨収入の預金滞留の違反者に対する罰則

政府は違反者に対し輸出停止処分等の罰則を下す

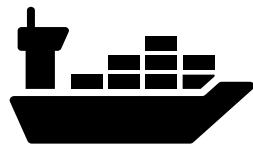
注：上記の情報は政令2023年第36号と政令2024年第22号の下作成され、2025年3月1日以降石油と天然ガス鉱業の事業者のみに適用される予定

石油と天然ガス以外の天然資源を取り扱う事業者に関して、政令2023年第36号の改正規定である政令2025年第8号に定められており、詳細は今後公開予定（2025年2月20日時点で政令2025年第8号の原文は未公開）

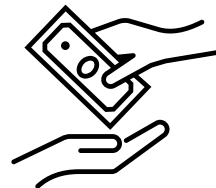
天然資源輸出収入を特別口座にて事業活動への支払に利用することも可能

- 特別口座は預金専用口座ではなく、輸出入関連費用の支払やローン返済、投資などの事業活動に利用可能
- 事業者は、エスクローを通じて輸出収入を輸出入関連費用の支払に利用する場合、国内の外国為替銀行又はインドネシア輸出入銀行のエスクロー口座で支払う必要

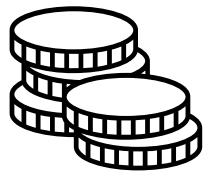
特別口座から充当可能な支払



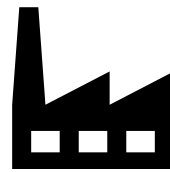
輸出入関連費用



ローン返済



配当金



投資*

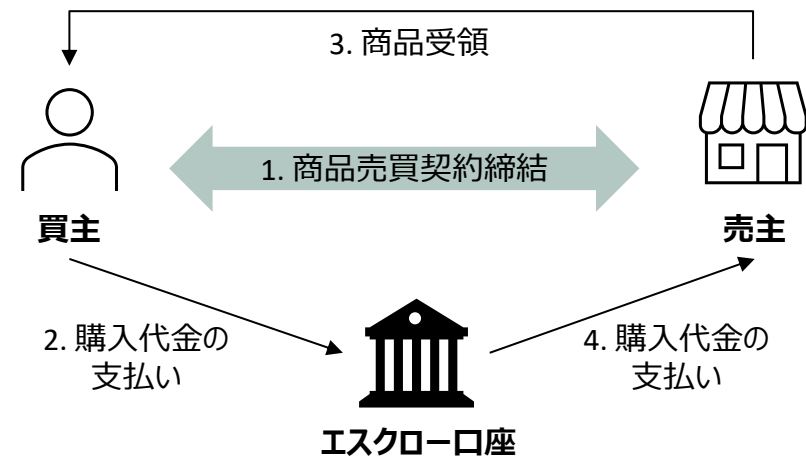
*) 投資資金や、投資実行に必要な原料・半製品・完成品の購入など。詳細は投資に関する法律2007年第25号の8条をご参照

注：新改正規定である政令2025年第8号でも、事業者は天然資源輸出収益を上記の取引のために利用可能のまま不変との報道。しかし、2025年2月20日時点で本規定の原文は未公開となっているため、詳細は今後公開の予定

インドネシアでのエスクロー取引における口座開設義務

- エスクローとは、商取引の際に買主と売主の間に信頼のおける中立的立場の第三者を仲介させ、購入代金の安全性を確保すること
- 事業者はエスクロー取引を提供する銀行でエスクロー口座を開設することで、より安全に取引を行うことができる
- 輸出収入の預金を、エスクローを利用して輸出入関連費用の支払に充てる場合、インドネシア国内銀行でエスクロー口座を開設する必要

エスクロー口座を利用した取引スキーム



注：上記の情報は政令2023年第36号の下作成され、2025年3月1日以降石油と天然ガスの鉱業事業者のみに適用される予定。他の天然資源の輸出収益に関する詳細は、今後公開の予定

輸入制度・手続概要

国内で生産可能な品目や健康リスクが高い品目等の輸入は禁止

- 原則、インドネシアでは健康リスクが高いとみなされる品目、国内で生産可能な品目、国際協定により輸入禁止品目となる品目の輸入は禁止

輸入禁止品目のリスト

カテゴリ	品目数	事例
有害物質	123	オゾン層破壊物質、四塩化炭素、クロロフルオロカーボン（CFC）やハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）を冷媒として使用する冷蔵庫、有害廃棄物等
食料	11	バスマティ米や香り米、粗糖、精糖等の特定の米や砂糖の品種
道具	6	鋤やシャベル、釜、大鎌、園芸用はさみなどの手道具
中古品	3	中古鞆、ジュート素材の中古バッグや布
特定の医薬品の原薬	3	非環式アミドやカリソプロドール等特定の成分が含まれる医薬品
医療機器	3	歯科用アマルガム等の水銀が含まれる医療機器

輸入禁止品目は国家貿易レポジトリ（INTR）で確認可能

- 輸入禁止品目は、商業大臣規定2021年第18号及びその改正規定にて定められている。具体的品目は国家貿易レポジトリ（INTR）で確認可能

国家貿易レポジトリ（INTR）を利用した輸入禁止品目の確認方法

その①： HSコードを入力

Indonesia National Trade Repository
Penelusuran Detail Komoditas berdasarkan Kode HS atau Urutan HS

Cari kode HS / Urutan HS

ここで検索

その②： 検索した品目の詳細で「輸入規制（Regulasi Impor）」を確認

Hasil Pencarian Anda

38252000

Keterangan Umum Untuk Menginterpretasi Harmonized System

Sekitar 1 hasil pencarian (0.360 detik)

HS Code	Urutan Barang (Bahasa)	Urutan Barang (English)	Action
38252000	- Lumpur limbah	- Sewage sludge	Detail

Sebelumnya Selanjutnya

Satuan Web (Detail Satuan Lihat Pada Rincian Lartas)

Tarif Preferensi

Regulasi Impor (Tataniaga Border(Lartas))

Silahkan dapat mengklik dokumen pemberitahuan pabean impor dibawah ini guna memperoleh informasi yang dibutuhkan

BC 2.0 BC 1.6 BC 2.8 BC 2.5 BC 2.3 FT201 - Pemenuhan dan Lupa Daerah Pabean FT201 - Pemenuhan ke Tempat Lain dalam Daerah Pabean KEK - Pemenuhan ke LDP KEK - Pemenuhan ke TLDP

Dokumen - BC 2.0

PEMBERITAHUAN IMPOR BARANG (Pewajiban BC nomor PER 23/BC/2022)

Izin yang harus dipenuhi :

Nama Izin
Kode Izin Keppabean
Komoditi
Regulasi
Daerah
Satuan Barang

Dilarang

「Dilarang」と表示すれば、輸入禁止品目となっている

- 国家貿易レポジトリ（INTR）にアクセス（INTRのURL：<https://insw.go.id/intr>）
- ホームページの検索バーに商品のHSコードを入力する
- 検索結果に表示されたHSコードの詳細ボタン（Details）を押す
- HSコードの詳細の中で、輸入規制詳細である「Regulasi Impor (Tataniaga Border(Lartas))」を参照することで輸入禁止品目かどうかを確認可能
- 輸入規制詳細において輸入禁止である「Dilarang」が表示されると、その品目は輸入禁止という意味

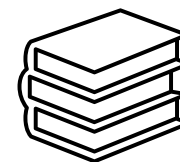
インドネシアの電子市場で取扱可能な輸入品は制限されている

- インドネシアではInstagramやTikTok等のインターネット上交流サイト（SNS）で商品を購入するソーシャルコマースが人気であった。しかし、SNSにより安価な輸入品が市場に氾濫し、地場製品との価格競争が激化したため、政府は2023年9月に商業大臣決定2023年第1998号を発令し、電子商取引を制限している
- 上記規定により、SNSにおける売買取引が禁止され、Eコマースサイトにおける売買取引のみが認められている。さらに、Eコマースサイトで輸入品を販売するためには特定の条件を満たさなければならない

Eコマースサイトで輸入品を販売する条件

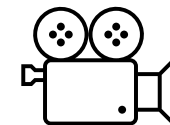
商品の価格	Eコマースサイトで販売するための条件
100米ドル未満の輸入品	輸入税は課せられないが以下3つのカテゴリについて、1カテゴリごとに1つの品目のみ輸入可能： - 国内で生産不可能なもの、もしくは未生産のもの - インドネシアの文化やIP等を利用しないもの - 知識、創造力、識字能力の向上に利用できるもの
100米ドル以上の輸入品	輸入品に課せられる輸入税の決済を済ませること

Eコマースサイトで販売可能な輸入品の事例



本

HSコード：4901



動画や映像

HSコード：3706



ソフトウェア

HSコード：9901



楽器

HSコード：8519

インドネシアにおける輸入事業者は2つに分類されている

- 商業大臣規定2023年第36号の下、インドネシアにおける輸入事業者は認定番号で認識されている
- 輸入事業者の認定番号は、消費者に販売する完成品のみを輸入する「一般輸入業者認定番号（API-U）」と生産原材料のみを輸入する「製造輸入業者認定番号（API-P）」に分類

輸入事業者の認定番号に関する留意点

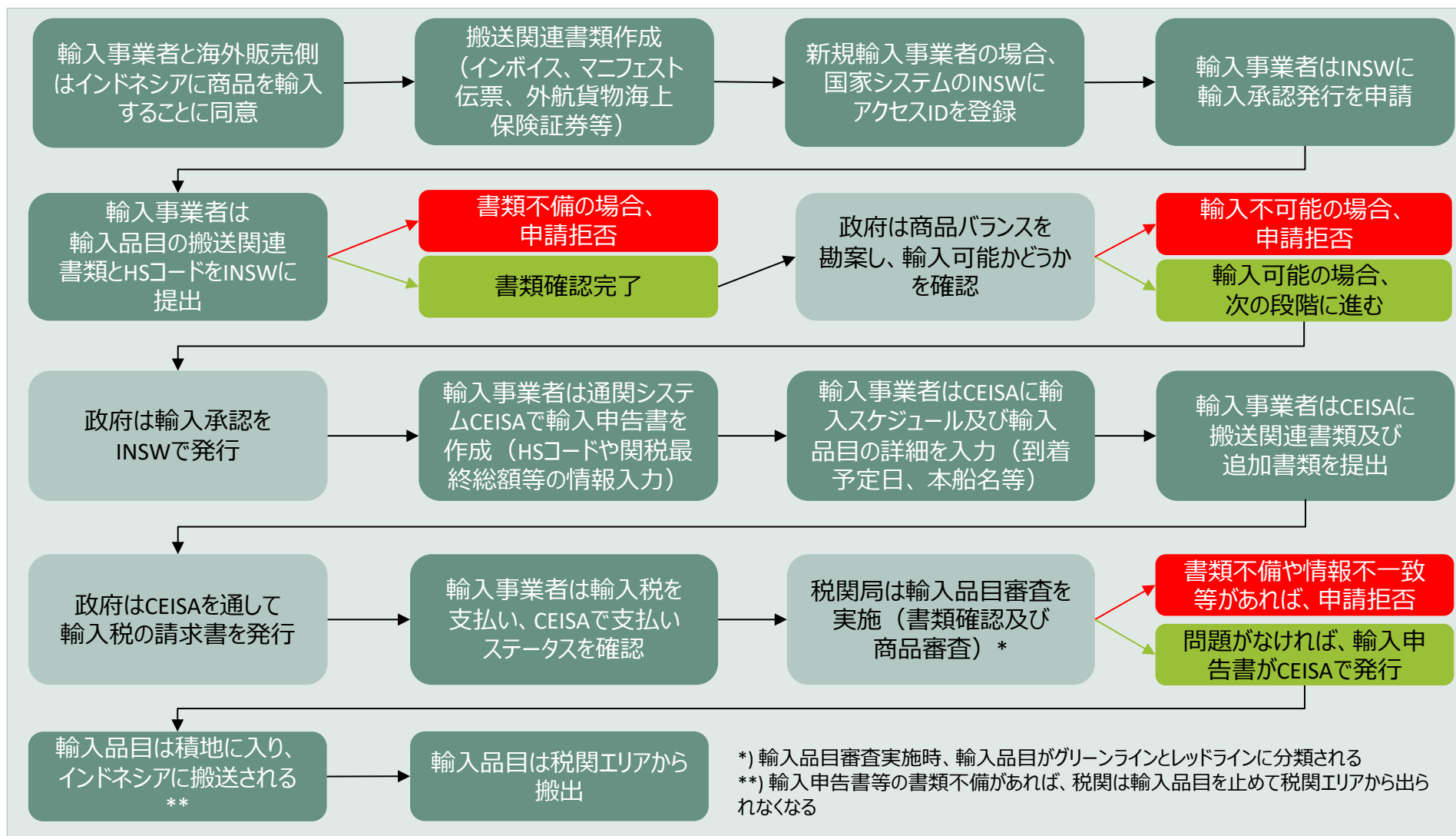
留意点	詳細
輸入ライセンスとして利用される	● 輸入認定番号は輸入ライセンスの役割を果たし、輸入手続を行うのに必要 ● 輸入事業者は商品及び輸入目的によって適切な認定番号の登録を申請する必要
1つの輸入事業者認定番号のみ保有可能	● 事業者は1つの輸入認定番号のみ申請・保有可能 ● OSSに輸入事業者認定番号を登録する際、一般輸入業者（API-U）もしくは製造輸入業者認定番号（API-P）のいずれかを選択する必要
API-UからAPI-Pへの変更は可能	● API-Uを獲得した後、輸入事業者は条件付きでAPI-Pへの変更をOSSで申請可能 ● ただし、API-PからAPI-Uへの変更は不可
手続は無料	● 輸入事業者認定番号登録の手続は無料

輸入事業者認定番号の種類の比較

比較項目	一般輸入業者 認定番号（API-U）	製造輸入業者 認定番号（API-P）
輸入可能 品目	完成品	製造原材料
輸入禁止 品目	製造原材料	完成品
輸入活動に 関する制限	輸入事業者がインドネシアのディストリビューターを通して輸入品を販売する等、商品物流に関する商業大臣規定2016年第22/M-DAG/PER/3/2016号を遵守する必要	他社や他人に輸入品をそのまま販売・譲渡することは禁止

インドネシアにおける輸入手続の流れ

輸入手続の流れ



商品を輸入する前に輸入承認を取得する必要

- 輸入承認とは事業者が輸入活動に必要な承認を取得したことを証明する書類
- 輸入事業者は国家システムであるインドネシア・ナショナル・シングル・ウィンドウ（INSW）に申請して輸入承認を取得

輸入承認の概要

項目	備考
定義	商業省がインドネシアに商品を輸入することを許可したことを示す書類
目的	税関局に事業者が全ての輸入条件を満たしたことを知らせるもの
取得義務の対象	商品バランスの対象品目のみに適用される
有効期間	当年度の12月まで有効（例えば、2024年6月に発行された場合、2024年12月末まで有効）

輸入承認の取得方法

1. INSWにアクセスIDを登録

- 輸入事業者はINSWにアクセスIDを登録
- 以下のINSWのURLにアクセスし、右上の「Login」ボタンを押すと新規アカウントを登録することができる

INSWのURL：<https://insw.go.id/>

2. 必要な書類と情報をINSWに提出

- NIBと輸入事業者の情報
- 輸入品目のHSコード、商品のシリアルナンバー、商品詳細、輸入量、原産地、賞味期限、輸入先の港といった輸入品目の情報

3. 政府による審査

- 政府は書類審査及び商品バランスを勘案し、輸入可否を判断

4. 輸入承認発行

- 輸入承認はINSWでダウンロード可能

サーバイヤーレポートは必ず商業省が認定したサーバイヤーに発行してもらう

- サーバイヤーレポートとは商業省が認定したサーバイヤーによる輸入品の検査結果をまとめた書類。この書類には貨物の種類やサイズ等輸入品の情報及びコンテナや本船名等の運送情報が記載される
- 生活必需品や中古資本財等の特定品目を輸入する場合、輸入事業者は商業省が認定したサーバイヤーによるサーバイヤーレポートの取得が義務付けられる

サーバイヤーレポート取得義務の対象となる品目カテゴリ

No.	カテゴリ
1.	国家の安全を脅かす可能性があるもの（武器等）
2.	保健と環境を脅かす可能性があるもの（オゾン層破壊物質、廃棄物等）
3.	公衆道徳上有害なもの（麻薬、酒類等）
4.	生活必需品（米、砂糖、食用油等）
5.	中古の資本財（機械、道具等）
6.	政府が指定した戦略的な産業に必要なもの（重機等）

注）具体的なサーバイヤーレポートの対象品目については商業省にご確認

出典：商業大臣規定2023年第36号及びその改正規定

輸入のサーバイヤーレポート発行に対応する主な会社

No.	会社名	連絡先	住所
1.	PT Alpha Romeo Teknologi	+(62) 21 8775-1654	Ruko Puri Tunggal, Depok
2.	PT Anindya Wiraputra Konsult	+(62) 21 2260-6207	Springhill Office Tower 17 th & 18 th Jakarta
3.	PT Endia Global Mandiri	+(62) 21 813-3331-8920	Jl. WR Supratman, Tangerang
4.	KSO Sucofindo	+(62) 21 1500-576	L'Avenue Office Tower 8 th Floor, Jakarta
5.	PT Global Service Agensi	+(62) 21 3970-3344	The Smith Tower No. 2107, Tangerang

出典：各社のウェブサイト

税関エリアに到着前に輸入申告書を取得する必要がある

- 輸入事業者は輸入品目が通関エリアに到着する前に、通関システムのCEISAで輸入申告書を取得する必要
- 石油や電力等パイプラインもしくはトランスミッション網で輸送される品目を輸入する場合、輸入事業者は輸入申告書を定期的に申請して取得する義務がある

輸入申告書の概要

項目	備考
対象品目	商品バランスが決定された品目を輸入する場合、CEISAで輸入申告書を申請し、取得する義務
申請期間	- CEISAで輸入品目が税関エリアに到着する前に輸入申告書を取得する必要 - 輸入品目が税関エリアに到着したタイミングにおいても輸入申告書が取得できていない場合、税関は輸入手続を停止するため、輸入事業者は税関エリアから輸入品目を受け取ることができない。輸入申告書取得後、税関は輸入手続を再開

出典：財務大臣規定2022年第190/PMK.04/2022号

特定輸入品目に対する輸入申告書の定期申請

項目	備考
対象品目	石油とガスや電力等のパイプラインもしくはトランスミッション網で輸送される品目
申請期間	遅くとも1か月ごとに定期的に申請する必要
輸入税の計算	輸入事業者は輸入関税、輸入品目に課される税金、貿易保険等の輸入税を自ら計算

出典：財務大臣規定2022年第190/PMK.04/2022号

輸入事業者は輸入申請書につき1種の補助材料を輸入することができる

- 製造輸入業者認定番号（API-P）を保有する企業は補完材、市場調査関連物品、アフターサービス関連物品という補助材料を輸入可能
- 補助材料の輸入については、1つの輸入承認につき1種の補助材料のみ輸入できる。さらに、輸入事業者は商業省が許可する輸入量しか輸入できない（輸入量に関しては税関局のCEISAで通知がある）。許可される輸入量が不足する場合、事業者は申請した補助材料の輸入品の受け取りを税関に報告してから、改めてCEISAで補助材料の輸入を申請する必要

補助材料の輸入の概況

カテゴリ	定義	事例	備考
補完材	商品の生産工程で作られるものではないが、その商品と補完し合い、互いの効用と価値が高まるもの	- テレビでは、リモコンが補完材 - 玩具の場合、電池が補完材 - 携帯電話では、充電器が補完材	- カテゴリごとに1つの輸入承認につき1種の補助材料しか輸入できない。1つの輸入承認につき、補完材、市場調査関連物品、アフターサービス関連物品を同時に輸入することは可能。ただし、各カテゴリにおいては1種の補助材料しか輸入できない - 事業者は申請した補助材料の輸入品の受け取りを税関に報告してから、改めて税関局のCEISAで補助材料の輸入申請ができる
市場調査関連物品	市場調査で消費者の反応を確認するために限定商品として輸入されるもの	原産地のみで販売されているものの、インドネシアでの販売開始を計画している商品	
アフターサービス関連物品	販売されたものの維持等のアフターサービスを提供するためのもの	- テレビ液晶パネル - 携帯電話のプレキシガラス - イス脚キャップ	

輸入事業者は自ら輸入税の金額を計算しなければならない

- インドネシアでは輸入関税、物品税、輸入品に対する税金、保証金という4つの輸入税が課される
- 事業者は課される各輸入税を自ら計算し、CEISAで輸入申告書（PIB）を作成する時に記入する。輸入税の免除獲得を目指す際にはこの段階では追加書類を提出する
- 事業者が計算した輸入税の金額と税関局が計算した金額が異なる場合、税関局はその差額を事業者に請求もしくは還付する

インドネシアにおける輸入税の種類

種類	対象品目	備考
輸入関税	全品目	HSコードによって税率が異なる
物品税	全品目	財務大臣規定の下、品目によって税率が異なる
輸入品目に課される税金	特定品目のみ	保税倉庫に搬送する輸入品等の特定品目に対して適用され、品目によって税率（付加価値税、輸入時の前払所得税、奢侈税）が異なる
保証金	特定品目のみ	特定品目に対してインドネシアに輸入する前に保証金を支払う必要がある（品目によって金額が異なる）

輸入税の税率確認

確認方法	備考
CEISAで輸入申告（PIB）を作成する時に確認	- 輸入申告書作成の段階で、輸入事業者は輸入関税及びその他の費用と輸入関税免除等の特恵待遇に合わせた最終総額を計算し、申請書に入力 - この段階においては、事業者は書類を提出しない（輸入税の最終総額のみを記入）
CEISAで追加書類を提出する時に確認	- 追加書類提出の段階で、事業者は計算した輸入税の最終総額に関する追加書類を提出 - 追加書類は輸入推進書や、貿易協定関連書類等を指す - 税関局が必要と判断する場合、追加書類提出後に他の書類の提出も求める可能性がある

特定の国によるダンピング輸出と見なされた品目に対しアンチダンピング措置が適用

- ダンピング輸出とは、輸出国が国内価格より低い価格で商品を輸出することを指し、輸出先の国内産業に被害を与える。インドネシア政府はこのような商品に対してその価格の差を相殺する輸入関税を課するというアンチダンピング措置を導入している
- 2024年10月時点で、インドネシア政府は特定の国によるダンピング輸出と見なされる16品目に対してアンチダンピング措置を適用

アンチダンピング措置の対象となる主な品目及び国・地域*

品目	アンチダンピング措置による輸入関税	
	対象国・地域	輸入関税
鉄鋼のフラットロール製品	日本	55.6%
	中国	43.5%
	ベトナム	27.8%
	台湾	20.6%
	韓国	11.0%
スズの塗装で仕上げた鉄鋼のフラットロール製品	中国	7.40%
	韓国	7.90%
	台湾	4.40%
二軸延伸ポリプロピレン	中国	10.6%
	インド	8.50%
	タイ	7.10%
半延伸糸	タイ	13.30%
	マレーシア	9.30%
セラミック	中国	87.0%

注) アンチダンピング措置の対象品目・国、課税等の詳細は財務省にご相談

出典：政令2011年第34号、財務省

(参考) 保税倉庫

- インドネシアの保税倉庫に保管されるものに対して関税の免除等の優遇措置が適用

保税倉庫とは

- 保税倉庫とは税関での輸入手続きが済んでいない外国貨物を一時的に保管する倉庫を指す
- 保税倉庫に保管される間に関税などは課されない
- インドネシアの保税倉庫は工業団地もしくは都市計画で育成地区に設置されている

保税倉庫に保管可能な物品

保税倉庫に保管可能な物品
原材料、補助材、資本財、見本、燃料、包装材、包装補助材、保税倉庫における研究と開発に使用されるもの
最終製品に組み込まれることを目的とする完成品と半完成品
インドネシアへ再輸入したもの
他の保税倉庫で生産されたもの

保税倉庫に保管されるものは主には輸出品を生産するために使用

各輸送元から保税倉庫に物品を保管する際の優遇措置

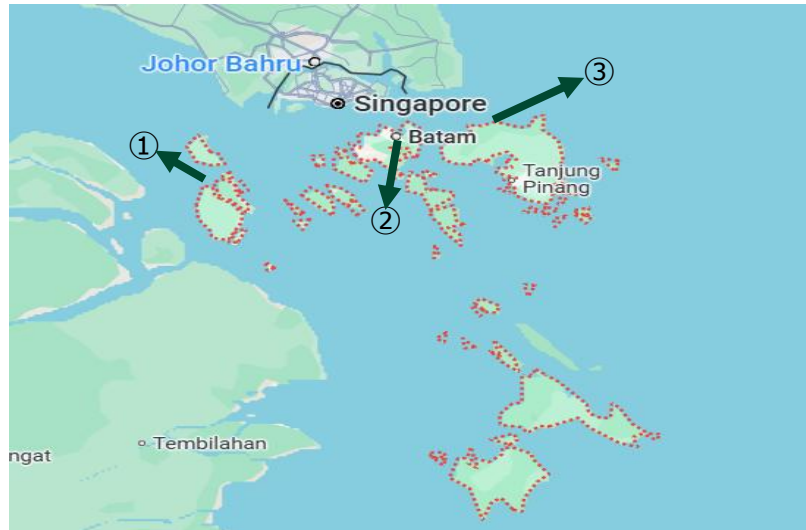
輸送元	優遇措置
他の保税倉庫	
自由貿易地域	- 輸入関税税の保留 - 物品税の免除
経済特区	- 輸入関連税の無徴収 - 付加価値税、奢侈税の無徴収
政府が指定した他の経済区	
関税領域外	- 輸入関税の保留 - 物品税の免除 - 輸入関連税の無徴収
関税領域内	- 物品税の免除 - 付加価値税、奢侈税の無徴収

注) 上記詳細に関しては、インドネシアの税関局もしくは税理士にご相談

(参考) 自由貿易地域

- インドネシアの自由貿易地域は現在3つあり、当地域に設立された企業に対して関税の免除等の優遇措置が適用

インドネシアにおける自由貿易地域



凡例：

- ①リアウ諸島州カリムン島
- ②リアウ諸島州バタム島
- ③リアウ諸島州ビンタン島

出典：法律代行政令2022年第2号、政令2021年第41号

各輸送元から自由貿易地域に物品を保管する際の優遇措置

輸送元	優遇措置
自由貿易地域内	付加価値税の無徴収
他の自由貿易地域	- 輸入関税の免除 - 付加価値税の無徴収
関税地域内	付加価値税の無徴収
関税地域外	- 原材料と副材料を自由貿易地域に入れる場合、輸入関税の免除 - 前払い法人税（PPh22）の免除 - 付加価値税の無徴収
経済特区	- 輸入関税の免除 - 付加価値税の無徴収
保税倉庫	- 輸入関税の免除 - 付加価値税の無徴収

注）上記詳細に関しては、インドネシアの税関局もしくは税理士にご相談

レッドラインの品目として見なされた場合、追加書類の提出が求められる

- 税関による輸入品目の審査時、輸入品目がグリーンラインの品目として見なされた場合、輸入事業者はすぐに輸入品目を受け取ることができる
- 一方、レッドラインの品目として見なされた場合、税関は輸入品目の発注書やパンフレット等追加書類の提出を求める

グリーンライン及びレッドラインの概況

項目	グリーンライン	レッドライン
定義	輸入申告書に記載された情報と一致し、輸入規制を遵守して輸入した品目への審査	輸入申告書に記載された情報と不一致があり、輸入規制に反しない輸入品目への審査
税関の判断基準	- 輸入事業者が申請したHSコードと輸入品目の詳細が一致 - 輸入税の支払金額が正しい - 輸入禁止品目対象リストに記載されていない	- 輸入事業者が申請したHSコードと輸入品目の詳細が不一致 - 輸入税の支払金額に過不足がある - 輸入禁止品目対象リストに記載されている
実施する審査	書類確認のみが実施される	書類確認と輸入品目審査が実施される

特定の物品はATAカルネで簡易的な手続により一時輸入が可能

- ATAカルネで日本からインドネシアに展示会や研究に使用される特定の物品を一時輸入することができ、輸入税が免除される

ATAカルネとは

- ATAカルネとは、特定の物品を約80カ国の加盟国に一時輸入を許可する通関手帳
- ATAカルネで輸入する物品は輸入日から最長1年後に再輸出
- ATAカルネを発給する機関
 - インドネシア：インドネシア商工会議所（KADIN）
（<https://kadin.id/en/solusi-bisnis/ata-carnet/>）
 - 日本：日本商事仲裁協会（<https://carnet.jcaa.or.jp/>）

インドネシアでのATAカルネの対象品及び一時輸入期限

対象となる物品	一時輸入の期限
展示会や国際会議等に使用されるもの	最長6か月
職業用具	最長12か月
教育や研究のために使用されるもの	最長12か月
スポーツ用品、観光客の私物	最長12か月
人道支援のために使用されるもの	最長12か月

- ただし、消耗品や確認不可能なもの、輸出時と形状・性質が変化するものは対象外

ATAカルネでインドネシアへの一時輸入する際の手続

日本から出国時の手続

- 日本からの出国時（チェックイン前）に、カルネ輸出通関を行い、日本の税関がカルネと物品を確認

インドネシアへの入国時の手続

- インドネシアの税関はカルネの確認と物品検査を実施。書類確認及び物品検査後、通関記録があるカルネを受け取る

インドネシアから出国時の手続

- チェックイン前にカルネ再輸出通関を行い、インドネシアの税関はカルネの確認と物品検査を実施。検査後、通関記録があるカルネを受け取る

日本への入国時の手続

- 日本への入国時、カルネ再輸入通関を行い、カルネの確認と物品検査を実施。検査後、通関記録があるカルネを受け取る

注意点

- ATAカルネで輸入品の輸入税が免除されるかどうかはインドネシア税関の判断となり、解釈によって免除不可能の場合がある。インドネシア税関に事前確認することを推奨
- インドネシアへの一時輸入については、ATAカルネの有効期限内に行われる必要がある一方、日本への再輸出はATAカルネの有効期間内であるかどうかを問われない

事業活動ではない目的で輸入する場合、主要輸入書類が一部免除

- 研究や展示会等事業活動ではない目的で輸入する場合、輸入承認とサーベイヤーレポートの取得が不要。その代わりに輸入事業者は商業省による輸入通知書をCEISAで申請して取得する必要

商業省による輸入通知書が必要となる非事業活動関連輸入品と必要書類

- 1つの輸入承認につき複数の輸入品目カテゴリにまたがって輸入することができるが、各輸入品目カテゴリでは1種の輸入品のみ輸入が認められる
- 例えば、1つの輸入承認で、災害救援、政府機関との研究に使用される品目、展示会に使用される品目、販売促進用の品目を同時に輸入することができるが、各カテゴリにおいては1種の輸入品しか輸入できない

非事業活動関連の 輸入品目	商業省による輸入通知書の 取得に必要な書類	備考
寄付や人道支援、自然 災害の救援等の品目	- 公証人が認証した寄付証明書 - 公証人が認証した贈与契約書 - 関連省庁による利用目的説明書 - 関連省庁による輸入推進書	- 輸入品は社会貢献に繋がるものであることが求められる - 輸入品に関する寄付証明書と贈与契約書を提出する必要
インドネシア政府機関や省 庁の研究や品開発に使用 される品目	- 関連省庁による利用目的説明書 - 関連省庁による輸入推進書	輸入申告書（PIB）をCEISAに申請する際に、輸入品の輸入 目的及びその役割を説明し、インドネシア省庁との研究協力説明 書も提出する
展示会に使用される品目	- 展示品を販売しない宣言書 - 展示会の招待状 - 関連省庁による利用目的説明書	- 輸入事業者はその展示会の詳細を説明する必要 - 輸入品目は展示会の内容に関連する必要がある（美術展示会 の場合、美術品の輸入は認められるが、展示会に使用する電子 機器の輸入は認められない）
販売促進を目的とする 品目	関連省庁による輸入推進書	- 政府による輸入量の制限がある - 輸入品を国内で販売しないことを証明する必要

出典：商業大臣規定2023年第36号及びその改正規定

PT SBSC INDONESIA148

特定輸入品目に対する輸入関税が免除される可能性がある

- 製造向けの機械や研究用設備等特定輸入品目に対して輸入関税が条件付きで免除される

輸入関税免除対象となる輸入品目のカテゴリ*

カテゴリ	輸入関税免除の条件	備考
製造向けの機械・設備	- OSSシステムで以下を提出し、商業省による輸入通知書を取得 - 輸入する機械・設備のリスト（台数、機種、商品詳細、輸入港等の輸入品目情報を記載） - 輸入事業者の会社登記、事業基本番号（NIB）、納税者登録番号等の事業関連書類 - 簡単な生産フローの説明	- 商業省による輸入通知書の発行日から2年間、事業者に対する製造向けの機械・設備の輸入関税は免除 - 事業者は生産工程に使用している機械・設備の3割が国産品であれば、関税免除の有効期間の延長を申請可能
自然災害の救援の品目	- OSSシステムで以下を提出し、各地方政府による輸入通知書を取得 - 各地方行政の長（知事もしくは市長）が署名した救援品目のリスト - 自然災害救援の目的で輸入されたことを説明した寄附受領証明書 - 各地方行政の長（知事もしくは市長）による輸入推進書 - 関連地方省庁による輸入推進書	- このカテゴリは機械設備及び道具、その他の輸入品という二種類の輸入品に分類される - 救援の品目は自然災害発生時、緊急事態宣言発令中、国家緊急事態自然災害復興への過渡期という3つの期間に輸入可能
研究開発に使用される品目	- 政府機関と協力して研究・開発を実施するもの - OSSシステムで以下を提出し、工業省又は関連省庁による輸入通知書を取得 - 工業省もしくは関連省庁による輸入推進書 - 機械設備が譲渡される場合、国内販売目的で輸入しないことを証明する寄附受領証明書、もしくは特定機関との共同研究契約書 - 機械設備を購入する場合、発注書の提出	大学、政府機関、民間企業が対象
見本	- OSSシステムで以下を提出し、税関局による輸入通知書を取得 - 商品の種類や輸入量等の輸入品目の詳細 - 関連省庁による輸入推進書	- 新しい商品を紹介する目的だけで申請可能 - 生産目的で輸入する見本ではない - 第三者への譲渡や販売、国内消費は禁止

注）輸入関税免除の詳細については税関局にご相談

出典：財務省、税関局

違反者に対して輸入活動の一時停止や輸入承認の取り消し等の罰則が適用

輸入活動における違反行為とその罰則

違反行為	罰則
未実行輸入報告書の提出が遅れる	● 30日間以内の遅れ： － 告知書が発行される － 輸入承認の一時的停止 － 輸入活動の一時的停止 ● 30日以上遅れ： － 輸入承認の一時的停止 － 輸入関連の全ての承認・許可書の一時的停止 － 違反者に対するサーベイヤーレポートの検証サービスの一時的停止
犯罪行為を行った場合	● 輸入承認の取り消し ● 輸入活動の一時的停止 ● 輸入関連書類に対する行政サービスの一時的停止（商品バランス等）
情報の不一致	
輸入手続及びその条件を満たしていない輸入品目	● 原産国へ返送
インドネシア国内品質規格を満たしていない輸入品目	● 商業省と関連省庁による国内販売の停止及び商品回収の命令を発行
輸入禁止品目を輸入した場合	● 税関局は輸入禁止品目を破壊
破壊不可能の輸入禁止品目を輸入した場合	● 税関局は輸入禁止品目を特別エリアで処分

輸出制度・手続概要

鉱物や農産物等の特定品目の輸出が禁止されている

- 2024年10月時点で、インドネシアでは398品目の輸出が禁止

輸出禁止品目のリスト

カテゴリ	品目数	事例
鉱物	207	鉄鉱石、ニッケル鉱、銅鉱石等
林産物	146	チーク材、イロコ材、サペリ材、マホガニー材等
農産物	33	天然ゴム、バラタゴム、ポラン、米等
文化遺産	8	歴史的な価値や考古学的価値等を持つもの
金属くず	6	様々な金属のくず
肥料	2	窒素、リン酸、カルシウムを含む肥料

注) 輸出禁止品目の対象リストは商業大臣規定2024年第10号の附則をご参照

商業大臣規定2024年第10号のダウンロードURL:

<https://jdih.kemendag.go.id/pdf/Regulasi/2024/Permendag%2010%20Tahun%202024.pdf> (インドネシア語)

HSコード別の輸出禁止品目のリストは5 - 40頁をご参照

輸出禁止品目の詳細は商業省にご相談

条件付きで特定の鉱物加工品の輸出が可能に

- 2009年以降インドネシア政府は下流産業の開発を目的としてニッケル鉱やボーキサイト等特定の鉱物の輸出を禁止
- 事業者はインドネシアで製錬所建設や採掘跡地での森林再生施設建設等の条件を満たせば、輸出が禁止されている鉱物の加工品を輸出可能

鉱物輸出禁止の対象

カテゴリ	鉱物の種類
一般鉱物	● 大理石
	● 花崗岩
	● 玄武岩
	● ニッケル、銅、アルミニウム、コバルト、亜鉛等金属
濃縮物	● ラテライト
	● 銅濃縮物
	● 鉛濃縮物
	● 亜鉛濃縮物
	● 陽極泥
錫	● 錫インゴット
	● 錫合金

注）HSコード別鉱物輸出禁止の対象リストは商業大臣規定2024年第10号の附則（18－38頁）をご参照

商業大臣規定2024年第10号のダウンロードURL:

<https://jdih.kemendag.go.id/pdf/Regulasi/2024/Permendag%2010%20Tahun%202024.pdf>（インドネシア語）

出典：商業大臣規定2024年第10号

鉱物加工品の輸出条件（以下4つを満たす必要あり）

1. 製錬所と採掘跡地での森林再生施設の建設

- 事業者は精錬所と森林再生施設の建設が施設の建設が2024年12月31日までに完成予定の場合、2024年に鉱物の加工品を輸出することができる
- 2025年1月1日以降は、精錬所と森林再生施設が完成する前に、鉱物の加工品を輸出することは禁止

2. 国営審査機関もしくはその子会社による製錬所や森林再生施設の建設審査の報告書を所有

報告書には以下の内容を記載しなければならない：

- 建物の設計等を検証するコミショニングが実施されていることを証明する国営審査機関による説明書
- コミショニング準備完了証明書

3. 事業運営、技術、環境に対する影響が記載された作業計画及び予算を作成

4. 鉱物の埋蔵量に関する報告書を作成

出典：エネルギー・鉱物資源大臣規定2024年第6号、政令2024年第77号

海砂の輸出は条件付きで解禁

- 政府は政令2023年第26号にて海砂採取の事業を許可し、その輸出を条件付きで解禁
- 事業者は国内の埋め立て需要やインフラの建設等の国内供給義務を満たせば海砂を輸出可能に

海砂輸出の概要

項目	備考
事業計画書	海洋水産省に事業計画書を提出 計画書には事業位置、環境影響及びその対策、加工品の利用、海砂採取地区の再生等の情報を記載
事業管理	事業計画書に記載された海砂採取事業の管理を海洋清掃活動で行う 海洋清掃活動においてはエコフレンドリーのものを利用すること
海砂加工品の利用	事業者は国内需要を満たせば、国内の埋め立て、インフラ開発、輸出のために利用可能
報告義務	海砂輸出承認を保有している事業者は3ヵ月ごとに事業報告書を海洋水産省に提出

出典：政令2023年大26号

2024年の海砂国内供給義務

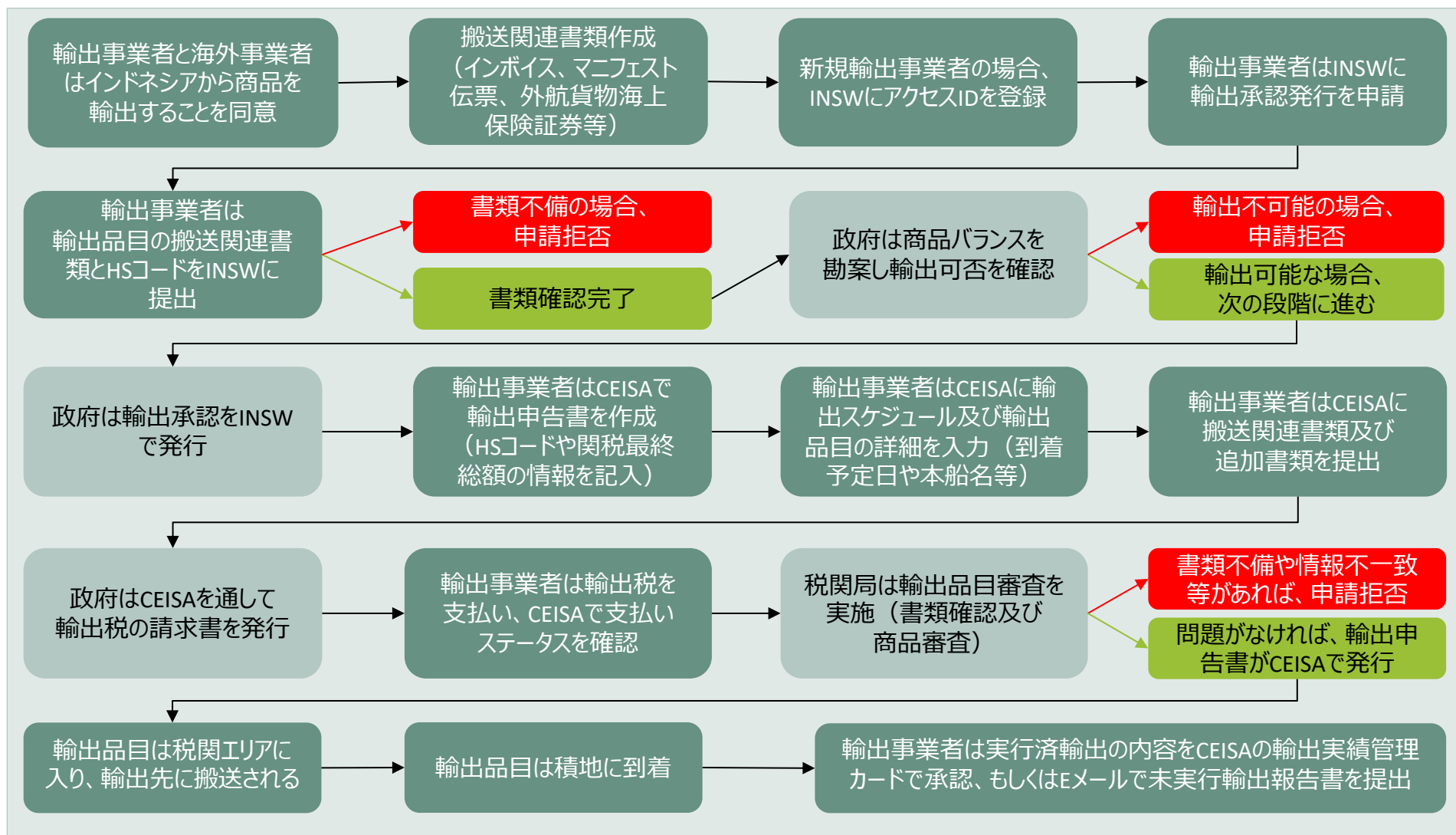
No.	目的
1.	26,191,003立方メートルの埋立地を造成
2.	政府のインフラ建設
3.	事業施設の開発

注) 政府は国内供給義務を毎年決定
政府のインフラ建設及び事業施設の開発に関する詳細は未公開

出典：海洋水産大臣規定2024年第49号

インドネシアにおける輸出手続の流れ

輸出手続の流れ



出典：商業省や財務省等の政府による情報でSBSCインドネシアが作成

商品を輸出する前に輸出承認を取得する必要がある

- 輸出承認とは事業者が輸出活動に必要な承認を取得したことを証明する書類。INSWに申請して輸出承認を取得する

輸出承認の概要

項目	備考
定義	商業省がインドネシアから商品を輸出することを許可したことを示す商業省による書類
目的	税関局に事業者が全ての輸出条件を満たしたことを知らせるもの
取得義務の対象	商品バランスの対象品目のみに適用される
有効期間	当年度の12月まで有効（例えば、2024年6月に発行する場合、2024年12月末まで有効とする）

輸出承認の取得方法

1. INSWにアクセスIDを登録

- 輸出事業者はINSWにアクセスIDを登録
- 以下のINSWのURLにアクセスし、右上の「Login」ボタンを押すと新規アカウントを登録することができる

INSWのURL：<https://insw.go.id/>

2. 必要な書類と情報をINSWに提出

- 輸出事業者の事業基本番号（NIB）情報
- 輸出品目のHSコード、商品のシリアルナンバー、商品詳細の説明、輸出量、輸出先、使用期限といった輸出品目に関する情報

3. 政府による審査

- 政府は書類審査及び商品バランスを勘案し、輸出可否を確認

4. 輸出承認発行

- 輸出承認はINSWでダウンロード可能

輸出する前に輸出申告書を取得する必要がある

- 輸出事業者は商品を輸出する度に輸出申告書を取得する必要。輸出申告書はCEISAで申請して取得可能

輸出申告書の概要

項目	備考
対象品目	対象外を除き、原則として全ての輸出品目に対して輸出申告書の取得義務が適用 輸出申告書は通関システムのCEISAに申請して取得可能
申請期間	2種類の申請のタイムラインがある： - 商品を輸出する度に輸出申告書を申請する場合、遅くとも輸出予定日から7日間前に申請 - 定期的に申請する*場合、遅くとも輸出品目が税関エリアに到着する前に申請 *）定期申請の場合、最大30日間ごとに申請
対象外	- 乗客と乗務員の私物 - インドネシア国境周辺住民の身分証明書（KILB）、もしくはインドネシアの国境を接するマレーシア、パプアニューギニア、フィリピン、東ティモールが発行する同様の身分証明書の保有者の持ち込み荷物 30kg未満の配送品

出典：商業大臣規定2023年第23号及びその改正規定

サーバイヤーレポートは必ず商業省が認定したサーバイヤーに発行してもらう

- サーバイヤーレポートとは商業省が認定したサーバイヤーによる輸出品の検査結果をまとめた書類。この書類には貨物の種類やサイズ等輸出品の情報及びコンテナや本船名等の運送情報が記載
- 特定の木材及びその加工品や鉱石等の特定品目を輸出する場合、輸出事業者は商業省が認定したサーバイヤーによるサーバイヤーレポートの取得が義務

サーバイヤーレポート取得義務の対象となる品目カテゴリ

No.	カテゴリ
1.	特定の木材及びその加工品
2.	天然ダイヤモンド
3.	錫
4.	非医薬用前駆体
5.	エチルアルコール等のその他の燃料
6.	石炭

注) サーバイヤーレポート取得義務の対象品目の詳細については商業省にご相談

出典：商業大臣規定2023年第23号

輸出のサーバイヤーレポート発行が可能な主な会社

No.	会社名	連絡先	住所
1.	KSO Sucofindo	+(62) 21 1500-576	L'Avenue Office Tower 8 th Floor, Jakarta
2.	PT Surveyor Indonesia	+(62) 21 5265-526	Graha Surveyor Indonesia, Jakarta
3.	PT Asiatrust Technovima Quality	+(62) 21 3970-0459	Associate Tower 15 th Floor, South Tangerang
4.	PT Anindya Wiraputra Konsult	+(62) 21 2260-6207	Springhill Office Tower 17 th & 18 th Jakarta
5.	PT Triyasa Pirs Utama	+(62) 21 5010-1268	Prosperity Tower 15 th Floor, Jakarta

出典：各社ウェブサイト

動物性製品と木材加工品を輸出する場合追加書類の提出が求められる

- 動物性製品を輸出する場合、安全に消費可能であることを保証する衛生証明書の提出、木材加工品を輸出する場合、取り扱う木材製品の合法性証明書の提出が求められる

動物性製品と木材製品の輸出における追加書類

カテゴリ	品目事例	追加書類	備考
動物性製品	牛乳や肉、革、骨等	衛生証明書	- 輸出事業者は検疫申請システムのPPK Onlineで申請し、輸出品目が安全に消費可能なことを保証する衛生証明書を取得 1つの輸出承認につき、1つの衛生証明書が発行され、1種類の輸出品のみ輸出可能
木材製品	紙やティッシュ、家具等	木材合法性証明書	- 輸出事業者は政府が認定した認定した検査機関による木材合法性証明書を取得 - 合法性証明書の有効期間は木材の種類及び伐採地によって異なる

注) 動物性製品の輸出については農業省、木材製品の輸出については環境林業省にご相談

出典：農業省、環境林業省、PPK Online

インドネシアには2種類の輸出税が存在

- インドネシアには、天然資源関連品目に課される輸出関税と、輸出活動関連の特定サービスに課される付加価値税という2種類の輸出税がある
- 輸出事業者とサービスを提供した事業者は輸出税を自ら計算しなければならない

輸出関税の対象

カテゴリ	備考
革及び 木材製品	事例： 生皮（適用輸出関税：25%） 青革（15%） 木材加工品（2%-15%）
ココア豆	HSコードの1801.00.10と1801.00.90に記載される品目（0%-15%）
ココナッツ、パーム 原油、その副産物	品目によって異なる （0－431米ドル/トン）
パーム油の混合物	品目に含まれる混合物によって異なり、 最も高い輸出関税が適用される
鉱物の加工品	銅（7.5%）
	錫（5%）
	亜鉛（5%）
鉱物	ニッケル鉱（10%）
	水選ボーキサイト（10%）

出典：財務大臣規定2024年第38号

輸出活動関連の特定サービスに課される付加価値税の対象

カテゴリ	備考	税率
移動可能商品に 関するサービス	- 契約製造 - 修理維持サービス - フォワーディング	0%
移動不可能商品 に関するサービス	建設事業コンサルティング	0%
その他のサービス	- ITサービス - 研究開発サービス - 国際交通サービス - 貿易サービス - コミュニケーションサービス	0%

注）現状、上記付加価値税の税率はゼロであるため、実質的には付加価値税無しということになるものの、インドネシアの規制には記載があり、将来的に税率が設定される可能性も考えられるため上記説明を掲載している

出典：財務大臣規定2019年第32/PMK.010/2019

税関は輸出申告書に基づいて審査を実施

- 輸出手続きにおいて、税関は輸出申告書に基づいて輸出書類の確認と輸出品目の審査という2つの審査を実施

輸出手続きにおける審査

審査のカテゴリ	備考
輸出書類確認	税関が確認する項目： - 輸出申告書の情報が一致するかどうか - 関税が課される場合、計算された関税 - 輸出規制に従って輸出手続きが実施されたかどうか - その他の規制に従って輸出手続きが実施されたかどうか 提出委任となる追加書類： - インボイス - パッキングリスト - 船荷証券や航空運送状等
輸出品目審査の対象	輸出品目の審査は以下の特定品目のみに実施される： - 再輸出・再輸入の品目 - 経済特区から搬送された輸出品目等の特別待遇を受けた輸出品目 - 関税が課せられる輸出品目 - 政府がリスク分析結果を考慮して審査推進書を発行する場合

出典：商業大臣規定2023年第23号及びその改正規定

政府は輸出実績管理カードで輸出活動を管理

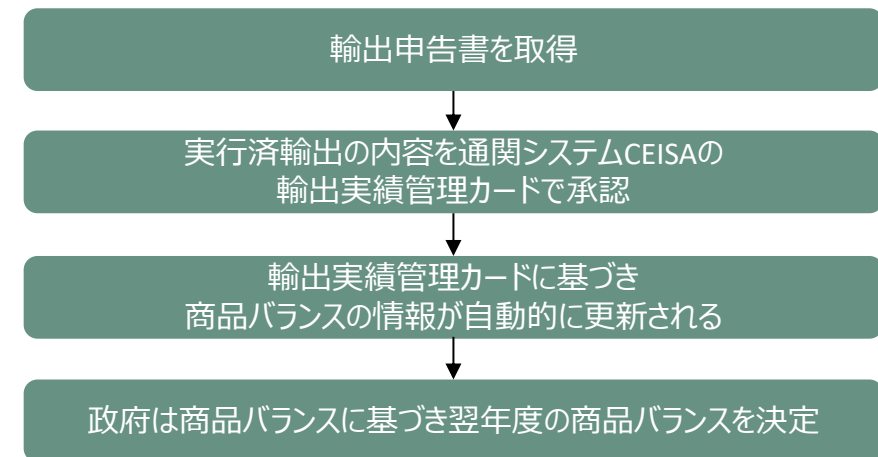
- 輸出申告書取得後、輸出事業者はCEISAで輸出実績管理カード（デジタル版）を確認することができる
- 輸出実績管理カードの輸出情報は商品バランスシステムと統合され、政府が翌年度の商品バランスを決定する際の参考データとなる

輸出実績管理カードの概要

項目	備考
定義	● 事業者が実施した輸出活動の情報（輸出品目のHSコードと輸出量）が記載される書類 ● 輸出申告書が発行された後、輸出実績管理カードが発行される
確認方法	● 通関システムのCEISAでデジタル版の輸出実績管理カードを確認可能
役割	● 商品バランスで決定された各品目の輸出可能な量を自動的に更新する

出典：商業大臣規定2023年第23号及びその改正規定

輸出実績管理カードと商品バランスが統合される



出典：商業大臣規定2023年第23号及びその改正規定

未実行輸出報告書はEメールで提出

- 輸出事業者は輸出が実行されない品目があれば、未実行輸出報告書を商業省にEメールで提出する義務がある（未実行輸出報告書の提出先：dekintam@kemendag.go.id）
- 輸出事業者は未実行輸出報告書に品目のHSコード、輸出金額と量、積地等の情報を記載

未実行輸出報告書に記載すべき品目の情報

No.	必要な品目情報
1.	品目の詳細
2.	HSコード
3.	予定していた輸出量
4.	予定していた輸出金額（ルピア建）
5.	積地
6.	輸出先
7.	サーベイヤーレポートと輸出申告書

未実行輸出報告書の提出のスケジュール

輸出品目のカテゴリ	提出スケジュール
一般品目	毎月実施、翌月15日までに報告書を提出
研究と開発に使用される品目	遅くとも輸出申告書に記載されている輸出搬送予定日から5営業日後までに報告書を提出
見本	輸出申告書に記載される輸出搬送予定日が変わる場合、早めに輸出申告書の修正を行うこと
木材加工品	毎年実施、翌年度の1月31日までに報告書を提出
主要輸出書類不要の品目	2つの報告スケジュールがある： - 関連省庁による輸出目的説明書の有効期限が過ぎた日から15営業日後までに提出 - 毎月実施、翌月15日までに報告書を提出 注1）輸出目的説明書の有効期限は1月5日まで有効とし、商品を1月3日に輸出する場合、未実行輸出報告書は1月19日までに提出すること 注2）輸出目的説明書の有効期限を過ぎると、商品を輸出することができない

特定目的で輸出される品目に対して輸出関税が条件付きで免除される

- 研究用設備や見本等特定輸出品目に対して輸出関税が条件付きで免除される

輸出関税免除の対象

カテゴリ	条件	備考
研究開発に 使用される 品目	以下の書類を輸出港の税関に提出 - コンピュータ化された通関サービスシステム（SKP）で作成した申請書（印刷する必要がある） - 関連省庁による輸出推進書	大学、省庁、民間企業が対象
見本		- 新規商品を紹介する目的で輸出すること - 生産目的で輸出しないこと - 第三者に譲渡、販売しないこと - 消費目的で輸出しないこと
再輸出品目		再輸出の目的でインドネシアに輸入される品目及び輸入された品目
私物	条件なし	- 輸出関税が250万ルピア未満であること - 対象品目： - 乗客の私物（1人当たり1フライト毎） - インドネシア国境周辺住民の身分証明書（KILB）、もしくはインドネシアの国境を接するマレーシア、パプアニューギニア、フィリピン、東ティモールが発行する同様の身分証明書の保有者の持ち込み荷物（1人当たり、1か月毎） 1人当たり1回搬送される品目が対象（1人当たり1便）

事業活動ではない目的で輸出する場合、主要輸出書類の取得が不要

- 研究や展示会等事業活動ではない目的で輸出する場合、輸出承認とサーベイヤーレポートの取得が不要となり、その代わりに輸出事業者は商業省による輸入通知書をINSWで申請して取得する必要あり

商業省による輸出通知書が必要となる非事業活動関連輸出品と必要書類

- 1つの輸出承認につき複数の輸出品目カテゴリにまたがって輸出することができるが、各輸出品目カテゴリでは1種の輸出品のみ輸出が認められる
- 例えば、1つの輸出承認で、政府機関との研究に使用される品目、展示会に使用される品目、販売促進用の品目を同時に輸出することができるが、各カテゴリにおいては1種の輸出品しか輸入できない

非事業活動関連の輸出品目	商業省による輸出通知書の取得に必要な書類	備考
インドネシア政府機関や省庁の研究や品開発に使用される品目	- 関連省庁による利用目的説明書 - 関連省庁による輸出推進書	輸出申告書（PEB）をCEISAに申請する際に、輸出品の利用目的及びその役割を説明し、インドネシア省庁との研究協力提携の説明書も提出
展示会に使用される品目	- 展示会の招待状 - 関連省庁による輸出推進書 - 輸出事業者による利用目的説明書	- 輸出業者はその展示会の詳細を説明 - 輸出品目は展示会の内容に関連する必要（美術展示会の場合、美術品の輸出は認められるが、展示会に使用する電子機器の輸出は認められない）
販売促進を目的とする品目	- 関連省庁による輸出推進書 - 輸出事業者による利用目的説明書	政府による輸出量の制限がある
燕の巣や農林水産物等の特定の私物*	関連省庁による輸出認証書	- 輸出品目が販売されず私物であることを証明するものを提示 - 出国する前に、旅行者は私物であることを以下の税関ウェブサイトで宣言する：https://ecd.beacukai.go.id/BPMMainPage.html
海外で利用するための輸出品	- 関連省庁による利用目的説明書 - 関連省庁による輸出推進書	- 特定の目的で輸出されるものを指す - 輸出品目が販売目的で輸出しないことを証明するものを提示

*) 特定の私物の詳細は商業大臣規定2023年第23号の附則をご参照

違反者に対して輸出活動の一時停止や輸出承認の取り消し等の罰則が適用

- 政府は輸出実績管理カードに基づいて輸出を管理し、輸出の実績と輸出承認に記載される情報が不一致であることや、未実行輸出の報告書を提出しないこと等の違反行為を行う輸出事業者に対して、輸出活動の一時停止や輸出承認の取り消し等の罰則を適用

輸出事業における罰則

違反行為	罰則
未実行輸出報告書の提出が遅延	30日間以内の遅れ： - 告知書が発行される - 輸出承認の一時的停止 - 輸出活動の一時的停止 30日以上が遅れ： - 輸出承認の一時的停止 - 輸出関連の全ての承認・許可書の一時的停止 - 違反者に対するサーベイヤーレポートの検証サービスの一時的停止
犯罪行為を行った場合	- 輸出承認の取り消し - 輸出活動の一時的停止 - 輸出関連書類に対する行政サービスの一時的停止（商品バランス等）
情報の不一致	

輸出入活動における事例

インドネシアで輸入活動を行うことに当たってよく発生する問題事例

- インドネシアで輸入活動を行う際、輸入税免除及び輸入品目のHSコードにめぐる問題が多発

事例①：付加価値税免除の申請拒否

項目	備考
会社名 及び事件 番号	PT Central Proteina Prima Tbk (PT CPP) 事件番号：PUT-009688.45/ 2023/PP/M.XVIIIB of 2024
事件内容	- 事業者はHSコードの1191.00.19で粉餌を輸入し、輸入申告書を作成した際に付加価値税免除（0% VAT）を申請 - 事業者は原産地や植物検疫証明書等の必要な書類を全て提出 - 税関局は付加価値税免除の申請を拒否し、事業者に11%の付加価値税の支払いを義務付けた。申請拒否の理由としては申請したHSコードの1191.00.19に対して付加価値税免除が適用されないため
判決	- 裁判所は付加価値税免除の申請拒否を支持し、事業者に11%の付加価値税（4.02億ルピア）に加え、罰金の支払を命令 - 判決の背景として、事業者が必要な手続と書類を提出したものの、申請した付加価値税免除が既に撤廃された優遇措置であったことが挙げられる
アドバイス	申請した関税減免や免除の特恵待遇が有効であることを確認すること

事例②：適切なHSコードの決定

項目	備考
会社名 及び事件 番号	PT Westcon International Indonesia (PT WII) 事件番号：PUT-002805.45/2023/PP/M.IXB of 2024
事件内容	- 事業者は双方向通信ができる設備をHSコードの8517.62.59で輸入。このHSコードは輸入関税免除の対象 - 税関局はその輸入品目には自動翻訳の機能等双方向通信以外の機能があるため、HSコードの8517.62.49を適用すべきとし、事業者に輸入関税の10%を支払う義務があると指摘
判決	- 裁判所は事業者の判断を支持 - 事業者による商品詳細には、輸入品目が双方向通信の機能のみであり、ビデオ会議以外の目的に利用できないと記載されていたため、裁判所は輸入関税免除の対象であるHSコードの8517.62.59を適用し、輸入関税を支払う義務はないという判決
アドバイス	適切なHSコードの決定に関しては地方税関局ではなく、税関総局の本局に相談すること

インドネシアで輸出活動を行うことに当たってよく発生する問題事例

- インドネシアで輸出活動において、輸出品目詳細が税関による審査と異なる、不適当なHSコードで輸出する、といった問題が多発

事例①：品目詳細と税関による検査結果の一致

項目	備考
会社名 及び事件 番号	PT Sumber Bumi Marau (PT SBM) 事件番号：PUT-000189.40/2023/PP.MIXB of 2024
事件内容	- 事業者は水選ボーキサイト（Al_2O_3の含有率が43.98%）をHSコードの2606.00.00で輸出。この輸出品目の含有率は検査企業PT Sucofindoによる検査結果報告書とサーベイヤーレポートに記載 - 税関による検査結果で、輸出品目のAl_2O_3の含有率は46.51%との結果が判明したため、事業者は3.87億ルピアの輸出関税を支払うことに
判決	税務裁判所は税関に輸出品目の検査を実施する権利があり、税関による検査結果に基づいて事業者に輸出関税の支払を命令
アドバイス	少なくとも2社の検査企業による商品検査結果報告書を取得すること

事例②：適切なHSコードの決定

項目	備考
会社名 及び事件 番号	PT Multimas Nabati Asahan (PT MNA) 事件番号：PUT-010626.40/2022/PP/M.VIIA of 2024
事件内容	- 事業者は輸出関税免除の対象であるHSコードの1517.90.90でパーム中融点画分（PMF）を輸出 - 税関は輸出品目の検査結果報告書を参照し、事業者は実際にはRBDパーム油を輸出しているため、輸出関税免除の対象外となるHSコード1511.90.31で輸出すべきだと判断。これにより事業者には89米ドル/トンの輸出関税を支払う義務が生じた - 事業者は税関の判断に対して異論を述べ、ラボラトリー検査結果報告書を提出し、パーム中融点画分（PMF）とRBDパーム油の生産工程の違いを説明 - 税関は輸出品目に対して検査を実施し、税務裁判所に提出
判決	税務裁判所は税関による検索結果報告書に基づいて当品目を輸出関税免除対象外のHSコードの1511.90.31とし、事業者に1.34億ルピアの輸出関税の支払を命じた
アドバイス	HSコードを決定する際、生産方法による商品詳細ではなくて、必ずHSコードに記載される商品詳細に基づいて決定すること

日本企業の事例と留意事項、示唆（1/2）

項目	日系企業の事例・コメント	示唆
ATAカルネの利用	日本で使用機器の試作品を仕立てており、非常に高額なものであるため、通常の輸入とすると輸入税が非常に高額となることが分かった。実証後に当該機器を残すのも困難な性質のものであったため、日本に戻すことを前提にATAカルネを利用し、輸入税の免税を受けた	実証後に所有権をインドネシア企業に移転させたり、インドネシアに備え付ける機器でない場合は、ATAカルネを利用することで輸入税を節約することができる
輸入手続の円滑化	輸入手続は、機器がレッドラインに入ってしまった、非常に時間がかかった。計画していた実証開始時期も迫っていたため、業務委託会社に追加料金を支払うことで、何とか間に合わせることができた。輸入に関しては、金属やゴム製品の輸入障壁が大きく、DHLで小口で輸入するなど工夫した	追加料金支払や、配送の小口化で輸入手続や輸入障壁をクリアできる可能性あり。ただし、コンプライアンス面には留意が必要か
機器等輸入の最小化	NEDOの補助金の対象としたのはマネジメントや各種ドキュメンテーション、エンジニアによるデータ収集、評価、運転改善提案、削減量測定などの人件費であったため、本件に紐づいた輸出入は発生していない	NEDOの補助金を充てる対象経費をコントロールすることで、実証事業ひも付きの輸入を最小化し、トラブルが発生するリスクを最小化可能か
輸入税の免税措置	機器や設備は輸入するものもあれば、現地で調達するものもある。TKDN（国産化率）を考慮しながら、コアとなる機器は輸入、その他一般的なものにはインドネシア国内製のものを利用。本プロジェクトはPSN（国家戦略プロジェクト）と認定されているため、輸入税の免税などの措置を受けやすい。国内メーカーを呼んでインドネシアでは製造できないことを説明させるなど、手間はかかる	- PSN認定を受けることで輸入に関する免税措置等を受けることができる - その他、スキーム上、輸入者をローカルパートナー側とすることができれば、様々なトラブルを回避したり、免税措置や手続簡素化等の措置を受けたりすることができる可能性も

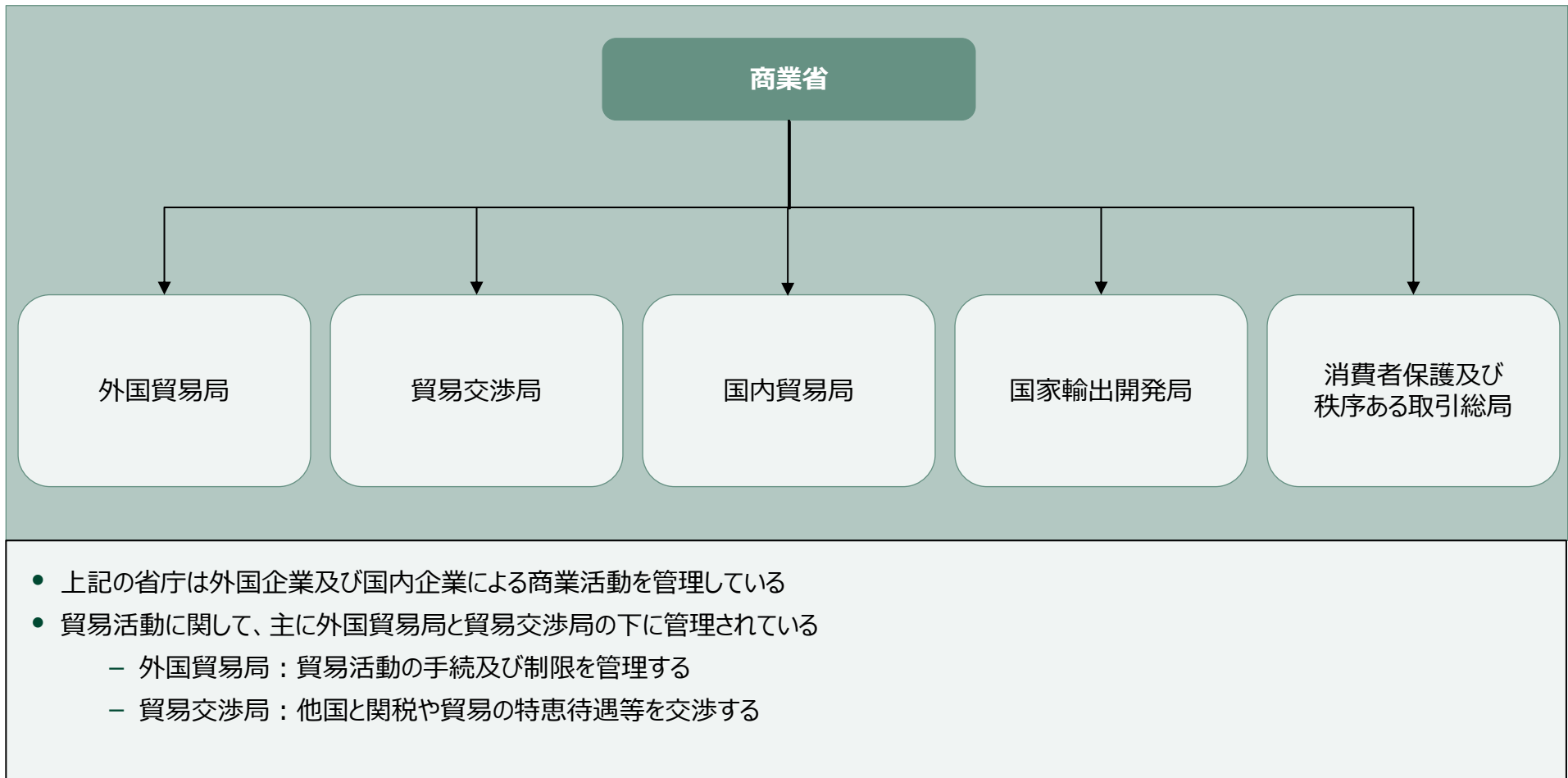
日本企業の事例と留意事項、示唆（2/2）

項目	日系企業の事例・コメント	示唆
規制等の確認	輸出関連では、ライセンス関連は留意すべき点が多い印象。例えば一定期間輸出がないとライセンスが失効することを知らずにおり、出港直前に気づいたことがあった	輸出入関連の規制は頻繁に改定等があるため、細やかな確認が必要
規制の厳格な運用	- 輸出関連の規制は運用が非常に厳しく、遵守していないと本当に税関に止められてしまう。輸出税についても、確り納入し、エビデンスを提示する必要がある。他社の事例で、輸出税を払う前に離岸してしまい、4-5日船を止められてしまったことにより、数百万円規模の損失が出たと聞いている - 輸出に際し、賄賂等、不明瞭な費用を求められることは、当社では経験はない。ルール通りに対応していればそのような事態になることはないのではないか。イレギュラーな対応を求めるなどすると、そのような要求も出てくるかもしれない	輸出入の規制等は厳格に順守する。規制通りに対応すれば、不明瞭な費用等を求められることはない、との声が多い

Appendix

貿易関連機関

商業省の体制（貿易関連）



出典：商業省

5. 進出にあたっての恩典関連情報

インドネシアへの投資環境を整備する投資・下流化省（BKPM）の概要

- 投資・下流化省（BKPM）はインドネシアの投資環境を整備し、国内外の直接投資を促進する役割を担っている
- BKPMは他省庁と協力し、投資関連の恩典を付与している

投資・下流化省（BKPM）の概要

- 投資促進機関として設立されたインドネシア投資調整庁（BKPM）は2021年4月に投資省（BKPM）に格上げ
- これにより、投資省（BKPM）は他の省庁と協力して投資関連政策を策定することができるようになった。インドネシアの投資環境を改善し、インドネシアへの投資額を増加させることが目的
- 2024年10月にプラボウォ大統領は投資省を投資・下流化省に改名し、投資招致に加え、下流部門開発政策を鉱業や農林水産業等にまで拡大する役割が加えられた

年月	沿革
1968年	政府機関の投資技術委員会として設立
1973年	インドネシア投資調整庁（BKPM）に改名
2021年4月	投資省に格上げ
2024年10月	投資・下流化省に改名

投資・下流化省（BKPM）の投資恩典

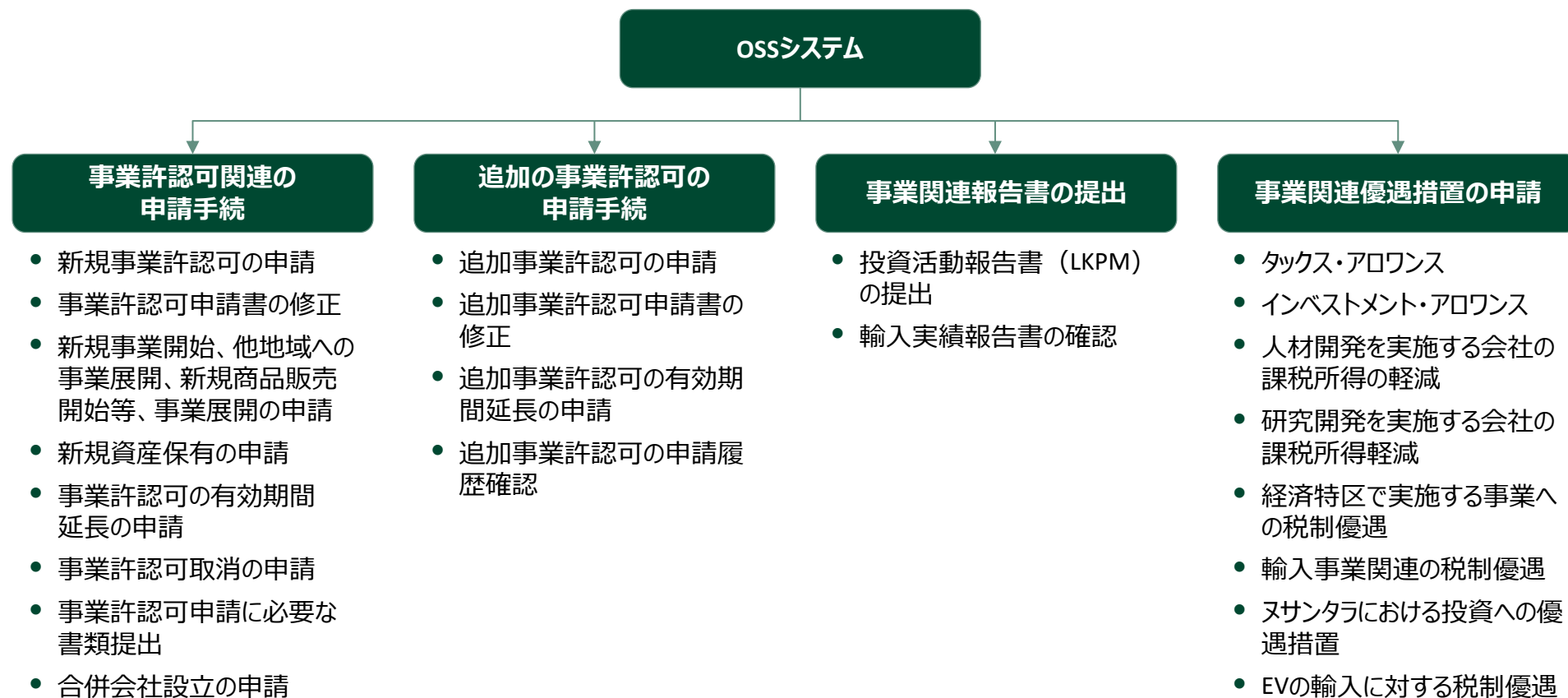
- インドネシアの投資の恩典については、投資・下流化省は財務省や産業省等、他の省庁と協力して策定しているが、その恩典の施行規則の発行主体は財務省等関連省庁の方である
- 以下にインドネシアにおける投資関連の恩典と参照頁を記載

投資恩典の種類	詳細の参照頁
タックス・ホリデー	6頁
タックス・アロワンス	7頁
インベスメント・アロワンス	8頁
人材開発実施関連の課税所得の軽減	9頁
研究開発関連の課税所得の軽減	11頁
ヌサンタラへの投資に関する優遇措置	12頁
EV産業への優遇措置	13頁

インドネシアにおけるビジネス開始をより容易にするossシステム

- 政府はインドネシアにおけるビジネスをより容易に開始可能なものとするため、事業許認可オンラインシステムであるOSSを導入
- 従前はインドネシアにおける会社設立申請や事業許認可申請等の手続は各省庁に直接申請しなければならなかったが、これらに加え、事業に関する報告書の提出、優遇措置の申請手続等が統一されることに

事業許認可オンラインシステム（oss）の機能



出典：OSS

インドネシアにおける事業はリスク別で区別されている

- 2021年8月9日、インドネシア政府はリスクベースの事業許認可制度を導入
- この制度によって、各事業は健康、安全、環境、天然資源管理というリスクのカテゴリに基づいて評価され、事業許可申請の手続が決定される

リスクベース事業許認可制度の概要

項目	備考
定義	- 事業は健康、安全、環境、天然資源管理というリスクのカテゴリに基づき評価され、事業許可申請の手続が決定される制度 - この制度によって、会社は事業許可申請の手続を進めながら事業活動を実施することができる。ただし、事業許可申請が拒否された場合、事業活動を停止しなければならない
目的	- 事業許可申請の手続を簡素化 - 事業活動の容易化

出典：政令2021年第5号

事業のリスク評価の流れ



*) KBLIコードとはインドネシア標準産業分類番号を指す

出典：政令2021年第5号

事業活動のリスクのカテゴリ

カテゴリ	備考
安全	発生しうる労働災害を評価
健康	事業活動の実施によって顧客、周辺住民、一般市民の健康に対する影響を評価
環境	事業活動の実施によって環境にもたらす影響（短期間の影響や永久的な影響）を評価
天然資源管理	事業活動の実施による天然資源の埋蔵量とサステナビリティに対するリスクを評価

注）政府は特定事業活動に対して他のリスク要因を考慮し、事業許認可を決定する場合がある

出典：政令2021年第5号

リスクレベルに応じて事業許認可申請に必要な書類が異なる

- 各リスクレベルで事業許認可の申請に必要な書類が異なり、リスクレベルが高い程、申請手続と必要書類に関する条件が厳しくなる
- 各事業のリスクレベルはOSSでインドネシア標準産業分類番号（KBLIコード）を入力して確認することができる

各リスクレベルで必要となる書類

- 事業基本番号（NIB）とは事業者を識別する番号。1社につき1つ付与される
- 標準証明書とは法令に従って事業活動実施の条件を確実に満たしていることを宣言する書類。OSSで事業許認可申請の手続を実施する際、低・中リスクと中・高リスクに区別された後、標準証明書の同意画面で同意をすると発行される
- 事業許可とは政府による事業活動の実施を許可する証明書。流通許可証、商業許可証（SIUP）、観光事業登録証（TDUP）、建設許可書（IMB）等

リスクレベル	事業基本番号 (NIB)	標準証明書	事業許可
低リスク	✓	✕	✕
低・中リスク	✓	✓	✕
中・高リスク	✓	✓	✕
高リスク	✓	✕	✓

出典：政令2021年第5号

ossでの事業リスクレベルの確認方法

- 以下のウェブサイトアクセス
OSSのリスクベースKBLIのウェブサイト：
<https://oss.go.id/informasi/kbli-berbasis-risiko>
- OSSの検索バーにKBLIコードを入力して検索
- 検索結果がなければ、事業の内容をインドネシア語で検索（例えば、自動車に関わる事業の場合、「kendaraan（車両）」を検索する）

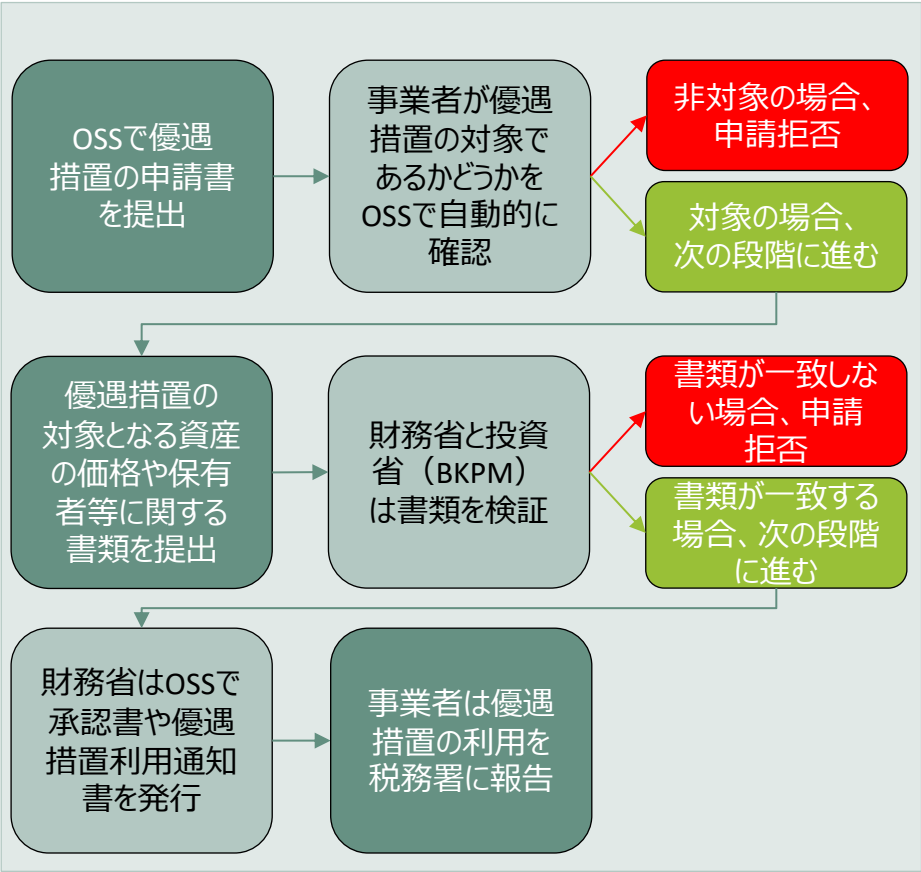
The screenshot shows the OSS website interface. At the top, there are navigation links: BERANDA, INFORMASI, REGULASI, PANDUAN, and KONTAK. Below this is the OSS logo and a search bar. The search bar contains the text 'Pencarian Berdasarkan Semua KBLI'. To the right of the search bar is a red button with the text 'KBLIコードを入力して検索'.

出典：OSS

投資恩典の取得手続はossシステムで実施

- 投資恩典取得の手続はOSSで実施
- 恩典によって申請のタイミングは営業運転開始前と営業運転開始後に分類される

ossシステムにおける優遇措置の申請フロー



出典：インドネシア財務省

各優遇措置の申請タイミング

申請 タイミング	優遇措置の種類	備考
営業運転 開始前	タックス・ホリデー	OSSが発行するタックス・ホリデーの承認書を取得した後、優遇措置が有効となる
	タックス・アロワンス	現場視察が実施され、財務省による優遇措置利用通知書を取得した後、優遇措置が有効となる
	インベストメント・アロワンス	
営業運転 開始後	人材開発活動向け優遇措置	トレーニングや研修等の人材活動が終了後、税務署が人材活動実施に係る費用の報告書を承認した後、優遇措置が有効となる
	研究開発活動向け優遇措置	研究による営業運転の開始後、税務署が研究活動実施に係る費用の報告書を承認した後、優遇措置が有効となる

出典：インドネシア財務省

法人所得税減免のタックス・ホリデーが改正される予定

- タックス・ホリデーとはパイオニア産業に投資した事業者に対して法人所得税を5-20年間で50%-100%減額する優遇措置

タックス・ホリデーの概要

項目	詳細	留意点
優遇措置の内容	- 以下の条件のいずれかを満たす場合、法人所得税を5-20年間で50% - 100%減額 1,000億ルピア以上～5,000億ルピア未満を投資：商業生産開始から5年間法人所得税50%減額 5,000億ルピア以上～1兆ルピア未満を投資：同5年間100%減額 1兆ルピア以上～5兆ルピア未満を投資：同7年間100%減額 5兆ルピア以上～15兆ルピア未満を投資：同10年間100%減額 15兆ルピア以上～30兆ルピア未満を投資：同15年間100%減額 30兆ルピア以上を投資：同20年間100%減額 - 上記有効期間経過後、以下の条件のいずれかを満たす場合さらに法人所得税を25% - 50%減額 1,000億ルピア以上～5,000億ルピア未満を投資：法人所得税を2年間25%減額 5,000億ルピア以上を投資：法人所得税を2年間50%減額 - 優遇措置が付与された後、投資計画の実施を1年間以内に開始すること	- OSSで営業運転開始前に希望の優遇措置を申請 - OSSが発行するタックス・ホリデーの承認書を取得した後、優遇措置が有効に - 他の課税所得減免を受けた場合、本優遇措置を受けることはできない - 本優遇措置は、KBLI1つ当たり1つの優遇措置しか取得できない
対象となる産業	パイオニア産業として認定された18産業。以下にその一部を示す： - 上流金属産業（鉄鋼・非鉄鋼） - 石油ガス精製産業 - 石油・天然ガス・石炭ベースの石化産業 - 無機基礎化学産業 - 医薬品原材料産業 - 四輪以上の自動車製造産業 - 発電機械産業 パイオニア産業の詳細は財務大臣規定2020年第130/PMK.010/2020の第3条第2項（7-8頁）をご参照 財務大臣規定2020年第130/PMK.010/2020のダウンロードURL（インドネシア語）： https://peraturan.bpk.go.id/Details/148016/pmk-no-130pmk0102020	

特定事業に対する課税所得の控除や減価償却期間の短縮等の優遇措置

- 政府は投資誘致のために、166業種に対して条件付きで課税所得の控除や減価償却期間の短縮等、所得税関連の優遇措置を実施中

タックス・アロワンス：特定事業に対する課税所得税関連の優遇措置

優遇措置	備考	対象となる産業	留意点
課税所得の控除	- 土地を含む有形固定資産の投資額の30%を課税所得から控除 - 各年、それまでの総投資額の5%まで控除、最長6年間有効 - 以下の条件を全て満たすこと： - 対象となる有形固定資産は新品（中古不可）である - 対象となる有形固定資産を事業許認可に登録済 - 対象となる有形固定資産は事業活動のために利用される	- 合計166の事業分類コード（KBLIコード）が対象 - 対象となる事業リストの詳細は政令2019年第78号の付属（28頁－81頁）をご参照 - 政令2019年第78号のダウンロードURL（インドネシア語）： https://peraturan.bpk.go.id/Details/126141/pp-no-78-tahun-2019	- OSSで営業運転開始前に希望の優遇措置を申請 - 現場視察が実施され、財務省による優遇措置利用通知書を取得した後、優遇措置が有効に - 他の課税所得減免を受けた場合、本優遇措置を受けることはできない - 本優遇措置は、KBLI1つ当たり1つの優遇措置しか取得できない
減価償却期間の短縮	- 特定の有形固定資産と無形固定資産の減価償却を短期化する - 以下の条件を全て満たすこと： - 対象となる有形・無形固定資産は会社の所有物もしくは、オペレーティングリースとファイナンスリース以外 - 対象となる有形・無形固定資産は事業活動に利用		
外国配当課税率の引き下げ	課税率の上限は最大10%		
欠損金繰り延べ期間の延長	欠損金繰り延べ期間を最大10年まで延長		

労働集約型産業を対象とする課税所得減免

- インベストメント・アロワンスとは労働集約型産業の事業者に対して条件付きで有形固定資産の投資額の60%を6年間（毎年10%ずつ）、課税所得（純利益）から控除する優遇措置

インベストメント・アロワンスの概要

項目	備考	留意点
優遇措置の内容	土地や建物、機械設備等の有形固定資産の投資額の60%を6年間（毎年10%ずつ）、課税所得（純利益）から控除	- OSSで営業運転開始前に希望の優遇措置を申請 - 現場視察が実施され、財務省による優遇措置利用通知書を取得した後、優遇措置が有効に - 他の課税所得減免を受けた場合、本優遇措置を受けることができない - 本優遇措置は、KBLI1つ当たり1つの優遇措置しか取得できない
条件	- 事業者はインドネシアの納税者である - 特定の産業（下記参照）を取り扱っている - 対象事業当たり少なくとも300人の従業員を雇用 - 対象となる有形固定資産は新品（中古不可）である - 対象となる有形固定資産を事業許認可に登録済 - 対象となる有形固定資産は会社の所有物であり、事業活動のために利用される - 事業の商業運転が開始する前に優遇措置を申請する	
対象となる産業	特定の製造業（合計45事業） KBLIコード別の対象産業リストの詳細は財務大臣規定2020年第16/PMK.010/2020の附則（14－20頁）をご参照。財務大臣規定2020年第16/PMK.010/2020の附則のダウンロードURL： https://peraturan.bpk.go.id/Details/136805/pmk-no-16pmk0102020	

人材開発を実施した特定事業者への課税所得の軽減

- 製造業者や観光事業者等の特定事業者は、特定の教育機関の生徒にインターンシップや訓練等の人材開発活動を実施した場合、その人材開発活動費用の最大200%を課税所得（粗利益）から控除する優遇措置を受けることができる
- 研修やトレーニングの費用だけではなく、電気料金やビルの賃貸等必要なインフラの費用も人材開発費用として算入

人材開発実施に関する課税所得軽減の概要

項目	備考	留意点
優遇措置の内容	- 人材開発活動に係る費用の最大200%を課税所得（粗利益）から控除 - 人材開発活動の費用は以下のカテゴリに分類される： - 人材開発活動に係る費用の最大100%を課税所得（粗利益）から控除 教員の給与、教科書等研修・トレーニングに必要なものの費用、資格取得費用等の支出等 - 人材開発活動に必要なインフラの費用の最大100%を課税所得（粗利益）から控除 有形固定資産や無形固定資産の取得に係る費用、電気料金や燃料費等研修実施に必要なインフラ整備に係る費用	- OSSで営業運転開始後に希望の優遇措置を申請 - トレーニングや研修等の人材活動が終了後、税務署が人材活動実施に係る費用の報告書を承認した後、優遇措置が有効に - 他の課税所得減免を受けた場合、本優遇措置を受けることができない - 本優遇措置は、KBL11つ当たり1つの優遇措置しか取得できない
条件	- 工業高校、大学、高等専門学校、職業訓練施設の生徒に訓練やインターンシップ等の人材開発活動を実施 - 事業者は赤字状況ではない - 本優遇措置を申請する際、上記の教育機関との人材開発活動協力に関する契約書を提出 - 本優遇措置を申請する際、事業者が法令順守し、納税したことを示す税務署による証明書を提出	
対象となる事業	- 製造業 - 観光業 - ヘルスケア産業 - デジタル経済の事業 - 農業関連事業（アグリビジネス） - 移住労働者の派遣会社	
報告書の提出義務	事業者は一年間に実施した人材開発活動の費用に関する報告書を作成し、法人所得税申告書と共に提出する義務あり	

(参考) インドネシアと日本が加盟した貿易協定

- インドネシアと日本は良好な関係を持ち、二国間協定を通して貿易に関する特惠待遇に合意している

インドネシアと日本の二国間協定貿易関連の協定

協定名	貿易関連の特惠待遇
日本・インドネシア経済連携協定 (IJEPA)	- インドネシアから日本への輸出額の約93%、日本からインドネシアへの輸出額の約90%が無関税となる - インドネシアで操業する一部の日系製造事業者は日本からの原材料と部品の輸入にあたって輸入関税が免除 <u>日本からインドネシアへの物品について：</u> 対象となる品目リストはインドネシア財務大臣規定2022年第50/PMK010/2022号の附則をご参照 インドネシア財務大臣規定2022年第50/PMK010/2022号のダウンロードURL： https://jdih.kemenkeu.go.id/download/d337230e-3a42-46a6-8c42-338690a62ebc/50~PMK.010~2022Per.pdf (インドネシア語) HSコード別特惠税率のリストは規定の附則（8－452 頁）に記載 - 自動車産業、電機と電子産業、建設重機産業、エネルギープラント関連資機材産業の日系企業はインドネシア国内で生産されていない原材料と部品の輸入関税が免除される <u>日本からインドネシアへの物品について：</u> 対象となる品目リストはインドネシア財務大臣規定2022年第51/PMK010/2022号の附則をご参照 インドネシア財務大臣規定2022年第51/PMK010/2022号のダウンロードURL： https://jdih.kemenkeu.go.id/download/3c7f4fe1-e10f-40c3-8491-9bec6ffdf5f7/51~PMK.010~2022Per.pdf (インドネシア語) HSコード別特惠税率のリストは規定の附則（19－31頁）に記載

インドネシアから日本への物品に対する特惠税率はこちらの日本税関のウェブサイトをご参照：<https://www.customs.go.jp/tariff/index.htm>

出典：インドネシア外務省、インドネシア商業省、インドネシア財務省、日本税関

特定の研究活動を実施した事業者に対して課税所得の軽減

- 特定の研究を実施した事業者に対して、研究活動に係る費用の最大300%を課税所得（粗利益）から控除
- 研究を実施する費用だけではなく、研究結果の知的財産権登録による費用等も研究活動費用として算入

研究開発向けの課税所得軽減の概要

項目	備考	留意点
優遇措置の内容	• 研究活動に係る費用の最大300%を課税所得（粗利益）から控除 • 以下に記載される費用の割合が課税所得（粗利益）から控除される： – 研究活動に係る費用の100% – 以下の研究結果の知的財産権登録や取扱いによって研究活動に係る費用の合計最大200%： ▪ インドネシアで研究結果の知的財産権を登録する場合、研究活動に係る費用の50% ▪ 海外で研究結果の知的財産権を登録する場合、研究活動に係る費用の25% ▪ 研究結果で生産される商品を国内外で販売する場合、研究活動に係る費用の100% ▪ インドネシア国営研究機関及び国内の大学との共同研究の場合、研究活動に係る費用の25%	• OSSで営業運転開始後に希望の優遇措置を申請 • 研究による営業運転の開始後、税務署が研究活動実施に係る費用の報告書を承認した後、優遇措置が有効に
対象となる研究分野	• 食品 • 家電 • 繊維 • 資本財 • 鉱物 • 防衛 • 自動車 • 電子機器 • エネルギー • 農業関連事業（アグリビジネス） • 化学	• 他の課税所得減免を受けた場合、本優遇措置を受けることができない
研究内容	• 新発見を探るために実施する研究 • オリジナルの発想や仮説に基づく研究 • 結果を断言できない研究活動 • 研究計画と予算があること • 研究の結果は販売できるもの、もしくは知識移転ができるもの	• 本優遇措置は、KBLI1つ当たり1つの優遇措置しか取得できない

ヌサンタラで投資を実施する事業者への優遇措置

優遇措置	備考	留意点
土地に関する権利は160-190年有効	以下に記載されるいずれかの土地に関する権利の優遇措置を受けることができる： - 事業権は最長190年有効（通常は最長95年） - 使用権は最長160年有効（通常は最長70年） - 建設権は最長160年有効（通常は最長80年）	- 他の課税所得減免を受けた事業者は本優遇措置を受けることができない - 本優遇措置のうち、1つの事業当たり1つの優遇措置しか取得できない
外国人労働者の雇用制度の緩和	- ヌサンタラで外国人労働者を10年雇用することができる（就労期間を延長可能） - 外国人労働者利用補償基金（1名、1か月当たり100米ドル）が2035年まで免除	
建設業者向けのバランス型住宅開発義務の緩和と税制優遇	建設業者はヌサンタラにおける公共施設を建設する場合、以下の2つの優遇措置を受けることができる： - 建設業者はヌサンタラにおける公共施設の建設案件をバランス型住宅開発義務*の案件件数として認められる - 土地建物の権利取得税（BPHTB）の免除と固定資産税（PBB）の軽減	
課税所得の減免	以下に記載されるいずれかの課税所得減免を受けることができる： - タックス・アロワンス（この資料の7頁をご参照） - 人材開発実施に関する課税所得軽減（この資料の9頁をご参照） - 研究開発実施に関する課税所得軽減（この資料の11頁をご参照） - ヌサンタラで働いている従業員の個人所得税免除 - バス停やモスク等の公共施設を建設した会社への課税所得の減免 - 土地と建物の販売・所有権移転から発生する課税所得の免除	
輸入関税と輸入税の免除	ヌサンタラ開発向け資本財、材料とその他のものを輸入する場合、輸入関税と輸入税が2045年まで免除	

*）建設会社は高級住宅1戸につき、3戸の中間層向け住宅と6戸の低コスト住宅を建設しなければならない

EVメーカーに対して条件付きでBEVの輸入関税免除とBEVの購入時の奢侈税免除

- インドネシア政府はEV産業の開発を促進するために、インドネシアで生産工場を設立し、輸入した台数の同様もしくはそれ以上を生産することを約束するEVメーカーに対して、BEVの輸入関税の免除とBEVの購入に対する奢侈税の免除を付与

EV産業への優遇措置の概要

項目	備考
優遇措置の内容	EVメーカーが受けられる優遇措置は2種類あり： - BEVを輸入する場合、輸入関税が免除される - BEVの購入に対する奢侈税が免除される 注）本優遇措置は財務大臣規定2024年第9号と第10号の下で2024年まで設定。2025年も実施される見込
対象となる事業者	- インドネシアに進出し、BEV生産工場を設立する予定があるメーカー - 既にインドネシアに進出し、現時点ではBEV製造はしていないものの、BEVの製造を新たに行うメーカー - 既にインドネシアに進出し、BEVを生産しており、さらに生産能力を増強する予定があるメーカー
優遇措置のタイムライン	政府はこの優遇措置を3段階に分けて実施： 2023年－2025年：メーカーは優遇措置を受けてBEVを輸入 2025年－2026年：メーカーはBEV生産工場の建設を完成 2026年－2027年：メーカーはBEVを国内で生産
条件	- 事業者はBEVの輸入台数や価格、仕様、輸入関税の金額等の情報が記載されたBEV輸入計画書を提出 - 中核自己資本が70兆ルピア以上のインドネシアの銀行（KBMi4）による銀行保証書を提出 2027年12月31日までにBEV生産工場の建設を完成 - 以下の国産化率（TKDN）を達成： 2022年－2026年：TKDNが最低40% 2027年－2029年：TKDNが最低60% 2030年以降：TKDNが最低80%

インドネシアの経済特区

- 各経済特区の詳細は右記ウェブサイトご参照：<https://kek.go.id/investment/distribution>



経済特区に位置する企業への優遇措置

経済特区の優遇措置の概要

優遇措置	備考
税制優遇	- 課税所得の免除 - 付加価値税と奢侈税の免除 - 輸入関税の免除 - 物品税の免除
輸出・輸入の手続の簡素化	経済特区に位置する企業は輸出・輸入を実施する際、輸出承認と輸入承認を取得する必要がなくなる
外国人労働者の就労許可が5年間有効	経済特区に位置する企業で働いている外国人労働者の就労許可は5年有効、延長可能に（就労許可は通常2年のみ有効）
訪問ビザと暫定居住許可（ITAS）の有効期間や延長回数が増加	- 訪問ビザは30日有効、5回まで延長可能（通常は1回のみ延長可能） - 暫定居住許可（ITAS）は5年有効、15年まで延長可能（通常は1年のみ有効、最長5年まで延長可）
事業許認可の手続の緩和	- 経済特区に位置する企業は建物を建設する場合、空間利用活動適性の建設計画書の提出が不要 - 建設会社は経済特区における建設案件の建造物建設許可の取得が不要

他の課税所得減免を受けた事業者は上記の優遇措置を受けることができない。また、上記の優遇措置のうち、1つの事業当たり1つの優遇措置しか取得できない

経済特区に位置する企業への課税所得減免とタックス・アロワンス

- 経済特区に位置する企業は課税所得減免とタックス・アロワンスのいずれかを受けることができる

経済特区の課税所得免除の概要

項目	備考
優遇措置の内容	主要な事業活動、土地・建物の所有権移転、土地貸し・建物の賃貸から発生する課税所得を免除
条件	- 経済特区で少なくとも1,000億ルピアを投資 - 事業開始日から4年間以内に少なくとも1,000億ルピアの投資を実現すること
有効期間	1,000億ルピア以上～5,000億ルピア未満を投資する場合、10年有効 5,000億ルピア以上～1兆ルピア未満を投資する場合、15年有効 1兆ルピア以上を投資する場合、20年有効

出典：財務大臣規定2020年第237/PMK.010/2020号

経済特区のタックス・アロワンス

項目	備考
課税所得の控除	- 土地を含む有形固定資産の投資額の30%を課税所得から控除 - 各年、それまでの総投資額の5%まで、最長6年有効
減価償却期間の短縮	特定の有形固定資産と無形固定資産の減価償却を短縮
外国配当課税率の引き下げ	- 課税率の上限を最大10%に設定 - 事業の営業運転開始前に優遇措置を申請
欠損金繰り延べ期間の延長	- 欠損金繰り延べ期間を最大10年まで延長 - 事業の営業運転開始前に優遇措置を申請

注）タックス・アロワンスの詳細はこの資料の7頁をご参照

出典：財務大臣規定2020年第237/PMK.010/2020号

経済特区に位置する企業への付加価値税と奢侈税の免除

- 経済特区に位置する企業は特定の商品とサービスに対する付加価値税と奢侈税の免除の優遇措置を受けることができる
- しかし、会社が位置する経済特区もしくは他の経済特区で対象となる商品とサービスを受け取ることが条件となる。経済特区以外の場所に搬送すれば、対象商品とサービスに付加価値税と奢侈税が課される

経済特区の付加価値税と奢侈税免除の対象

対象	詳細
モノ	● 資本財（土地、建物、生産工程に必要な機械と部品等） ● 生産や物流、研究活動に必要な原材料、補助材料、その他のもの ● アフターサービスに必要な原材料、補助材料、その他のもの ● 製造業の機械の保管、組み立て、分類、物流、修理のために使用するもの
サービス	● 外注生産サービス ● 運送機器の修理・維持サービス ● 輸出向けの輸送管理サービス ● 計画と設計作成、建設、管理を含む建設サービス ● ITサービス ● 研究開発サービス ● 設備レンタルサービス ● コンサルティングサービス ● 貿易サービス ● 財務省が指定したその他のサービス

出典：財務大臣規定2020年第237/PMK.010/2020

工業団地に位置する製造業者を対象とするタックス・アロワンス

- 工業団地に位置する製造業者はタックス・アロワンスを条件付きで取得することができる

工業団地の製造業者向けのタックス・アロワンス

優遇措置	備考	留意点
課税所得の控除	- 土地を含む有形固定資産の投資額の30%を課税所得から控除 - 各年、それまでの総投資額の5%まで、最長6年間有効 - 以下の条件を全て満たすこと： - 対象となる有形固定資産は新品（中古不可）である - 対象となる有形固定資産を事業許認可に登録済 - 対象となる有形固定資産は事業活動のために利用される	- OSSで営業運転開始前に希望の優遇措置を申請 - 現場視察が実施され、財務省による優遇措置利用通知書を取得した後、優遇措置が有効に - 他の課税所得減免を受けた場合、本優遇措置を受けることはできない - 本優遇措置は、KBLI1つ当たり1つの優遇措置しか取得できない
減価償却期間の短縮	- 特定の有形固定資産と無形固定資産の減価償却を短期化する - 以下の条件を全て満たすこと： - 対象となる有形・無形固定資産は会社の所有物もしくは、オペレーティングリースとファイナンスリース以外 - 対象となる有形・無形固定資産は事業活動に利用	
外国配当課税率の引き下げ	課税率の上限は最大10%	
欠損金繰り延べ期間の延長	欠損金繰り延べ期間を最大10年まで延長	

工業団地に位置する製造業者を対象とする輸入税と輸入関税の免除

- 工業団地に位置するメーカーは輸入税と輸入関税の免除を条件付きで取得することができる

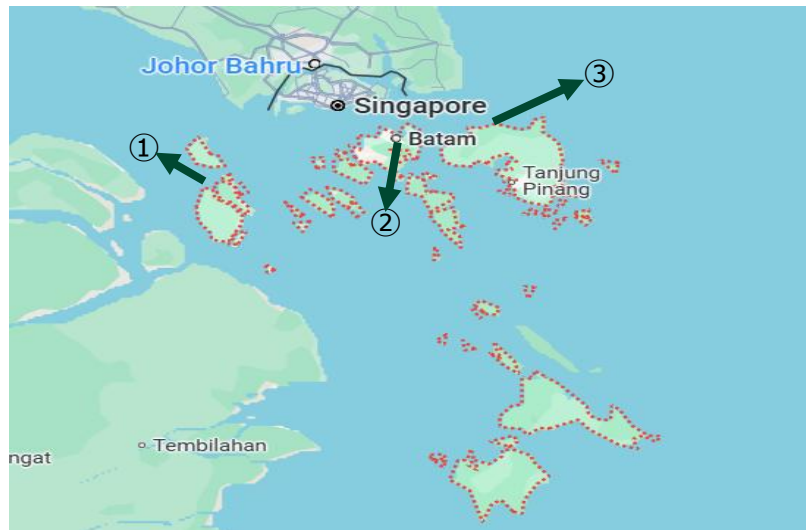
工業団地のメーカー向けの輸入税・輸入関税の免除

優遇措置	備考
輸入税の免除	- 戦略的物品*を生産する設備を輸入する場合、付加価値税が免除 - 以下の条件を全て満たす必要あり： - 生産工程で使われる設備 - 工業団地の運営事業者に輸入税の免除を申請する際、組み立てた状態もしくは分解された状態で輸入するかを説明すること - 営業運転開始後に工業団地の運営事業者に輸入税の免除を申請すること *) 戦略的物品とは食料や自動車等、多くの人々が利用し、消費するものを指す。戦略的物品のリストは政令2022年第49号第6条（8-16頁）をご参照 政令2022年第49号のダウンロードURL（インドネシア語）： https://jdih.kemenkeu.go.id/in/dokumen/peraturan/ea8c3270-bc22-4e3d-a966-08db04540654
輸入関税の免除	- 機械を輸入する場合、輸入関税が少なくとも2年間免除 - 生産設備の国産化率（TKDN）少なくとも30%を達成すれば、生産工程で使用する材料の輸入関税が免除 - 以下の条件を全て満たす必要あり： - 生産設備がインドネシアで生産できない、もしくは国産の設備が必要な規格を満たすことができない - 営業運転開始後に工業団地の事業者に輸入税の免除を申請すること

自由貿易地域

- インドネシアの自由貿易地域は現在3つあり、当地域に設立された企業に対して関税の免除等の優遇措置が適用

インドネシアにおける自由貿易地域



凡例：

- ①リアウ諸島州カリムン島
- ②リアウ諸島州バタム島
- ③リアウ諸島州ビンタン島

出典：法律代行政令2022年第2号、政令2021年第41号

各輸送元から自由貿易地域に物品を保管する際の優遇措置

輸送元	優遇措置
自由貿易地域内	付加価値税の無徴収
他の自由貿易地域	- 輸入関税の免除 - 付加価値税の無徴収
関税地域内	付加価値税の無徴収
関税地域外	- 原材料と副材料を自由貿易地域に入れる場合、輸入関税の免除 - 前払い法人税（PPh22）の免除 - 付加価値税の無徴収
経済特区	- 輸入関税の免除 - 付加価値税の無徴収
保税倉庫	- 輸入関税の免除 - 付加価値税の無徴収

注）上記の優遇措置の詳細に関してインドネシアの税関局もしくは税理士にご相談

インドネシアの国家規格（SNI）

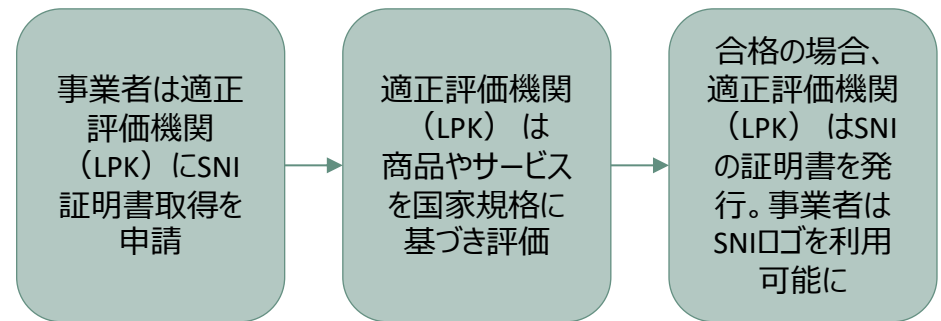
- インドネシア政府は、特定の商品とサービスの規格を統一し、品質を保証するために、国家規格（SNI）を導入
- 基本的にはSNIの取得は任意となっているが、ヘルメットや家電、おもちゃ等特定の商品にはSNI証明書の取得が義務付けられている

国家規格（SNI）の概要

項目	備考
導入目的	- 商品とサービスの規格を統一し、その品質を保証 - 顧客の保護を向上
関連機関	- 国家標準化庁（BSN）：SNIに関する政策を作る機関 - 適正評価機関（LPK）：商品の規格をSNIの規格に適正かどうかを評価する機関
SNIを取得可能な商品・サービス	- インドネシアで売買可能な商品 - インドネシアで提供されるサービス - 商品やサービスを生産する特定のシステム - 商品やサービスを生産する特定の工程 - 商品やサービスを取り扱う人材のコンピテンシー
備考	- 基本的にはSNIの取得は任意となっているものの、政府はヘルメットや、家電、おもちゃ等特定の商品に対してSNIの取得を義務付けている。対象となる品目の詳細は適正評価機関（LPK）にご相談 - SNIを取得した後、SNIの証明書を獲得し、SNIのロゴを商品に張り付けることができる
罰則	警告書や罰金等の罰則が下される

出典：法令2024年第20号

国家規格（SNI）の申請流れ



出典：法令2024年第20号

適正評価機関（LPK）のリスト

- インドネシアの適正評価機関（LPK）のリストは以下のURLで確認
<https://kan.or.id/index.php/documents/terakreditasi/doc17021/sni-iso-iec-17020/lembaga-inspeksi>（インドネシア語）

出典：国家認定委員会 (KAN)

国産製品の利用推進を目的とする国産化率（TKDN）政策

- インドネシア政府は国産製品の使用率を向上させるために、国産化率（TKDN）を導入
- 原材料や設備、サービス等商品・サービスの生産について、インドネシアの要素（国産品もしくはサービス）の使用率が計算される

国産化率（TKDN）の概要

項目	備考
定義	- TKDNは商品・サービスの生産においてインドネシアの国産品、サービス、もしくは国産品とサービスの混合の利用割合を計算 - 政府が指定した審査機関がTKDNを計算し、認証
計算方法	- 国産品：現地で調達したもの（現地で調達した材料の利用や、インドネシア製設備の利用、従業員の多数がインドネシア人であること等） - 国内のサービス：現地で調達したものの利用で発生した費用（従業員の年間給与の総額や、インドネシア製設備購入に係る費用、現地で調達したツールとインドネシア人技術者による維持と修理サービスに係る費用等） - 国産品と国内サービスを勘案し、TKDNを計算
TKDNの最割合の義務	- インドネシア政府のプロジェクトにおいて、TKDNは最低40%に設定 - 各省庁が担当事業のTKDNを決定 - EV事業のTKDNは現在40%に設定されているが、2027年に60%に引き上げる予定。詳細は政令2023年第79号第8条（6-7頁）をご参照 ダウンロードURL（インドネシア語）：https://peraturan.bpk.go.id/Details/273447/perpres-no-79-tahun-2023 - 発電事業のTKDNはエネルギー鉱物資源大臣決定2024年第191.K/EK.01/MEM.E/2024号の付属（5-10頁）をご参照 ダウンロードURL（インドネシア語）： https://wplibrary.co.id/sites/default/files/KEPMEN_ESDM_191KEK01MEME2024_2024.pdf - TKDNの導入については産業省もしくは政府が指定した審査機関までにご相談 - 政府が指定した審査機関はこちらのURLをご参照：https://tkdn.kemenperin.go.id/

イスラム法に基づくハラル認証の取得は2024年から段階的に義務付けられる

- ハラルとはイスラム法の定める適正な方法で処理、加工されること。ハラル認証とはその商品がイスラム法の定める適正な方法で処理、加工されたかどうかを証明する書類
- インドネシアでは、2024年10月17日以降、ハラル認証の取得が段階的に義務付けられている。2024年11月8日時点では、食品と飲料品のみが対象となっているが、今後段階的に対象品目が拡大される予定

ハラル認証の概要

項目	備考
ハラル認証の定義	商品がイスラム法の定める適正な方法で処理、加工されたかどうかを証明する書類
非ハラル（ハラーム）の商品・成分	ハラームとはハラルではないものを指し、イスラム法では消費が禁止されている。以下がハラームとなっている： - 消費向けではないとされる動物（豚、肉食動物、水陸両棲生物等） - 血 - アルコール
ハラル認証における評価点	- ハラルのもののみを使用すること - 生産工程と材料保管において、ハラルとハラームの材料を分けること - 商品のパッケージはハラームのものが含まれないこと - ハラル導入に関する社内ルールを作成し、ハラル導入担当者を任命

ハラル認証取得義務化のスケジュール

対象となる品目	導入開始日
食品・飲料品	2024年10月17日
天然物から作られた薬、サプリメント	2026年10月17日
OTC医薬品	2029年10月17日
向精神薬を除くハードドラッグ（習慣性のある麻薬）	2034年10月17日
化粧品	2026年10月17日
日用消費財	2026年10月17日
低リスクの医療機器（クラスA）	2026年10月17日
低～中リスクの医療機器（クラスB）	2029年10月17日
中～高リスクの医療機器（クラスC）	2034年10月17日

出典：政令2024年第42号、西スマトラ州政府

ハラルのロゴ

- ハラルのロゴは2種類がある



出典：政令2024年第42号

出典：インドネシアハラル製品保証実施機関（BPJPH）規定2023年第88号
PT SBSC INDONESIA197

6.税務関連情報

インドネシアにおける所得税及び消費税

- インドネシアでは法人所得税や個人所得税、付加価値税等の課税が適用される

インドネシアにおける所得税及び消費税（主要なものを抜粋）

種類		税率	備考
所得に対する課税	法人所得税	22% 払込資本の40%以上が証券取引所（IDX）で取引されている上場企業については3%軽減	- 年間総売上500億ルピア以下の中小企業は48億ルピアまでの課税所得に対して、50%軽減された税率が適用 - 年間総売上48億ルピア以下の企業は、毎月の売上高に対して0.5%の最終課税を適用する特例あり（有効期限あり）
	個人所得税（PPh21）	5 – 35%（累進課税）	- 基礎控除額は5,400万ルピア - 配偶者控除や扶養控除等も - 非居住者はインドネシア国内源泉所得のみ課税対象
	輸入時の前払所得税（PPh22）	0.5 – 10%	品目によって税率が異なる
	サービス対価等にかかる源泉徴収税（PPh23）	サービスや土地・建物以外の資産のレンタル料に対しては2% 配当、支払利息、ロイヤルティ、賞金等に対しては15%	請求者の所得税を支払者が代行して納税
消費に対する課税	付加価値税（VAT）	11%	実質的に2025年2月1日より奢侈税の課税品目に対するVATは12%へ引き上げ
	奢侈税	10 – 200%	品目によって税率が異なる

2025年2月1日以降、一部を対象に付加価値税（VAT）が11%から12%に

- インドネシア政府は2025年1月1日以降、一部の品目に対する付加価値税（VAT）を11%から12%へ引き上げることを発表していた経緯。VAT引き上げの影響を軽減するため、政府は様々な経済対策パッケージも用意
- 然しながら2024年12月31日、国民からの批判が強まったことに伴い、VAT引上げに関する詳細が修正された。実質的には2025年2月1日以降、奢侈税の課税品目に対するVATのみが12%となる

VATの引き上げの概要（2025年2月～）

項目	品目
VAT12%となる対象品目	奢侈税の課税品目（価格が300億ルピア以上の住宅や、飛行機、クルーズ船、気球、火器及びその弾丸等）
VAT課税対象外品目	- 生活必需品（米、肉類、魚類、卵、野菜、牛乳、家庭用砂糖等） - 教育サービス - 医療サービス - 公共交通サービス - 労働サービス - 金融及び保険サービス - 面積70平方メートル未満の1階建て住宅 - 水道消費

備考：

- 本ページに記載の内容は経済担当調整省の発表及びVAT引上げの改正に関する財務大臣規定2024年第131号を基に作成。本規定では、2025年1月1日より奢侈税の課税品目に対するVATが12%となることが記載されたものの、2025年1月1-31日は課税基準額に11/12を乗じることとなった。そのため、実質的には2025年2月1日以降、奢侈税の課税品目に対するVATが12%となる
- その他のモノ・サービスもVATは12%となるものの、時限なく課税基準額に11/12を乗じることとなったため、実質的なVATは11%のまま不変となった
- 奢侈税課税品目の詳細は財務大臣規定2023年第15/PMK.03/2023号ご参照
- 本ページに記載のVAT課税対象外品目は2022年12月12日より有効。詳細は政令2022年第49号をご参照

VATの引き上げに対する経済対策パッケージ

項目	対象品目
VATが一時的に減免される品目	- 小麦、工業用砂糖、補助金付きの食用油(Minyakita)のVATが12%から11%に減免 - 価格50億ルピア未満の住宅のVATを2025年1-6月に100%、2025年7-12月に50%減免
BEVとHEVの奢侈税と輸入税の減免	- BEVに対する輸入税の免除 - BEVとHEVの購入時の奢侈税減免
電力料金の割引	2025年1-2月に電力契約容量450-2,200VAの家庭の電力料金を50%減免
貧困層に対する米の供給	2025年1-2月に貧困層に米を10キロ/月供給
労働者に対するサポート	- 労働集約型産業において月給480-1,000万ルピアの従業員に対する個人所得税の減免 - 労働集約型産業において2025年1-6月にBPJSの労働災難保障のプレミアムを50%減免 - 解雇された労働者のサポート
事業者に対するサポート	- 総売上48億ルピア以下の企業の法人税に関する特例の期間延長 - 労働集約型産業の事業者に対し、機械改造を目的とするローンの利子を政府が5%負担

インドネシアにおける輸出入の活動に係る課税

- インドネシアでは輸出と輸入を行う際、関税や付加価値税等が課される

インドネシアにおける輸出入に係る課税

種類		税率	備考
輸出税	輸出関税	0 – 15%（一部の農産物や天然資源に従価方式で課税）	● 品目によって税率が異なる
	付加価値税	0%	● 輸出活動関連の特定サービスに課される
輸入税	輸入関税	品目によって税率が異なる	● 輸入関税の課税基礎はCIF価格（輸入品の卸売価格や運賃、保険料等を加算した合計額）となる
	物品税	タバコ：57 – 275% エチルアルコールを含む飲み物、エチルアルコール：85 – 1,150%	● 社会への悪影響を及ぼす可能性があり、供給や消費が管理される必要のある一定の物品に課せられる
	付加価値税	11%	● 品目によって税率が異なる
	輸入時の前払所得税（PPh 22）	0.5 – 10%	● 品目によって税率が異なる
	奢侈税	10 – 200%	● 品目によって税率が異なる
	保証金	品目によって金額が異なる	● 特定品目に対してインドネシアに輸入する前に保証金を支払う必要がある

注）輸出入に係る課税の詳細は税関局にご相談ください

土地建物の権利取得税や印紙税等その他の税率

- 所得税と輸出入に係る税金の他、土地建物の権利取得税（BPHTB）や印紙税等その他の税金も課される可能性がある

インドネシアにおけるその他の課税

種類	税率	備考
土地建物の権利取得税 (BPHTB)	最大税率は5% 納税額は「(課税標準 - 控除可能基準額) × 税率」で計算	- 各地方政府がその地域における税率を決定 - 課税標準は課税対象取得価額（NPOP）。通常は対象となる土地建物に係る権利の市場（取引）価格または土地課税対象販売価格（NJOP）のいずれか高い方 - 控除可能基準額は地方によって異なる。最大額は8,000万ルピア（相続の場合、最大額は3億ルピア） - 事業上の事由でない特定の譲渡における土地建物に係る権利の取得については、BPHTBが免除される - BPHTBが納付されるまで、権利移転証明書に公証人の証明が行われない
印紙税	5百万ルピア以上取引の証明書や契約書等に対して1万ルピアの印紙税が課される	n/a
その他	自動車税や特定商品・サービス税等の地方税	- 各地方政府がその領域における税率を決定 - 地方税の種類はインドネシア法令2022年第1号をご参照 インドネシア法令2022年第1号のダウンロードURL（インドネシア語）： https://peraturan.bpk.go.id/Details/195696/uu-no-1-tahun-2022

(参考) インドネシアにおける土地権利の種類

土地権利の種類	定義	付与先	対象になる取引	有効期間
所有権 (Hak Milik)	法律上は、不動産完全所有権や自由保有権と同様、絶対的な土地を所有する権利	- インドネシア国民とその相続人 - インドネシア政府機関が指定した法人*	- 売買 - 譲渡 - 担保	有効期限なし
事業権 (Hak Guna Usaha)	国有地を農業・漁業・畜産用に使用ができる権利	- インドネシア国民 - 在インドネシア法人	- 譲渡 - 担保	- 最大35年間 25年間まで延長可能 35年間まで更新可能
建設権 (Hak Guna Bangunan)	国有地あるいはその他の土地に建物を建てて所有する権利	- インドネシア国民 - 在インドネシア法人	- 譲渡 - 担保	国有地： - 最大30年間 20年間まで延長可能 30年間まで更新可能 その他の所有者： - 最大30年間 - 更新のみ可能
使用权 (Hak Pakai)	土地（国有地及びその他）に建設された建物を所有し、双方の同意で特定の目的のために使用する権利	- 政府機関 - インドネシア国民 - 在インドネシア法人 - 宗教法人、社会団体 - 外国人 - インドネシアに駐在員事務所を設立した外資法人 - 大使館及び海外政府機関	国有地： - 取引実施不可 その他の所有者： - 譲渡 - 担保	国有地： - 最大30年間 20年間まで延長可能 30年間まで更新可能 - 時には、無限 その他の所有者： - 最大30年間 - 更新のみ可能
区分所有権 (Hak Satuan Rumah Susun)	特定の土地の権利を利用して建設された多層階住宅の特定区分を所有する権利	- 政府機関 - インドネシア国民 - 在インドネシア法人 - 外国人 - インドネシアに駐在員事務所を設立した外資法人 - 大使館及び海外政府機関	- 譲渡 - 担保	保有する土地の権利によって異なる

*) 国家土地庁、宗教法人及び社会団体、農業協同組合

二重課税防止のため、日本とインドネシアは租税条約を締結

- 日本とインドネシア政府は二重課税防止を目的とし、租税協定を締結し、配当や利子等に対して源泉税減免措置を設定
- 源泉税減免措置を受けるためには、インドネシア国税総局に居住者証明書を提出する必要がある

日本とインドネシアの租税条約

項目	適用される源泉税率
配当	- ポートフォリオ投資の場合：15% - 出資比率25%以上の場合：10%
利子	- 指定された特定の産業に属する企業に支払われる利子または一定の証券の利子の場合：10% - 利子の実質的権利者が政府である場合：0%
ロイヤルティー	10%

出典：日本国外務省、日本とインドネシアとの租税（所得）協定

源泉税減免措置を受けるために居住者証明書の提出が義務付けられている

必要な書類	備考
居住者証明書	- 居住者証明書の様式はインドネシア国税総局によって定められる - インドネシア国税総局長規定2018年第PER-25/PJ/2018号による様式は以下のURLでダウンロード可能 https://www.pajak.go.id/id/form-dgt - 居住者証明書の有効期間を12か月未満に設定することも可能

注）輸出入に係る課税の詳細は税関局にご相談ください

出典：インドネシア国税総局長規定2018年第PER-25/PJ/2018号

インドネシアにおける移転価格税制の概要

- 移転価格税制とは、海外の関連会社との取引が通常取引価格（独立企業間価格）で実施されたものとみなして所得を計算し、課税する制度であり、海外への所得移転と租税回避の対策となっている

インドネシア移転価格税制の書類

作成する書類	作成要件（いずれかを含む場合）
マスターファイル及びローカルファイル	- 関係者との取引が前年度売上高500億ルピア超 - 前年度の関係者との有形資産取引が200億ルピア超 - 前年度の関係者とのその他の取引（無形資産取引、役務提供取引、関連者間貸付等）が50億ルピア超 - インドネシアに比べて低税率の国に所在する関係者との取引を有する
国別報告書	- 親会社の所在する国において国別報告書の作成が義務付けられていない - 親会社の所在する国とインドネシアの間で、租税情報の交換に関する協定が締結されていない - 親会社の所在する国とインドネシアの間で租税情報の交換に関する協定が締結されているが、インドネシア税務署局は国別報告書を当該国の税務当局から取得できない
マスターファイル、ローカルファイル及び国別報告書	インドネシア法人が当該会計年度における連結総売上高が11兆ルピア超の企業グループの親会社である

インドネシア移転価格税制の書類

書類	作成期日	主な内容
マスターファイル	会計年度末から4カ月以内	- グループの組織図、資本関係会社 - 事業活動の概要 - 無形資産の情報 - グループの財務活動の状況 - 親会社の連結財務情報、納税状況
ローカルファイル	会計年度末から4カ月以内	- 事業活動 - 関係者との取引
国別報告書	会計年度末から12カ月以内	- 所在国、企業名、納税者番号、事業活動、総売上、税引前損益 - 支払済法人税、未払法人税、資本金、利益剰余金 - 正社員数、現金及び現金同等物以外の有形資産額

留意点

- 税務署が上記の書類提出を要求する場合、提出要求の通知書の発行日から1カ月以内に提出しなければならない
- 企業は移転価格税制の資料を10年間保存しなければならない

出所：財務大臣規定2023年第172号

インドネシアにおける過小資本税制の概要

- 過小資本税制とは内国法人が借入れを受ける際に、負債資本比率を4:1とすることを規定したもの（銀行等、適用されない業種もあり）。この比率の上限を超えて借入れを行った場合、法人税の計算においては、借入額は資本の4倍として計算され、それを超えた借入れ部分の各種財務コストは損金に含まれないこととなる

インドネシアにおける過小資本税制の概要

項目	移転価格税制
負債資本比率	4:1
対象者	インドネシアの内国法人
対象外	- 銀行 - 資金または資本財を提供する金融機関およびリース会社 - シャリアを含む保険・再保険会社 - 石油ガス事業を行う会社、鉱業会社、負債資本比率が定められる生産分与のパートナーシップ契約によるその他の鉱業を行う会社（特定の負債資本比率が定められていない場合は、4:1の負債資本比率に従う） - 総売上に対して最終課税が課される会社 - インフラ開発事業を行う会社
報告義務	外国からの借入については国税総局長に報告しなければならない。これを怠った場合、利息の損金算入の権利を失う

2025年1月1日以降新たな税務制度を導入（1/2）

- インドネシア財務省は2025年1月1日以降コア税務管理システム（CTAS）という新たな税務制度の導入を発表
- 政府はCTASの導入によって、税務登録、申告、課税者（事業者・個人）の情報管理、税金支払い、税務関連サービスの改革を図っている

ビジネス向けコア税務管理システム（CTAS）の概要

項目	CTASシステムの導入前	CTASシステムの導入後
税務登録	● 事業者の場合、15桁の納税者番号（NPWP）を利用 ● 個人の場合、16桁の住民登録番号（NIK）を納税者番号として利用	● 事業者と個人は16桁の納税者番号を利用 ● 事業者の納税者番号には、納税者番号の前に「0」を追加して16桁にする
	● 会社の本部と支店にそれぞれの納税者番号がある	● 会社の本部と支店は一つの納税者番号を利用するが、支店であることを識別するため、支店の事業所識別番号（NITKU）が付与される
	● 納税者番号（NPWP）申請、税務オンラインシステム登録、課税事業者の税務アカウント登録の手続きはそれぞれオンラインとオフラインで実施	● 税務関連手続きは全てオンラインシステムに統一
税務申告	● 税務関連書類は様々なアプリを使って発行・提出（税務インボイス、課税控除納付書、税務署のシステムで発行され、財務諸表はPDFファイルとして提出）	● CTASで書類発行・提出
	● 直接税務署に申告書を提出する、もしくはオンラインで申告	● CTASのシステムでオンラインで申告 ● CTASのシステムで源泉税計算が自動的にされる等、幅広い機能を提供

2025年1月1日以降新たな税務制度を導入（2/2）

ビジネス向けコア税務管理システム（CTAS）の概要

項目	CTASシステムの導入前	CTASシステムの導入後
課税者（事業者・個人）情報管理	事業者と個人情報の更新を税務署で実施	事業者と個人情報の更新はCTASのシステムで実施
税金支払い	- 支払番号は自動的に発行されず、税務署のシステムに申請する必要 1つの申告書に付き1つの支払番号が発行 - CTAS導入前には、税務署のシステムで未払税金の一覧と過去の税務関連支払の一覧が表示されない	- 支払番号は自動的に発行 1つの支払い番号は複数の税金に対応可能 - CTASのシステムで未払税金の一覧と発行された支払番号の一覧が表示される
	銀行口座のオンラインの支払は別のタブブラウザで実施する必要	納税者はCTASシステムで1つのタブブラウザで税金を銀行口座から直接支払い可能
	税金還付の手続は税務署で実施	税金還付の手続をオンラインで実施可能
税務関連サービス	住居地を管轄する税務署で税務関連手続を実施	全ての税務署で対応可能
	納税者登録や所得税申告、税務インボイスの発行等の一部のサービスのみ税務署のシステムで自動的に作成可能	CTASのシステムでサービスの自動化を拡大（詳細は今後発表予定）

日系企業が関わる税務関連の判例

- 日系企業も関連会社との取引や法人所得税確定申告等の税務関連について裁判所で争われた事例がある

事例①：課税所得の計算項目となる取引有無の確認

項目	備考
事件番号	PUT-118998.15/2014/PP/M.IB of 2020
事件内容	- 事業者は2014年度課税所得を3,257.1億ルピアと申告したが、国税総局は書類確認で課税所得を3,670.6億ルピアに修正。国税総局によると、事業者が親会社と取引（親会社による技術トレーニング費用、技術者の出張経費、商品開発費用、ロイヤルティー支払）の実績があったものの、その取引が実際に適切に行われた証拠が不十分であるとした - 事業者は親会社とのトレーニング実施契約書、親会社宛ての正式トレーニング依頼書とその返答、商品デザイン、外国人技術者の暫時居住許可証及び経費の記録、インボイス、移転価格税制の書類等の関連書類を証拠書類として提出
判決	税務裁判所は証拠書類を確認し、事業者による親会社との取引は適切であるとし、事業者の2014年度課税所得は事業者の申告通り3,257.1億ルピアであると判断
アドバイス	全ての事業活動と取引を証拠書類として保存すること

出典：インドネシア最高裁判所

事例②：親会社との取引が適切に実施されたかどうか

項目	備考
事件番号	PUT-000424.15/2019/PP/M.XIIIB of 2020
事件内容	- 事業者は2015年度課税所得を272.6億ルピアと申告したものの、国税総局は355.2億ルピアに修正 - 国税総局は、事業者が関連会社と輸出取引があり移転価格税制書類の財務諸表にて輸出事業と国内事業を区別し計算すべきだとしたが、事業者は輸出事業と国内事業を合わせて計算して移転価格税制書類を作成したため、国税総局がその移転価格税制書類の情報が適切でないと判断 - 国税総局は関連会社との取引を確認、その取引価格は他社の平均価格より低く、適切でないと判断 - 事業者は国税総局が実施した平均価格確認が当時適用されていた手続に基づいて実施されなかったとし、国税総局の計算に対して異議を申し立てた。事業者は同様の事業を行う会社10社と比較して業界平均価格を確認したが、国税総局は事業者と異なる事業を行う会社3社と比較していた
判決	裁判所は国税総局の修正を取り消し、事業者の課税所得を272.6億ルピアに決定した。国税総局は事業者と同様の事業を行う会社と比較しなかったこと、比較対象の社数が事業者による確認より少ないこと、輸出事業と国内事業の区別が定められていないことから、国税総局が実施した他社との平均価格確認は当時定められていた手続に基づいて実施されなかったと判断
アドバイス	適用する手続きを理解し、正確なデータを提供すること

出典：インドネシア最高裁判所

日本企業の事例と留意事項、示唆

項目	日系企業の事例・コメント	示唆
通常決算の利用	- 会社設立当初、インドネシアの税務特例で、小規模事業者が正式な決算をせずとも、売上に一定割合を掛け算することで簡易的に法人税の計算・納付ができる制度を利用したところ、NEDOからの助成金も事業外収益とみなされ、法人税がかかってしまった（A社） - 通常SPCを設立した際は、通常の決算作業を行い、簡略的な特例は利用しない。当初は赤字を見込んでいるため、政府機関等から資金援助があっても税務上特段問題にならないという認識。アドバイザーを雇いながら、とにかく払うお金は回避するというスタンスでスキームを構築している（B社）	会社を新規設立し、当初は創業赤字が見込まれる場合は特に、通常の決算作業を実施することで法人税を軽減可能
税負担軽減の工夫	助成金はインドネシアで固定資産を取得するためのものであったため、助成金を一旦預かり資産であると位置づけ、取得した固定資産の減価償却期間48か月に合わせ収益を繰り延べ計上することで、納付する法人税額を軽減	税務コンサルとの協働により、税負担を軽減できる可能性あり
日本本社サイドでの助成金受け取り	NEDOからの補助金は日本サイドにて受け取りをしており、インドネシアサイドで税務面で問題になることは無かった（複数社同様のコメントあり）	日本サイドで補助金を受け取り、機器等の購入、インドネシアへ輸出することで税負担を軽減することが可能
税務調査の回避	インドネシアでは法人税を前払いするルールとなっており、決算後に還付が受けられることとなった場合には還付請求を行うが、その場合にはすべからず税務調査が入ることとなる	実務の手間や、税務調査に伴うリスクを勘案すると、還付が数十万円と少額であれば、還付請求を放棄するというビジネスジャッジはありうる

7.ビザ関連情報

インドネシアにおける主要なビザ

種類（ビザのコード）		備考	滞在期間	延長	eビザ
訪問ビザ シングル ビザ	ビジネスビザ (C2)	会議や商談、契約締結、オフィス・工場における活動等（一度のみ入国可能）	60日	可	可
	審査ビザ (C17)	インドネシアに位置する自社の支店／子会社の審査、品質管理、検査（一度のみ入国可能）	60日	可	可
	アフターセールスサービスビザ (C19)	インドネシア国内の顧客に対する海外商品のアフターサービスに関する活動（一度のみ入国可能）	60日	可	可
	機械据え付けビザ (C20)	海外からの設備購入の一環としてインドネシアで行う機械設置や修理サービスに関する活動（一度のみ入国可能）	60日	可	可
訪問ビザ マルチビザ	ビジネスビザ (D2)	会議や商談、契約締結、オフィス・工場における活動等（複数入国可能）	1回の滞在で最大60日（有効期間は1年、2年、5年から選択可能）	不可	可
	審査ビザ (D17)	インドネシアに位置する自社の支店／子会社の審査、品質管理、検査（複数入国可能）	1回の滞在で最大60日（有効期間は1年、2年、5年から選択可能）	可	可
到着ビザ		観光活動や業務関連活動。日本を含む97カ国（2024年12月3日時点）を対象	30日（最大60日）	可	観光用 B1と 外交用 B4のみ 可*
一時滞在 ビザ	雇用ビザ (E23)	雇用契約に基づく就労（給与の発生に伴う）活動	6カ月、1年間、2年間で選択可能 （最大5年間まで延長可能）	可	可
	ゴールデンビザ	経済成長の促進、投資誘致、高度人材の誘致を目的とし、特定の人物を対象とするビザ。観光活動や業務が目的	5年－10年間	可	可
	デジタルノマドビザ	インドネシアに拠点がない企業の外国人従業員がバリ島をはじめとする観光地でリモートワーク実施のために取得	1年間（最大2年間で延長可能）	可	可

*）到着ビザについては、日本の場合、観光用のB1と外交用のB4のみeビザで対応可能。ビジネス用のB2と医療観光のB3はeビザで対応不可

注）本資料では訪問ビザ、到着ビザ、一時滞在ビザ、デジタルノマドビザ、ゴールデンビザの詳細のみを記載

各種ビザの詳細や、実際の活動事例がどのビザに該当するかについては入国管理局のウェブサイトをご参照：<https://evisa.imigrasi.go.id/>

出典：Jetro、法務人権大臣決定2023年第M.HH-02.GR.01.04号、インドネシア入国管理局

インドネシアを訪問する目的で取得するビザ

- 訪問ビザとは観光や講義等の目的でインドネシアを訪問するためのビザ
- インドネシアは特定の国に対しては、無料で訪問ビザを交付しているが、日本は対象外（有料）

訪問ビザの概要

項目	備考
取得費用	2百万－7百万ルピア
条件	- 入国時に少なくとも6ヶ月の有効期限があるパスポート - スポンサーによる保証書 - インドネシアに滞在するに足る金銭 - ホテル予約と往復の航空券の提示
有効期間	- シングルビザの場合：60日間、180日間のいずれかを選択 - マルチビザの場合：60日間、180日間、1年間、2年間、5年間、10年間のいずれかを選択
許可される活動	- 家族訪問や映画撮影、展示会の参加、医療観光等の観光活動 - 会議や、インターンシップ、インドネシアの会社の調査、投資前作業実施、アフターサービス提供、トランシット等のビジネス関連活動 - 講義実施や、報道活動、利益が発生しないスポーツイベント等の社会関連活動
例外	ASEAN諸国、東ティモール、スリナム、香港の国籍を持つ旅行者に対し、インドネシアに入国するビザ取得が免除される（2024年11月1日時点）

日本人は到着ビザで入国可能

- 日本人は到着ビザでインドネシアに入国することができるが、到着ビザのシステムエラーが起きることもあるため事前に訪問ビザ等を取得することを推奨

到着ビザの概要

項目	備考
取得費用	50万ルピア
条件	- 入国時に少なくとも6ヶ月の有効期限があるパスポート - インドネシアに滞在するに足る金銭 - 往復の航空券の提示
有効期間	30日間（さらに30日間で延長可能）
許可される活動	- 家族訪問、観光活動 - 会議や展示会の参加者として出席 - ヨットでインドネシア国内の旅行を実施
対象国	2024年12月3日時点で、日本を含む97カ国 - 詳細は入国管理局長回状2023年第IMI-GR.01.01-0307号の附則もしくは入国管理局のビザ申請のウェブサイトをご参照 - 入国管理局長回状2023年第IMI-GR.01.01-0307号のダウンロードURL（インドネシア語、6－9頁）：https://kanibatam.kemenumham.go.id/assets/resources/files/Surat_Dirjenim_Implementasi_Bebas_Visa_Kunjungan_dan_Visa_Kunjungan_Saat_Kedatangan_Sesuai_Permenkumham_Nomor_22_Tahun_2023.pdf - 入国管理局のビザ申請のウェブサイト：https://evisa.imigrasi.go.id/
留意点	- 到着ビザのシステムエラーが起きることもあるため、事前に訪問ビザ等を取得することを推奨 - 日本の場合、観光用のB1と外交用のB4のみeビザで申請可能。ビジネス用のB2と医療観光のB3はeビザで対応不可

仕事関連目的やその他の目的で一時滞在ビザを取得可能

- 外国人は仕事関連やインドネシアの大学に入学等の目的で一時滞在ビザを利用してインドネシアに入国することができる
- 一時滞在ビザの発行後、指定された期間内（普段は発行日から30－60日間）に入国しなかった場合、その一時滞在ビザは無効となる

一時滞在ビザの概要

項目	仕事関連目的で入国する場合	その他の目的で入国する場合
対象内となる活動	- インドネシア法人で就労する - インドネシアで投資を行う - インドネシアで専門家として仕事を行う	- インドネシアに滞在中の家族を訪問して滞在する - インドネシアで研究を実施する - インドネシアで治療を受ける - インドネシアで宗教活動を行う（指導者や教徒） - インドネシアで教育機関に入学する
必要となる一般書類	- 残存有効期間が6か月以上のパスポート - 保証人による身元保証書 - 生活費を補う十分な資金の証明（銀行残高証明書） - 会社定款と会社口座	- 残存有効期間が6か月以上のパスポート - 保証人による身元保証書 - 生活費を補う十分な資金の証明（銀行残高証明書） - 会社定款と会社口座
必要となる特別書類	- インドネシアに就労目的で入国する場合、インドネシア労働省が発行した外国人雇用関連書類（外国人雇用計画（RPTKA）の適正評価の結果や外国人労働者雇用補償金（DKPTKA）の領収書等） - インドネシアで投資を実施した投資家については、インドネシア法人の株を少なくとも100億ルピア所有する証明書 - インドネシア証券取引所で投資した投資家については、インドネシア証券取引所の証券所有証明書	- 航空券やホテル予約の証明書 - 婚姻証明書 - 出生証明書 - 本国の関連省庁が発行するインドネシアでの活動証明書 - イベントの主催者からの招待状
有効期間	6か月、1年間、2年間のいずれかを選択可能（最大5年間まで延長可能）	6か月、1年間、2年間のいずれを選択可能（最大5年間まで延長可能）

特定の人物を対象とするゴールデンビザ

- インドネシア政府は経済成長の促進、投資誘致、高度人材の誘致を目的とし、特定の人物を対象とするゴールデンビザを発行

ゴールデンビザの種類

種類	有効期間	条件
会社を設立する投資家向け	5－10年間	2,500－5,000万米ドルの投資額で会社を設立
会社を設立する取締役やコミサリス向け		
世界で影響力を持つ人物向け		
会社設立の目的がない投資家向け	5－10年間	インドネシア証券取引所で35万－100万米ドルを投資
セカンドホーム	5年間	インドネシアで100万米ドルの不動産を購入
グローバルタレント	5－10年間	以下の条件のいずれかを満たす： - 世界大学ランキングのトップ100の大学からGPAの3.5以上の卒業生 - 政府が必要とするスキルの証明書を持つこと - そのタレントが必要とする関連省庁の説明書の提出

出典：法務人権大臣規定2023年第22号

ゴールデンビザのメリット

項目	備考
ビザの有効期間が長い	滞在期間が最長10年間（通常は5年間）
入国審査において優先される	入国する際、入国審査の手続が簡略化
ビザ申請の条件が緩和される	関連省庁からの通知書や推進書の取得が不要となる

出典：法務人権大臣規定2023年第22号

デジタルノマドビザでインドネシアで拠点が無い企業のリモートワークを実施可能

- インドネシア政府は観光客数の増加を目的とし、インドネシアに拠点が無い企業の外国人従業員がバリ島をはじめとする観光地でリモートワークの実施が可能となるデジタルノマドビザを発行

デジタルノマドビザの概要

項目	備考
実施可能な活動	インドネシアにおいてリモートワークを実施すること
禁止とする活動	- 在留期間が過ぎたにもかかわらずインドネシアで滞在し続ける（不法滞在） - 商品・サービスの販売 - インドネシアに位置する法人や人物から給与もしくは利益を得ること
有効期間	1年間（さらに1年間で延長可能）
必要となる書類	- 残存有効期間が6か月以上のパスポート - 生活費を補う十分な資金の証明（銀行残高証明書） - 外国に位置する会社が発行するインドネシアで犯罪行為をしない保証書 - 外国に位置する会社が発行する最低年収6万米ドルを証明する給与支払証明書 - 外国に位置する会社から最低年収6万米ドルを受けることを証明する労働契約書
メリット	インドネシア法人での就労ではないため、ビザ申請の手続きが通常より容易

APECビジネストラベルカード

- APECビジネストラベルカード（ABTC）を利用すれば、アジア太平洋経済協力（APEC）の加盟国に短期で商用目的で入国することができる
- 外国人は条件を満たせばインドネシアでもABTCを取得可能
- ABTCを利用してインドネシアに入国する場合、ABTCの所有者は入国手続の優先（ファストトラック）対象となるメリットがある

APECビジネストラベルカード（ABTC）の概要

項目	備考
対象者	• APEC加盟国のパスポートの所有者 • APEC加盟国で定期的に出張を行う者 • 犯罪歴がないこと
有効期間	• 最長5年間 • インドネシアに入国する場合、1回の滞在につき、最長60日間滞在可能
インドネシアでABTC取得申請の場合に必要な書類	• インドネシアのビジネス協会が発行した推薦書 • 直近3カ月に口座残高が最低5億ルピアあることを証明するインドネシアの銀行の残高証明書 • 直近6カ月に少なくとも3回の出張を実施したことを証明する書類 • 無犯罪証明書（SKCK） • 身分証明書 • 残存有効期間が2年間以上のパスポート
インドネシアでABTCで入国するメリット	• 入国の手続において優先（ファストトラック）対象となる

*) 申請を行う国によって追加の条件や有効期間が異なる。インドネシアでABTCの詳細はインドネシア商工会議所（KADIN）にご相談

入国手続きが完了した後、滞在許可証明書は自動的に発行

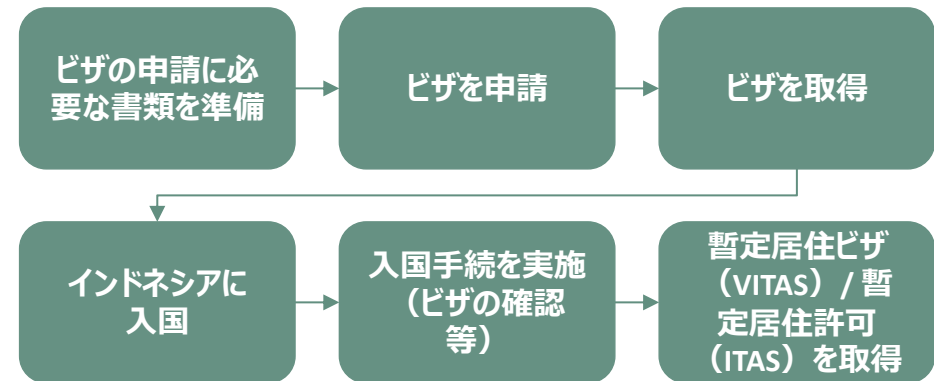
- 滞在許可証明書とは外国人が一定期間インドネシアでの滞在が許可されることを説明する書類。入国手続きが完了した後、滞在許可証明書はビザ申請の手续に登録されたメールアドレスに送信される
- 滞在許可証明書は、短期間（30－180日間）の滞在が認められる暫定居住ビザ（VITAS）、1－10年間の滞在が認められる暫定居住許可（ITAS）、永住が認められる永住許可証（ITAP）という3つの種類がある。インドネシアで仕事をするには、ITASもしくはITAPを取得する必要がある

滞在許可証明書の種類

種類	備考
暫定居住ビザ（VITAS）	- 訪問ビザを申請して取得する滞在許可証明書 - 有効期間は30日間、60日間、180日間（延長可能）
暫定居住許可（ITAS）	- 一時滞在ビザを申請して取得する滞在許可証明書 - 有効期間は1－10年間（申請された一時滞在ビザと同様。延長可能） - 就労目的の場合にはITASの取得が必須
永住許可証（ITAP）	- 暫定居住許可（ITAS）の有効期間が満期となり、延長不可となる場合、永住許可証（ITAP）の取得が必要となる - インドネシアで就労の場合にITASの取得が必須

出典：入国管理局

滞在許可証明書の申請流れ



出典：入国管理局

滞在許可証明書の申請における留意点

- ビザを申請する際、外国人とそのスポンサーは必要な書類を直接入国管理局に直接提出するか、オンライン（<https://evisa.imigrasi.go.id/>）で提出することができる
- 入国管理局は申請されたビザによって滞在許可証明書を発行する。入国手続きが完了した後、ビザ申請を行った時に登録したメールアドレスに滞在許可証明書が発行される
- 問題が発生し滞在許可証明書が自動的に発行されない場合、住居地を管轄する入国管理局に報告する必要がある
- 滞在許可証明書を取得せず、住居地を管轄する入国管理局に報告しない場合、本国に送還される

出典：入国管理局

インドネシアの就労許可となる外国人雇用計画書（RPTKA）

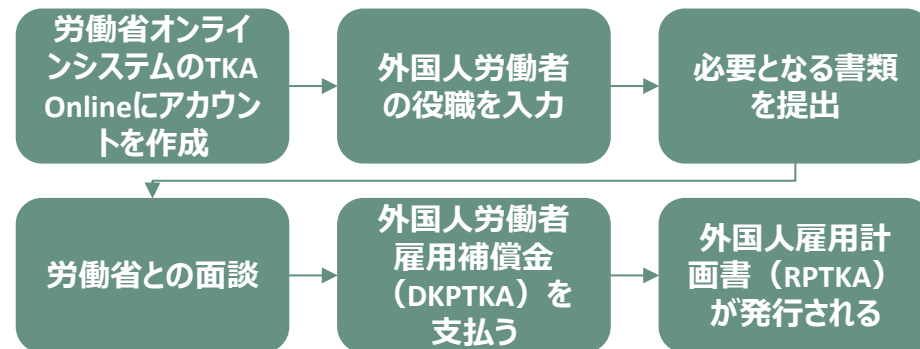
- 暫定居住許可（ITAS）を取得するためには、外国人とそのスポンサーはインドネシアの就労許可となる外国人雇用計画書（RPTKA）を労働省オンラインシステムのTKA Onlineで申請して取得する必要がある
- 1人の外国人労働者につき、1つの外国人雇用計画書（RPTKA）の取得、月ごと100米ドルの外国人労働者雇用補償金（DKPTKA）が必要

外国人雇用計画書（RPTKA）の概要

項目	備考
定義	労働省が発行した外国人雇用の承認書
申請費用	外国人労働者雇用保証金（DKPTKA）として外国人労働者1人あたり1ヵ月100米ドルを労働省に支払う
有効期間	1年間（最長5年間まで延長可能）
必要となる書類	会社と外国人労働者の情報を証明する以下書類： ● 事業基本番号（NIB） ● 労働省に提出した年次労働報告書（従業員の人数や手当等の情報） ● 会社の組織図 ● 労働契約書 ● 会社の定款（取締役とコミサリスの雇用のみ） ● 卒業証明書 ● 前職の会社が発行した職歴証明書

出典：INTR

外国人雇用計画書（RPTKA）の申請の流れ



出典：入国管理局

外国人雇用計画書（RPTKA）の申請に関する留意点

- 外国人労働者の役職をエラーで入力できない場合、申請手続を最初からやり直す。エラーが解消しない場合、労働省にご相談
- 役職に関連する書類を提出。また、インドネシアでの職歴があればRPTKAの申請が通りやすくなるため、関連書類も提出
- 労働省との面談は専門家として外国人を雇用する場合に実施。面談において、労働省の担当者は外国人の雇用の必要性を確認し、面談の結果によっては外国人雇用計画書（RPTKA）の申請が拒否される可能性も

出典：TKA Online、政令2021年第34号

日本企業の事例と留意事項、示唆

項目	日系企業の事例・コメント	示唆
イレギュラーな事項への対応	- ビザについては会社が適切にインドネシアに設立され、規制通りの対応とすれば問題が起きることはない。しかしながら、例えば外国人労働者はインドネシア語を話せる必要があるという規定が廃止されたにもかかわらず、政府担当者によってはビザ取得プロセスにおいて、インドネシア語が話せるか聞いてくるといったことは起きうる - 日本人のビザ取得についても外部コンサルに任せている。外国人労働者への見方は厳しく、ルールも難しいため、自社でビザ取得するという判断にはならない	規制に記載がないにも関わらず、イレギュラーな対応を求められる事例があったという声は複数聞かれる。トラブル回避のためにも外部コンサルの活用が一般的か

出典：SBSC Indonesiaによるヒアリング

その他、イレギュラーな事項の可能性

項目	備考
入国審査関連の問題	到着後入国審査の顔認証と指紋認証が実施される際にエラーが発生した場合、住居地を管轄する入国管理局に報告する必要
学歴	入国審査の手続において、入国審査官は卒業証明書の提示やインドネシア法人における職務内容との関連性の説明を要求する可能性がある。外国人の学歴は職務内容と関連性がないと判断される場合、入国が拒否されることも
インドネシア語能力	エントリポイントにおける入国審査では、入国審査官は面接を行い、インドネシア語の能力を確認する可能性がある。インドネシア語を話せない場合、保証人の情報を問われる
家族関係の証明	家族がインドネシアに入国する場合、婚姻証明書と出生証明書といった家族関係を証明する書類の提示が必要。上記の書類提示ができない場合、家族の入国が拒否される
入国目的に適したビザを取得	工場見学目的で入国の際、観光用のB1で入国し摘発された事例あり。ビジネス用のビザを取得することを推奨

出典：インドネシア入国管理局へのヒアリング

PT SBSC INDONESIA221

IMPORTANT

- This document provides general information about Indonesia. This material is intended for information and discussion purposes only and it is not a solicitation to participate in any particular transaction.
- Although the information is obtained from sources considered reliable by PT SBCS Indonesia, PT SBCS Indonesia makes no representation or warranty as to, and does not take any responsibility for, the accuracy of completeness of the information contained or opinion expressed herein. This report is current at the date of writing only and we will not be responsible for informing you of any future changes in circumstances which may affect the accuracy of the information contained in this report.
- This document should not be quoted, copied, forwarded or distributed to any other party by using electronic or mechanical methods without our consent.
- The images contained in this document was compiled by PT SBCS Indonesia from publicly available source. Figures and information in this material was grouped according to the relevant documents and measured on certain assumptions.
- In considering the use of the schemes in the material, please consult your own lawyers, accountants and other relevant professional advisers, should you have any questions on legal, accounting matters and tax issues concerning any scheme.



PT SBCS INDONESIA

Menara BTPN, 38th Floor
Jl. Dr. Ide Anak Agung Gde Agung
Kav 5.5 – 5.6, Jakarta 12950
INDONESIA
Tel: +62 21 2157 2120
<https://sbcs.co.id/>

Mitsuhiro Kato

mitsuhiro.kato@sbcs.co.id

Daisuke Kurohara

daisuke.kurohara@sbcs.co.id

Nice

nice@sbcs.co.id

M. Djatti Umara

djatti.umara@sbcs.co.id